

目 次
第1号（12月15日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
諸般の報告	8
町長提出第130号議案	10
町長提出第131号議案	11
町長提出第132号議案	11
町長提出第133号議案	11
町長提出第134号議案	11
町長提出第135号議案	11
町長提出第136号議案	11
町長提出第137号議案	11
町長提出第138号議案	11
町長提出第139号議案	11
町長提出第140号議案	20
町長提出第141号議案	20
町長提出第142号議案	20
町長提出第143号議案	20
町長提出第144号議案	20
町長提出第145号議案	20
町長提出第146号議案	20
町長提出報告第12号	32
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	33
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	36
散 会	40
署 名	41

第2号（12月18日）

議事日程	4 3
本日の会議に付した事件	4 3
出席議員	4 3
欠席議員	4 3
事務局職員出席者	4 3
説明のため出席した者の職氏名	4 4
開 議	4 4
会議録署名議員の指名	4 4
一般質問	4 4
1 番 後山 幸次君	4 4
6 番 丁 泰仁君	6 0
5 番 草田 吉丸君	7 9
4 番 岡田 克也君	9 7
1 0 番 京村まゆみ君	1 1 6
8 番 御手洗 剛君	1 3 6
散 会	1 5 4
署 名	1 5 5

第3号（12月19日）

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 7
欠席議員	1 5 7
事務局職員出席者	1 5 7
説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
開 議	1 5 8
会議録署名議員の指名	1 5 8
一般質問	1 5 8
9 番 三浦 英治君	1 5 8
7 番 寺戸 昌子君	1 7 7
1 1 番 板垣 敬司君	1 9 6
2 番 川田 剛君	2 1 6
3 番 米澤 宏文君	2 3 2
散 会	2 4 4

署 名	2 4 5
-----------	-------

第4号（12月20日）

議事日程	2 4 7
本日の会議に付した事件	2 4 8
出席議員	2 5 0
欠席議員	2 5 0
事務局職員出席者	2 5 0
説明のため出席した者の職氏名	2 5 0
開 議	2 5 0
会議録署名議員の指名	2 5 1
町長提出第130号議案	2 5 1
町長提出第131号議案	2 5 1
町長提出第132号議案	2 5 4
町長提出第133号議案	2 5 5
町長提出第134号議案	2 5 7
町長提出第135号議案	2 5 8
町長提出第136号議案	2 5 9
町長提出第137号議案	2 5 9
町長提出第138号議案	2 6 1
町長提出第139号議案	2 6 2
町長提出第140号議案	2 6 3
町長提出第141号議案	2 8 9
町長提出第142号議案	2 9 0
町長提出第143号議案	2 9 1
町長提出第144号議案	2 9 2
町長提出第145号議案	2 9 2
町長提出第146号議案	2 9 3
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	2 9 4
発議第4号	2 9 6
閉 会	2 9 8
署 名	2 9 9

津和野町告示第85号

平成29年第9回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年12月4日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 29 年 12 月 15 日
2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○12 月 18 日に応招した議員

○12 月 19 日に応招した議員

○12 月 20 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 29 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 29 年 12 月 15 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 29 年 12 月 15 日 午前 9 時 00 分開

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 町長提出第 130 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 5 町長提出第 131 号議案 津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 132 号議案 津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 133 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正について
- 日程第 8 町長提出第 134 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 135 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 138 号議案 旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 139 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 140 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 町長提出第 141 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 町長提出第 142 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 町長提出第 143 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 町長提出第 144 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 145 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 町長提出第 146 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 町長提出報告第 12 号 債権放棄について
- 日程第 22 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 23 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 130 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 5 町長提出第 131 号議案 津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 132 号議案 津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 133 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正について
- 日程第 8 町長提出第 134 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 135 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 138 号議案 旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 139 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 140 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 町長提出第 141 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 町長提出第 142 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 町長提出第 143 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 町長提出第 144 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 19 町長提出第 145 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算 (第 3 号)

日程第 20 町長提出第 146 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
2 号)

日程第 21 町長提出報告第 12 号 債権放棄について

日程第 22 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 23 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君

午前 9 時 00 分開会

○議長 (沖田 守君) おはようございます。早いもので、12 月も半ばを迎えまし
た。県下の市町村も、12 月の定例会が既に始まっておるさなかでもあります。本町

としては、少し遅いかなという感じもいたしますが、ことし1年振り返ってみて、さまざまなことがあったように思います。

特に、国際情勢では、ああして北朝鮮の核ミサイルのたびたびの発射等々、非常に、国連決議に反してのこのような一連の行動が、我が国を初めとして世界を大変な恐怖に陥れておる、こういう状況。

そして、国内では、またことしも九州北部を襲った集中豪雨、これまた大変な災害が出て、被災地の皆さんには心からお見舞いと、一日も早い復旧・復興を心から願うものでもあります。

また、国政では、ああして衆議院が突如解散されて選挙が実施をされ、結果は自民党の圧勝と、こういうことになって第4次の安倍内閣が発足をしておるところであります。本町も10月には町長選挙が実施されて、下森町政の3期目が今、始まっておると、こういう状況下でもあります。

さまざまなことを振り返るときに、来年度の国の税制改正等が、自民、公明による与党の大綱がほぼ固まってきたという、こんな情報も、きのう、きょうの新聞報道等で既に報道されておりますが、かなり高額の方の所得に対する課税が重くなるというようなことでもありますから、我々平民にとっては、そんなに重税になるというようなことではないようではありますが、果たして、我が国の景気に、経済にどのようなことになるのか、これまた心配なところでもあるところでもあります。

というようなことで、本日は、平成29年の第9回津和野町議会定例会が招集をされました。議員各位にはおそろいで御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、第9回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、米澤宥文君、4番、岡田克也君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催して、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めたいと思います。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会を開催しましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成29年12月11日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日12月15日金曜から20日水曜までの6日間としたいと思います。

初日の15日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明及び各委員会の報告を受けて、散会したいと思います。

16日土曜、17日日曜は休会とします。

18日月曜、19日火曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は11名の37件であります。

20日水曜は、町長提出議案についての質疑、討論、表決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成29年12月15日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月20日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月20日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会以降における議会行事及び報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 10月 2日（月） | 鹿足郡事務組合議会、鹿足郡養護老人ホーム組合議会、鹿足郡不燃物処理組合議会 |
| 3日（火） | 広報広聴常任委員会 |
| 7日（土） | 津和野町駅伝大会 議長 |
| 10日（火） | 島根県町村議会正副議長正副委員長研修会（松江市） |

- 1 1 日 (水) 第 7 回津和野町議会臨時会
 広報広聴常任委員会
- 1 3 日 (金) 広報広聴常任委員会
- 2 4 日 (火) 文教民生常任委員会所管事務調査
- 2 7 日 (金) 山陰自動車道整備促進決起大会 (萩市)
- 1 1 月 3 日 (金) 津和野町功労者表彰式 (日小) 議長
- 6 日 (月) 全員協議会、議会運営委員会
- 8 日 (水) 総務経済常任委員会所管事務調査
 総務経済常任委員会意見交換会 (一般社団法人津和野町観光協会)
- 9 日 (木) 文教民生常任委員会所管事務調査
- 1 2 日 (日) 近県学校音楽大会 (津体) 議長代理副議長
- 1 3 日 (月) 島根県町村議会議員研修会 (松江市) 全議員
- 1 7 日 (金) 全員協議会
- 2 0 日 (月) 地方自治法施行 7 0 周年記念式典 (東京都) 議長
- 2 2 日 (水) 町村議会議長全国大会 (東京都) 議長
- 2 3 日 (木) 新嘗祭 (稲成神社) 議長代理副議長
- 2 4 日 (金) 第 8 回津和野町議会臨時会、全員協議会
 文教民生常任委員会所管事務調査
- 2 5 日 (土) 防災祈念式典 (白井地区防災拠点施設) 議長
 災害復旧事業感謝会 (名賀地域センター)
- 2 7 日 (月) 益田地区広域市町村圏事務組合議会
- 1 2 月 3 日 (日) 鹿足地区更生保護女性会会員研修大会 (日小体) 議長
- 7 日 (木) 一般質問通告締め切り 正午
- 1 0 日 (日) 津和野町民余芸大会 (津体)
- 1 1 日 (月) 議会運営委員会
- 1 3 日 (水) 鹿足郡事務組合議会臨時会

【視察】

- 1 1 月 7 日 (火) 徳島県坂野町議会 (1 0 名) ヘリポート整備、防災行政無線
 デジタル化
- 1 5 日 (水) 熊本県人吉市議会 (4 名) 日本遺産センター

【島根県町村議会議長会役員】

- 1 2 月 1 2 日 (火) 島根県町村議会議長会監査会 (松江) 議長

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類及び平成29年度財政援助団体等監査の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は、事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんをいただきたいと思っております。

日程第4. 議案第130号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第130号益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は、規約変更案件1件、条例案件9件、一般会計を初め各会計補正予算案件7件、報告案件1件の合計18案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第130号、益田についてでございますが、益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第130号について御説明いたします。

益田地区広域市町村圏事務組合の規約変更についてでございます。

地方自治法第286条並びに第290条により規約の変更をする場合、関係市町村公共団体の議会の議決を得なければならないということになっております。そのための今回の議案でございます。

内容につきましては、新旧対照表をごらんください。めくっていただいたらと思っております。

規約第11条第2項第4号で、廃棄物の処理及び清掃に関する経費の分担額が、現在の規約では平等割20%、人口割80%となっております。

平成30年に計画されております益田清掃工場、旧焼却場でございます、この解体工事における焼却場の解体事業負担並びに公共施設最適化事業債償還負担金に係る分担金を、この構成市町の経費を今現在、20%と80%になってはいますが、平等割10%、人口割90%にするために規約の改正をし、ただし書きのところに、「焼却場解体事業費負担、公共施設最適化事業債償還負担金」を加えるものでございます。

附則としまして、この規約は、平成30年1月1日から施行するものでございます。

一応この30年に、旧益田工場の焼却場の解体費は、約でございますけれども、3億8,000万ぐらいがかかる予定でございます。

したがいまして、今規約にある20%と80%、それを10%、90%という形で、津和野町にとりましては、若干経費の負担は低くなるという状況でございます。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第131号

日程第6. 議案第132号

日程第7. 議案第133号

日程第8. 議案第134号

日程第9. 議案第135号

日程第10. 議案第136号

日程第11. 議案第137号

日程第12. 議案第138号

日程第13. 議案第139号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第131号津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定についてより、日程第13、議案第139号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてまで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第131号でございますが、津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第132号でございますが、津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第133号でございますが、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第134号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第135号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第136号でございますが、津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第137号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第138号でございますが、旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第139号でございますが、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第131号を御説明いたします。

この条例は、平成30年度より、公営企業化並びに簡易水道をなくして、津和野町水道事業にするために設置する条例でございます。

本来、3月議会でも間に合うわけでございますけれども、この設置条例を制定しなくては、金融機関との交渉のため、新たな口座を設置するために今回条例を出させていただいて、その業務を進めるための条例でございます。

第1条をごらんください。地方公営企業法の基本に基づいて、水道事業を設置するものでございます。

第3条第2項で、今まで四つありました簡易水道を一つにすることによりまして、給水人口は7,164人、1日の最大給水量は4,220立方メートル、これ1日当たりでございます。そういうふうな形になります。そのために、給水人口が5,000人を超えるため、簡易水道から水道事業に変更となります。

第4条では、水道事業に管理者を置かず、町長が水道事業の管理者となる形で載せております。

第5条では、重要な資産の取得及び処分にする額を決めております。

第6条では、議会の同意を要する賠償責任の免除の額。

それから、第7条では、議会の議決に要する負担つき寄附の受領の額を示しております。

第8条では、業務状況説明書類の提出を年2回提出するということをうたっております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、附則で、今回この設置条例が制定されますと、各、数多くの条例の改正が必要となってきます。そのために、この条例の中の附則の中で、それぞれの改正部分を改正するものでございます。

制定によって条例改正をする場合には、三つの方法があるわけですが、一つは、各一つずつの条例改正を行う。もう一つは、設置条例を行って、あともう一つその関連条例を提出して議決を求める方法。そして三つ目としまして、今回のように附則の中に、条例制定に伴う条例改正を一緒にして行う方法でございます。

行政のコンサルをしていただいておりますけれども、今回の制定に関しましては、附則の中で関連条例について改正するのがいいのではないかとということで、今回附則のほうに盛り込ませていただいております。

それでは、各条例の改正を新旧対照表のほうで御説明いたしますので、新旧対照表をそれぞれごらんください。

まず、津和野町課設置条例でございます。水道事業が町長部局から分かれるために、環境生活課内の簡易水道部門を削除しております。

続いてめくっていただきまして、津和野町職員定数条例でございます。現在公営企業として、病院事業の定数が示してございますが、この公営企業を病院事業と水道事業に分けて条例改正するものでございます。定数を新たに、2条1項第4号で水道事業の事務部局の職員7人を加えて、町長部局の職員を7人減らしております。

続いて、津和野町特別会計条例でございます。津和野町簡易水道事業特別会計簡易水道事業を廃止するものでございます。

続きまして、旧日原町簡易水道基金条例でございますが、これにつきましては廃止を行います。現在、津和野地区水道基金条例という部分が存在しますので、先ほど言いました旧日原簡易水道基金の廃止とともに、それと現在ある津和野地区の水道基金を一つにいたしまして、新たに津和野町水道事業基金を一つとして行うものでございます。

そのほか、条文の中にあります、「町長」を「管理者」に改め、5条では基金の運用ができるように、基金繰りかえ運用をする1項を加えております。

続きまして、めくっていただきまして、津和野町水道審議会条例でございます。適用法が地方自治法から地方公営企業法に変わりますので、その部分を改めております。それと、条文の中に「町長」という部分がございますので、それを「管理者」へ変えております。それから、「簡易水道」という文言を削りまして、「水道」という形で改めております。

続きまして、津和野町簡易水道事業給水条例でございます。条例の名前を「津和野町簡易水道事業」から「津和野町水道事業」に変更しております。文面の中に、「町長」という部分がございますが、これを「管理者」に、また、「町職員」という文言を「水道事業職員」に変更しております。

また、別表第1の給水区域につきましては、削除をいたしまして、先ほど設置条例で御説明いたしました設置条例のほうに、その別表の給水区域等をつけております。

7枚めくっていただきまして、津和野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございます。この条例の中に、簡易水道事業に係る読みかえ規定がたくさん別記しております。その部分の簡易水道がなくなりますので、その部分を全て削除しておるものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、津和野町簡易水道事業分担金徴収条例でございます。名前を「津和野町水道事業分担金徴収条例」に改めて、「簡易水道事業」を「水道事業」に、また、「町長」を「管理者」に改めております。

続きまして、津和野町公共下水道使用料条例でございます。この中に、「津和野町簡易水道条例」という文言がございますので、それを「津和野町水道事業条例」に改めております。

めくっていただきまして、津和野町農業集落排水施設使用料条例でございます。この文言の中に、「簡易水道事業給水条例」という文言が出てきますが、それを「水道事業給水条例」に改めるものでございます。

続きまして、津和野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてでございます。これを名前としまして、「津和野町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改めるものでございます。また、「企業職員」を「病院事業職員」に改め、水道事業職員の給与の条例を次の議案でつくるものでございます。

今現在、公営企業の職員の給料という形で、一本でつくられております。公営企業法では、公営企業法の2条で水道事業、その他いっぱいあるんですけども、その事業については、給料表を新たに定めるというものでございます。しかしながら、病院事業に関しましては、これは特例事業になっておりますので、水道事業と病院事業は別な給与条例をつくる必要性が発生するというところでございます。

以上が、設置条例の部分でございます。

続きまして、議案第132号を御説明いたします。

先ほど公営企業の給与の説明いたしましたけども、それに関連して、この条例は、水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を地方公営企業法の第38条第4項の規定に基づくものとして、定めるものでございます。

内容としまして、2条で給与の種類、3条で給料表、第4条から第17条までで各手当について述べております。第18条では給与の減額、第19条では退職者の給与、第20条では専従退職者の給与、第21条では育児休業の承認を受けた職員の給与、第2

2条では非常勤職員の給与、第23条では再任用職員等についての適用除外の規定を定めております。

細かい内容につきましては、新たに規定をつくりまして、基本的には一般職員の給与に準じる規定をつくる予定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第133号について御説明をいたします。

平成28年度に建築をいたしました、つわの暮らし推進住宅木部ひらの団地の所在地の区画分筆に伴いまして、第2条、第14条関係の別表の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、木部ひらの団地1号を津和野町中川243番地1、木部ひらの団地2号を津和野町中川243番地2、木部ひらの団地3号を津和野町中川243番地3にそれぞれ改正するものでございます。

なお、宅地面積につきましては、1号棟243番地1が444.08平方メートル、2号棟243番地2が434.69平方メートル、3号棟243番地3が424.13平方メートルでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。それでは、議案第134号について御説明をいたします。

津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、育児休業の期間の延長ができる特別の事情について追加を行うものでございます。

内容につきましては、第3条におきまして、「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」、いわゆる待機児童についてでございますけれども、育児休業の期間の延長ができる特別の事情に追加をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 続きまして、議案第135号について御説明をいたします。

津和野町地域おこし協力隊員の月額報酬につきまして、第1条、第3条関係別表の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、津和野町地域おこし協力隊の月額報酬額「16万6000円」を「16万6,000円」に改めるものでございます。地域おこし協力隊につきましては、総務省の支援として、1人当たり報酬等で200万円、その他経費等で200万円の合計400万円が特別交付税により支援されることとなっております。

本町においては、平成24年度より制度を導入しており、平成29年4月1日現在の地域おこし協力隊員は31名となっております。平成21年度から始まったこの制度は、全国で、初年度31団体、89人であったものが、平成28年度には、886団体、4,090人であり、年々受け入れ隊員数は増加する傾向にあります。

今回の月額報酬の改正につきましては、平成24年度より6年間据え置いてきた月額報酬を、県下の受け入れ団体等の状況を踏まえ、隊員の処遇改善を図る目的で、特別交付税による財政支援、1人当たり報酬等200万円の範囲内において、16万6000円を5,400円引き上げ、16万6,000円とするものでございます。

なお、改正時期につきましては、平成30年4月1日としているところでございますが、平成29年度内の募集を考慮し、今議会での提案とさせていただいているところでございます。

条例別表中、集落支援員、つわの暮らし相談員につきましても、地域おこし協力隊の月額報酬と同様の改正を今後行う予定としております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第136号を御説明いたします。

なお、お手元に今回の給与関連条例に係る参考資料を用意しておりますので、ごらんいただければと思います。

津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正につきましては、1ページ目でございます。

今回の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠して、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものです。年間で0.05月引き上げるものでございます。現行の「3.25月」が「3.30月」となるものでございます。なお、今年度は6月分が支給済みでございますので、12月分で調整するものであります。

続きまして、議案第137号を御説明申し上げます。

津和野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、先ほどの参考資料の2ページ目をごらんいただけたらと思います。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員等に対して支給いたします給料及び諸手当につきまして、所要の改正を行うものであります。給料表の改正につきましては、このたびの人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律に準拠して、改正するものでございます。なお、若年層を重点に、平均して0.2%の引き上げとなります。

施行期日は、平成29年4月1日にさかのぼって適用するものです。

次に、勤勉手当の支給割合の改正でございます。年間で0.10月分を引き上げるものでございます。期末手当とあわせまして、現行の「4.30月」が「4.40月」となるものでございます。

また、再任用職員につきましては、年間で0.05月引き上げ、「2.25月」が「2.30月」となるものでございます。

なお、今年度は6月分が支給済みでございますので、12月分で調整するものでございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第138号を御説明いたします。

この条例は先ほど、水道基金条例等で当初より監査等で指摘のございました、旧町名のついている基金を――下水道についてもございまして、それを水道とともに改正するものでございます。「旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例」を「津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例も水道の基金とあわせまして、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） それでは、議案第139号について御説明させていただきます。

国は、平成29年7月31日に地域再生法の一部改正を施行しました。地域再生法の第5条は地域再生計画の認定で、第16項では、地方公共団体から申請が出た地域再生計画を内閣総理大臣が認定する規定です。

今回の一部改正により、第5条で条項ずれが起き、第16項が第15項に変更になりました。これに伴い、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1枚あけて、新旧対照表をごらんください。

第1条で、「第5条第16項」を「第5条第15項」に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。なお、今現在、この条例に該当する企業はございません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、9時50分まで休憩といたします。

午前9時37分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第14. 議案第140号

日程第15. 議案第141号

日程第16. 議案第142号

日程第17. 議案第143号

日程第18. 議案第144号

日程第19. 議案第145号

日程第20. 議案第146号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第140号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第7号）より、日程第20、議案第146号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第140号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,318万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億8,099万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。
議案第141号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,795万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億3,820万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第142号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ366万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,474万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第143号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億233万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第144号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,117万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第145号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,475万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第146号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、収益的収入支出の総額にそれぞれ14万6,000円を追加し、収益的収入予算総額7億3,798万3,000円、収益的支出総額7億3,503万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第140号を御説明いたします。

まず、5ページ目をごらんいただけたらと思います。

第2表地方債補正の追加と変更でございます。総額で2億4,250万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、18ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただけたらと思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、特別職及び一般職の給与条例等の改正や年度中に変更が生じた諸手当によるものなどを計上しております。

総務費の財政管理費の積立金です。財政調整基金積立金といたしまして、県道青原停車場線安全交付金事業に係る用地売り払い収入881万1,000円、同事業に係る補償費残額599万2,000円、減債基金積立金といたしまして、消防救急デジタル無線整備の談合に係る違約金のうち、公債費の繰り上げ償還充当残額334万7,000円の合計1,815万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、企画費の修繕料であります。ペンション北斗星のテナント変更に伴う修繕料608万7,000円の増額、委託料といたしまして、ふるさと納税物品販売委託料263万4,000円の減額及び地域おこし企業人交流事業委託料等91万円の減額で、合計354万4,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、定住対策事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、空き家バンク登録物件改修補助金不足分等390万円を新たに計上をしております。

地方創生推進事業費の農林課分の新商品開発専門員の共済費43万8,000円及び賃金268万8,000円の合計312万6,000円を減額いたしまして、負担金補助及び交付金の津和野町農商工連携事業推進補助金312万6,000円に組み替え計上をしております。

それでは、32ページをごらんください。

民生費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金では、新財務会計システム導入業務の入札減による後期高齢者医療広域連合負担金119万1,000円を減額、貸付金といたしまして、社会福祉法人つわの清流会への貸付金500万円を新たに計上しております。

繰出金では、国保、介護及び後期高齢者医療特別会計への繰出金として454万5,000円を増額をしております。

障害者福祉費の扶助費では、障害者自立支援給付事業の利用実績の増による居宅介護分と就労継続分の1,318万円及び障害児給付事業の利用実績の増による障害児給付費793万9,000円の合計2,111万9,000円を増額をしております。

続いて、40ページをごらんください。

衛生費の保健衛生総務費の繰出金といたしまして、簡易水道事業の消費税還付金による簡易水道事業特別会計繰出金329万8,000円を減額しております。

予防費では、各種予防接種件数の増による予防接種委託料281万5,000円を計上をしております。

続いて、48ページをごらんください。

農林水産業費の農地費の工事請負費といたしまして、名賀地区農地復旧に係る表土改善工事2,325万6,000円を新たに計上しております。

農業担い手センター費の負担金補助及び交付金では、農地集積促進事業費補助金として431万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の負担金補助及び交付金では、事業量確定による森林・山村多面的機能発揮対策交付金101万円を減額をしております。

受託事業費の委託料では、これも事業量確定による除伐等委託料115万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林道費の工事請負費といたしまして、林道笹山山入線ののり面対策工事750万円を新たに計上しております。

続いて、1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費の委託料では、日原賑わい創出事業イベントスペース等の実施設計業務委託料515万6,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、工事請負費では、日原賑わい創出施設整備工事の土蔵工事大規模改修に伴う450万円を計上しております。

観光費の工事請負費として、津和野町公衆無線LAN環境整備事業の第1期津和野地区Wi-Fi環境整備工事2,999万3,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、JR津和野駅前ロータリー不動産鑑定業務及びJR津和野社宅等補償調査業務委託料145万6,000円、旧城下町等サイン整備事業の実実施設計業務委託料104万円、

J R津和野駅駅舎整備事業実施設計業務及び多目的トイレ整備事業実施設計業務 4, 698万円の合計4, 947万6, 000円を新たに計上しております。

工事請負費といたしまして、駅前駐車場整備工事、駅前周辺整備工事4, 644万6, 000円及び旧城下町サイン整備工事費486万円の合計5, 130万6, 000円を新たに計上しております。

公有財産購入費といたしまして、J R津和野駅前ロータリー用地の購入費3, 564万円を新たに計上しておるところでございます。

1枚めくっていただきまして、土木費の土木総務費の繰出金として、下水道事業特別会計の消費税及び地方消費税の還付金により、下水道事業特別会計繰出金675万1, 000円を減額しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、道路橋梁総務費の負担金補助及び交付金では、扇町急傾斜地対策事業等162万円を新たに計上をしております。

続いて、66ページをごらんください。

住宅管理費の工事請負費といたしまして、青原住宅集会所解体工事費389万4, 000円、入居者倉庫等の解体撤去費用20万円及び集会所等解体に伴う倉庫設置工事費82万1, 000円の合計491万5, 000円を新たに計上をしておるところでございます。

1枚めくっていただきまして、消防費の非常備消防費の報償費では、消防団員1名の退職により、退職報償金97万9, 000円を増額をしております。

続いて、72ページをごらんください。

教育費の教育諸費の工事請負費では、空調設備未設置校への空調設備設置工事1億3, 000万円、日原小学校への特別支援教室の設置に係る改修工事費1, 695万6, 000円の合計1億4, 695万6, 000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、津和野小学校管理費の修繕料といたしまして、電灯不良改修工事等141万2, 000円を新たに計上、小学校事務局管理費の工事請負費といたしまして、青原小学校校庭ののり面修繕工事160万円を新たに計上しております。

続いて、80ページをごらんください。

文化財保護費の委託料では、養老館の活用計画策定支援業務143万9, 000円、貸付金といたしまして、文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業に係る歴史文化財保存協議会貸付金1, 000万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、森鷗外記念館費の修繕料といたしまして、自動火災報知設備機器更新等72万8, 000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、町民センター費の修繕料といたしまして、津和野体育館のどんちょうワイヤーロープ等の修繕料71万3, 000円を増額しております。

旧堀氏庭園管理費の公有財産購入費では、和楽茶屋購入費300万円を新たに計上しておるところでございます。

続いて、92ページをごらんください。

公債費の長期債元金として、消防救急デジタル無線整備の談合に係る繰り上げ償還として982万3,000円を計上しております。なお、この消防救急デジタル無線整備の談合関係につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国庫支出金還付金では、平成28年度の生活保護費等国庫負担金返還金等563万3,000円を新たに計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

まず、地方交付税でございますが、普通交付税を5,700万円を増額しております。

国庫支出金の民生費国庫負担金といたしまして、実績見込み増により、障害児給付費国庫負担金396万9,000円を増額しております。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、津和野町公衆無線LAN環境整備事業の第1期津和野地区Wi-Fi環境整備工事に係る無線システム復旧支援事業費等補助金1,312万3,000円を新たに計上しております。

商工費国庫補助金といたしまして、津和野駅周辺整備事業等に係る都市再生整備事業費補助金4,718万7,000円を増額、土木費国庫補助金では、空き家再生事業に係る社会資本整備総合交付金の決定により、971万4,000円の減額をしております。

教育費国庫補助金では、空調設備設置工事に係る学校施設環境改善交付金3,443万7,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金の民生費県負担金では、実績見込み増により障害児給付費負担金198万4,000円を増額しております。県補助金の農林水産業費県補助金として、農業集積促進事業費補助金等445万5,000円を新たに計上しております。

財産収入の不動産売り払い収入では、県道青原停車場線安全交付金事業に係る用地売り払い収入881万1,000円を新たに計上しております。

繰入金 of 財政調整基金繰入金として、名賀地区農地復旧に係る表土改善工事に係る繰入金2,300万円を新たに計上しております。

諸収入の貸付金元利収入では、歴史文化保存協議会貸付金返還金及び社会福祉法人つわの清流会貸付金返還金等1,506万円を新たに計上しております。

受託事業収入の林業費受託事業収入では、公社からの受託事業費の減額確定に伴い118万1,000円を減額しております。

雑入の消防退職報償金では、消防団員1名退職分97万9,000円、1枚めくっていただきまして、総務財政課分では、消防救急デジタル無線整備の談合に係る違約金1,317万円を新たに計上しております。

建設課分として、県道青原停車場線改良補償費として1,123万2,000円の増額、安野光雅美術館では、館外展貸出料等419万1,000円を新たに計上しておるところでございます。

町債の総務債では、津和野町公衆無線LAN環境整備事業の第1期津和野地区Wi-Fi環境整備工事に係る過疎対策事業債1,680万円を増額、商工債の過疎対策事業債では、日原賑わい創出拠点づくり事業1,890万円及び津和野駅周辺整備事業等に係る都市再生整備事業8,930万円の合計1億820万円を増額しております。

土木費の一般単独事業債では、林道笹山入線ののり面対策工事に係る合併特例債710万円、公共事業等債では、扇町急傾斜地崩壊対策事業費負担金130万円の合計840万円を増額しております。

教育債の過疎対策事業債として、日原小学校への特別支援教室の設置に係る改修工事費等1,750万円及び一般単独事業債として、空調設備未設置校への空調設備設置工事に係る合併特例債9,070万円の合計1億820万円を増額しておるところでございます。

予算の概要につきましては以上でございますが、先ほどのこの予算概要の説明の中で、消防救急デジタル無線化整備事業に係る談合ということで説明をしてきておりますけれども、その内容について、その経過等について御説明をさせていただけたらというふうに思います。

消防救急無線は、平成20年5月13日付総務省告示第291号により、アナログ通信方式による周波数帯の使用期限が平成28年5月31日とされたことから、全国の市町村等は、消防本部等が使用する消防救急無線をデジタル通信方式に対応するものとしなければならない状況になってまいりました。この市町村の消防救急無線のデジタル化移行の入札で、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が談合を繰り返しておったということでございます。

このため、平成29年2月2日に、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令が公正取引委員会から出されたところでございます。

県内におきましては、広域化・共同化の観点から、県内旧消防本部が共同で県域を1ブロックとして整備するということになりました。設計業務及び共通波整備事業につきましては、島根県の消防総務課におきましての委託により実施、島根県は日本無線株式会社と契約を交わしておりました。この談合の不正によりまして、島根県におきましては、2件の契約を、落札価格が引き上げられるなどをしたということで、損害賠償金の請求を業者にしたということでございます。

そういった一連の関係の中で、今回、違約金として津和野町部に係る1,317万円の補正計上、また当時の市町村負担金の財源としておりました緊急防災事業債の繰り上げ償還982万3,000円の補正計上をしておるところであります。差し引き334万

7,000円につきましては、減債基金への積み立てとして補正計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

それでは、議案第141号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出より御説明しますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費136万円増のうち、給料・職員手当等共済費12万7,000円は、職員の給与条例の改正等によるもの、旅費14万4,000円は、来年度からの国民健康保険制度改革による広域化連携会議電算会議等に係るもの、委託料46万5,000円は、同じく広域化に係る電算システム改修セットアップ委託料、備品購入費40万円は、同じく広域化に係る電算システム用パソコン等によるものでございます。

12ページをごらんください。

一般被保険者療養給付費8,559万6,000円増、退職被保険者等療養給付費130万円減、次の14ページ、一般被保険者高額療養費2,413万8,000円増は、今年度のこれまでの給付実績と今後の給付見込みの増加によるものでございます。

16ページをごらんください。

前期高齢者納付金1万8,000円の財源振り替えです。

18ページをごらんください。

償還金905万4,000円増は、平成28年度分療養給付費等負担金、退職療養交付金、特定健診保健指導負担金の確定によるものでございます。

20ページをごらんください。

予備費2,066万8,000円は、療養給付費の調整によるものでございます。

続いて、歳入を御説明しますので、8ページをごらんください。

国庫支出金の療養給付費等負担金3,427万9,000円増、財政調整交付金400万円増、共同事業交付金2,854万1,000円増は、歳出で説明しました給付見込みの増加によるものでございます。

一般会計繰入金113万6,000円増は、歳出で説明しました総務費の一般管理費分によるものであります。

財政調整基金繰入金3,000万円増は、給付見込みの増加による基金取り崩しによるものでございます。

以上でございます。

次に、議案第142号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費321万8,000円増のうち、給料・職員手当等共済費51万8,000円は、職員の給与条例の改正等によるもの、委託料270万円は、制度改正によるシステム改修委託料によるものでございます。

12ページをごらんください。

認定調査費7,000円増、次の14ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費43万6,000円増は、職員の給与条例の改正等によるものでございます。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

国庫支出金の事業費補助金46万円増は、歳出の総務費の一般管理費で説明しました制度改正によるシステム改修費の補助金によるものであります。

一般会計繰入金320万1,000円増は、歳出の総務費の一般管理費認定調査費及び地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で説明しました職員の給与条例の改正等によるものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第143号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金20万8,000円増は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

1枚戻っていただきまして、歳入8ページをごらんください。

繰入金20万8,000円増は、歳出で説明しました保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(和田 京三君) それでは、議案第144号について御説明いたします。

まず、歳出より御説明いたします。10ページをお開きください。

水道管理費の給与等につきましては、再任用職員の退職に伴うものと給与等の改正によるものの減額でございます。

なお、その中の職員手当等の時間外についてでございますが、漏水事務並びに工事の設計事務により時間外が増加するというので、20万円を計上しております。

旅費につきましては、水道事業連携に関する検討会の出席によるもので、3万7,000円を計上しております。

需用費の光熱費につきましては、施設の増加により水道施設の電気料が増加したもので、104万4,000円を計上しております。

修繕料につきましては、西谷配水池量水計の修繕、上横道・白井牧ヶ野浄水場のゲート弁、仕切り弁の修繕、直地浄水場の原水濁度計の修繕、日原第四水源地のポンプの修

繕、また最近、本管の漏水がたくさん出ております。その本管の漏水の修繕等で385万3,000円を計上しております。

公課費としまして、消費税が還付となりましたので、100万円の減額をしております。

めくっていただきまして、12ページをお開きください。

水道施設整備費の旅費につきましては、現在、中曽野の紫外線装置を工事しておりますけれども、その工事の工事検査を行うために東京のほうに出張せざるを得ないということで、4万8,000円を計上しております。

戻りまして、歳入のほうを御説明いたしますので、8ページをお開きください。

一般会計繰入金でございます。329万8,000円の減額を計上しております。

雑入としまして、消費税の還付がありましたので、604万8,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案145号について御説明いたします。

歳出より御説明いたします。10ページをお開きください。

業務費の給料・職員手当等につきましては、給与改定によるものでございます。ただ、時間外につきましては、設計業務等を行う部分で時間外がふえているということで、7万8,000円ほど計上しております。

めくっていただきまして、12ページをお開きください。

施設整備費の委託料は、下水道詳細設計の入札減等で900万円の減額をし、工事請負費に同じく金額900万円の組み替えを行っております。

戻りまして、歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。

一般会計繰入金につきましては675万1,000円の減額を計上しております。

雑入としまして、消費税の還付がありましたので681万5,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第146号を御説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用の給与費14万6,000円は、給与改正条例による増額分であります。

上段の収益的収入、医業外収益の負担金交付金14万6,000円は、給与にかかわる増額分であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 2 1. 報告第 1 2 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 1、報告第 1 2 号債権放棄について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第 1 2 号債権放棄についてでございますが、津和野町私債権の管理に関する条例第 1 3 条第 1 項の規定により、簡易水道使用料債権を放棄しましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第 1 2 号について御説明いたします。

水道料は私法上債権でありまして、時効により消滅するために、公法上債権の場合と異なりまして、債権者の時効の援用が必要となってきます。そのために、債権者が債権放棄を行いまして、議会に報告及び議案として提出するものでございます。今回は 1 0 0 万円を超しませんでしたので、報告という形にさせていただいております。

そのため、簡易水道使用料債権の債権放棄をいたしましたので報告いたします。

権利の内容につきましては、簡易水道使用料の債権でございます。

債権金額は、1 1 件の 2 9 万 3, 6 5 1 円でございます。

放棄の理由としまして、消滅時効が完成し、かつ債務者の住所等が明らかでないものとしております。

放棄の時期は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日でございます。

裏面をごらんください。調書をつけております。

津和野町の私債権に関する条例第 1 3 条第 1 項 3 号のものとしまして、住所不明の債務者であります債権に係る債務の履行意思の確認ができないものとして考えまして、1 1 件の 2 9 万 3, 6 5 1 円を債権放棄するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） この件について、特に質問があればお受けいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第 2 2. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第 2 2、総務経済常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4 番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 平成29年第6回（9月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。観光産業振興について。

2、調査目的。津和野町の観光産業の現状を調査し、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。机上調査。

4、調査日。観光産業振興についての聞き取り調査。平成29年11月8日（水）午前11時から。津和野町民センター2階研修室。藤山商工観光課長、総務経済委員会5名、沖田議長。

観光協会との意見交換会。平成29年11月8日（水）午後1時30分より。津和野町民センター2階研修室。

出席者。津和野町観光協会池田会長・小林副会長・山岡副会長・金子事務局長、総務経済常任委員5名、沖田議長です。

調査内容。

津和野町の観光の現状について。

津和野町入り込み客数と内容、課題について。

平成29年は、津和野地区で対前年比101%で昨年度より増加している。特に4、5、6月は対前年比110%と増加している。

10月の芋煮と地酒の会では約2,000人の入り込み客が見られた。11月3日、4日に赤坂TBSラジオフェスタで日本三大芋煮会の出店を行い、2日間で約7万人の人出が見られた。昨年度、津和野で開催された日本三大芋煮会の大盛況とともに、津和野町の芋煮の認知度が上がっている。

D51形蒸気機関車の人気は非常に高く、試運転から多くの観光客が集まり、運転再開からC57形蒸気機関車との連結運行の日はとても多くの観光客が見られた。

外国人観光客が非常にふえており、特にヨーロッパの観光客の方からの評価が高い。なお、割合としましては、前年度、ヨーロッパ系が約6割強、63%、アメリカが1割、アジア系、香港、中国、台湾が1割、インドネシア、マレーシア等のそのほかのアジアの国々が1割。今年度も、ヨーロッパ系の観光客の方が6割と、約6割をヨーロッパ系が占めておる現状であります。

観光協会でレンタカーを貸し出しており、非常に好評である。

県の無形文化財に指定されている殿町盆踊りは約500人の集客、踊り手ということでありましたが、集客があった。

津和野町は、農業者のIターンは県下有数であり、観光業においてもIターンを奨励し、空き家対策、土産物や加工品の充実に取り組む必要がある。

津和野町の観光のベースは文化学術であり、大手観光業者が森鷗外ツアーを少人数でも行うなど重要な資源である。教育委員会と商工観光課との連携を深めていく必要がある。

津和野町はイベントが多く、協会が多忙となっており、効果が見えないものはやめることも必要である。

津和野地区の入り込み客数であります。2007年(平成19年)から2017年(平成29年)まで、以下のとおり推移しております。

なお、今年度につきましては、昨年度を上回るのではないかと予想がされております。

日原地区では、平成28年は31万5,982人であり、その大多数が道の駅シルクウェイにちはらへの入り込み客である。国道9号線に面し、吉賀町と益田市の間に位置する立地のよさから、観光バスやトラック、自家用車の利用やグラウンドゴルフ大会等も盛況となっており、入り込み客数を伸ばしてきた。

今年度、町で行ったアユの放流事業は、県外の釣り客にもSNS等で情報が拡散され多くの釣り客でにぎわい、漁獲量も近年では最も多く、飲食業や旅館業に好影響を及ぼした。

日原賑わい拠点づくり事業は、蔵が12月中旬に完成予定で、庭の整備を行い、2月中旬までには整備が完了予定である。

平成29年の町内宿泊者は2万4,503人、1月から9月までの集計であります。前年対比85%となっている。町内旅館では、受け入れ制限やペンション北斗星の管理者の退去により、9月末で受け入れを中止する等の理由によるものである。

しかしながら、外国人宿泊者は非常にふえており、日によっては旅館宿泊者の約半数が外国人観光客の日もある。

来年春からのSL運行にあわせて、九州市場で非常に評価の高い、町内産のタラの芽やコゴミ等の山菜を使った春食フェアを行い、観光客と宿泊者数の増加対策を講じていく。町内宿泊者を増加させていくためのさまざまな方策を講じていく。

2、調査意見。

観光協会等が主体となってイベントを行っているが、効果があるイベントと余り効果が見えないイベントがあり、職員が多忙を極めており、職員の負担軽減のためにも、商工観光課と観光協会が費用対効果を検証して取捨選択を行い、効果のあるイベントに力を注ぐべきである。

大みそかの12月31日は初詣で客等の観光客も多いが、安野光雅美術館や森鷗外記念館も休館日となっており、観光客の方々から「観光に行く場所がない」などの意見が多数寄せられており、休館日の変更ができないか検討すべきである。

修学旅行客の誘致のために、町有施設の入館料の割り引きも検討すべきである。

県道柿木津和野停車場線が開通予定であり、道の駅津和野温泉なごみの里が、山口方面からの誘客の玄関となることから、観光案内所などの設置の検討を行うべきである。

外国人観光客から津和野の観光が好評で、外国人観光客が大幅に増加している。国の助成金を活用して町で予算化予定であるWi-Fi設備は、外国人観光客に対して効果が見込まれる。他の施策も講じて、一層の外国人観光客の受け入れ体制の充実に努めるべきである。

津和野地区における日曜日の夜のタクシーの営業が20時30分となっておりますが、これは間違いで、訂正をお願いします。20時00分までとなっております。観光地としては非常に厳しい現状である。営業時間の延長が可能か検討を行うべきである。

空き店舗対策のための事業承継や加工品・土産物の充実にために、Iターンの受け入れ体制の充実を行うべきである。

ことしの町の天然系のアユの稚魚の放流事業の効果で、数年ぶりの漁獲量の大幅な増加が見られた。高津川の天然アユの漁獲量がふえることは、日原地区の飲食店や旅館業等のみならず、津和野地区の飲食店や旅館業に好影響を与え、津和野町全体の観光・宿泊の魅力となることから、継続して高津川のアユの増加対策に取り組むべきである。

日原にぎわい拠点づくり事業は、町内でも疲弊の著しい日原地区の商工観光業にとって待望されるものであるが、畑迫・津和野・日原という天領と城下町を結ぶ歴史的な意味や、高津川的美しさや豊かさを実感できるものとして充実させていくべきである。

平成29年12月15日、津和野町議会議長沖田守様。総務経済委員会委員長岡田克也。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから委員長に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第23. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第23、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年第6回（9月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

1、調査事件。地域包括支援について。

2、調査目的。現状を把握し、議会活動に資するため。

3、調査方法。机上及び現地調査。

4、調査の経過。

第1回。

日時、平成29年10月24日午前9時から。津和野町役場第2庁舎。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、医療対策課長。調査事項として、現地調査日程調整及び調査に関する資料の要求。

第2回。

日時、平成29年11月9日午前9時から。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、医療対策課長。調査事項、地域包括支援の現状について資料に基づく聞き取り調査。2として、現地調査、日原診療所並びに医療介護老人保健施設せせらぎに行っております。

第3回。

日時、平成29年11月24日（金）午後1時30分から。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員会5名。調査事項としては、まとめであります。

調査概要1としまして、介護老人保健施設せせらぎ、介護老人保健施設事業特別会計は平成27年度・平成28年度で7,247万9,000円の基金繰り入れ。平成29年度予算でも、2,122万2,000円の基金繰り入れを計上している。

この基金繰入金減少の要因としまして、利用者の減少と収入単価の減少により売上の減少である。一方では経費は減少しない状況にある。

平成24年度の入所利用実人数は1,153人から、平成28年度で821人と28.8%の減少で、過去4年間で332人の減である。短期入所は、平成24年度782人に対し、28年度639人で143人の減少。通所は、平成24年度576人が平成28年度449人で127人の減少となっている。

入所者の介護、要介護5、利用者132人、要介護4、利用者57人の減少が大幅な収入源の結果である。過去4年間の利用者数は、約4分の3に減少しているが、津和野町民の占める割合は68%と変化していない。

益田圏域での介護老人保健施設の増加、括弧としまして、六日市病院の療養型病床を老人保健施設へ転換、154床。また、益田市のサービス高齢者住宅建設は行われている現状である。

2、日原診療所、診療所特別会計は平成28年度240万円の基金繰り入れ、本年度予算は510万5,000円の基金繰り入れを計上。

平成28年度の1日平均外来患者数は39人であり、ここ5年前に比べると16.8人の減少となっている。

昨年10月の常勤医師の退職後においては、町と指定管理者である医療法人橘井堂で連携し、あらゆる手段を講じて医師確保に最大限の努力を重ね、非常勤医師ではあるが、

曜日を固定化することで患者本人が医師を選択でき、継続して同一医師から受診することで、かかりつけ医としての義務を果たしている。

将来の診療体制については、県から研修として派遣されている医師が平成30年4月をめどに、常勤医として赴任される予定であります。

平成30年度施設の集中と効率化を実施。ここに表が書いてあります。現状と予定であります。一つを例に言いますと、津和野共存病院2階の一般病棟50床は、そのまま一般病棟50床。訪問看護ステーションはせせらぎに移る予定であります。3階の療養病床49床、現在休止中ですが療養病床は廃止し、老健入所50床規模となる予定であります。以下は、またごらんをいただきたいと思います。

現在、給食は委託と直営とあるが、完全直営体制とする予定であります。

6、調査意見。

1、介護老人保健施設せせらぎ東棟です——としての問題点は、小規模介護老人施設であるにもかかわらず、2階、3階と居住施設が置かれており、配置人員として非効率的である。

移転することで人員配置の効率化と施設改修費の削減が見込まれ、院内に施設があることで利用者の診療や入院にも対応できるので、移転は進めるべきである。

津和野共存病院の療養病床を介護老人保健施設に転換することで、県地域医療構想を実施し、益田圏域における役割を遂行することが可能となる。

2、日原診療所については、人口減少や高齢化に伴い受診者数の減少が否めない。受診者数に見合った以下のような診療体制の検討は必要である。

在宅療養支援の一環として、巡回診療の診療所に転換することも検討すべきである。将来的には、各地区の公民館等で集団診療も考慮に入れる必要があり、さらにその移動手段についても支援すべきであり、あわせて、往診時間の効率化により、医師、看護師の負担軽減を図るべきである。

津和野共存病院3階へ介護老人保健施設が移転することで、旧日原共存病院であった建物、西棟のことですが——の一部を診療所のみで維持することは非常に不経済であり、せせらぎ東棟の2階部分に移転をさせ、効率を図る必要がある。あわせて通所リハビリ機能を強化し、収入増を図りたい。

定住促進住宅の建設に合わせ、介護従事者も含めた医療・介護従事者住宅の建設を検討すべきである。

平成30年度から常勤医での運営が可能となるが、深刻な医師不足の中で1日30人程度の患者数では、収支の点から将来的には、診療所単独で常勤医を配置、また運営に必要な収益を得ることが難しく、指定管理制度の中で厳しくなると思われるので、将来的には、津和野共存病院のサテライト診療所として検討をすべきである。

以上、平成29年12月15日、津和野町議会議長沖田守様。文教民生常任委員会委員長米澤宏文。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

なお、本日までに受理した要望書は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。

午前 10 時 47 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 29 年 12 月 18 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 29 年 12 月 18 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君

環境生活課長 …………… 和田 京三君 建設課長 …………… 木村 厚雄君
教育次長 …………… 渡邊 寛夫君 会計管理者 …………… 竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

きょうから一般質問に入りますが、質問の通告があります。順次発言を許します。

発言順序1、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） おはようございます。議席番号1番、後山でございます。通告をしておりますので、順次質問をしたいと思います。御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、まず第1点目、斎場についてでございます。

1番目に、花壇の整備についてお尋ねをしたいと思います。

生きる者として、偕老同穴の者として、人生の終えんを迎える厳粛に尊厳の場所としてあるのが斎場であります。この建物の前のロータリーに、高さ60センチ、直径5メートルぐらいの円筒形の花壇があるわけですが、この中央に、ただ1本だけの高さ5メートルぐらいの——何の木か存じませんが——落葉樹が植えてあります。これがライトアップがされておりますが、今は落ち葉が路面に散らかり、樹木だけが映し出されている姿はまことに寂しい限りであります。このような光景を、最近は斎場の使用が頻繁にありますのでたびたび行きますが、本当にいつ見ても寂しさを感じるような情景であります。

また、正面玄関の両横にも植栽がされるように、50センチ幅の5メートルぐらいの花壇が両方に設置してありますが、部分的にはツツジと思われませんが、これも枯れたりしております。大変、ふぞろいの状態になっておるわけですが、この両方の花

壇に低木植栽をされて、また町花のツワブキ等を植えて、葬送の場所として、もっと緑を、もっと明るさを配慮した花壇の構想、景観の整備について検討される意義はあと私は考えますが、いかがでございましょうか。

また1点、斎場横の河川側の雑木の枝が大変伸びておりまして、この葉っぱがやっぱり駐車場に落ち葉が相当散乱し、時によっては車のスリップを起こすような状態にあるわけですが、この環境整備についても配慮されるべきであろうというふうに思われますが、御所見を伺いたいと思います。

また、2点目でございますが、斎場の除雪体制についてお伺いをいたします。

斎場の上の段の駐車場には13台分と、下の広場には47台分の駐車スペースがあるわけですが、また9号線からの進入路も急勾配で連続急カーブの道路であります。今までは、大して事故はなかったわけですが、この道路も大方が町道であります。この道路、駐車場の除雪体制はどのようになっておるかをお伺いをいたします。

本年度より委託会社が変わられたようではありますが、除雪機の配備、除雪計画、凍結防止剤散布の計画等、契約書に明文化してあるのか、また除雪体制はどのような体制になっておるのか、御所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。きょうから一般質問ということでございます。何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

斎場についてでございます。

まず、花壇の整備についてでございますが、正面玄関前の樹木は、旧日原町の町木であるケヤキであり、斎場建設時に植栽した木は大き過ぎて風により倒木したため、風の影響のない少し小さめのケヤキに植えかえております。また、駐車場上周辺にも樹木や低木を植栽しております。

正面玄関両側の花壇については、通夜、葬儀のとき、表示物、看板等を設置しているため、ツツジ等が傷んでいる状況です。

環境整備につきましては、受託先業者において管理していただくため、植栽後、管理がしやすいサツキ、ツツジ等を選んで植栽した経緯がございます。

今後は、正面のケヤキについては、葉のない時期にはライトアップをしない、花壇については看板設置場所を決め、それ以外の場所には、ツワブキ、ツツジ、サツキ等の植栽を行うなど、植栽、伐採等全体の環境整備について委託先業者の御意見を伺いながら内部で検討していきたいと考えます。

除雪体制についてでございますが、斎場の火葬設備等運転管理業務につきましては、平成24年度から公募型指名競争入札により5年契約での委託を行っています。今年度からは、有限会社阿部商事と委託契約を締結しているところでございます。

御質問の除雪体制でございますが、業務委託契約では斎場敷地内の管理について、除雪作業も含まれるとしておりますので、除雪は受託業者によって行うこととなります。

斎場には小型除雪機を設置していますので、雪が降った場合、受託業者がこれを利用して除雪をしています。また、あわせて融雪剤も設置をしていますので、それを散布し、凍結防止対策を行っているところでございます。

なお、昨今の異常気象による大雪等も予想されますので、緊急時における受託業者との連絡体制もとっているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、今、あそこに常駐してある除雪機がロータリー車がたしか1台あると思っておりますが、あのロータリー車であれだけの面積を除雪するということになりますと相当な時間がかかると思われます。そういったことも鑑みまして駐車場の除雪については別枠で、やはり建設課のほうで除雪体制を組まれて応援をしてあげるといふような対策をしておかないと、請負業者がロータリーだけで、なかなか除雪するといっても大変だろうといふふうに思っておりますが、また、そういったことも検討させていただきたい、このように思います。

また、もう一点、斎場の場所を示す標識板の設置については通告はしておりませんが、今までに多くの同僚議員も質問をされております。建設当時の通夜、葬儀式にある場合には、9号線より斎場の入り口には折り畳み式の看板が設置されておるわけでございます。こういった現状を見ますと、標識板には斎場表示のほうが見やすいんじゃないかと、むしろ高いところへ表示されているほうが見やすいんじゃないでしょうか。他町村から来られる参拝者にも、知らずに通過されることもなくなるのではないかというふうな声も多く聞いておりますが、これも建設当時の地域との協議内容があるわけでございますが、これも新たに協議事項として、段階的に話し合いをしていっていただきたい。そうして実現をしていっていただきたいと思っておりますが、この標識設置については何回か相談はされておると思っておりますが、地権者のほうの対応は、まだ柔軟な体制にならないのか、そこのところをお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいま後山議員さんより御質問がありました斎場の掲示板についてですが、斎場建設時、当時の条件としまして、看板は設置しないということを条件として、今ある斎場が建設されたという経緯がございます。建設から、もう数十年もたちますが、その辺については数度となく地元のほうに掲示はできないだろうかという話はしていますが、なかなか了解が得られないということがありまして、再度、地元と協議をしながら、どうしたらいいか。例えば、葬儀があるときに移動式の看板が置けるかどうか、固定ではないんで。今は業者の人が小さい看板を置けていますが、津和野町斎場という移動式の看板でも置けたらどうかと考えておりますが、私の一存ではなかなか決めかねませんの

で、地元とも協議をしながら、御理解を得ながら、もしできれば進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変、悲しいことではありますが、だんだん斎場の使用が多くなってきます。本日も、今夜からまた通夜が一つ入っておるような状況で、本当、頻繁にこのごろは斎場の利用が多くなっておるんです。そうしたときに、県外の方が来られたとき、いつも聞くのは、そういう苦情を聞くんです。何で津和野の斎場だけ標識がないかちゅうふうなことを聞きますんで、ひとつ、行政のほうも一生懸命、地権者と、もっと何回か折衝していただいて、一日も早い設置をお願いしたい、このように思っております。御答弁は要りません。

次について、質問をいたします。

2番目に、地域提案型助成事業についてお尋ねをいたします。

本事業が実施されまして6年が経過しようとしておるわけでありましたが、本町12地域のまちづくり委員会が結成されまして、27年度から1自治会組織当たり6万円と1人当たり1,000円を乗じた合計額が3年間で4,467万7,000円にもなっております。

また、まちづくり委員会運営費補助金、地域提案型助成事業の補助金、まちづくり組織交付金の6年間の合計額も2億400万にもなっておりますわけでありましたが、この助成事業は各地域の全町民の活性化のための補助金でなくてはならない、このように私は思っております。ですが、大変残念なことに、津和野地域の1町内会が本年度脱会されているようであります。まことに残念であります。

結成当時は、自治会が15、商店会が5団体であったんですが、12の——これ旧津和野町のことを話しておるんですが——12の町内会が結成される間、当時の担当課の課長補佐が本当に努力されまして、協力されまして、この住民の説明会、これをお寺で会合されたり、またなごみの里を利用されたり、また、住宅の空き家を利用していろいろな説明会をされまして、積極的に取り組んでいただいて、いろいろ紆余曲折はありましたが、何とかこのまちづくりの12地区を完成させた、完成といいますか、結成されたわけでありまして。

そうした中、まちづくり委員会でも、津和野町のまちづくり委員会が15自治会、5つの商店会、12の町内会で活動できたときがあるわけでありまして、お聞きしますと、1町内会が本年度からまた脱会をされたようで、大変残念であります。

また、日原地域の1団体も事業参画されていないようでありますが、7項目の事業内容でいずれかの該当項目があるとは思いますが、参画されない大きな理由は提出書類の煩雑さにあるのではないかと、このようにも思っております。

来年度もこの事業が継続されるのであれば、全町民が参加する、復活のための、担当課の職員で、また地域担当職員、これは班長、班員というのが配属されておりますので、

何とか全地域住民が参画できるような運びになるように、地域提案型助成事業を全員が参加できるようにしていただきたい。町民全てが法のもとに平等であるということをお願いわけであります。そういったことを町の担当職員に期待をして、今後どのように対応していただけるか、これについてお伺いをいたします。

例え話をしますが、アリの世界でも、一番働くアリが約30%おるそうです。そして2番目に、与えられた仕事だけをするアリが40%であるそうです。3番目が、全く働かないアリが30%もいるそうでもあります。一般の企業であれば、働かないアリが30%もおれば、当然倒産の憂き目に遭うようなことであります。町長の行政主導の手腕によりまして、職員は100%働くアリでなくてはなりません。町民の負託に応えることはできないわけであります。次年度も継続される事業であれば、全町民が平等に恩恵を受けられるように対応していただきたい。執行部の御決意をお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域提案型助成事業についてお答えをさせていただきます。

平成29年度の地域提案型助成事業につきましては、1地域のまちづくり委員会、また、まちづくり組織交付金につきましては、1町内会が申請を行われていない状況でございます。

平成24年度から実施してまいりました地域提案型助成事業も、平成29年度で6年目となりました。3年間を一つの区切りとして、平成27年度に制度の見直しを行い、30年度は2回目の制度見直しの年度となるため、各まちづくり委員会より3年間の事業評価シートを提出いただきました。制度を有効に活用できたかについては5段階評価で、平成24年から26年度の3カ年の全体平均3.5点に対し、平成27から29年度の全体平均は3.7点で0.2ポイント上昇いたしました。御意見として、「各地域間の交流の機会がふえ、それぞれの地域の実情が共有でき有効に活用できた」「制度をいかに活用するかは地域の考え次第で決まってくるものと思うが、一方、地域も高齢化が進んでおり、取り組みが困難な地域も出てくると思う」等の意見がございました。

地域課題の解決が図られたかにつきましては、平成24から26年度の評価3.2点に対して、平成27から29年度の評価は3.5点で0.3ポイント上昇し、「自治会を超えて話ができることはよいことだと思う」「徐々にではあるが、地区を超えた地域全体での活動がふえている」等の意見がありました。

地域提案型助成事業やまちづくり組織交付金は、まちづくり委員会や自治会が主体となって地域課題を解決するために創設した補助金でございます。

平成30年度の協働のまちづくりに関連する補助金等の方針につきましては、事業評価シートを総括し、財政状況も考慮した上で、12月27日に開催される予定の未来づくり協働会議に諮ってまいりたいと考えております。

平成30年度は、まちづくり委員会の制度も7年目の取り組みとなります。地域の実情を踏まえた地域づくりに積極的に取り組み、地域課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長、地域課題の解決に努めてまいりたいというふうに申されましたので、期待はしておりますが、1町内会でも脱会することのないように、ひとつ全力投球していただきたい、このように強くお願いをしておきます。

次に、津和野小学校前の待合所設置について、お伺いをいたします。

直地バス停の待合所建設のときには、地元の児童のために地域住民が負担金を出してまで、石見交通会社、また国土交通省、益田維持出張所の協力を得て建設をされた経緯があるわけでありましたが。また、日原町の口屋橋、今回、バス停の待合室が完成をしておりますが、これも日原中学校のPTAより請願が出され、議会で採択されて着工の運びとなったわけでありましたが、これもいろいろ日照権の問題等で紆余曲折はありましたが、国土交通省、石見交通バス会社の協力をいただいて、ようやく完成の運びとなったわけでございます。PTAの方も、住民も大変喜んでおられたと思っております。

今回の津和野小学校前の待合所建設は、陳情書、要望書、請願書も提出はされていませんが、私も昨年3月議会で一般質問した経緯があるわけでございますが、その後、待合所建設の進捗状況がどのようになっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

現在、石見交通のバス利用の直地、寺田方面行きの児童数が34名おります。また、町営バス利用の高田、畑迫方面行きの児童数が18名、名賀行きが2名、笹山が1名、合計55名の児童が小学校の前からバスに、石見交通町のバスに乗るわけでありまして。

そうしたところに、小学校前の売却地があるわけでございますが、この土地の利用が可能であれば、購入できるんか、借地で借りられるんか。そうしますと、55名の児童がおるわけでございますから、つい普通のバス停を建てるといふわけにはいかないと思っております。そういった意味でも、今はユニットハウスの立派なのがあります。こういうものを利用して、いろいろなタイプがあるんですから、これを検討されて設置されるべきではないでしょうか。

また、石見交通のバス利用の子供たち34名も、直接その場から、今度は乗車できるわけです。今のバス停から10メートルぐらい、ただ移動するだけでありますので、乗りやすくなると思っております。

また、町営バスの利用する子供さんたち21名おるわけでございますが、これは津和野印刷の前のバス停で、そこまで行ってバスに乗るわけでございますが、これも今度は町営バスが小学校入り口でとまれば、そこで乗車ができるようになるわけで、そういったバスがとまると交通渋滞の解消にもなるわけでありまして、危険度も大変少なくなるというふうに思っております。

通学児童の担当教員、先生方の待合所での管理監督、これも大変であるわけですが、これも精神的にも少しは軽減できるのではなかろうかというふうに思われます。

雨の中を傘を差して、バス停でバスを待っている子供たちの姿を見ましたときに、本当にこの子たちが津和野の将来を守ってくれるのかな、担ってくれるのかなというふうに思うと、本当に寂しさを感じます。

また、今現在、使用されているバス停ではありますが、ここは民間の土地に車も3台もとめてあります。もし、これの損傷事故でもあったときには誰が責任をとるかというふうな問題も起きてくると思われまますので、なるだけ早い時期に、そういったことも考えた上でバス停を建設をしていただきたい。

建設については、町財政も大変厳しいときでありますので、これは石見交通で建てていただくというふうな、普通のバス停の設置とは事が違うわけでありまますので、ふるさと納税の教育文化事業費、これが16%、町長が別に定める事業費34.4%、こういった事業を最大限利用されまして、これからの子供たちの将来を見据えて教育行政の一環としての対応をしていただきたい、このように思うわけですが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野小学校前待合所設置についてお答えをさせていただきます。

津和野小学校の最寄りバス停である森バス停へのバス待合所の設置につきましては、以前にも御指摘をいただいておりますが、地元住民や利用者等からの御要望に基づき、津和野小学校前の売却地の利用が可能かどうかも含めて検討すると回答させていただいているところでございます。

町といたしましては、学校及びPTA関係者の御要望について確認を行った上で、運行事業者である石見交通株式会社との協議を行い、設置場所に係る経費負担等財政状況を踏まえた上で、建設に向けた検討を行ってまいりたいと考えます。

また、本町のふるさと納税制度につきましては、平成20年度から始まっておりますが、平成29年3月末時点での対象事業別寄附額の合計は、産業振興228万4,000円、自然保全518万4,000円、医療福祉593万6,000円、観光振興855万7,000円、教育文化773万8,000円、その他2,069万2,000円の合計5,039万1,000円となっております。

ふるさと納税の活用につきましては、バス待合所設置に係る事業を、その他町長が別に定める事業として位置づけ、財源とすることは可能であると考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁の中で、学校及びPTA関係者の御要望について確認を行った上でというふうな御答弁をいただきましたが、学校、PTAの方、先生方も、今までに何回かこういった話はされているというふうに私は思っております。

す。今までも、ある店屋さんの前を子供たちがバスを待っているのに、店舗の前で待つのでいろいろな問題が出たり、またちょっと先の広い公園みたいなところがあるわけですが、ここに行きますとバス停まで遠くなるといったいろいろな問題があったわけで、今ようやく小学校の入り口に近いとこまでバス停を持ってこられております。ここまでされるのであれば、退避所を当然そこへ考えてやるのが本当であろうというふうに思います。

また、学校の先生やらPTAの関係者の方も、何年もこういった状態が続いておるわけでございますから、55名もおる児童のためを思ったら、一日も早い設置をしてやるのが子供のためであろうというふうに思うわけでありますが、そういった点、この空き地がたまたま小学校の前にあるんですから、これを——買う買わないはわかりませんが、相手がおるんで——どのくらいで購入できるのか、購入できるのであれば駐車場としても利用ができるんです。今、小学校の駐車場は、校庭内へ皆入っておりますが、そういったことにも利用はできるわけでありまして、そういったことを前向きに検討していただきたい。

大体いつごろまでに本格的な建設課題に入れるのか、本当の気持ちをお聞かせいただきたい。我々の任期は、もう来年しかないんですから、いつまでもこのことをお願いしておくわけにはいきませんので、ひとつ明快な答弁をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員さんに御指摘いただいた子供たちの危険度、そういったところも先般の一般質問等から、私どもそういうところも踏まえて検討していきたいというところでございます。

これまで、バスの待合所につきましては、先ほど御紹介いただいた小直、それから口屋橋、それからキヌヤの前のところにも上り下り合わせて待合所を設置をさせていただきました。それぞれが、やはり財政状況も考慮しながら、一つずつ、議員御指摘のところでも安全面等いろいろ考慮させていただいて、これまで検討してきた経緯がございます。口屋橋のバス待合所が平成28年度末のところようやく完成をしたということでございます。

今後につきましては、津和野小学校の議員御指摘のところは、空き地のところも、当然、御指摘のところでも私ども検討しているところでございますが、バス停の位置、それから待合室設置というところで、財政状況もございますが、ふるさと納税等の活用も検討しながら、次年度のところでは具体的な方針を立てさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 考えておるということではありますが、実現に向けての考えをしていただきたい。いつまでも引っ張るわけにはいかないと思います。本当に2人、3人、今キヌヤのバス停もつくられたと言いますが、これは学徒の関係はない

わけで、一般のなんで石見交通も協力していただいておりますが、今回、私がお願いしている小学校の前のバス停は、石見交通さんがバスの駐車場の位置の検討はしなくてはならないと思いますが、建設については全面的に町がしなくてはならない、このように思っております。これも教育行政の一環として徹底的に取り組んでいただきたい。今までに、ここにバス停がないのが不思議でなりません、本当言いまして。それでなくても、今まではずっと先、100メートルぐらいの先のところへ子供らが走って行ってバスに乗っておったというふうな状況でありますので、何とかここを実現できるようにしていただきたい。

そうしますと、町営バスであれば小学校の入り口まで入られるわけでございますから、ここで児童を乗せることもできるわけです。そうしますと、こういった管理監督される先生方にも、大変、心配が少なくなるというふうに思っております。景観的なこともありますので、ついユニットハウス建て建てと私も言いましても、一概にそういうわけにはいかないかもしれませんが、何とか早急に検討していただきたい、このように思っております。

先ほどの答弁にもありましたように、ふるさと納税も有効に活用したいというふうなことであるのならば、早急に検討していただくようお願いをしておきます。御答弁があればいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 教育長とも、この質問をいただいた後、お話をさせていただいて、PTAとお考えもお聞きをさせていただいたところであります。

やはり、私ども総合戦略におきましても、定住対策として、こういった子供たちの教育、そういった部分についてはしっかり行う中で、ふるさと教育等も行う中で、津和野町にいてもらえるような人口増、あるいは定住対策も図っていくというような考えであります。

バスの津和野小学校の中に入るといふようなところ、それから例えば上りと下りにそれぞれバスの待合所を設置する、そういったところの部分が、これが全て来年度、100%できるかどうか、この辺はなかなか難しいところはあるかもしれません。直地方面に向かうバスの待合所、それについては先ほど御提案いただいたような土地がありますので、そういったところの地権者の方との交渉を含めて、具体的に来年度中のところで前向きに行っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、課長さんの御答弁を大いに期待しまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、津和野川の鯉について、お尋ねをしたいと思っております。

11月の25日に、名賀白井地区の防災拠点施設において防災記念式典が開催をされたわけですが、多くの御来賓をお迎えしての式典が挙行され、町長の式辞の中にも、「殿町の白壁の、ショウブが映え、鯉の泳ぐ姿を……」このように触れられたと記憶しております。

また、記念碑の除幕式が終わって、国会議員の青木先生、島田三郎先生とお話をする時間がありました。そのとき、青木先生が、「津和野は鯉の町だったね」と一言申されました。町長の式辞の一言が気になられたのか、パンフレットの鯉の姿が気になられたのかわかりませんが、その後、私は総務経済常任委員会で国会に行き、竹下先生や島田三郎先生に、津和野のCATVの設備改修のための国庫補助枠の拡大について、参議院会館で陳情したときのお礼を、この機において申し上げたところでございます。

また、私は浜田一津和野間の国道9号線の改良等の陳情書を沖田議長に委ねまして、直接、島根県選出の国会議員の先生方に届けていただいたお礼を申し上げた、この場を利用して申し上げたところでございます。

本題に戻りますが、今、国会議事堂の中庭に大きな池があります。町長も何回か行かれて御存じと思うんですが。昔は馬車で出入りをされて、馬の水飲み場としての名残がそのまま残っております。馬が、水が飲みやすいように地上につくられた池であります。今、この池で鯉を飼う運動が始まっております。衆参両議院の若手の先生たちが発起人となられまして、新潟県の観賞用の鯉を入れられる、このような計画をされているようであります。実現すれば、全くうらやましい限りであります。

津和野町も鯉の町であります。殿町の堀り割りの水路の鯉も、昭和9年に吉永祐造様より放流されたのが始まりで、その後、町民からも多くの鯉が放流されております。また、昭和50年には吉永様より、鯉の125匹と、小さい鯉が96匹放流されております。と同時に津和野の商店の方からも、ここへ放流されております。また、平成7年6月5日に北九州市の小倉地区の広木理一郎様より、53匹の鯉が放流されております。その後、平成14年10月24日にも高津川漁業組合より稚魚40匹が寄贈されて、幼花園の生徒により放流されております。

また、27年10月の29日には、津和野地区のまちづくり委員会で300匹という鯉が、この津和野川に放流されておるわけですが、この堀り割りの鯉も、大変今、少のうなっております。病気で死んだりする鯉も相当おりますが。25年の災害のときに、高校の前の水路より鯉が逃げまして、ここで23匹捕獲をして殿町に、水路へ運んだことがあります。その後、天神橋付近で21匹の鯉がおりまして、これも捕獲して堀り割りへ運んだ経緯があります。これは当時の商工観光課の担当職員の努力で実現できたものであります。現在、天神橋の下にも約50匹ぐらいの鯉がおります。今、餌づけはしておりますが、この鯉も捕獲して、大橋下の低水護岸に戻してやることも観光の一助になると思うわけですが、今後、災害復旧による汚濁もなくなってくるわけですので、低水護岸や大橋の上から鯉の鑑賞も津和野観光の風物詩になるのでは

ないかというふうに思っておりますが、この捕獲についてどのようにお考えをしておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野川の鯉についてお答えをさせていただきます。

津和野川の鯉の捕獲、移動につきましては、御指摘のとおりであり、平成26、27年度に実施しております。津和野大橋下を色とりどりの錦鯉が群れをなして泳ぐ往年の活況を思い返せば、鯉の姿もまばらな現状に寂しさを感じるところでございます。

水害後、大橋下に放流した鯉がそのまま定着できなかったと推察できることから、現在の生息状況、河床状況等を再検証するの必要はありますが、天神橋で餌づけ等を行う関係者の皆様とも協議の上、協力して大橋下に戻すことを調整してみたいと考えております。

なお、鯉ヘルペス予防の観点からは、同じ水系内での移動のため、禁止事項である持ち出しには当たらないと判断をしております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 殿町の鯉のことを語るには、やはり水がなくてはならないわけですが、津和野町は水路水系の防災対策基礎調査事業で1年間の調査をされてきております。殿町の堀り割りに入る新たな水源踏査で、沢水や湧水、地下水等の水量が絶対的に少ない、このような結果になっております。現水量の4分の1しか水はないのであります。代替えになるような水源はないというふうな調査結果を出されておりますが。そのため、殿町をはじめ各水路、現状の水量を確保するには、津和野川から直接水をとる方法しか見当たらないというふうな結論を出されておるわけですが、高校下側にある河川公園に緊急揚水場の設置を、この前の一般質問でも提言しておりますが、付近の井戸の問題とか、歴史的風致維持向上計画推進検討委員会で具体的な方法と設置場所の検討をするというふうに御答弁をいただいておりますが、その後、鯉のために、水量確保の対策についてどのように検討されてきたか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員のお尋ねの歴史的風致維持向上計画の中での水源の確保等につきましてでございますが、議員からも御説明がございましたように、水利等についても、防災の観点からも調査を行ったところでございます。

おっしゃいますように、なかなか他の水源を確保するのは難しいということでございまして、当時は汚濁の問題もございましたので、1カ所大きな用地が必要にはなりますが、ある程度水をためて、その上で上澄みが流れる形で確保する方法はあるということ、その報告書の中でも一応出ておりました。ただ、いかんせん、これをやるとなりま

すと大変な事業費がかかってくるということ、また用地の買収等もかかわりますので、なかなか現状、今の財源の財政状況の中では難しいと考えております。

また、今後、仮に水害等によって水利の確保が難しいということになると、やはり仮設において津和野川から直接、何らかポンプアップをするような形での水利確保ということを考えざるを得ないのかなというところでございまして、現時点ではなかなか、今後の整備について具体的に検討に至っているかという点では、至っていないと申し上げるしかないのかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） ちょっと余談的な話をしますが、数年前に萩市観光課と萩の観光協会の皆さんが、鯉の飼育について津和野へ来られました。萩市も、津和野町のように鯉の町にしたいということで、萩市役所、萩市の観光協会の方が津和野に来られました。津和野はどのような飼育をしておるのかということでありまして、前観光課長より依頼を受けて、私も一緒に現地を連れて見て歩いたわけではありますが、殿町の堀り割りでの産卵から、これを大蔭の三宅さんの水槽で、ふ化の状況、田んぼの中での稚魚の飼育、そしてコミュニティセンターの中庭に放流といった、この一連の流れを説明をしたわけでございしますが、萩市の方は現地まで見学をされまして、産卵用のシュロまで持って帰られました。津和野のように鯉について本気に取り組んでみたいという、その意気込みを感じたわけでございしますが、私は大変、感動したものであります。

ちなみに、殿町の鯉を産卵から手がけまして、昭和21年に810匹の鯉をふ化させて、大きくしてコミセンに持って帰りました。そして、22年には650匹、23年には520匹、24年度には965匹の鯉を田んぼで大きくしてコミセンの中庭に入れて育ててきましたが、大変残念なことに、全部サギに食べられてしまいました。サギの餌をつくって入れたようなことになってしまっておるんですが、今、生き残った鯉も何十匹かおります。こうしたことも、サギ対策をして、今、河川の工事が済んだので、汚水が入らなくなったら、もう一回、再挑戦をしたいというふうに、いろいろな人と一緒に協議をしておるところでございしますが、何にしたって水量がなかったら鯉は飼育できません。

そういったこともありますので、先ほど答弁いただいた歴史的風致維持向上計画の推進検討委員会の方と協議されて、ぜひ、ポンプアップをするその場所を、どうしたって津和野川からポンプアップしないと水は足らないわけでございしますので、防火にもつながるわけでありまして、そういったところで真剣に、この問題をもう一回検討していただきたい、これを強く要望しておきます。御答弁がいただければ、いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からは常日ごろから、鯉の確保や育成について大変御協力をいただいておりますので、その点につきましては感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そういうところも踏まえまして、議員御指摘ございましたように、歴史的風致維持向上計画の推進協議会等でもお話をさせていただきつつ、また内部のほうでも水源の確保について、今後、いざというとき、どこから確保するかというようなこともシミュレーションしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時5分まで休憩といたします。

午前9時55分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆様、改めておはようございます。6番、丁泰仁でございます。本日、通告に従いまして、2項目の質問を用意しております。よろしくお願いたします。早速、入りたいと思います。

1項目めは、経済成長と子供貧困に関しまして質問をいたします。

最近、内閣府が発表した実質国内総生産（GDP）は、七・四半期連続プラスとなり、日本経済は成長を続けていることが確認されました。しかし、企業業績が好調な割に給与は伸びず、実感は乏しいと言われております。アベノミクスの5年間で株価こそ大幅に上昇したもののデフレからは脱却できず、経済成長は虚実ないまぜの様相を呈しています。もともと、アベノミクスの目指す青写真は、企業業績が改善して賃上げが進み、消費がふえ、企業業績が一段と拡大する好循環です。

しかし、厚生労働省の毎月勤労統計調査によりますと、1人当たりの所定内給与は24万円台で停滞し、5年前から上向き兆しが見えないようです。パートを中心とする非正規社員の増加などの影響と言われております。

一方で、株主への利益還元はふえ、自社株買いと配当を合わせた総還元額は、17年度、4年連続で過去最高を更新するのが確実と見られております。

また、企業の内部留保に当たる利益剰余金は、16年度406兆円に達し、経済界でも賃金を上げるべきだとの声が強まりつつあります。GDPの成長は、好調な海外経済

で輸出が牽引する外需依存であり、6割を占める内需は相変わらず弱く、ここでも消費拡大につながる企業の賃上げが欠かせない状況です。

さて、どちらにしましても、GDPの数値から見るに国内経済は成長し、経済的豊かさを国民は享受しているように見られますが、一方で、にわかに信じられないかもしれませんが、我が国は「子供たちの貧困」という経済的成長とは真逆の格差社会が、当節、社会問題化しています。先進国の中でワーストワンの深刻な状況にあります。

今日の貧困の定義を再確認すると、直感的なイメージは生活を営むために必要な衣食住などが欠如している状態ですが、今日の貧困という概念は単に生理的な生存ができないということではなく、社会的な生活を営むことができない状態を指すことが通念となっています。例えば、お金がなくて好きな部活動に参加できない子供たち、あるいは修学旅行に行けない子供たちがふえています。まさに社会的な生活を奪われている状態、すなわち貧困状態だとされます。

子供の貧困とは、経済的な困窮に置かれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響を及ぼすほどの深刻な不利を負ってしまうことなどであります。

平成29年6月、厚生労働省は、最新の子供の貧困率が13.9%となったと発表しました。それは、17歳以下の子供のうちで貧困世帯に暮らす割合であり、実数で270万人、約7人に1人の子供が貧困状態にあることを示しています。

小中学校の子供を持つ経済的に苦しい世帯に対し、給食、学用品、修学旅行などの費用を国と自治体が支援する就学援助制度があります。平成26年度は149万人の子供たちが支援対象となりました。小中学生の15%程度を占めるに至っています。本制度には所得制限があり、自治体により多少の差がありますが、生活保護制度の生活基準額の1.1倍から1.3倍に設定されています。生活保護制度とほぼ同じ所得制限をしている就学援助制度の利用者は、貧困に限りなく近い状態にあると言えます。

ちなみに、生活保護制度の生活保護基準である額は、夫婦と子供1人の場合、東京都区部で月額16万6,800円、地方郡部で13万3,100円となっています。政府はこのような状況を意識してか、2019年に10%引き上げる消費税増税による増収分を借金返済に充てることを変更し、子育て支援への使途変更を打ち出しました。3歳から5歳児の幼稚園、保育所を全て無償化、ゼロ歳から2歳児は低所得者に限定して無償化するなどの大枠を示しています。これらのことを鑑み、当町該当事項に関して質問をいたします。

1、就学援助制度について詳しく説明してください。

2、当町で、この支援制度を受けている児童数、割合を、小中学校ごとに述べてください。

3、この支援制度を受けている子供たちは、他生徒と同等の学校教育、遠足、修学旅行、クラブ活動などを享受できているか。

4、幼児教育無償化が実現した場合、当町の対象となる児童数及び当町の財政的負担は幾ら軽減するのか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

経済成長と子供の貧困に関してという御質問でございますが、一部は町長部局にもかわる御質問でございますけれども、基本的には教育委員会部局に対しての御質問というふうに認識しておりますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、丁議員の経済成長と子供の貧困に関しての御質問に対して、お答えを申し上げます。

一つ目の就学援助制度についてでございますが、就学援助制度は学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒、もしくは就学予定者の保護者に対して、援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、本町においても津和野町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱を定め、支給を行っております。

二つ目の、当町での、この支援を受けている児童生徒数の割合についてでございますが、平成29年12月1日現在で、町内小学校の児童数265名のうち、就学援助制度を利用している児童は49名で、町内全児童に対し約18.4%。また、中学校においては生徒数130名のうち、就学援助制度を利用している生徒は25名で、割合は19.2%です。小中学校ともに、現在は要保護世帯の対象はなく、準要保護世帯のみの支給となっております。

三つ目の、この援助制度を受けている子供たちは他の生徒と同等の学校教育、遠足、修学旅行、クラブ活動等を享受できているかという御質問ですが、本町においては、学用品費、校外活動費、クラブ活動費、その他の費目については、国が定める基準を下回っているものではありません。また、学校給食費、修学旅行費については実費支給しており、就学援助制度の趣旨は享受していると考えます。

四つ目の、幼児教育無償化が実現した場合、対象となる児童数及び当町の財政負担の軽減はいかほどになるかという御質問でございますが、現在政府が制度化を検討している幼児教育・保育無償化につきましては、3歳児から5歳児の保育料を全世帯において全額補助、ゼロ歳児から2歳児の保育料を住民税非課税世帯に限って全額補助とする内容でございます。

本来でありますと、保護者が支払う保育料の補助でありますので、町の財政負担には関係がないところではございますが、本町においては、平成26年度より町単独事業で18歳以下の児童を養育している保護者の第2子の保育料を半額、第3子以降を無料と

しておりますので、この補填分が町の財政負担の軽減に当たると考えるとすると、対象となる児童数は57人、金額にして年間約580万円程度と計算されます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 答弁をいただきました。再質問に入らせていただきます。

私は、この問題を取り上げるときに、前段で私も、今、背景を説明いたしましたが、株価上昇、経済成長というふうに分かれていっている間に、足元のほうで大変なことが起こっているんだなということを目にしまして、当町はどうなのかなという意識で、この問題を取り上げました。非常にデリケートな貧困という問題を、どういうふうに定義づければいいのかということで、特に子供の貧困ということで考えましたけど、貧困というからには、やはり親御さんが経済的に非常に困窮な環境の中での子弟が対象になるんだろうというふうに思いました。そういうところで就学援助制度というのが密接にこのことに絡んできているわけなんです。

就学援助制度というのは、ここに今答弁ありましたように学校教育法で、ある程度、義務的に全国の自治体に義務づけられている。そして、子供たちが義務教育を円滑に受けられ、また行政側も実施できるようにということで、一種、国と自治体とで財政を分け合っているのではないかと思うんですが、就学援助制度はそうして全国で実施されているわけです。その上でも、やはり全国で13.9%、これは厚生労働省が発表してるんです、子供の貧困ということ認めて。

それで、次にまいりますと、当町でこの支援を受けている児童生徒数、割合について、ここに今、答弁いただきました。ぱっと見ますに、小中学校全員で400人いるうち、約18、19ですから、約20%。5人から6人に1人が、この就学援助制度を受けているわけです。それで、就学援助制度を受けていけば貧困ではないのかというと、どうもそうでもないみたい。なぜなら、厚生労働省は13.9%あると言っているわけだから、子供の貧困化はあるわけなんです。各自治体に、さっき言いましたように就学援助制度、全部やっているんです。やっとなら、そういうふうに厚生労働省が子供の貧困化はあると言っているんです。

そうしますと、当町、これは受けて、現在、要保護世帯ではなく準要保護世帯ですね。差がどういうふうにあるかわかりませんが、ここは恐らく経済的所得でこういうふうに分けているのか、親の所得による、だと思っんです。だけど、これ、はっきりここに子供の貧困とか云々はないですけども、実際、支援を受けているこの子供たちは、子供の貧困ではないわけですか。ここをちょっとなんです。これ受けていけば貧困なんですか、そうでなければ貧困でないんですか。非常にデリケートですけど、ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員さん言われるように、非常にデリケートな基準になるかと思います。貧困という定義をどこに押さえるかによって、当然、理解は変わってくるというふうに思います。この就学援助制度として位置づけているのは、いわゆる生活保護世帯の基本の1.3倍を当町は選択をしております、そこまでの収入しかない世帯に対して、この対象という形をとっております。

それから、まれにそれを超える世帯もありますけれども、その分については特例的にその貧困の理由というものを調査をして、指定をするかしないかという判断をしているところでございまして、これを受けているから貧困であるとも言えませんし、受けてないから貧困ではないという、そういった判断にはなかなかならないのかなというふうに思います。ただ、基準として、ここの制度としての基準の貧困という捉え方でいくと、その線の中でこの制度を受けられる世帯については、その貧困を解消していくための制度でございますので、そこで線を引かせていただいているという理解で御理解をいただいたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 難しいですよ、非常にこれは。私もどうなのかなと思って、いろいろの考えであります。

それで、私も小中学校のときに、国もまだ成長期ではないですし、国全体が貧しかったと思うんですけども、非常に我々の時代も貧しかったです。だから、その中で悲しい面ちゅうか、本当に惨めにあった。要するに、ここに私上げました学校用品、校外活動費、クラブ活動、あるいは修学旅行、遠足、それで学用品が足りない子とか同級生でおるんです。鉛筆が何本しかないとか、あるいは遠足に行かれない子、それから修学旅行に行かれない、たくさんいました。だから、非常にそれは、恐らく今の定義でいえば子供の貧困化を味わっていた。しかし、当時は全体的に貧しいですから、余り意識しなかったんです。

だけど、今は、前段で申しましたように経済成長、ものすごく豊かだという意識の中で、そのギャップがひど過ぎる、格差ができてきているから、この問題が取り上げられるんです。それで、裏を返せば、この補助制度がなければ、援助制度がなければ、今、援助制度の対象になっている400人のうち、ちょっとですね75名ぐらいですか、小中ですよ、この子供たちは貧困化の環境にあるんですね。ありますか、経済的に、援助制度がなければ。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 援助制度がないから、それじゃあ貧困だという定義はこの場で申し上げるべきではないだろうというふうに思っております。要はこの制度として認められた、いわゆる生活が困難な方という制度でございますので、これもしなかった場合は当然、それだけ分の援助がないわけですので、それだけ生活が苦しくなってくるだろうというふうには認識しております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 非常にデリケートなので、はっきりは答えも難しいだろうと思います。私もこうこうとは言えないけど、いろいろ推測しますように、いろいろ考える。

それで、せめて私が子供のとき味わったみじめな思い、特に遠足、修学旅行、皆さんが行っているのに、経済的困窮で行けなかったと。そういうことが、今の子供たちに味わわせてはいけないという気持ちで、私ここに、3番目に、要するに子供たちがほかの生徒と同等の学校教育、遠足、修学旅行、クラブ活動等を受けているかと、そういう質問を投げたわけです。今、答弁におきましては、ほとんどそれは享受しているんじゃないかという回答をいただいておりますので、そこはそういうふうに私も理解しまして、今後ともこういうことに関しましてはしっかりと行政のほうで目を向けまして、そういう子が出ないように、大事な我が町の宝物です、子供たちは。そういう点で気をつけていってもらいたいと、そういうふうに思うわけです。

また、この問題は前段の同僚議員の質問のとき、くしくもつわの暮らしの課長が定住政策と一致するんだと、これはつながっていくんだということがありましたね、同僚議員の回答の中で、子供の問題は。というのは、まさしくそうなんです。私はこの取り上げたのは、今、我が町は定住促進住宅というものをやって定住政策を非常に促進していますが、その条件として若い夫婦、それから幼い子供さんを一つの資格要件に上げています、その定住住宅に入るのに。そうしますと、その方たちが来て、私が心配するのは、当町に子供の貧困化が、非常に貧困という問題が存在するということがあれば、ちょっと腰が引いてくる。この町はちょっと貧しいかなと。やはり豊かな町に行きたい、地方自治体に入りたいと、そういう気持ちがやっぱり親御さんたちにもあると思いますし、今後、定住して、その定住住宅に住むのは25年ですか、そういう長きにわたりまして子供を育てていくにつくまして、貧困とか、そういう言葉が出るような地方自治体というのはちょっと敬遠したいなと、そういう感覚も出るんじゃないかと。だから、ぜひ、こういうところは、こういう貧困とかいう言葉が出ないような、そういう豊かな町に我々もしていかなければいけないと思いますけど、行政も、先ほど申しましたように重々に気を配ってほしいなとそういうふうに思う次第です。

それから、今度は4番目です。今、政府が進めている幼児教育無償化の問題です。これで回答で、それが実施された場合にいろいろ町が負担している軽減が、対象となる児童数は57人で、金額が年間580万円程度軽減できるんじゃないかという回答はございましたんで、ふと思えますに、どこへ、この軽減した580万ですか、どっかへ、今まで足りないところへ回すことができないかなと思って、ふと考えたんですが、例の児童クラブです。今、親が負担している、父兄が。そして軽ければ、もうちょっと預けたいんだがという人が、前にも私、質問したことがありますけども。そういうところへ、親の負担の軽減に、こういう政府政策によって浮いた町の財政負担を回すと、580万

でもいいですから、何かに補っていくと。そういう考えができたならば、父兄が喜ぶんではないかなとそういうふうにも思いますが、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 4番目の質問につきましては健康福祉課の関連でありますので、お答えをします。

現在、町として県単の事業で、同一保育園内に兄弟がいれば、2番目以降が2分の1になるという事業があるんですが、その上乘せ分として本町では18歳以下の児童の——ここに書いてありますが——第2子換算で保育園児半額、それから3子以降は無料というところになっております。今回の御質問に対しまして、その影響を受ける金額が580万程度と、今ざっと計算をしているところであります。

その浮いたお金を児童クラブ等へ、ほかの子供のための事業へということでもありますので、その辺は、今後も児童クラブのこと、いろいろ保護者の方から御意見いただいたり、改善点等もいただいておりますので、そういうところへ使っていけるのであれば使っていきたいと思っておりますし、それは私の一存では答えられませんので、また町長等と協議しながら検討させていただけたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ぜひ、前向きに町長と相談されまして実施していただければ、非常に父兄も喜ぶのではないかと思います。

それで、この件に関しまして、子供の貧困に関しまして、最後にある専門家の意見があるんです。ちょっと読み上げてみますけど。つまり、この子供の貧困というのは、追っていくと、ただ、その局面だけではなくて、以下述べるような国家に、社会的損失にもつながっていくというような、こういう文面なんです。ちょっと読みます。

子供たちは貧困状況の連鎖の中でもがき、その才能は活かされず、かえって発達上のさまざまな課題を背負ったまま次の世代へ、つまりは親になると。子供個人個人の問題が、結局、社会全体の生産性の減少へとつながり、貧困な状況に置かれた個人や家族のやる気を奪い、精神的な疾患などのさまざまな障がいさえつながりかねない。さらに、問題放置による医療費や社会保障費などの社会的コストの増加にもつながる。と、こういう意見を述べられております。

そういうところも鑑みながら、ぜひ、今後とも子供の貧困に対しましては行政として監視をし続けていってほしいと、こういうことで、この質問を終わります。

それでは、2項目めの質問に入ります。

観光行政一般に関してでございます。

平成29年、ことしも終わろうとしていますが、観光施策の総括をしますと、ことし3月に観光振興に特化した観光振興計画が公表され、それに基づく6項目の基本方針、さらにはそれぞれ施策があり、施策の具体的実現までしています。

さて、ここ数年振り返りますと、観光重点政策として街並み整備、すなわち伝統的建造物群保存事業、歴史的風致維持向上事業、津和野百景日本遺産認定事業と、政府公認の観光補助事業を中心に実施継続してまいりました。今後の展望として、観光資源の魅力化のための官民連携の取り組み、宿泊者増に向けて、滞在型、拠点型観光への転換等、重点項目が課題に上がっています。

観光入り込み客数は、2015年118万人、2016年116万人と推移し、16年の宿泊者数約4万人、観光入り込み客数に対して、わずか3%にしかすぎません。ちなみに萩市は18%、山口市は20%です。旅館業界はピーク時30件以上、現在14件で、地盤沈下が進んでいるとも言われています。

しかし、今年特筆すべきは、インバウンド客の宿泊数は国内宿泊者数と同率にふえていること、団体宿泊から個人宿泊への宿泊形態にも変化が見られ、また個人客、リピーターもふえている模様です。これらの状況に対応すべく、9月22日、観光振興計画で求めた施策の推進組織として、町、商工会、民間業者等で構成された観光戦略会議が立ち上げられました。

また、道路交通網のうれしい展開として、国道9号線から道の駅なごみの里への中座バイパスの開通を来年に控え、観光客を迎え入れ、おもてなしの体制強化が求められています。町人口、17年9月末7,638人、高齢化率46.7%、過疎と高齢化が進行、観光入り込み客数が伸び悩む現状に官民が危機感を持ち、観光振興を持続的なまちづくりにつなげていく意識を今まで以上に共有することが切に求められている今日です。

以上のような、今日の町の観光産業の現状に鑑み、以下質問します。

1、観光戦略会議を説明してください。

2、今年度の観光宿泊数は、国内客、インバウンド客、それぞれいかがか。

3、道の駅なごみの里内に観光案内所の設置及び観光ガイドの配置が要望されているが、速やかに実施が可能ですか。

4、町の観光客もてなしサービスの一環としてのタクシー運行の現状を問います。営業時間、営業台数などについて。

5、11月4日、5日に行われました津和野地域文化協会主催の文化祭を毎年恒例の行事に勘案し、当町の観光のおもてなし施策の事業の一つとして企画することができるか。

6番、富裕者層対象の町家ステイ戎丁、上新丁のここの業績はいかがか。宿泊人数、損益収支、それぞれをお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光行政一般に関してお答えをさせていただきます。

まず、観光戦略会議についてでございますが、平成28年度において津和野町観光振興計画の見直しを行いました。それまでの計画が町の観光施策に十分反映されていない

かった反省から、計画に基づき具体的に事業を推進していくための体制としてつくられたのが、津和野町観光戦略会議でございます。

会議の構成は観光協会の役員及び事務局、大手の旅行業者、旅館組合、商工会事務局、商工観光課職員で組織され、会長には観光協会の会長に就任していただいております。会議はこれまでに2回開催され、観光の主要データに基づいて現状の把握を的確に行うとともに、中長期的に来年の秋冬用のエージェント向け、個人向けのPRパンフレットの作成を行っております。また、各種イベントにおける効果や課題、今後の対策などについても協議し、それぞれの役割に応じて対策を講じていくとともに、停滞ぎみ、効果の少ない行事などについては、そのあり方について積極的に提案を行っていくことも検討しております。

今年度の観光宿泊者数についてであります。宿泊者について、本年1月から9月末までの数字を見てみると、町全体では前年度比マイナス15.4%と大きく落ち込んでおります。特に7月から9月の第3・四半期はマイナス26.2%となっており、これは夏の九州を襲った豪雨など天候が大きく影響していることと、津和野地域において旅館、ホテルにおいて人手不足による宿泊制限を行っておられることなどが原因であると思われま。

また、外国人の宿泊について同期間において見てみると、町全体でマイナス28.6%の大幅な減少となっております。1月から3月の第1・四半期は対前年比14.5%の増であったものの、その後の第2・四半期ではマイナス37.6%、第3・四半期ではマイナス32.1%と2期連続で大幅な減少となっております。東アジアからの宿泊者は前年並みですが、北米、マイナス61.2%、ヨーロッパ、マイナス32.9%ということでありまして、そうした北米、ヨーロッパからの宿泊者数が減少しているのが原因でございます。

山口市も同様の傾向にあるとのことですが、旅館業者の現場感覚においては数値とは反対に増加している御意見を聞いてもおり、統計の集計方法に原因があることも考えられます。集計方法の検討も含め、今後の国の動向にも注視しながらPR対策を講じていくこととしております。

次に、道の駅津和野温泉なごみの里の観光案内についてでございますが、来年度、中座バイパスが開通し、道の駅津和野温泉なごみの里が国道9号線からの南の玄関となることで、観光案内のニーズが強まることは予想されるところでございます。現在、町内二つの道の駅は業務として観光案内を行っており、お客様からお尋ねがあった場合にお答えをしております。観光パンフレットも各種並べて情報提供を行っておりますが、人件費等コスト管理の都合もあり、専任の観光ガイドは配置できない状況でございます。

今後、観光案内のニーズが高まる中で、道の駅に町及び観光協会から観光ガイドを派遣常駐することは、財源、人員体制の点から現時点では難しいと考えます。バイパス開通時、また開通後のイベント時の状況を想定し、町観光協会所属の観光ガイドによる仮

設案内テント、観光協会のホームページにアクセスできる端末の設置、株式会社津和野開発社員の観光案内研修の支援など、協議、検討してまいりたいと思います。

次に、観光もてなしに係るタクシー運行についてでございますが、K o i k o i タクシーの運行状況についてですが、ドライバー等社員は現在6名、保有車両台数は普通車3台、ジャンボタクシー1台となっております。営業時間は、月曜日から土曜日が午前7時より深夜1時まで、日曜日は午前7時より午後8時までとし、通常の運行台数は2から3台、午後10時以降は1台、社員2名体制で運行しております。

本町にとどまらず山陰観光の弱点として、目的地に到着後の2次交通の不便さを問われている中、タクシーは貴重な交通手段となっております。

しかしながら、観光地とはいえ過疎地域に位置する本町におけるタクシー業の経営は、繁忙時と閑散時の落差も大きく、経営上の制約から運用できる台数にも限りがあります。町といたしましても2次交通の手段を確保するため、ことし、山口ディスティネーションキャンペーン期間中、観光協会、J R、J R西日本レンタカー&リース株式会社と調整を行い、津和野駅におけるレンタカーのS L運行日営業に加え、平日運用を実験的に実施し、一定の成果を上げました。今後ともタクシー事業者の協力もいただきながら、おもてなしの向上に努め、他の交通手段確保充実など総体的な2次交通の整備に努力をしてまいります。

次に、文化祭の観光的活用についてでございますが、津和野地域文化協会は平成28年度、津和野地域における各種文化団体の交流と連携、さらに文化活動の推進を図り、地域文化の向上を目指すことを目的として設立されました。同協会は11月に開催した「第1回文化芸術の祭典 i n 津和野」の開催意図について、活動内容を広くアピールし、観光客など多くの方々に文化のまち津和野をP Rすることを上げておられます。当日はステージでの発表、書や写真等の展示、生け花や茶道などの体験教室とさまざまな催しが行われ、狙いどおり、秋の観光集客イベントにさせていただけたと感謝申し上げるところでございます。

このイベントは同文化協会の主催で行われ、町としてはC A T Vを利用した広報を行うという形で協力しております。今後も同文化協会として開催される御意向であれば、文化振興係を持つ教育委員会とも連携をし協力をしてまいります。

次に、町家ステイの運営状況についてでございます。町家ステイの平成29年度の利用状況ですが、11月末現在の宿泊者数は、町家ステイ戒丁が延べ38組100人、平均利用人数は2.6人、町家ステイ上新丁は延べ16組75人、平均利用人数は4.7人となります。

次に、宿泊代金は、町家ステイ戒丁が計150万6,500円、町家ステイ上新丁は計132万4,780円、2棟合計が283万1,280円となります。一方、運営に係る水道光熱費、一部広告費、宿泊サイト予約手数料、生花代、泊食分離による町内食事代、掃除経費等の雑費等を合計した直接的経費は149万9,993円となります。

なお、経費には、津和野町観光協会の町内各旅館等の宿泊対策を初め、他の業務にも従事する集落支援員の報酬、予約等事務的経費などは含めていないため、単純に黒字経営とは言えません。その一方で、観光協会が自主財源を確保するための一助になっていると考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 順次、再質問をしたいと思います。

観光戦略会議につきまして、これはいろいろ観光振興計画を具体的に実施するに当たりまして、その都度施策を吟味するというので設けられたみたいですので、非常にこれは前向きな姿勢だと思います。

それで要望するのは、ここで恐らく毎月1回か、9月に設けられまして2回、既に開催されていますので、一月半か2カ月ぐらいに1回必ず開くような状況だと思いますので、開かれましたら、その会議の内容を、ささいなことでもありますが、その会議においては何が話された、それからどういうふうに進めるとか、その計画性です、そういうものを話し合うんだと思うんですけど、それを、言うなれば経済委員会でもいいですから、そこへ逐一会議の状況を報告してほしいなど、それをお受けしまして、私どももある程度は今の観光の状況、振興状況が具体的に、詳細にわかってくるのではないかと。それによつては、我々も対策を練っていかなきゃいけないとそういうふうに思いますので、ぜひ、これは要望しておきます。お願いしたいと思います。

それから、今年度の今まで宿泊者数、これはサービス業というのはやっぱり経済環境、それから自然環境、つまりは自然災害とか、天候、そういうものに非常に影響されるものなので、ちょっと近辺で災害があるとか、ここにも答弁、先ほどありましたけど、九州地方で豪雨があったと。だから、その影響で九州からの観光客が減ったんだとか、いろいろ原因がありますんで、その都度、一喜一憂はできません。だから、減っているときもあれば、またふえるときも。同じ1年を通じても、どの部分でふえてくるかとか、そういうことはわかりませんので、ここで私は一々言おうとは思いませんが。

ただ、先般、観光協会の幹部の方々と話をしたときには、旅館業におきましては入り込み客数は減っているけど、自分たちの宿泊者——旅館に泊まる——はふえているように思うんだという現実的に生の声が、それはうれしいことだなど。だから、減って困る、倒産しそうだとか、そんな声を聞くより、ふえて、今はいいんだというような声を聞きましたので一安心しております。

それから、インバウンドも、北米、ヨーロッパからは減っているけど、これも旅館業者に言わせると、いや、結構、同率にふえているんだということですので、これは現実的に生の経済的実感がありますので、一安心しているところです。

そういうことで、今後とも逐一、観光戦略会議でこういうことも話し合われると思いますので、そういうところから情報を入れていってほしいなどそういうふうに思います。

それから、道の駅の問題、これ津和野温泉なごみの里に観光案内所を、あるいは観光ガイドを設けてほしいというのは、非常に観光客からの要望も多いですし、これは考えなきゃいけないと思うんですが。答弁にありますように、予算の問題とかいろいろなもんで、人を1人置くとなると、それだけ人件費も要るし、いろいろなことを考えればちょっと難しい面もあるかもわかりませんが。

私、ちょっと思うに、ここに既に今、道の駅の中で、問われれば観光案内しているんだということですが、問われるまでもなく、受付かどっかへ観光案内所というような看板を——張り紙でいいですから——ここが観光案内所になりますよということで掲げたら、観光客の方はそこへ行って、受付のところでもいいです。そうすると、そこで従業員の方が対応することができると思うんです。だから、観光客に対して親切に案内をするということになるんです、観光案内所に。だから、看板をかけて、ここがその案内するところですよと、ちゃんと表示されたら、別に人件費を用意する必要もないし、ただ親切さが足りないということを私申し上げたいんです。だから、二つの駅で、早速、観光案内所ですよと、あるいは観光案内の支部ですよとか、どこに行けばいいかという窓口をつくってほしいということなんですから、ぜひやってほしいと思います、これは。すぐできることです、張り紙一つで。

それから、4番目の観光もてなし、タクシーです。これ今、答弁にありましたら、大体ウイークデーは月曜から土曜日、午前7時から深夜1時までやっているわけなんです。日曜日は午前7時から午後8時までとなっているんですが、今、町民の間で、これ悪いところが先に目立つと思うんです。この日曜日の7時から夜8時まででしかないというのが、全日そういうふうに使われているんです。だから、ここを何とか、7時から深夜1時まで、月曜から土曜日はやっているんですよ。やっているんですよ。だから、やっているんなら、これを町民にちゃんとアピールして、いや、月曜から土曜日までは深夜1時までやっているんですよと、ここちゃんとしな。日曜日だけが午後8時でおきますよと。ここをやらないと、何かタクシーは、今、ちまたでうわさになっているのは8時でおくらしいです。だから、要するに、夜ちょっと飲食に出ようと思っても8時過ぎたら出られんど、帰りのタクシーがないと、こういう話なんです。そうじゃない、ちゃんとここに回答があったように、この詳細を、ウイークデーは、土曜日までは午後1時までにはそれなりにおりますよと、タクシーは。日曜日だけは8時なんですよと、どうしても採算的にやれませんのと。それを、サンネットにちはらでも何でも広告媒体あるじゃないですか、宣伝媒体通じて、絶えず出してください。今、町民の間でタクシーは8時までしかやりませんと、夜は出まいと。夜の飲食業をやつとる、たまったもんじゃありませんよ、お客減っている。ただでさえ減っているところへもって、タクシーがないけえ、飲みには出られへんど。これが今、町民の中で広まっている話です。観光地でありながらタクシーがないなんてどういうことだと。8時でおくなんてもってのことだと、これ本音です。聞いて回ってみてください。だから、私は上げたんです、ここへ。

だから、ぜひ、ここも善処するように、すぐサンネットで放送して、こういうふうになっておりますよと。

それから、日曜日8時までというのが、私はこれはどうなのかなと、観光地で日曜日。ここも、よく今から検討してみてください。できることなら、せめて10時、11時ぐらいまでは何とか。深夜1時まで引っ張れとは言いませんよ。8時は早い、ちょっと、飲食して帰るのに。せめて、皆10時までには店開いてますから。頑張っているんですよ、飲食業。だから、10時閉店まではタクシー動かすと、そういう気持ち。もう2時間、何とか知恵働かせてみてください、日曜日。あとは深夜1時までやっているからどうもありませんが。このことは強く言うておきます。非常に今、苦情入っている。よろしいですか。

それから、中には、時たま、タクシー従業員の接待のマナーが、ちょっと観光客にかちっとくるようなところが見受けられるということも苦情を聞きます。そういうところももう一度見直しまして、もう一度よく、観光地として絶対にあってはならないことで、その接待が差別化を図る、どこの観光地だったらこうだというのは皆うわきになる、愚痴になって。だから、よくよく注意して指導して行ってほしいなと思います。

それから、5番目に文化祭の観光的利用、これは私はなぜ言いましたら、このたびの津和野の地域文化祭、非常に好評だと。私、ずっと回りました、いろんな会場を。喜んでいましたね。いろいろな技術を持っている方が、伝統的に文化を継承してきている津和野地域の方が、そういう場所が欲しかったと、そういう展示する場所が欲しかったと、披露する場所が欲しかったと。余芸大会じゃだめなんです。文化という名前のもとで文化人が集まって、そういう集う日、あるいは場所、そういうことが欲しかった。ようやく津和野地域でこれをやってくれたと、非常にうれしいと、毎年ぜひやってほしいと。そうすれば、自分たちも芸に磨きがかかる、技術に磨きがかかる。それから、やはり津和野町は文化都市です。文化を息づかせて積み上げていくには、こういう機会を設けながら若い子を指導し、また鍛えて、文化を研さんしていかなきゃいけないと思います。そういう点で、ぜひ毎年——恐らくやるでしょうから、教育委員会ですか、担当は——ぜひ、ここにありますように援助を惜しみなくやって行ってほしいなと、そういうふうにお願ひしまして、この部分は終わります。

それから最後、6番目の町家ステイです。ちょっと聞きますけど、前年比どうなんですか、これ。前年途中で上新丁がオープンしましたんで、一概にはできませんが、トータル的に、その前、ずっとこここのところ傾向見まして、ふえているんですか、それとも減っているんですか、並々なんですか、ここをまず第1点。

それから、上新丁と戎丁を差別化していますかというのは、上新丁と戎丁で料金が違うかということなんです。新しいほうが高いとか、何かそういう差別化をしているかと。

それから、第3点は、東京事務所です、非常に観光客入り込みのための活動を活発にされていますね、この前、発表ありました。そのときに、町家ステイというふうの

もありますという、そういうところでいろいろな社長さんと会われているみたいですので、富裕者層だと思いますので、そういう方たちへ、こういうところへ泊まる場所もありますというアピールをしているか、あるいは宣伝をしているのか、そういうところをまず3点、ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員から御指摘の町家ステイについてでございますが、上新丁と戎丁の差別化というものについては、定員が約2倍、5人定員の戎丁に対して上新丁が10人ということで大きい人数が入りますので、そういった部分での運用的に、それだけやっぱり宿泊料も高くなります。また、民間の事業者さんの事業の妨げとならないように、かなり高い価格帯で差別化を行っておりますので、皆さんの共有財産として考えていただきたいという思いでやっておりますので、そういった部分の差別はございます。

次に売り上げでございますが、御指摘のとおり、28年度は上新丁がオープンした年でございますので、一概に比較はできないかもしれませんが、28年度の町家ステイの両方の売り上げが234万4,226円ということで、おおむね50万程度の増ということでございます。それに対しまして経費のほうでございますが、227万2,509円というのは上新丁がオープンした当時でございますので、消耗品費等さまざまなものを用意をする必要がありました。また、広告宣伝費でかなり、初年度でございますので、広電の路面電車の中の広告等もやったりという、また、雑誌の掲載等もやっておりますので、それなりにお金をかけておりますので、若干そういった部分での費用がかさんでおりますので227万2,509円ということで、おおむね77万程度多いという状況でございます。

また、PRについては、東京事務所等でもこういう価格帯があるということと、また高い価格帯の——先日にも全員協議会でも申し上げたところでございますが——新たに、それこそ高価格帯のお客様を集めるようなツアーも企画しておりますので、そういった中で、またPRをしてこの状況を広めていくということと、宿泊サイトの中でもかなり打ち出しておりますので、そういったあたりも徐々にPRは広がってきておるのかなというところでございます。

それと、一つつけ加えまして、先ほどのタクシーの件でございますが、商工観光課としても、直接の担当とするとつわの暮らし推進課ということになると思いますが、商工観光課としましても、議員の御指摘もございましたので、観光協会さんあたりとも相談をして、例えばホームページでタクシーの運用状況というような部分でトピックスな形で何かPRができるのであれば、そういった部分については早速検討してまいりたいと、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） もう一点、ちょっと聞いて。ここ、町家ステイと戎丁と上新丁、この売り上げ合計しまして、今のところ280万ちょっとありますけど、こういう金銭は観光協会へ全部お任せしているわけですね。そうすると観光協会は、これを一時的にほかの何かに運用するとか、そういうことも自由なんですか、そこら辺が。

というのは、たしか答えの中で自主財源確保するための一助というのは、これの意味がどういうことなのかようわからんですが、そういうふうに売り上げを一時的にほかの施策へ、ちょっと一時的には運用できるんだと、そういう自由さを与えているのかなと、そういう意味でのことなのか、ちょっとそこを詳細に。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましては、町と観光協会、指定管理者としての契約を結んで、観光協会のほうが受託をして業務をやっていただいております。こういう営利を生む施設でございますので、町長からもありましたように、なかなか黒字とは一概には言えないと思いますけれど、直接的な損益収支という部分でいくと、それなりの黒字の部分が出ておりますので、これについては観光協会さんのほうで運用いただくことは全く問題ないのかなというふうに思っております。そういう部分で、自主財源の確保に当たっておるのではないかという意味で申し上げます。

また、町としましては、そういう営利を目的とする施設でございますので、委託料というものは一切お支払いをしておりません。小修理も含めて、あちらで対応いただくと。大きい修理が出ますと、これはまた指定管理にのっかってやらさせていただきますけれど、そういう状況でございますので、その中でやっていただくということで、また営利が出たときに使用料ということでこちらに、町のほうにお金を入れていただくということもやっておりませんので、全てあちらの中での運用をいただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この町家ステイは、町民の、要するに行政が今までやった、東京事務所しかり、それからこの町家ステイ、こういうところは町民から見ますと非常にわかりづらいところみたいなんです。絶えず町家ステイに泊まり客はあるのかとか、それから採算が合っているのかとか、どこからあんなお金を出してきたのかとか、いろいろ聞かれます。それほど、町家ステイは関心があります。東京事務所も一つ、遠く離れたところへ、あんなところへ出す必要があるのかと常々言われてますけど、それなりにだからこの町家ステイは気をつけて。旅館組合へ一緒に入れたんだと、それから了解を得ていますのでいいけど、町民が非常に感心を持っていますので、このことは忘れずに運営をしていってほしいなど、そういうふうにお願ひしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

1点目でございますが、行政の組織機構についてでございます。

下森町長におかれましては、先般の町長選において3選を果たされ、引き続き町政を継続担当されることとなりました。人口減少に伴う定住対策を初め、産業振興対策、高齢者福祉、また、ケーブルテレビ整備や庁舎の耐震化などの大型事業が山積している中で、これらの対策にリーダーシップを発揮されることを大いに期待するものであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、行政の組織機構についてであります。3選を果たされ、今後の町政を運営していくためには、何よりも行政の組織機構がしっかりと機能することが重要であると考えます。災害復旧事業もおおむね完了し、平常時に戻ってきました今日、縦割り行政でなく、常に横の連携を保ちながら、各課の課題、問題点が共有され、一体となった町行政の運営が望まれます。

現状では、同一業務と思われるものが2課にまたがっているというようなこともあり、連携が十分保たれているのかどうか疑問を感じる点もあるわけですが、組織機構についての問題点と課題、そして再編、見直しの考えはあるのかについて伺いをいたします。

あわせて、庁議のあり方が行政運営上、大変重要であると考えますが、現状と課題について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

行政の組織機構についてでございます。

議員御指摘のとおり、今後の町政を運営をしていく上では、各課の横の連携と課題、問題点の共有による一体となった取り組みが重要と考えております。

2課にまたがっている同一業務について、議員がどの事業を想定されているか不明ではありますが、例えば、確かに近年では農商工連携の意義が認められる中で、農林生産物の高付加価値化とPR、販売まで一貫した戦略と取り組みが重要であり、農林課と商工観光課の連携が求められます。

先日も、島根わさびブランド推進協議会を設立したところでありますが、日原山葵生産組合や商工会、観光協会、J A等に加入いただいたとともに、町としても農林課を事務局に商工観光課も参画をし、一緒になっての取り組みを進めていく予定でございます。

また、現在、津和野城跡の保存と活用を両面的に進めていく目的で事業を計画しておりますが、実施に当たっては、副町長、教育長を筆頭に教育委員会、総務財政課、環境生活課、建設課、農林課、商工観光課によるプロジェクトチームを結成し、さまざまな検討を行っているところであります。

庁議については、数年前から各部署の報告事項を議題に設け、原則として月初めに1回開催する会議において、各部署の事業等について報告を行い、共有を図るよう努めております。報告内容は各部署に任せておりますが、特に重要と認める事項については、私から議題として取り上げ、意見交換のもと、町執行部としての結論を出すなどの手続をとっております。

組織機構の再編については、基本的にどのような組織であっても、必ず何らかの課題は生じますので、その都度、庁内プロジェクトチームを立ち上げるなど、議員御指摘のとおり、横の連携と情報共有を図りながら進めることを原則としたいと考えております。

なお、庁舎の耐震化とあわせ、課の統廃合は検討課題の一つと認めておりますが、実際に統廃合を行うかどうかは、現時点では明確な答えを持っておりません。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 回答いただきました。

私、今回この質問を出すのに、業務が二つの課にまたがっているようなということで、少し疑問を感じるというような言葉で表現させてもらいましたけども、それが適切かどうかわかりませんが、少し私を感じる中で、どうかなというようなことがありましたので、ちょっと質問をさせてもらっておるわけでございますが。

確かに、言われるような商工連携といったものの、こういった連携も必要であるというふうに思いますが。まず、健康福祉課と医療対策課、非常に綿密な関係があるというふうに思っているんですが、特に医療対策課ということで、医療に非常に重点を置いているということで、こういった課が今、健康福祉課と医療対策課というふうに分かれていると思いますが、そういった中で、実際に課を担当されて、何かこういったところが問題点があるとか課題があるとか、もしありましたら、それをお聞きしたいなということと、もう一つは、商工観光課と教育委員会の文化財部門の関係であります。

この点については、以前、三重県の明和町のほうに視察研修に行きましたときのことですが、津和野町と三重県の明和町は友好交流協定、それらを締結をしている町であります。

明和町のほうは、飛鳥時代の674年から南北朝時代にかけて、伊勢神宮に奉仕した斎王の御所があったということで、現在、発掘と建物の復元が行われているということ

であります。平成27年には、「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」が日本遺産の認定を受けているところでございます。

ここの視察で聞きましたところ、教育委員会から文化事業を移して、文化観光課として取り組みを強化しているという話がありました。これも、津和野町においても文化財と観光というのは切っても切り離せないものであるというふうに考えますが、こういったところが、何か、それぞれの担当課の皆さんが、この点の連携について考えておられることがありましたら、まずお聞きをしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 最初は、医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議員さん言われましたように、健康福祉には老人福祉という係があります。医療対策課においては、65歳以上の地域包括支援センターを中に設置をしております。当然、1人の、いわゆる高齢者、課題等が出たときには、この方が後見人がいるのか、あるいは困窮なのかというような状況、そして生活状況、それぞれ課の連携をとっておりますので、現時点においては課が共有を、課題においてしているということがありますので、その点においては問題はないと思っております。

住民さんにおかれましては、医療対策課ということで、全ての医療保険、いわゆる国民健康保険とか後期高齢、これが医療対策課の中で業務ができるのではないかという問い合わせがあります。その点におきましては、本課のほうは健康福祉課ということで、保険系のほうにつないでいるという現状であります。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、そういう中で課の統廃合ということは、我々も医療対策課、健康福祉課において、どこの点がメリットでデメリットかということも考えていきたいと思えますし、今後、人口減少の中で、やはり住民サービスが第一であるということになれば、そこの部分においては、町長が申しますように庁議の中で話し合っ、やはり人口減少とともに定員管理のほうも考えていかなければならないと、私自身は思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長、教育長、どちらからでも結構です。教育長。

○教育長（世良 清美君） 教育関係、特に文化振興、文化財の関係だろうというふうに思いますが、現状、商工観光課のほうで担っております重伝建とか歴まちの事業ですけれども、趣旨がそもそも観光振興につなげるという狙いの中での補助の流れということで、町長部局、商工観光課のほうで事務局を今担っております。もちろん、中の連携は、お互いの職員が兼務という形で持ち合いながら、協力し合いながらやっていくということで行われております。若干、うちの担当兼務のほうは、体調を壊して今、休んでおりますけれども、また年明けには復帰をする予定にはなっております。そういった流れの中で、連携は十分とりながら進めているのかなというふうに思っております。

ちなみに、現在、中教審のほうで審議をされております——若干御承知かと思いますが、従来から文化振興については首長部局でも、その業務、持てるというふうに法律が改正されておったところがございますが、このたびの中教審の中では、文化財についても、条例を設けることで、町長部局、首長部局で担うことができるというふうに法改正が進んでおるように聞いております。

私もたまたまその部会のほうの委員として呼ばれまして、その辺の意見を述べさせていただいておりますけれども、内容については秘匿がありますので述べられませんけれども、そういった動きがあるということは、もう公になっておりますので、今後は全国どこの町、市町でも、首長の部局でそういったものを持とうと思えば持てるという状況にも、今後はなるようでございます。

そういった意味では、ある程度、首長の考え方で、そういった政策が打って出られるという方向づけはなされています。ただ、それは、選ぶ選ばないは、それぞれの市町の状況での判断ということでございます。ただ、今、津和野町においては、十分それぞれの連携はとりながら進めてきているかなというふうに思っております。

それから、観光だけでなく、うちもゼロ歳児からの人づくり事業ということで、健康福祉課の保健師等も、また保育関係の、幼児教育の関係の部署等に、教育委員会と連携をしながら進めておりまして、メリットも当然あるし、デメリットもあるわけなので、そこをどこで線を引くかというのは、それぞれのその時期での政策の課題の中で整理をしていけばよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長、あなたの発言はありませんか。

5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 実際に、今の体制について回答をいただいたわけですが、連携はとれているというようなことでございますが、将来的なこともいろいろ考えれば、また若干見直す、そういったことも出てくるんじゃないかというふうに思います。

組織機構を考える上で、私、常にそういったことは、問題点あるいは課題を整理しながら見直すことがあれば見直していくということが大事というふうに思いますが、まず町民にとって簡素でわかりやすく利用しやすい組織、こういったことが、大きな、大切な視点ではないかというふうに思いますし、また行政として効率的で効果的、そしてまた機動的な組織機構、そしてまた新しい課題、行政需要に対応できる組織機構として、常に組織及び運営の見直し、効率化に努めなければならないのではないかというふうに思うわけでございますが。現在の人口減少社会において、行財政改革の中で、やっぱり規模等の適正化というものも図っていく必要があるんじゃないかなというふうに思うところであります。

先ほどの町長の答弁の中でも、庁舎の耐震化とあわせて、そういった課の統廃合等も検討してみたいということでございました。庁舎が一つのところで課が集積できるよう

な体制になれば、またそういった組織機構についても新たな考えをできるというふうにも思いますので、その点について、少しまだ時間があると思いますので、しっかりと組織機構についての検討もいただきたいというふうに思っております。

この点につきまして、下森町長のほうで何かございましたらお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおり、やはり組織の効果的、効率的、機動的というふうにおっしゃられましたけれども、このことについては常に意識をしながら、その時代に即した行政需要にしっかり対応できる組織づくりということは念頭に置いて、日々の業務も当たっていくということは、当然頑張っていかなきゃならないというふうに思っております。

先ほど議員のほうから、医療対策課と健康福祉課の関係ということも上げられましたが、例えば医療対策課も、当時医師不足という大きな問題があって、まず医師の確保、それから限られた医療スタッフを効率的に運営していくという面から地域包括ケアが出てきて、そのためにやっぱり病院の協力、橘井堂の協力が不可欠だというそんな思いもあって、この課を格上げして、そして津和野共存病院に移したという背景がございます。

これを、仮に健康福祉課とまた統一するということになれば、今までのそういう意義を延長して続けていく場合は、全てを病院の中に入れていくのかという問題が出てきますし、今度は医療対策課が健康福祉課と一緒にあって、全て津和野庁舎に移してしまうと、今度はまた、病院との連携が図れるのかどうかというような、そういう問題点も出てくるというふうにも思っておりますので、そういう中で、その時代時代に即して、いろいろなことを検討して効率化を図っていくということになるかと思っております。

長くなつてはいけませんけど、もう一つの商工観光課と教育委員会についても、明和町の例も挙げられましたけれども、明和町さんっていうのは、今まで文化財が中心で、観光が余り今までやってこられなかったという、そこに町長さんの強い思いが、そういう組織の変更になったのかなというふうにも受けとめておりますが。

私ども津和野町は、昔から観光は非常に盛んにやってきましたけれども、一方で、やはり文化財というものを大切にしながら、いちずに守ってきたという部分でございまして、そこに津和野町でいいますと文化庁との関係、それから文化財の整備は今、県のほうも県の教育委員会が中心にやってきておりますので、そういう中で、やはり本町も、今までも教育委員会の部署としてやってきたという経過があるかと思えます。

文化庁も最近では、この文化財というのは、もう保存だけじゃなくて、地域も地方創生という動きの中で、活用というものにも気持ちを切りかえた取り組みが必要だということも言っておられますけれども、やはりまだまだ保存と活用という部分には、時に相反するものがございます。

先日も、城跡の整備検討委員会をやりましたときに、これは委員の中に、全国から大学の先生等々、有識者の方々に集まっていたいておりますけれども、その中の御意見としては、今は保存から活用へという部分も出てきているが、津和野という町は、やはりもっと歴史文化を守るということのほうをしっかりと傾注して、これからもやってほしいと、時にはあまり開発ということを言わずに、後戻りをするぐらいの気概を持って、この文化財というものに向き合ってほしいというような御意見も出たということもございます。

当然、文化財の保存だけに、町はそこを重点的にお金を使えるほどの余裕はないので、やはり観光等への活用ということは、しっかり考えていく必要があるかと思っておりますが、それを今、一気に町長部局まで、私自身の考えとしては、移してしまうと、余りにもその活用のほうへ前のめりになり過ぎてもいけないと、そういうような、私自身、危惧も持っているというところでもあります。

そんなことも、これから私自身、やはり検討課題として、この文化財の部署ということについても、いろいろ検討もしていきたいと考えているところであります。

長くなって申しわけありません。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） これまでのいろいろな経過の中で、今の組織体制があるわけでありまして。そして、津和野町は津和野町らしい組織というものを継続していく必要もあると思っておりますが、ぜひ、問題点、課題があれば、その都度、やっぱり検討していく、そういうことだけは、引き続いて行っていただきたいというふうに思うところであります。

庁議のことにつきましても、少しお聞きをいたしました。月に1回、会議を開催されているということで、主に報告とかが多いのかなと思いつつ、重点事項については、きちっとした意見交換もされているということでもありますので、この辺、町の重要決定事項をされる一番の会議であるというふうに思っていますので、この辺についても活発な意見が出るような、そういった庁議に、ぜひ期待をしているところでございます。

それでは、続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

庁舎の耐震化と山村開発センターについてであります。

庁舎の施設問題について内部検討委員会を立ち上げ、並行して津和野町庁舎あり方検討技術顧問業務として、コンサルタントと契約して現在検討をされているわけですが、現時点での進捗状況について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁舎の耐震化と山村開発センターについてお答えをさせていただきます。

本町は現在、庁舎として、本庁舎、第2庁舎、津和野庁舎を保有しておりますが、いずれも昭和56年以前の旧耐震基準で創設されているため、耐震性も含めた防災上の問

題があると同時に、施設・設備の老朽化等に対する課題が多く存在しており、これからも現状のまま庁舎を利用していくことが難しくなっております。

そのため、継続的な行政運営を行うための庁舎のあり方の検討を始めることとし、業務委託による技術的な支援を受けながら、法規、周辺条件の調査等を実施し、新たな庁舎の機能、規模、概算事業費等をまとめながら、現庁舎等の現状と課題、庁舎のあり方に至る経緯、基本的な考え方、方向性について、内部検討会議を立ち上げ、その中で検討を重ねているところであります。

そして、今時点の検討結果を中間報告として、先般、議会に報告をさせていただいたところでございますが、本庁舎、第2庁舎については、議場の増築を加えた現日原診療所施設への移転、津和野庁舎については、耐震改修による存続を基本的な方針としたところでございます。

今後は、さらに調査等を進めることにより、実現性を確認しつつ、内部で検討を重ねてまいります。中間報告についての御意見を参考にして、庁舎のあり方について検討を行い、平成30年3月までに津和野町庁舎基本構想を作成する予定としております。

なお、津和野町庁舎基本構想が作成され、庁舎のあり方について一定の方向性が決定した後に、有識者、各種団体、町民、職員等の意見を広く聞きながら、事業を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 調査の検討委員会についての中間報告ということで、先般の全員協議会においても説明を受けたところであります。

その中では、まず施設の集中と効率化ということで、診療所、そしてまた介護老人保健せせらぎの今後の予定が報告をされたところであります。日原診療所1階と2階部分を老健せせらぎと津和野町共存病院に移して、診療所を廃止するという考え方が示されたわけでありまして。それに基づいて、本庁舎、そして第2庁舎を解体して、診療所1階を改修して移転をするという案が示されております。そして、津和野庁舎においては文化財建築でもあるということで、耐震改修をするというような中間報告でございますが、ありました。

そこで、この庁舎の耐震化、あるいは建てかえというような問題とあわせて考えていかなければならないのは、開発センターの問題であろうというふうに考えておるわけですが、開発センターが今、使用禁止というような形でなっておりますが。まず最初に、今のような状態になっているわけですが、町内、町民の方もいろんな会議、あるいは町民ホール等、今まではいろんな講演会とか、そういったことで随分利用されてきたわけなんです。それが今使えないということで、大変不便な部分もあるというふうには思いますが、今の状況でどういうふうな影響が出ておるといふふうに考えておられるか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 影響ということでございますけれども、具体的に数字で積み上げたものは手持ちに持っておりませんけれども、山村開発センターが使えなくなったことで、一番近い滝元枕瀬公民館、プラサ枕瀬ですが、その使用料がぐっと大きくなったと。それから、いろんな集会を、ちょっと規模が大きい集会になりますと、日原小学校の体育館の使用がぐっとふえてきたというふうに思っております。あと、池河公民館のほうにも若干、その影響があるようでございます。それとあと、津和野の町民センターのほうの使用もやはりふえている、そのように理解をしています。

それは、やはり管内とか町全体でやるような事業について、町民センターと山村開発センターとで分かれて、今までは、例えば1回ずつとかいう形でやっていたものが、こっちができないということで、もう津和野町民センターのほうへ集中をしようととか、そういったような状況もあるようでございまして、それだけふえたら、必然的に施設の光熱費とかそういったものについては、はね上がってくるというふうに思っています。

特に心配をするのは、日原小学校の体育館、ここは光熱水費が、1回使用して長時間使うと、ぐんとはね上がる仕組みになっておりまして、だんだんその分が、ある程度の一定量を超えると基本料金に影響して、それ以後、翌年にかなり影響が出てくるといふ、そういう状況もあります。そういった中で、どの程度になるかというのをちょっと、来年度の予算を組むに当たって心配をしているような状況もございまして。

その会議自体は、それぞれの団体主催者のほうで御努力をいただいて、そのようにいろいろな施設を利用して何とか利用できるように動いていただいておりますけれども、いつかの時点では、ここの地域にも、やはり、そういった集会のできる場所が必要になってくるだろうというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 使えないということで、いろんなところを使わざるを得ないということで、そういった対応はされているわけでございますが。

基本的にこの開発センターというのは耐震補強も難しい、非常に財政的にも厳しいということでしょう。そういうことになると、やっぱりこれは解体をするという考え方でいかれると私は思っておりますけれども、それにかわるものを、どこに、どういうふうに、他の代替施設を使うとかちゅうこともありましようが、開発センターのことは、今回の本庁舎の検討とあわせてされるのかどうか、これ別途にまた検討されるようなことなのか。私は、もう一体的に考えていく必要があるというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 前々から申し上げておりますように、庁舎の方向性と非常に関連があるということでございまして、まず、その庁舎の成り行きがはっきりしていかないと、その代替案というか、その次の山村開発センターの流れというのが、はっきり検討は入れないかなということで、今とまった状態でおります。

実際、今、おおむねの方向性が庁舎としては出されつつありますので、それを基本にしたときに、それじゃあどういふことでセンターの代替がきくのか、あるいは新たに作りかえるのか、今の山村開発センターをそれじゃあどうするのか、その辺については、ある程度庁舎の方向性が固まった段階で協議に入っていくという流れになろうかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 言われたように、これ非常に関連がいろいろある関係ですので、庁舎の関係と一体的になって考えていかなければならないというふうに思っております。

津和野庁舎の耐震のこともありますが、日原地域のことでちょっと言いますと、今の本庁舎を、これは恐らく耐震設計は無理だから解体をするというような考えであります。それを解いた後の跡地の関係も、どう利用するのかということも出てくるというふうに思いますし、第2庁舎も一応解体をされるというような、今の段階では、中間報告ではなっておりますが、解体するのがいいのか、残して何かの別の施設として利用するほうがいいのか、そういったこともこれからの検討になるかもしれませんし、その辺と全部含めて一体的に、将来の日原市街地の、枕瀬を含んだ市街地の全体の計画的なものも、きちんとこの検討の中に入れて考えていかにやいけんのじゃないかなというふうに考えるんですね。

当然そうしますと、いろんな財政的な負担も出てくるというふうに思いますので、財政計画、これもしっかりしたものをつくっていかなければならないというふうに思っております。

今から、まだまだ検討はされていくということでもありますので、そういったことも含めて、相対的な検討をぜひしていただきたいというふうに思っております。それらも含めて検討はされると思いますが、何かございましたら。

○議長（沖田 守君） 町長、どうぞ。

○町長（下森 博之君） 当然、するという事になると思っております。

いろいろ今までに話したことの繰り返しになって時間をとってはいけませんが、ああして本町の場合、まず青原小学校の施工不良問題というのがあって、思いがけず大きな事業費が必要になってきて、そこに今度、災害も起きとってということで、災害も復旧事業とともに、これで防災行政無線をやらなきゃならんという、そういう大きな事業が予期せぬところでやってきたと。そこにこのケーブルテレビの問題と、それから庁舎の問題をやらなきゃならないところに山村開発センターの施工不良問題が出てきたということで、正直、考えれば考えるほど迷路に陥るような、本当に難しい問題でございます。

特に、ケーブルテレビは現在進行中ですが、これが総務省から、本当に幾ら補助金がいただけるかどうかのその差によって、この実質公債比率に大きく影響してくる

という部分もあるので、理想を言えば、本庁舎とともに山村開発センター機能を一緒に複合したものを新しく建築するというのが一番いいんでしょうけれども、なかなか、そういう財政状況を考えたときに難しいという部分があって、そしてまた、先日も公共建設物等の管理計画というのをつくっておりますが、やはり今からは既存の施設をできるだけ活用してやっていくということを念頭に置かないといけないと、そういう部分もあるということで、今回、本庁舎移転を原則に考えると。

そこで、方向性が、流れが決まっていりますと、これもまた、今の開発センターや小学校のような施工不良が出てこないか心配もしているところでありますが、そういうものを解決した暁には、今度は、今議員も御指摘になられたように、議場が移転をすることになりますと、ここの施設がやはり大きなスペースとして、建設課のところも含めて、ここが活用できるかとも思っておりますので、そういう部分を、今からは現有的ものをできるだけ活用していくという観点からは、解体というよりも、町民の皆さんに開放できる方法がないのかということも考えていくということと。

そんな中で、やはり開発センターといえば大ホールという部分になります。これが財政等の絡みの中で、日原小学校の体育館というのを今後も継続していくということでお許しがいただけるのかどうかというようなこととか、その辺もまた検討していかなきやならないということになります。

いずれにしても、庁舎とは、検討は一体的にしていかなきやならないというふうに思っておりますので、今後も、また議会の皆様にも御相談させていただきながら進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ぜひその辺を、検討のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問に移らさせていただきます。

まず、公民館のあり方についてであります。まちづくり委員会が組織をされ6年が経過しようとしています。その中で地域提案型事業は、各地域の課題解決に向けて、ある程度の成果を上げていると感じております。本事業が地域づくりのためには必要不可欠な事業であり、制度化され、安定的に継続されることを望むものであります。

まちづくり委員会の活動は公民館と連携して進めるように行政指導もしておられますが、公民館によって違いはあるにしても、ある程度の協力体制ができていると感じております。このことは、公民館が本来の生涯学習などの社会教育活動から地域づくり活動まで取り入れた幅広い活動に変化をしているということでもあろうと思えます。

持続可能な地域づくりのためには、まちづくり委員会の活動拠点——事務局でございますが——を公民館に移し、これまでの社会教育と地域づくり活動が一体的に行われる体制整備が必要と考えますが、将来に向けての公民館のあり方について、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、公民館のあり方についての御質問についてお答えをさせていただきます。

社会教育法第20条に、公民館は「实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と明記されております。

このように、公民館は社会教育の場として、住民の皆さんが住みよい地域となることを目的としておりますので、地域の核である公民館は、地域課題の解決に向けて設立されたまちづくり委員会に対して積極的にかかわる必要があると考えており、公民館がまちづくり委員会の活動拠点としての施設となることは、至極当然のことと考えます。

一方で、公民館とまちづくり委員会の関係性については、まちづくり委員会設立当初の段階で、公民館がまちづくり委員会にかかわりを持たせてもらえなかった経過から、地域で主体的に事務局体制を構築している地域も多く、まちづくり委員会の趣旨からしても、本来のスタイルを崩してまでも公民館が事務局を担うことは、地域の人材を育てることに逆行することにもなりますし、また、公民館組織体制の見直しにより、公民館エリアとまちづくり委員会組織の単位が異なる館もあることから、公民館が事務局を持つことを強制することは適当ではないと考えますが、地域と公民館との関係の中で公民館が事務局を務めることに反対するものではありませんので、地域の実情に応じて、地域と公民館とで御協議いただければと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） まず、公民館の体制についてですが、合併後、これもいろんな議論があったわけですが、結果的に各公民館に非常勤の公民館長さんと常勤の主事が配置をされております。体制的には、全公民館が同じような体制になってきているというふうに思いますが、一部、分館のことがまだ残っていることもあります。大体のところは統一されてきたというふうに思っております。

私も、この常勤の主事と公民館長さんを配置してもらったことは、非常に地域にとっては、地域の皆さんが本当に元気が出るようなことにつながっているというふうに思っております。財政支出も相当あるわけですが、それにはかえがたいような効果というものもあるんじゃないかなというふうに思っております。

特に小さい田舎のほうにおりますと、その公民館に毎日、どなたかがおられていることは、地域の、特に高齢者の皆さん、あるいは婦人の皆さん等は、そこに言って行けば、いろんな話もできるというようなことで、以前よりは活動も活発になりつつあるというふうには思っております。

しかし、人口減少ですから、どんどんふえるというようなことはありませんけども、今の中で元気が出る施設になっているというふうに思っておりますし、こういうことをしていただいとることに大変ありがたいということで、喜んでおられる方も随分おられ

るということでございます。これも、やはり民間ではできない、行政だからできるものであろうというふうに思っております。

まず、そういった公民館体制が整ったということと、そしてもう一つ、まちづくり委員会が組織されて6年が経過して、本年度をもって2期目が終了し、新たに3期目が今後の未来づくり協働会議等で検討されると、そして方向性を出されるんだというふうに思っておりますが、最初にも言いましたように委員会の活動が、ある程度、私は定着してきているというふうに思います。特に地域提案型事業は、地域の課題解決に向けて役立っているというふうに思っております。そして、この地域の課題解決に向けて、ある程度自由に使える財源があるということは、地域にとっては大変魅力のある事業であるというふうに思います。私は、この地域提案型事業を、ぜひ継続してもらいたい事業であるというふうに考えております。

しかし、先ほどの同僚議員の中にも意見がありましたけれども、全地区がこういったことに取り組めていないということは残念なことでありますが、できるだけ、どの地区も取り組めるような方法を、ぜひ考えてもらいたいというふうに思っております。

そういった意味で、この事業を安定的に継続をしていくためには、かなめになる事務局、これがしっかりしておくことが大変重要であるというふうに思います。今、各まちづくり委員会では、それぞれ地域の人が事務局を持たれてされているというふうに思いますが、できれば、私はこの公民館の中にそういった事務局を置いて進めていくということが、これから非常に安定して、この事業が継続できる、そういうことにつながるんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

先ほどの答弁の中で、地域の実情に応じて、地域と公民館とで御協議をいただければというふうに回答がありましたが、このまちづくり委員会の事務局を公民館の中に置くということは、これは教育委員会部局の仕事というよりか、町長部局の業務をやるというような形になるというふうに考えますが、協議して、いいですよということになれば、そこで事務局持てるのかどうか、何かいろんな手続が必要になるんじゃないかなというような気もするんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 諸団体の一つですので、町長部局の仕事というよりは、地域の団体の一つの事務局という意味合いでありますので、特別に法的にどうこう手続をしないといけないということはないだろうというふうに思っております。

積極的に、公民館にもまちづくり委員会にはかかわるよということとは常々申し上げておりますので、その地域の実情によって、民間の方、町民の方が事務局を持ってしっかりやられている地域もございます。そこをわざわざ公民館が取り上げるということは、このまちづくり委員会の趣旨からしても、ちょっと筋が違ってくる部分がございますので、その辺は地域の実情に応じて、地域のまちづくり委員会とそれぞれの公民館

とで御協議をいただいて、公民館が事務局を避けるという意味合いは全然ございませんので、ぜひ御協議いただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長、今の教育長の答弁含めて、あなたも所管の課長じゃが、見解をちょっとお話しにならんとあれじゃろ。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 6年前に設立された当初、教育委員会、公民館との関係はどうかというところは、当然協議の中ではあったということでありませう。

先ほど、教育長が答弁した内容で、私どもとしては、今回の地域提案型助成事業補助金等も3年が終わって、今期の2期目の3年。これについては、可能な限り公民館と連携の上で実施してくださいというような形の中で提案をさせていただいているということでございます。

議員御指摘になったように、事務局的なところを、対象者は、同じ町民でございます。しかも、そういった地域課題の解決というのは、町長部局も私どもも、教育委員会部局の公民館も同じ目標を持っているという仲でございますので、できる限り連携を図りながら、今後も進めていくというような考え方でおるということでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） その地域で協議をして事務局を持つこともできるということでございます。

これも、私が今、自分で考えて提案をしていることでありますけれども、それぞれの公民館の事情もありませう。館長さん、あるいは主事さんの今の業務のこともありますから、そういったものに、また事務局をどうこうというような、当然協議が必要であらうというふうに思いますが。私は、そういったものが、今の少子高齢化の中では、やっぱりそういったところがきちんと事務局を持ってやっていくことが、非常に安定して事業が継続できるんじゃないかということで、本日、少し提案をさせていただきました。

少し、公民館の体制について、いろいろ私も調べてみたんですけども、今、津和野町は、やっとうして体制的には整備されてきましたけども、これからの公民館のあり方として、今、益田市さんのあたりは、公民館の中に公民館と地区振興センターというのをつくられて、この地区振興センターの中で、いろんな、今私たちがやっているようなまちづくり委員会の事業とか、そういったことも、事業もやれるような体制になっておると思います。そして当然、行政の窓口業務等もここではやっておられるようなんでございますが、そういったことが将来的には津和野町でも考えていかなければならないんじゃないかなという気もしております。

益田市さんの場合は、今の段階から一つ進んで地域自治という形で、新たな自治の仕組みというのを考えておられるようでございます。これは、全てその地域で自分たちのことをやっていくというような形になるというふうに思いますが、そこまで、もう進め

ておられるようであります。最終的には公民館の指定管理とかも受けて、いろんなことをやるというようなことであるというふうに思いますが、なかなかそこまでを一気にということにはならないと思いますが。

私は、何にしても、これからの地域は公民館を拠点としていろんな社会活動等も、地域づくり、そういったこともやっていく拠点にならなければならないというふうに思っておりますが、何か今後の公民館等のあり方について、協議をもう少し進めていくというようなお考えがあるかどうか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員の言われるとおりでらうというふうに思っております。

私どもも、公民館が単なる社会教育の場所だけではもったいないという認識はしております。

私は、公民館長・主事会で常々申し上げていることは、法律とか犯罪に、公序良俗に違反しないようなことであれば、公民館は何をやってもいいんだよということを申し上げております。ということは、逆に何をやっても、いろんなことがアイデア一つでできるという施設でもあります。

それとあわせて、特に主事さん方にはお願いをしておるのは、公民館という一つの地域おこし、社会教育の目的の中で、一つ目標の中で同じ仕事ができる職員がこれだけの人数、10人からいるわけですから、その知恵を出し合って、あるいは協力し合っても、いろいろな活動をやってほしいということを常々申し上げております。ですので、遠慮なく公民館にのぞいていただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろいろと時代が変化、変わってきておりますので、それに対して、いろんな面で行政も変化をしていくということは大事であろうというふうに思っておりますので、その辺も、ぜひ今後、検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして5点質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、庁舎等の改修計画についてであります。

中期財政計画において、本庁舎並びに津和野庁舎の改修の予算が計上されております。文化財指定されている津和野庁舎は、津和野町の医療福祉・商工観光・文化教育の中心拠点として重要であると考えます。しかしながら、老朽化が課題であると思っております。耐震改修計画について現況をお尋ねします。

また、本庁舎は津和野町の防災・総務財政・税務住民等を担う中心拠点であります。耐震性に問題があり、また、土砂災害警戒区域にあるということで、他県では地震で庁舎が倒壊し、危険建物になったというところもあります。そこは、もう使用不可となり、役場機能を喪失するということになったわけでありまして。豪雨や地震等の災害にも耐え得る庁舎の改修計画について、現況と所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

庁舎等の改修計画についてでございます。

本町の庁舎施設につきましては、本庁舎、第2庁舎、津和野庁舎を保有し、本庁舎には総務財政課、税務住民課、つわの暮らし推進課、出納室があり、第2庁舎は建設課と議会、津和野庁舎には健康福祉課、商工観光課、教育委員会、農林課、環境生活課が配置されております。医療対策課と出先施設を除いて、行政機能の大部分をそれぞれの庁舎において担っている状況ですが、今後、現状のまま庁舎を利用していくことは、議員御指摘のとおり難しくなっております。

これらの行政機能の更新を計画的に行っていくために、中期財政計画に予算計上をしたところでございますが、財源的に有利な合併特例債発行の期限が平成32年であることを踏まえると、庁舎のあり方について、なるべく早い時期での方向性の決定が必要な状況にあります。そして、今時点の庁舎規模の設定の検討及び本庁舎、第2庁舎、津和野庁舎の更新手法の検討を中間報告として、この議会に報告をさせていただいたところでございます。

それぞれの更新手法のうち、現段階では、本庁舎と第2庁舎については、本庁舎として、災害時でも業務が継続して行えるよう防災拠点としての機能が必要であり、改修により建築費を抑制することを大前提としながら、議場の増築を加えた現日原診療所施設への移転を考えております。

そして、津和野庁舎は、重要伝統的建造物群保存地区内にあるとともに国指定の登録有形文化財でもあるため、文化財としても残していく必要があります。また、殿町通りに面した観光の中心でありながら、同時に行政機能を持っていることが特色でもあり、そのことは多くの人に理解をされていると考えております。よって、現段階では法的制約を踏まえ、施設増設等を検討しながら耐震改修を行い、存続させ、庁舎として使用継続することを考えております。

今後、中間報告についての御意見を参考にしながら内部で検討を重ね、具体的な耐震・改修計画を立てていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） まず、津和野庁舎でございますが、石見銀山に行ったときに古い町並みを歩きながら、例えば山陰合同銀行がありましたが、そこに入ると中は非常にきれいな建物でありまして、現代の銀行という形でありました。しかし、外は古い町並みのままという、非常にこのギャップがいい趣を生んでおりましたが、津和野庁舎の改修に関しては、やはり現在の建物を、例えば柱を増築したりしながら内部リフォームをするという形になっていくと思うわけでありまして、現在でもかなりの観光客が殿町に来られますので、そこでたくさんの観光客を見ますし、外部の方が、これが役場でありますということで話されると、みんな驚きを持って聞かれておられることでもあります。

現在でも、たくさんの方が、観光客の人も来られるのではないかと思います、そこら辺の現状と、また津和野庁舎の改修について、今後、やはり観光文化等の拠点となっていく上でも、どのような形で今、考えられておるのかということがわかれば、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたように、津和野庁舎につきましては一つの観光資源でありまして、一つの文化財というふうに思っております。そうした中で、その建物を耐震改修していくということになってくると、まずは文化庁、あるいは県の教育委員会の文化財課等におきまして、改修の方法、あるいは診断の方法について御相談を申し上げながら、どういった改修方法をしていくかというふうなものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、御答弁にありましたように、文化庁と県の文化財課と相談しながらということではありますが、これからも津和野庁舎というのは、町の商工観光、そして文化等の拠点となるものでありますので、よりよい形で検討を進めていっていただきたいと思うことでもあります。

本庁舎につきましては、先ほども申し上げましたように土砂災害警戒区域にあるということで、万が一——ことしも、かなりの地域で大雨等の災害が出ておるわけでありまして。そういうことを考えれば、やはり、先ほど答弁にありましたような日原診療所の場所というものが土砂災害警戒区域外にある、そしてまた、その建物が新耐震基準に適合しているということで、今の財政状況を考えたときに、これ以上、実質公債比率を上げていくと、18%を超えると、起債を起こすのにも県の認可が要するという、そういう

厳しい状況の中で、やはり、ある建物を使っていくということが非常に現実的であると思っております。

今からその建物について調査をしていくということですが、特に本町においては山村開発センターの件、青原小学校の件がありましたので、まず、建物の検査ということを行っていくということですが、大体、合併特例債の期限の中でということを考えておられると思いますが、今からどのような検査等をしていくのかということ具体的を考えておられたら、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 本庁舎につきましては、先般、全員協議会のほうで方向性を出しまして、ある程度御理解をいただいたというところでありますけども。日原診療所について、今からそういった改修をしていくのに、今、議員がおっしゃいましたように、建築から、もう既に二十数年たっているという状況がございますので、まず、建物の劣化調査等を実施していきたいというふうに考えています。

天井裏のスラブの鉄筋露出の有無、そういったものを目視において検査をしていきたいと考えています。また、屋上防水・外装・建具の劣化状況を、また目視にて検査をしていきたいというふうに考えております。その目視による検査におきまして鉄筋の露出等が確認できた場合には、柱等に対して超音波検査などを実施して、コンクリートかぶりとか、鉄筋とのピッチの間隔等を検査していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このような形で本庁舎のほうも日原診療所の1階に移転することができましたら、現在、山村開発センターがない状況の中で、今の財政状況で山村開発センターをまた新築していくということは、実質公債比率を考えたときに非常に困難だと、私も今まで財政をずっと学んでまいりまして実感しております。

そういう上では、議場が日原診療所のところに行けば、町長も前段の議員のときに言われましたが、この議場等を改修して、日原地区民が集まっていける場所にもなっていると思いますので、そのような効率的な改修計画を期待することです。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

2点目は、津和野町観光振興についてであります。

このたび、D51型蒸気機関車の運行開始と、D51型とC57型の連結運行等、たくさんの方々の観光客の方々ににぎわいました。津和野庁舎や転車台周辺の整備とともに、今後の観光振興にも期待ができるが、所見と今後の振興計画についてお尋ねします。

また、日原地区では、ことしは久しぶりにアユの豊漁があり、連日、高津川に多くの釣り人を見かけることができました。このことは、津和野町が行った7万尾のアユの放流の効果が大きいと思っております。

観光拠点の乏しい日原地区において、このたび、工事が進んでいる日原賑わい創出拠点づくり事業が待望されております。また、山村開発センターが使用禁止となっている現状で、地区民の集まる場所や会議の場所もない、そのような状況の中で、近いうちに賑わい拠点が使えるようになると思いますが、日原地区民の集まれる場所の整備は重要であり、所見と構想についてお尋ねします。

また、高齢者の方々から、休憩所「すわろう家」の存続について、たくさんの要望をお聞きしておりますし、さまざまな方のところに出ておると思っています。現在の日原商工振興会と地区住民のボランティアだけでは、将来的に危機的状況になると思われれます。賑わい拠点と一体となった管理運営を行うべきと考えます。

さきの大相撲九州場所で隠岐の海が敢闘賞を受賞したことで、島根県も大いに沸きました。かつて、町内出身の若常陸恒吉という昭和の力士がおられました。この方の関連の品が日原歴史民俗資料館にあり、賑わい拠点とともに一体となった日原エリアの振興を行うべきと考えます。

津和野・日原の全体を観光地と位置づければ、津和野の宿泊者も増加すると考えます。所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町観光振興等についてお答えをさせていただきます。

日原賑わい創出拠点については母屋の改修が完了し、現在は土蔵の改修工事に取り組んでいるところであります。土蔵の工事については、11月の工程会議時点で進捗率79%となっており、順調に工事が進んでおります。

日原賑わい創出拠点については、さまざまな利活用の方法を想定しております。財源としております地方創生推進交付金の申請時においても、日原地区の文化伝承・郷土学習の場、人的・経済的交流の場、食文化活用、福祉への波及の場などの機能、構想を盛り込んでおりますので、日原歴史民俗資料館との連携も、既に別の構想の中で考えているところでございます。

地区民の集まる場所が不足している現状において、多くの皆様から拠点施設に期待していただいていることはありがたいことであります。町といたしましては、施設を津和野町内の方のみでなく、近隣の地域の皆様にとっても魅力ある場所として整備し、そのことによって、特に日原地域の活性化につなげたい考えです。そうした意味からも、完成後はぜひ多くの皆様に御利用いただきたいと思っております。

施設全体の工事においては、平成30年度に川側部分の整備（カフェ棟、トイレ棟等）を行うことから、安全面等からも、皆様の通常利用までには、いましばらくお時間をいただくことになると思っています。母屋と土蔵部分については、今後の運営に資するデータを得るためにも試験的な運用も考えております。

休憩所「すわろう家」については、買い物不便対策の実証実験により、日原商工業振興会等からの要望に基づき整備したものであり、町としても運営補助金の拠出により、その運営を支援しているところでございます。近年は事業所の縮小、高齢化等により、議員御指摘のように管理運営が難しくなっていることは、町としても理解しております。日原賑わい創出拠点においては、隣接地に図書館を整備し、拠点エリアが一体となって、買い物にいられた皆さんの憩いの場となってほしいとの思いもありますが、一方で、すわろう家の存続について御要望のあることも承知をしております。施設の完成までには、いましばらくかかることから、行政として最小のコストで最大の効果を発揮できるよう、管理運営の方法を含めて関係機関等との協議を進めてまいりたい考えです。

津和野・日原地区の観光面での連携については、本年度、文化庁に新たに創設された歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業を導入し、事業実施を進める予定です。これは、新たに津和野町歴史文化基本構想観光拠点形成事業推進協議会が組織され、事業主体となり、今後3年間をかけて旧城下町地区を拠点として、旧天領地区であった畑迫地区と日原地区とを歴史的、観光的な観点から相互に結びつけ、観光客の誘致を図る取り組みです。

この事業は、事業費全額を国の補助事業として認められ、今年度においては畑迫地区、日原地区で観光素材の調査を実施するとともに、まち歩きイベントを各1回ずつ実施し、その結果を踏まえて、来年度以降の観光客誘致に向けた取り組みに生かすこととしております。旧城下町地区においては、情報発信事業として津和野城跡の本丸を映像で再現する取り組みを行っており、日本遺産の取り組みとあわせて、PR素材の充実に努めていく考えです。

なお、来年度以降についても情報発信事業や普及啓発事業、観光拠点整備などを要望しており、採択された場合には、まち歩きの実証実験やガイドの育成、映像制作、サイン整備、施設内の展示コーナーの充実などを実施してまいりたい考えでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 質問した件で一つ、今、答弁がなかったことで、先般、SLの連結運行がありまして、私もこれほどの人を見たのは久しぶりというほどの方々が沿線に、たくさんたくさんおられました。

その前から、もう試運転のときから、どうも撮り鉄の方々では、その情報ネットワークがあるみたいで、私もたくさんの方が集まっていたときに聞いてみると、どうも試運転の情報というのも、そういう方々は共有されていて来られるんだということをお聞きしたわけでありまして。かなり、このSLの反響を見ると、来年度も観光の目玉として期待できるのではないかと思います、その点の御所見をお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘ございましたが、最初の点について、若干答弁のほうが内容的に不足しておったかと思っております。大変申しわけなく思っております。

おっしゃいますように、D51とC57、特にこの重連という運転があった日には大変な人数、お越しいただいたということがございます。そういった部分でも、SLの終着駅として、それに十分応えられるだけの整備を行うということで、駅舎及び周辺整備を行っておるところでございます。

特に、今回もなんですが、SL等が着きました折に、あのロータリー部分、現在のロータリー部分に大型バス等がとまりまして、今にももう交通事故が起きかねないというような危機的状况にもございます。そういった部分を、今後、ロータリーを現在の駅前駐車場側に動かすことで、一つ解消していくと。ある程度、バスが出待ちができるような形も踏まえつつ整備をします。その上で、駅前にはある程度交流ができるような大きな広場が一つでき上がるということになりますので、こちらあたりをうまく使って、町なかを誘導していく一つのポイントにしていきたいという思いでおります。そういった部分について、今後整備を図っていきたい。

また、駅舎におけるホスピタリティと申しましょうか、お待ちいただく皆さんあたりの、より快適な環境でお待ちいただくようなことも整備を考えておるところでございます。そういった部分で、ますます連携をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） SLについては、大変観光資源として期待できるので、そのような整備をぜひ望んでおります。

先ほど答弁にありました中で、日原の賑わい創出拠点づくりであります。これは高津川を見おろす絶景の場所にあり、また近隣にはアユの名店等もあり、例えば今、人がたくさん集まるというのは、食のイベントであります。萩などでも焼き鳥のイベントがあつたりして数万人の人が集まったり、そういうような形で、ここでアユ料理のさまざまな、日本料理、洋食問わず、いろんな、県内外の、町内外の料理人が集まって、例えばアユ料理のフェスティバルをすとか、そういうこともやれば、また人が集まっていくことにもなると思いますし、また、堤防沿いの歩行路がありますが、あそこら辺もまた活用できれば、非常にいい形になるかと思いますが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指摘のとおり、日原地区においては、なかなか観光素材とすると、津和野地区に比べると若干見劣りする部分ございますが、食の素材については、おっしゃいますように、大変いろいろなものを持っておるといふふうに認識をしております。

そういった中で、賑わいの拠点一体を、平時の図書館を中心とした町民の皆様の休憩や交流の場として使っていただく部分とは別に、イベント時には、今おっしゃいましたように食のイベント等も含めて使い切りたいという思いでございます。

漁協の日原支部さんあたりでも、特に今回はアユもでございますが、ツガニに特化をしまして、先日のきてみん祭の際には、実証実験の一つとしてツガニ汁を、協力して一漁協も来られましたが、本所も来られましたが——一緒になってツガニ汁をつくって、四万十式のツガニ汁、中にそうめんを入れたりといったようなもので、皆さんに食べていただいてアンケートを行う。また、賑わい創出の拠点についても、まだまだPR不足の部分否めませんので、そういった部分についても、どんな活用ができるかというようなことも含めてアンケートもさせていただいたところでございます。

今後、古民家部分が、もう少ししたら建物自体は終わらしまして、庭の修景に入って、古民家部分のみでも分離して、安全に配慮しながら使っていきたい、実証実験を行っていきたいと思います。そういう中では、町なかの飲食店と協力し合って、核になるイベントをあそこのエリアで行って、それが町なかに流れるというようなものを具体的にしていきたいという思いで、今、事業者の皆さんともお話を始めたところでございます。もう少しすると形が見えてくるのかなという思いでおります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 後のほうの答弁のところにありました畑迫の堀庭園、そしてその流れで国の重要文化財の鷲原八幡宮、流鏝馬の馬場、なごみの温泉、そして津和野の城下町、そして高津川というこの一つの一連の流れを、例えば安蔵寺山もブナの原生林がありますが、そこまで含めて考えていきますと、滞在型の観光も目指せるのではないかと考えております。

先般の総務経済常任委員会でもありましたが、レンタカーを観光協会が、今、運営をし始めて、大変好評だということでもあります。レンタカーというようなものがあれば、数日かけて、この津和野町内を回って、そして津和野の名産、名物等を味わうこともできると考えております。

レンタカーの件とこの3カ所の天領と、そして城下町のその関連について、もう少しお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 町長の答弁にもございましたが、現在、歴史文化基本構想を使った10分の10補助事業の国の事業によりまして、畑迫地区、さらには日原地区、そして城下町津和野と、この三つを連携させた観光振興を行うという補助事業に入ったところでございます。

畑迫地区においては、当面、駐車場の舗装等も含めて、その事業の中で行って行って、なかなか2次交通で堀庭園周りまで行くということは難しい部分、また日原も同様でございますが、そういったところでのレンタカーというようなことも始めまして、レンタカ

一事業者さんの御協力も得て、萩・津和野イメージアップ協議会で若干の補助をして、今まで休日運行しておりましたが、これあたりの増額をせずに、今回、平日運行も——デスティネーションキャンペーン中ではございましたが——行っていただいて、利用数も大変ふえてまいったということで、ある意味、まだまだちょっとわからない部分もございしますが、JRレンタカーさんも何らかの手応えを感じておられまして、大阪本社のほうでも、これを社内報で報じるというようなこともしておられます。

そういった部分では、今後、萩のほうにもレンタカーの拠点をというようなこともございまして、それも我々の動きから始まっておったというふうに自負をしておりますので、そういった部分で、さらに連携して広域の周遊目指して頑張っていければということでございます。

そういう部分でも、今回の事業を来年以降も何とか狙いまして、さらに整備をできればというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） すわろう家についてであります、日原地区の高齢者の方々からは、お金を出してでも存続をしてほしいという、そういう声も聞いております。決して、賑わい拠点ができたから、あそこは要らなくなるということは思えません。やはり、さまざまな買い物とか病院とか、いろんなことを考えたときに、あそこはやはり大事に存続していくべきだと思っておりますけれども、ただ、先ほども最初に申し上げましたが、日原商工振興会も、やはりボランティアの方々も、高齢化とかさまざまな課題がある中で、今後具体的にどのように、このすわろう家の存続について考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） すわろう家につきましては、町長の答弁もございましたように、商工系の実証実験、買い物不便等の中で、何か一つ商店街に拠点ができて、そこでいろんな情報も得られたり、休憩するところがあつたらうれしいということがあつた中で、国の経済対策も入れた中で——たしか全額国費だったような気はしておりますが——整備をさせていただいたというところでございます。おかげさまで、大変利用者の方の評判もよろしくて、ぜひとも続けてほしいという声は、我々も耳にしておるところでございます。

ただ、いかんせん、本当に財政的に苦しい中で、今後ここの運営方法について、また、おっしゃいましたように商工業振興会の皆さんにおかれても、なかなか十分な、掃除のローテーション等、今、ボランティアでやっていたり、また、商工会日原支所におかれても、大変貢献をいただいて維持をさせていただいておるところでございます。

この関係者とも相談をして、どういった形ならこれが存続できるかというところ、賑わいのほうも、いずれ指定管理ということになれば、何らかの業務の一環として、これあ

たりが捉まえられるもんかも含めて、具体的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、関係者の方々と十分に相談していただいて、あの場所が高齢者の、バスを待ったり買い物をしたりする、そういう休憩所として、これからも末永く存続することを願っております。

それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。

老後に町内に住み続けることのできる施策についてであります。

高齢になって、一人で暮らすことが困難になった高齢者の方々が、都会に出ておられます子供さんたちのところに移住されるケースが多く見受けられます。しかし、話す相手もなく、認知症が進むケースもあります。

町へ、使える空き家等の無償譲渡等があれば、使える物件に関しましては受けて改修をして、民間に委託して、共同住宅のような建物にして、共同で居住すれば、安心して老後も町内に居住できると考えます。人口減少対策にもなるため、検討すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、老後に町内に住み続けることのできる施策についてお答えをさせていただきます。

町では、平成27年1月から6月末にかけて、町内全域で空き家調査を実施しており、その結果によると町内の空き家は500件で、そのうち空き家情報バンクの登録につながった物件は平成27年度で54件、平成28年度で24件、今年度では11月末現在で15件となっております。近年、登録件数の増加に伴い、入居件数も徐々にふえており、11月末現在の空き家情報バンクの物件掲載数は33件であり、そのうち売買を希望している物件は21件という状況であります。

こうした売買を希望する物件を対象に、今後、空き家を活用した定住促進住宅の整備をPFI事業により検討中であり、現在検討段階であり、御質問にありました高齢者の方々が共同で居住できるような環境づくりにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 高齢者の方々が共同で居住できる環境づくりということでもあります。

これは、やはり町内に在住の、ヘルパーの資格を持っておられる方なども共同で住めば、食事のことやいろんなことが共同でできれば、まだ十分、一人といいますか、地元で住んでいける、そういうことができるということをおっしゃっておられました。場合によっては、ヘルパーさんに入ってもらっても、またその施設において共同でできるよ

うな施策なども考えられると思いますが、医療・福祉の面から、このような提案についてどのようにお考えか、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 町内の独居高齢者、約950人ぐらいおられます。今議員さん言われましたように、施設におきましては介護老人保健施設、あるいは特別養護老人ホーム等、町内にはあります。

しかし、中間的施設として、以前にも地域医療協議会の中でもそういう話が出ました。要するに65歳から74歳、いわゆる、ある程度の元気老人が転出をしていくという中で、やはり今後におきましては見守りができるような、そういう中間的施設。例えば、今考えられるのは、日中は在宅にいても、夜、不安になるので泊まりたいとか、そういう状況の部分も一つの考え方であります。

集合住宅として考えていくなれば、やはり町は、その部分でも財源が当然必要となりますので、先ほど議員が言われましたように集合住宅的な部分を考え、そこで介護サービスも受けられるというような状況の、いわゆるサ高住までにはいきませんが、そういう小規模多機能的な住宅施設も必要じゃないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） IターンやUターン、Jターンなど、そういう形を推奨していくということも人口増加につながるわけですが、年をとっても町内に住み続けられるという、そういうことが人口の減少を食い止めるということになるわけです。私たちから見ておっても、まだ十分町内で住めるけれども、一人になって心配なのでということで都会に居住されるケースもあるわけですが、なかなか、都会に出ても住みなれたところではありませんので、話す相手がなかったり、そういうことが課題となっております。ぜひとも、医療対策課、健康福祉課、そしてつわの暮らし推進課が連携しながら、このような施策を進めていっていただくことを念じることであります。

それでは続いて、4番目の質問に移らせていただきます。

教育総合会議についてであります。

さきの戦争の反省から、戦後、政治の教育への介入はできないこととなってきました。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長が一本化され、町長が教育委員会と一緒に教育総合会議に出席するようになりました。以前の制度と、具体的に津和野町において内容が変わったのか、心がけている点等について、町長と教育長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、教育総合会議についてお答えをさせていただきます。

平成26年6月13日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が大幅に改正され、同年6月20日に公布、平成27年4月1日より施行されました。

改正の要点としては、教育委員長と教育長を一体化した新「教育長」の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、教育に関する大綱を首長が策定、全ての地方自治体に総合教育会議を設置等が挙げられます。また、教育長の任期が4年から3年になり、首長の任期中に必ず教育長の任期が来るように制度改正がなされました。

議員御指摘の、津和野町で具体的に以前の制度と変わった点につきましては、1番目として、教育委員長が廃止され、教育委員会全体の権限と責任が教育長に集約された。2番目として、新「教育長」は教育委員の互選から、町長が直接任命する形となった。3番目として、教育委員会の会議は、招集及び議長が教育委員長から教育長に変わった。4番目として、町長と教育委員会とで開催される総合教育会議が設置された、などが挙げられます。

総合教育会議で協議される内容は、大綱の整備のほかに、1番目として、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき事項。二つ目に、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処置についての協議、調整することとされております。

以上が具体的に変わった主な点になりますが、基本的に教育委員会のレイマンコントロールとしての役割や、教育委員会の合議制についての変更はありません。

町長として心がけている点につきましては、一つ目に、制度は変わっても、教育委員会の政治的中立性とレイマンコントロールの特性を常に意識し、信頼関係を構築する。二つ目に、教育委員会との協議を深め、子供の育成を地域で支える施策等について、町長部局と教育委員会部局との連携をより一層強化する。三つ目として、政治的中立性やレイマンコントロールを尊重した上で、教育行政にかかわる条例や予算の提案権を町長が持っている責任を自覚するというところでございます。

教育長として心がけている点につきましては、教育長よりお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育長として、私が新制度になって、特に心がけている点につきまして申し述べたいと思います。

一つは、教育行政への考え方や方針決定に際し、町長と教育委員会とのしっかりした連携が図れるようにする。二つ目として、教育委員から提案された意見や考え方を、できるだけ教育行政に反映させるよう努める。三つ目として、独立した行政委員会であり、教育委員会の責任者として、是々非々の立場は忘れないこと等に心がけております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、答弁がありました。まず、町長のほうなんです、教育委員会の政治的中立性というものを守りながら、また、この教育総合会議になって町長が出席できるようになって、利点としては、その教育の現場の意見を直接聞いて、それを予算に反映していくことができるという面であろうかと思えます。

逆に、危惧されることとしては、政治的なものが入ってくる、そのことに対して政治的中立性を保つということ、今答弁がありました。そこら辺のことを、町長のほうとしては常に心がけて行っておるということでもあります。

特に、この教育総合会議において、町長が述べておられることなどがありましたら、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今までの総合教育会議におきましては大綱をつくるということがメインの議題でございましたので、そのことについて、いろいろ教育委員の皆様と意見交換をしてきたといったところであります。

ただ、本町の場合は、先行して総合の教育ビジョンというものを策定をしておりますので、それを基本的な考え方として、この教育大綱をつくったというような流れでございます。ですので、そうしたところの中で、どのような発言をしてきたかということではありますけれども、特に今までと制度が変わったことで、私自身が教育委員会に対するスタンスを変えたものではないということでもあります。

ただ、教育委員の皆様と一堂に会して、そしてお一人お一人の御意見を聞くということは、余りその制度の変更前はなかったことでもありますので、今回、こうした総合教育会議ができたことで、いろんな教育委員さん、お一人お一人の御意見を聞く、そして私が勉強させていただくと、それと同時に私どもの、いわゆる地域づくりという観点のお話ということもさせていただくと、そういう場であったというふうにも思っておりますし、これからもそういう形でこの会議を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 教育長の答弁の中で、独立した行政委員会である教育委員会の責任者として、是々非々の立場は忘れないことを心がけているということですが、是々非々の立場という、そこについてもう少しお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今回の新制度になって、教育長の直接任命という形で、町長が任命をされる形になっています。以前は、教育委員として任命を受けた中で、5名の教育委員の中で互選で選ばれるという立場、その立場の違いというのが、やはり法的にはかなり重要だということで、今回こういう制度改正がされたわけでありまして。直接任命ということになりますと、やはり町長の方針に当然従っていくような形が主体になります。

ただ、先ほど町長からもありましたが、レイマンコントロールということで教育委員という組織はつくられております。いわゆる、町民の代表としての教育委員さんたちがいろいろな意見を出された中で、最終的にはお互いの意見調整をして、一つの方向性を求めていくというのが教育委員会のスタイルでございますけれども、そこで出された答えについては、町長に、若干思いが違う部分があっても、そこはやはり主唱していくという立場は忘れてはいけないなというふうに思っております。

最終的にどういうおさまりがつくかは、また総合教育会議等で町長も交えた中で話をして詰めていくというような形にはなろうかと思っておりますけれども、一応、教育委員会としての立場をしっかりと持っていきたいという思いでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、町長と教育長のお話を聞きながら、教育総合会議が教育委員さんの方々の、町民の代表としての、そういう声を聞く場でもあり、そしてまた、まちづくりという観点とも連携しながら進めていけるということはメリットもあると思いますので、今後、よりよい教育行政を目指して推進されることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問であります。Iターン自伐林家の作業場所の仲介についてであります。

Iターンで津和野町に来られた自伐林家の方々は地縁血縁がなく、山林の所有地もなく、自伐林業を行う山林の仲介を、町が現状よりも一層主体となって行うべきではないかと考えます。現状と課題、構想についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、Iターン自伐林家の作業場所の仲介についてお答えをさせていただきます。

町は、平成23年度より「山の宝でもう一杯！」プロジェクトを開始し、26年度から地域おこし協力隊制度を活用して自伐型林業の取り組みを進めております。現在の協力隊員数は、26年度隊員が1名、27年度から29年度までが毎年度3名ずつであり、このうち、26年度隊員が、この12月末で丸3年間の任期を終了することになり、今後随時、任期終了の隊員が出てくることとなります。

議員の御指摘のとおり、Iターンで津和野町へ来られた協力隊員は地縁血縁がなく、町内に山林を所有している人はいませんので、林業を仕事として引き続き町内に住んでいただくためには、作業場所となる森林を見つけなければなりません。

町では、平成27年度の町広報において林業の協力隊員の紹介を行うとともに、任期終了後に森林整備を任せただけの森林についての呼びかけを行いました。このときに数件の問い合わせがあり、現在は、より有利な補助制度を選択し、森林整備を行う方法について検討しております。

また、商人集落ではサカキ栽培に取り組んでおり、生産者の高齢化に対応するためにも簡易作業道の開設が急がれております。集落を挙げて森林経営計画を作成し、補助制

度を活用して、作業道の開設や間伐などの作業について、任期終了後の隊員へ作業委託をしたいという動きもあり、このような集落挙げての委託作業が今後ふえていくことを望んでおります。

町といたしましては、個人で保有する山の管理ができない方々から、作業道開設や間伐施業の委託希望を初め、保有する山林を手放したいなどの情報を収集していくことも必要であると考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 商人集落でサカキ栽培に関して、先ほど、集落を挙げて森林経営計画を作成しつつ行っているということではありますが、非常にモデル的ないいケースだと思いますが、これはサカキのみならず、ほかの農産物とかほかの集落でこのような動きがあるのか、また、それを進めていく場合にどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、商人集落のような集落挙げての事業展開というのは、余り耳にしたことはないんですが、森林・山村多面的機能事業というものがございまして、それでやっておる団体が今14団体おられます。

これが各集落において、3名以上のグループをつくられて活動しておられるということですが、そういう方々にとっては、2.5メートルの壊れない作業道をつくる技術を持ち合わせておりませんので、そういった地域おこしの隊員が技術を持っておりますので、そういう方を入れて一緒にそういう山林整備を進めていただけたらと思っております。

それと、一つには、ワサビの栽培面積を拡大するために作業道をつけて、ワサビの栽培できる地域をふやしていこうという動きもありますので、そういった面でも、作業道づくりが行われる地域もあらわれてくるというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今ありましたワサビの作業道の面積をふやすという上でも、Iターン、そしてまた、ワサビというのは津和野町、旧日原町の本当、特産物だと思っておりますし、まだまだふやしてやっていただきたいと思っておりますので、そういう意味でも農業と林業の連携ということは、非常に重要なことだと思っております。

先ほど答弁の最後にありました、保有する山林を手放したいなどの情報を収集していくということではありますが、例えば、地域おこし協力隊員で山林を、例えば安価に譲っていただけるなら、それを譲っていただいてそこで作業していきたいという、そういうような意向もあるのかどうか、そういうことも現実的に考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 実際に山の管理ができないという方は多数おられます。そういった中で、なぜそれが進んでいかないかという、山林の境界確認ができてないということが大きな理由でございまして、まだ山林の地籍調査は2割しか進んでおりません。

これを進めるためには、地籍調査が済んでからということになりますと、相当の時間がかかってしまいますので、今年度発注しましたレーザー光速による3D映像を使いながら、今後は山林確認を行いながら、そう言って譲っていただける山をどんどんふやしていこうという気構えでございまして、4月以降はそういった作業を進めていきたいと思っています。

○議長（沖田 守君） 4番。岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） そのような形で、安価でも山林が手に入れられることがあれば、Iターンの方々もそこを拠点に作業していくということも考えられますし、さまざまな形でせつかく津和野町に縁を持って、Iターンで自伐林家として来られたので、また、だめだったと、経営が成り立たなかったとって出て行くということがやはりないように、町としても万全の体制でバックアップしてあげることが、必要だと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、2時まで休憩といたします。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、このたび2つの項目について質問をさせていただきます。

まず1点目として、津和野町老人保健福祉及び介護事業計画について質問いたします。

平成28年3月に見直された津和野町地域福祉計画に基づいて、第7期の町老人保健福祉・介護事業計画の策定期限に来ております。高齢化率が年々高くなる我が町では、地域包括システムの構築が急がれるところであります。

また、高齢化率は上がりますが、高齢者人口は既に減少の方向に向かい始めます。我が町では、介護老人保健施設せせらぎや津和野共存病院、日原診療所など、利用者減少で運営が難しくなっています。

そこで、以下3点質問させていただきます。

1点目として、第7期津和野町老人保健福祉・介護事業計画においての方向性と施策の時期はいつごろでしょうか。

2点目として、公設民営施設である津和野共存病院、老健せせらぎ、津和野診療所、訪問看護ステーションせきせいの施設の集中と効率化を検討されております。これについても、第7期の計画に盛り込まれるのでしょうか。特に、このことについては、文教民生常任委員会の所管事務調査でこのたび調査をしまして、初日に委員長報告もしておりますが、利用者や家族の方、また職員の方々には、このことについて周知がなされているのかどうかもあわせて伺いたいと思います。先ほど……

○議長（沖田 守君） 京村君、先ほど津和野診療所と言われましたが、訂正をすれば。日原診療所でしょう。

○議員（10番 京村まゆみ君） 済みません。日原診療所です。

前段の同僚議員の質問の中で、庁舎問題について出ておまして、その答弁の中で、診療所を庁舎にというようなお答えも出ておりますので、その点、少し詳しく説明をしていただきたらと思います。

そして、三つ目として、民間運営の町内の各老人福祉事業所も、町内の高齢者が減少していく方向によって厳しい運営に向かうと予想されます。その対策や支援策を考えておられるのでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町老人保健福祉・介護事業計画についてでございます。

第7期津和野町老人保健福祉・介護事業計画につきましては、今年度内での策定のため、現在県との協議、見直し等の作業を行っているところであります。

今回の計画策定に当たり、今年度改正された介護保険法に基づき、基本指針として出されていることが、地域包括ケアシステムの深化・推進という目標の中、1、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等、2、医療・介護の連携の推進等、3、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等であります。

最終的な計画策定の時期は、来年2月に開催予定の「津和野町保健・福祉及び医療対策審議会」に諮り、了承をいただくこととなります。

次に、現在の医療・介護連携をさらに深め、町民の皆様には、より適切な介護サービスを提供しなければならないと考えております。このたびの施設の集中と効率化で検討している介護老人保健施設せせらぎ及び訪問看護ステーションせきせいのサービス給付費においても、第7期計画に盛り込む予定でございます。

なお、先ほど追加で御質問がありました日原診療所も含みました今回の移転の計画等詳細と、それから住民への周知につきましては、後ほど担当課長から補足でお答えをさせていただきますと思います。

3番目の御質問で、今後全国的に見れば人口は減少し、65歳以上の高齢者数は2042年にピークを迎えると予想されており、要介護者・要支援者の数も増加する見込みとなっております。

これに対し、本町の場合は、既に高齢者数はピークを迎えている状況であり、今後減少していくと予想され、施設経営にも影響が出ることは予測されますが、それ以上にこれからの問題は、本町のみならず、県下の各市町村においても同様の課題となっている、介護する側の人材確保だと考えています。

町内の事業所からも、町が行っている医療従事者のための奨学金や住宅の整備と同様に、介護従事者のための奨学金制度や住宅の整備の要望が出されているところであり、町といたしましても重要な問題であると考え、現在その対策を考慮しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、介護老人保健施設せせらぎにおきましては、介護施設でありますので、要介護1以上の利用者であります。まず、その点におきまして、入所者等においては、介護保険のケアマネジャーを通じて、各事業所等にまずは周知を図るということで、来年の2月までには、その今回の移転計画についてお知らせをします。

それと、住民の皆様には、広報あるいは医療法人橘井堂の広報等を通じて周知徹底をします。介護保健施設、診療所、いわゆる指定管理を受けている医療法人橘井堂の職員には、本日より全職員に須山理事長、3回において、一応今回の移転計画、そして今後の運営方法等を説明すると聞いております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） この一般質問が放映されるものでありますので、診療所が庁舎になるという以前に、今ある診療所がどうなるんだというのがとても、住民の方も職員の方も大変不安に思うところでありますので、ぜひ速やかにその周知徹底を図られることをお願いいたします。

そして、第7期の計画の策定は、当然、第6期計画からつながっているもので、その課題を踏まえたものだと思いますが、具体的なものが何か今、出てこなかったなというふうに思っています。

施設運営のことを私は不安に思うということを言いましたけれども、その施設運営以上に介護人材の確保が大きな課題と認識しておられるようですが、それについての具体

策について、2月にその審議会にかけて決定するものであれば、当然、今ぼんやりでも考えが何かあるはずではないでしょうか。

例えば、介護職員の人材雇用や確保の対策のための補助金や医学生の奨学金制度を、医療従事者に対するそれに準じて拡充すること、まあ、そういう要望が出ているということでもありますので、それは当然考えておられるとは思いますが、また例えば、以前私が質問した中で、地域おこし協力隊の16万円の上積みを事業所がして雇用をするというような具体案も、以前提示したことがあります、そのように何か動きを起こさねば、憂いているだけでは変わらないと思うんですけれども、まずは人材確保の具体策についてお示してください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員おっしゃられるとおり、また町長が答えましたとおり、町内の介護事業所としましては、今、介護する側の人材不足というのが非常に問題点として上がっております。

この辺につきましては、各施設にいろいろお話を聞いたりとか、今しているところがありますが、その中で、この町長のお答えにも書いてありますが、今年度事業者の方々が、今、社会福祉法人が四つ町内にあるところなんです、その四つの法人の方が一つの協議会みたいなものをつくりまして、そこからの要望があったわけなんです、医療従事者のために、今、町として奨学金を貸与しておったり、また住宅の整備をしておると。あわせて、介護従事者のための奨学金制度や、介護で働く従事者の住宅をつくってほしいというようなところの要望が出ているところです。

ただ、これにつきましては、まだ来年度からじゃあこの計画にのせて、来年度からじゃあ実施しますとか、そういうことにはなっていないので、検討する段階であるというぐらいのことは、今回の計画の中に人材確保の部分で入れられるかもしれませんが、まだ具体的な、例えば場所であったり要領であったりというのはつくっているわけではありませんし、財源のほうもまだ確定をしている段階ではないので、その辺は、確定的な文言としては、まだ書ける状態にはないということになっています。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） その確定的ではないというところもわかるんですけれども、今から高齢者の数は減っていく方向です。今、その人材を確保することが必要であるというところで、今後減っていくときには逆にそんなに要らなくと言ったらあれですけども、足りないという状況にならないかもしれない。今必要だというところで、やはり今つくる計画に今のせないと、いつやるのみたいなところがあると思いますので、そこは具体的なものをのせていただきたいなと思います。

基本指針で示されているということで、地域包括ケアシステムの深化や推進という目標があるということですが、介護と医療のそれぞれの現場で関係しておられる従事者の方々は、本当に尽力されていると思います。しかし、これがなかなか進まない現

状があるのではないのでしょうか。在宅中心の仕組みづくりには、なかなか在宅を支える家族の働き方の改革とか、政策的な改革がないと難しいというのも、私は感じています。

しかし、その中でも、町独自でできることがあると思います。それが、日常生活総合支援事業だと、私は思っています。医療と介護のすき間で落ちていく人を救うような保険の適用外のサービス、これが現在どのようになっているかを伺いたいと思います。

以前、運用以前に、このことについては質問をしておりますが、特に移動手段や住居のこと、先ほど同僚議員の質問の中にも、高齢者の住居のことがありましたけれども、今回の文教民生常任委員会の所管事務調査の中で、せせらぎの3階をサービス付き高齢者住宅ではないが、在宅復帰のかわりの、介護度の軽い方々が自宅へ帰られるその中間施設のような形で使うということも検討しているということでしたので、その辺についても少しお聞かせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、介護予防・日常生活支援事業につきましては、30年4月までという国の方針があります。当町におきましても、要するに要支援1・2の通所介護、訪問介護が地域支援事業になるという状況でありまして、この4月から移行をしておりますが、これはスムーズに行っております。

それと、現在東病棟の3階、来年の11月以降にはそこが活用ということになりますと、有効活用どうしていくかという状況の中で、まだ本当に居宅としての活用かどうかという部分で、まだ大ざっぱなことしか我々の中でも考えておりません。

これはあくまで、内部でどういう形の中での生活支援になるかということも踏まえて、今考えられるのが、在宅療養ハウス的な一時的な場所、ただしこれは、要介護度重い人は当然難しくなりますので、見守り等の在宅療養ハウス、いわゆる3カ月以内の人をそういう形の中で住居として見る。また、今の医療介護の連携の中で、最終的には在宅でということがあれば、みとりができるような状況も、その中の戸数はわかりませんがそれを踏まえた、いわゆる居住系の活用を今後検討していきたいということであります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 在宅療養ハウスというような言葉が出ましたが、ぜひそれを高齢者の方々が集合してというか、自宅へ帰るまでの中間施設としての施設がないと、なかなか皆さん健康な方が出ていかれるというのも町の課題でありますので、その辺をぜひ7期計画にも盛り込んでいただきたいなと思います。

それと今、日常生活総合支援事業については、4月からスムーズに行っているということでしたけれども、ちょっと具体的にどのようなことが新たにやっているのかとか、移動手段についてちょっと伺ったことに答弁がなかったんですけども、町内に今、福祉タクシーが1台しかないということで、その辺も少し考えていかなければいけないところではないかなと思いますので、ちょっとそういうことを含めてお答えいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、日常生活支援事業です。これは30年4月までですので、いわゆるこれまでは介護保険で給付をしていたのが、その介護予防支援事業に移ったということでありますので、いわゆる保険者、町としてはこれまでどおり、通所介護においては事業所等のいわゆる送迎もついております。

それと、移動手段におきましては、福祉タクシー等津和野町にはそういう部分が1台しかないということで、これは以前からの課題でもあります。重度者の方が移動する場合には、どうしても介護つきのストレッチャー等が必要になりますので、これはつわの暮らし推進課等と今後そういうことを、軽度者と重度者をどういうふうに考えていくかということで、今後の課題になると考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほどから言っておりますけれども、高齢者人口がピークです、今。ピークを過ぎるという我が町では、今回の橋井堂の施設の集中と効率化も含めて、町内の事業所全体でのこれからの方向性などを、保険者としてどのように考えておられるのかというところが重要になってくると思います。圏域地域医療計画などの兼ね合いもあるかとは思いますが、町内各事業所の現状の把握や、地域ケア会議などの場での要望などについて、あればお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町内の事業者さんにおかれましては、この前もちょっとお話を伺ったときに、今後の高齢者人口の減少について、既にもう始まっているような部分もあると。

それで、どこに影響が来ているかといいますと、入所については、今は満床の状況で、大体どこもあるわけなんです、デイサービスがかなり、どこの事業者さんも落ち込んできています。そこに対する収入減が、今の、特に最近聞いた施設では、今年度なんかはもう予算的に数百万単位で見込んでおったものが入ってこないというところになっていると。

その中でも、やはり介護度が3・4あたりの方が少なくなって、やっぱり要支援の方は少しふえておるといことで、人数見ただけではそんなにすごく減っているというふうには感じないんですが、収入面で落ち込んできているというところが、今の現状であるということ聞いています。

あわせて、そういうときに今の介護計画づくりながら、県のほうではとにかく介護離職ゼロを目指すようにということで、その各市町村でいろんな方策を考えてほしいということで、計画に掲載をするよということも言われながら、その介護離職の判定というのかなり難しいわけなんです、本町としましてもそこは重要な課題として今後考えていかなければいけないというところでもあります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） そのデイサービスの落ち込みによる収入減というのを、私も実際に、そういう小さな事業所に勤めておられる方から聞いています。冬のボーナスゼロだよというような話も聞いています。

今後、本当にそういう中で、離職者を出さないということが、やはりボーナスも出ない、離職せざるを得ないみたいな形に必ずなっていくんじゃないかと思います。

そういう資金ショートなどの資金繰りに支障を来すような事業所へも、適時的確に平等な資金援助をしていくべきだと私は思っています。

また、経営指導による健全化への支援とか、結局、町全体圏域全体として今度は余っていく、そういう高齢者施設が、その中でやっぱり事業所間での機能分担、例えば休日デイサービスとか夜間デイサービスや延長でサービスなどについても、保険者として提案指導していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 事業者さんそれぞれが事業をやっておられて、形態も例えば開所の曜日であるとか時間であるとか、そういうのは基本的には事業者さんが独自に考えてやっておられることですので、余りそこに向けて、町としてこうしたほうがいいのか、いわゆる指導的な立場で物を言うというのはどうかなというふうにはちょっと思っています。

ただ、それは事業者さんも御自分で考えておられまして、この前ちょっとお話を聞いたところなんか、現在は土曜日でも開所、だから月曜日から土曜日までで祭日も開所。年末年始はそのかわり1週間ぐらい休みをとっておるといふようなところで、その辺を、例えば土曜日を、この通所者の方の減少に伴い土曜日を例えばやめるのかとか、年末年始は休みを短くして、4日間ぐらいにして、できるだけ早くからあけて利用者さんをふやすとか、それぞれ事業者さんがいろんなお考えを持ちながら御自分のところで改善をしていくということで、それについての意見は、こちらとしても法律的にいろいろあるとか、そういうことについてはこちらにも意見をいろいろ言っているというような状況です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今の24時間の部分におきましては、なかなか県内においても非常に難しいと。どうしてかという、やはり介護従事者が不足しているのと、24時間となればそれだけのスタッフが要り、やはりそこには収支が伴うと。

当町におきましては、要するに人口減少が今、起きております。今の通所の部分におきましては、要支援1・2が約7割を占めております。この要支援1・2、いわゆる元気老人の部分の部分をいかに、通所サービスとしてはここをキープしていくかという状況の中で、なかなかその収支、数年先にはこの要支援1・2、確かに今、要支援1は現状の要介護認定者になっております。この予想でいきますと、第7期計画においても要介護認定者が下がっていきます。

平成26年度が870人ぐらいの要介護認定者でありました。今は818人ぐらいの認定になっております。

そうすると、事業所も収支を考えていく上で、いかにして要支援1・2の利用者をキープしていくか。そこが、先ほど議員も言われましたように、町内の事業所を集めて、じゃあこの事業所は通所の中でも訪問入浴がという機能分担、あるいは運動の部分ということで、先ほど健康福祉課長も言いましたように、町内の事業所あるいは医療機関等の部分を集めて、医療・介護の連携の中で、やはりそういう部分の機能分担も今後は必要ということを考えております。

議員さん言われましたように、町内の事業所がいかにして、このままサービスを続けられるかと。確かに就労人口も落ちております。その点、じゃあ看護人材を集めるときに初任給等給与を上げていくのかと。社長とすれば板挟みになっております。

そこを町がいかに今後、介護の従事者等をキープをしていく中で、確かに奨学金制度という制度もあります。医師、看護師においては、町のほうもつくっておりますが、町内のやはり事業所になりますと、それぞれ給与が違います。内部でも町として、奨学金制度を町がつくるのではなく、事業所がそういうのを創設をするのを支援をして、最終的に就労された方、1年ないし2年のときに、そういう補助金対応を考えていくとかという部分を今後、内部の中で調整をしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ぜひ、そういうふうにも前向きに検討していただきたいと思っております。

やはり、保険者であるので、指導はできないというよりも、町全体、圏域全体としてある程度の需給バランスというか、そこを考えて提案していくことは、町の保険者の責務であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっともう一つ、介護保険料のことについて伺いたいと思うんですけども、第7期の計画に、せせらぎとか訪問看護についての給付費については、第7期に盛り込むということでしたが、この辺具体的なところをお知らせいただきたいということと、今、28年度末に7,264万円だった基金に、今年度6月補正で900万円上積みをなされました。合計で8,146万円ちょっとあるかと思いますが、今年度の決算見込みによっては、基金取り崩しがあるかどうかということにもよりますけれども、今年度の決算見込みがどのようになっているかということ、まず聞きたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 一つ目につきましてですが、当然介護給付につきまして、それは計画の中に見込みは盛り込んでいくことにはなります。

基金につきましてですが、今年度につきまして、現在のところ予算上の給付内で済むかなと。いわゆるその基金取り崩しを行う必要はないと、今のところは見込んでおります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） であるならば、基金がないなら言わないんですけども、この基金というのが介護給付費準備基金という名目で、給付費や保険料にしか使えない基金であるはずですよ。すると、7期の保険料のためにこれを取り崩して、少しでも住民負担を軽減していくべきではないかなと思うんですけども、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、介護準備基金でありますけど、これは給付の中の第一号保険料、いわゆる22%部分が、これまでの準備基金としてトータルでここの6月補正で900万を積み立てたということで、今、議員さんおっしゃいましたように8,200万ぐらいあります。

先ほど健康福祉課長が言いましたように、保険給付は、今全体の中の保険給付内でおさまるということになれば、8,200万円の基金をどうしていくか。当然、保険者としましても、町長としましても、できるだけ安い保険料ということをお前提にしております。

ただ、じゃあ全額を取り崩すかといえば、やはり介護保険もいわゆる特別介護老人ホームに入所あるいは老健に入所、どうしても施設入所の場合は介護給付費がふえます。このたび、施設の集中と効率化ということで、老健の施設の部分においては、確かに津和野町のせせらぎは減少していきませんが、じゃあ、その減少した部分を全て給付費がなくなるかといえば、その辺においては、老健の施設に入っている人は当然その介護度に応じての、いわゆる在宅給付という形の中での第7期計画に見込んでいきます。

今時点で、いろんな状況の中で、町長の答弁にもありましたように、今いろんな状況をシミュレーションをしております。やはり不測の事態に備えて、その中でも2,000万から3,000万ぐらいは、やはりその部分は準備基金として、保険者として安定な、いわゆる保険者としての機能強化ということで、積み立ての部分はあるだけ第一号保険料を安くするという状況の中では、取り崩してはいきたいですけど、その辺の部分も踏まえて、現段階ではそういう予定で考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 繰り返しになりますけれども、その基金がないんから言いませんけども、上積みを知っているのにそれを使わないというのも何かおかしいような気がしますので、ぜひ保険料に反映していただきたいということを、第7期の計画の中にそれも盛り込んでいただけるようお願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

未来につながる前向きな撤退戦略をとということで質問いたします。

一つ一つの事業や施設についてはないために、ちょっと漠然として濁した質問のようですけども、町政全般に共通する質問としての答弁をお願いしたいと思います。

人口減少社会の先端に行く我が町の財政の先行きは、決して楽観できるものでないことは皆が認識していることでもあります。事業や施設などの縮小や撤退について、今まで以上に真剣に、危機感を持って考えねばならない時期であります。

事業には、失敗や予想外はつきものではありますが、しかし、ただ失敗したときに仕切り直しができないことが怖いと思います。行政主導とか第三セクター方式など、責任の所在が不明瞭な事業では、一度事業を起こすと、思うような成果が出なくても、ずるずると無計画に小さな予算を逐次投入し続け、気づけば累計でとんでもない巨額の資金を投入などということが、他市町でも起こっています。

そのような事態を回避するためには、事業の計画段階において、事業計画と同等の撤退戦略も策定すべきと考えます。

そこで、2点質問いたします。

1点目です。日原賑わい創出事業や、実証実験中の買い物支援と見守り事業なども含め、今後新規に事業を始めるに当たっては、撤退要件を初期段階で策定すべきと考えます。例えば、この事業がこういう条件を満たさなかったら中止する。当初の計画である、この水準を下回ったので撤回するなど、要件を初期段階で、基本計画または条例規則などで明文化するべきではないかと考えます。

最初から縁起の悪いことを言う、始める前から失敗の話など空気が読めないと思われるかもしれませんが、しかし、責任者が不明瞭な行政主体の事業については、特に初期に撤退条件を決めておくことは、決して後ろ向きではなく、未来につなげるための非常に前向きなことだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、第三セクターの事業所についても、自主財源に乏しい当町の財政状況では、今後運営費や補助金の公的補助は縮小せざるを得なくなると思います。自立できない事業や施設について、今後どういう方策をとっていくお考えかをお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、未来につながる前向きな撤退戦略をという御質問について、お答えをさせていただきます。

まず1つ目でありますが、買い物支援、見守り事業につきましては、平成28年度から国の交付金事業等を活用し、買い物支援、見守り事業の実証実験を行っているところでございます。今年度は、町内全世帯のうち希望する世帯222世帯、これは11月末現在の数字でございますが、これを対象に、11月27日から1月31日までの間実施しているところであり、見守りにつきましては、テレビの電源のON・OFF情報を親族などにメールでお知らせするサービスで、買い物支援につきましては、テレビ、電話、ファクス、インターネットで注文を受けた商品を御自宅まで配達するサービスとなっております。

人口減少や高齢化が進む中で、高齢者独居世帯の増加や食料品や日常生活用品を販売している店舗の閉鎖などといった現状があり、見守りや買い物不便者対策が、今後の最重要課題となってまいります。

民間の移動販売などもございますが、1日の売り上げが限られている中で採算性の問題もあり、持続が難しいといった現状でもあります。

平成27年度に策定した、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」では、地域と連携し住みよい町をつくるということを基本目標の一つとして掲げ、まちづくり委員会や関係機関などと連携をしながら、住みなれた地域での生活サービス機能等を維持し、安心して住み続けられるまちづくりを推進することとしております。

民間事業者での継続が難しい中で、行政の役割としてサービスの本稼働に向け、商工会、第三セクター、誘致企業、まちづくり委員会等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議員御質問の撤退要件でございますが、本町では、平成23年度から行政評価制度を試行的に実施しており、事業の目的、実施にかかるコスト、事業の手段に係る活動指標、事業の目的に係る成果指標などを定め、結果を評価することで、事業を重点的に継続するのか、内容を見直しながら継続をするのか、休止・廃止を検討するのかなど、今後の方向性について改善を図っていくこととしております。

本町の行政評価制度の構築につきましては、今後も職員研修等を重ね、費用対効果を重視した事務事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、津和野町における第三セクターにつきましては、平成29年4月1日現在で5社がございます。

このうち、平成28年度末における決算状況では、株式会社石西社の資本金が8,010万5,000円に対して利益剰余金が10万5,000円、株式会社津和野の資本金が7,200万円に対して利益剰余金がマイナス4,051万4,000円、株式会社日原リゾート開発の資本金が1,350万円に対して利益剰余金がマイナスの818万8,000円であり、債務超過ではないものの経営環境としては厳しい状態が続き、経営の見直しが課題となっていました。

また、町から3社に支出する平成23年度から平成28年度までの指定管理料の合計といたしましては、平成23年度には4,240万8,000円、平成24年度には4,260万5,000円、平成25年度には4,130万4,000円、平成26年度には4,879万2,000円、平成27年度には4,910万8,000円となっております。

町といたしましては、経営健全化に取り組むためには、3社が合併することにより新たな会社を設立することで、経営環境の改善が実現できるとの考えのもとに、取締役会等での議論を踏まえて第三セクターの合併に取り組み、平成29年6月1日に株式会社石西社、株式会社津和野、株式会社日原リゾート開発が合併し、株式会社津和野開発が発足したものでございます。

議員の御指摘につきましては、それぞれの第三セクターは、地域のニーズを実現するために民間ノウハウを活用し、行政と一体となって運営してきたものであるため、町といたしましては、第三セクターの経営健全化に関して、公共性や公益性等踏まえた中で、引き続き可能な範囲で関与してまいりたいと考えているところでございます。

経営状況が著しく悪化した場合や、時代の変化とともに必要がなくなり、他の団体や会社等に引き継ぐことが適当と判断される場合においては、廃止や統合といった整理をする必要があるものと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 少し失敗例をお話ししたいと思います。

東北のある市のことです。国の施策で、中心市街地活性化政策によって、補助金を活用して建設した中核施設は、当初の開発費が180億円、その後、場当たりの支援で市税200億円以上を費やした後、市長が辞任表明という事態に陥りました。

また、甲信越地方のある市では、6次産業化施設が農園ですけれども、これをスタート時には8億円を市が投資しました。そして、開業3カ月で資金繰りがショートしかけて、経営難に陥りました。しかし、抜本的な経営の見直しがなされず、自治体が5,000万円の緊急融資、しかし、開業1年足らずで破産、その資金は戻らずというような失敗例を読みました。

まだ、ほかにもたくさん失敗例が載っているようなものもありますが、これらは失敗を取り繕うために、開発費以上に高い追い銭が高くついた例です。

思い当たることがあるようなないようなと感じる方もおられるかもしれません。でも、それでも今までは人口拡大社会で右肩上がりの社会だったから、何とか自治体としてこれらもやってこれたんだと思います。しかし、既に人口減少社会で縮小社会の現在、今までと同じようにずるずる責任を先送りすれば、それが自治体の命取りになる危険が大いにあると思います。

災害によってとまっていた行政評価制度などで見直しをしていくということを先ほど言われましたが、この事業の出発時点から活動指標や生活指標、例えば幾ら予算を使って何を達成するのか、それをどの程度下回ったら事業を中止するのか、明確に記されているものがあるのでしょうか。お答えください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 行政評価制度については、先ほど町長が答弁をしたように、生活指標あるいは活動指標、その事業の目的、コスト論、そういったものをもろもろ記入をして、毎年年度で検証していくというのが、この行政評価制度です。

この行政評価制度は、災害前のところで、平成25年より以前のところでマニュアルをつくって、職員研修等も行いながら、この事務事業、第1次の総合振興計画ですが、これに掲げる第1次の総合振興計画の事務事業を全部評価していこうと。それも、年間

何件ずつというようなことで決めながら、最終的には四、五年のスパンの中で、この全事務事業を評価をし、ほかの市町村にも見られますが、事業仕分けというような、この行政評価制度を使って第三者の方に判断をしていただいて、この事業が廃止に値するのか継続に値するのかというような判断もいただきながら、行政経営をしてきたというのが、今までのこの行政評価制度に対する考えだったということでもあります。

先ほど、この事例としてどういうことがあるかというところで言いますと、今、総合振興計画は、第2次の総合振興計画にことしの6月に策定をさせていただいたということでもあります。平成25年に災害がございまして、この行政評価あるいは人事評価というようなところの部分が、なかなかいろんな職員の事業量の増大化等も原因になっておりますが、進んでなかったということでもあります。この議員の御指摘のところで私どもが回答するとすれば、撤退要件というよりもこういった事業評価をすることで第三者の皆さんにも明らかにし、この事業についてやるかやらないかというところを毎年年で検証していくというようなシステムづくりを本来ならすべきというところがございます。

ただ、平成25年の災害によって、そういったところがとまっている状況の中で、行政評価制度につきましては、第2次の総合振興計画、これにKPI、重要業績評価指標というのを載せさせていただいておりますが、この辺の評価指数をもとに判断すべきものと思っておりますが、現状的には、議員が御指摘になられた御質問について評価を行い、次の年に渡すような仕組みがまだ取り入れられていないというのが状況でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） まだ取り入れていないということですが、確かに第三者に見ていただくということはあるかもしれませんが、やっぱり、それでは事業に携わる人たちが、どの程度のところで見直しをすればいいのかとか、その辺、具体的なものが内部にも誰にでも見えやすくオープンになっていることが大事なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 将来的な、いろんな財政的な見通しを考えながらいろんな事業を慎重に進めていくということ、ここは京村議員と全く一緒の御意見ということでもあります。

で、その事業を始める最初の段階からこの撤退要件を決めてということでもあります、わからないようでもないんですけど、現実としてなかなかそういうことが難しい、我々やはり事業を進めていく上でもという思いも率直なところではあるといったところでもあります。

例えば今回、買い物支援、見守り事業について申し上げるならば、当初、やはり我々としては自主財源が何といっても乏しいわけでございますから、依存財源、特に国の交付税それから補助金やそれから交付金、そうしたものに事業費の大半を頼らざるを得な

い。そういうところで結局、そこが幾ら国の補助金等が導入できるかによって、また事業の規模も違ってくるといったところがあります。実際、今回の買い物支援、見守り事業は、国の地方創生関連の交付金等認めていただいたことで、割と大規模な実証実験もできているといったところがあります。

で、じゃあ、これも今後進めていくか撤退していくかということも、まだ実験ですから当然そういう判断をしなきゃいかんところもありますけれども、ただ、これだけのお金を投じてるので、やることを前提に成功させるということを進めていくということになるかと思いますが、例えば今の買い物、見守りの実証実験でも、見守りもテレビのオン・オフでしていこうということですが、私どもとしては、それで終わってはいけないという思いがございまして、実際その不在というか、ふだんの日常生活の行動と異状が、違うということを外におられる御家族の方が感じられたときに、じゃあ、我々が今度その家に駆けつけて安否確認ができるのかどうかとか、次のステップも当然あるといったところでもあります。

それから、買い物支援についても、今の実証実験段階で終わってはいけないと思っていますし、これはただ単に材料だけ配達をしてるのでは、それは今、生協さんとかそういう方もやられておられるので、公共の事業としてやるということでは、そこで終わってしまったんではまた何にもならないという中に、やはりある程度の材料をきちっと仕込んだ上で、本当に簡単に家庭で調理ができるということまで進めなきゃならないと思いますし、そしてそこには、もともと私自身がこの買い物支援をやろうと思ったのは、コンシェルジュがおるということに着目をしたということでもあります。それは、テレビを通してこちら側にもコンシェルジュがおって、そして親切にやりとりをしながら買い物支援をしていくというようなところであるわけございまして、ここの部分を発展をさせて、今後は例えば町営バスのデマンドの申し込みを受けたりとか、あるいはタクシーの申し込みを受けたりとか、我々の夢としてはそういうものがありますし、また、ケーブルテレビがF T T H化に更新されれば、よりほかの面でも活用していかなきゃなりません。

そうすると、以前にもお話ししたことがありますように、例えば遠隔診療ができるということになりましたし、また来年の春からこれがまた診療報酬が上がるということも聞いておりますから、橘井堂にとってもメリットが出てくるんじゃないかということも期待もしている。その中に、この買い物支援を構築していくことで、その遠隔診療についてもまた一つ進めていけるんじゃないだろうとか、いろいろな、我々としては次へのステップへ持っていけるという、そういう可能性も求めながらやっているわけございまして。

ただ、実際に本格実施になったときに、維持費がかかるようでは大きなまた問題にもなります。じゃあ、今度それをどうするかと考えたときに、今我々が検討しているのが、国の新しいこれも制度であります集落支援員制度、これを使わせていただければ、コン

スケジュールの件費、あるいはこの見守りや買い物を進めていくためのそういう事業費についても、ある程度カバーしていけるんじゃないかとかですね。要はそういうところで、我々がやっていることというのは、そういう国の財源に頼りながら進めていくという部分が大きくて、なかなか最初から撤退要件を決めていくというのが、現実としてできるのだろうかというのは、今のお聞きした中での率直な私の感想でもあるといったところであります。

ですので、我々としてはやはり事業評価ということで一つ一つ1年ごとの評価をしながら、また来年度以降どうしていくかということのほうが、現実的という部分で受けておられるというのが、きょうの段階での率直な私の感想でございます。

ただ、きょうの一般質問も受けて、またそういう事前のやり方というものもできるのかどうかというのは、これはまた行政改革の一環としても検討してみたいというふうには考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 私は、最初の時点からそんなことを言うのはと思われるとは思っていましたが、しかし、やっぱり町長も任期が4年。このたび、再選されました。3期目新たな気持ちでまたやられるということであるでしょうけれども、担当の課長さん方も変わっていかれる、その中で、誰が責任を負っていくのか。自分がもしその担当になったときに悪化していても、何とかその事業を潰しちゃいけないと思って、多分どうにか予算をつけて、自分の担当の間は乗り切ろうというふうになるんじゃないかなというのを危惧しています。

やはり、時間軸でのリミットや資金軸でのリミットなど、撤退要件について共通認識ができるように見直しをすることが悪いことではない、そのときの担当者の責任ではないというようなことを明確にするためにも、強く私は要望したいと思います。

三セクや指定管理などの事業については、特に公共性や公益性が高いもの多くて、出発時点で黒字が出なくて当然というような前提で出発しているものが多いと思います。先ほど答弁にもありましたけれども、第三セクターなどについては、引き続き可能な範囲で関与していきたいということでした。その可能な範囲というのを何で判断するかということ考えたときに、やはり今のように撤退要件をきちんと設定しておくべきではないかと思います。

また、各課にばらばらに分かれているので、すぐには出せないかもしれませんが、町が出している指定管理料の総額などをぜひ提示していく必要があるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 一応今の行政評価制度につきましては、本町の独自のマニュアルというのをつくって、そのマニュアルの中にはいろんな事業、ソフト事業あるいはハード事業ということで様式を定めております。その様式の中に、

この目的は何なのか、活動指標としてどういうものをするのか、成果指標として何を成果としてこの事業をあらわすのかというようなところも、全てシートの中に入れ込むようになっていきます。

本来ですと、この評価シートを来年度当初予算のところ、財政の当局と、財政課と協議する際に、この事業ごとにこういった評価をしているというようなところを協議しながら、予算をつけていくというような作業を本来ですとやっていくということになります。指定管理料自体は庁議等で、当初予算の際にも庁議の中で共通認識を立てるような場面もあります。

この事業を進める手法として、やはり町民の皆さんがまず事業をやるということで、ほかの市町では行政経営の一環として、まずは意見を聞く場を設定するというようになります。この意見を聞く場を設定しながら、この事業の目的あるいは将来計画というのは、どういうものなのかというのを住民の皆さんに提示をしていきながら、施設建設あるいは施設運営というところに入っていき、実際に入ったときには、行政評価制度の中でその結果を明らかにしていく。そういうふうなプロセスを大体は経ていくというようなことで、私どもとしては行革の担当課ですが、考えているということになります。

日原賑い創出についても、商工観光課のほうで、日原の住民の方にも入っていただいて、そういったプロセスは取り入れながらこれをどういうふうにするか、女性会議の議員さんも今回は入られるような形をとっておりますが、そういった流れの中で住民の皆さんと一緒に、そういう事業展開を行っていくというようなところを議員御指摘にもなっております。

しっかり、撤退要件というよりも事業効果としてどうなのかというのを職員全体で共有しながら、町議の皆さんにも問いかけたりというようなことをしながら、今後については図っていくべきだと。

行政評価制度も、今、災害的には一段落して職員も各課に人事異動等で戻ってきていますか、災害のほうについてきた職員がまた各課に戻ってきておりますので、この辺も私どももまだ研修等もう何年も行ってない状況になっておりますので、ここは、しっかり研修等も行いながら、こういった制度を生かしてまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 答弁聞いていますと、行政評価制度があるから、そんなものは特に今やらなくてもいいというようなふうに私には聞こえるんですけども、本当に今後を考えたときに、変化していく状況や実情と向き合って、柔軟に当初の計画を変更する勇気や撤退する英断力を持つために、ぜひ、計画当初にそういうものを盛り込んでいただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わり、ここで3時5分まで休憩とします。

午後2時58分休憩

.....
午後3時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序8、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

1点目であります。観光振興計画についてでございます。

平成29年度から33年度までの津和野町観光振興計画によると、津和野観光の基本理念として「また来てみたい」観光のまちづくりとされております。

平成28年度の観光入り込み客数は約116万7,000人、年間宿泊者数約3万9,000人、そのうち、外国人の宿泊者数は約1,000人ということでありました。本年度においては、全国的にも外国人観光客の増加による大都市から地方への分散や、高速道路等の道路整備による効果で底上げ傾向にあると推測されます。

当町における主産業である観光事業の持続的発展と事業効果を生み出すための施策についてお伺いします。

まず1点目、津和野地区には、中世以降の城下町の面影を残した歴史的な文化資源が豊富にあり、津和野町歴史文化基本構想を策定し、これらの資源を地域で保存活用していくとしております。これまでに実施した工事の進捗状況並びに課題についてお伺いします。

2番目に、観光客の満足度向上のために、回遊型観光を目指すとしておりますが、環境整備等への具体的な施策をお伺いします。

三つ目に、観光産業の競争力を強化するために、農商工連携による津和野ブランドの確立が求められております。観光客に提供する食材の地産地消化や農業体験を観光メニュー化するとともに、地元農産品を活用したお土産品の開発が必要であります。取り組みの現状と課題についてお聞きします。

4番目に、新たに、津和野の魅力を発信するための広域観光連携への取り組みの現状と今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光振興計画についてでございます。

まず1番目、津和野町歴史文化基本構想についてでございますが、平成22年度に策定した「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書」は、津和野町における文化財保

護行政のマスタープランとして位置づけ、保存活用区域や関連文化財群などの考え方をもとに、文化財の保護と活用に取り組んできております。

保存活用計画には、九つの具体的プロジェクトを設定しており、津和野地区における工事関係の事業としては、主なものとして、藩校養老館及び郷土館整備活用、津和野城跡及び城下町の遺跡の整備・活用、旧山陰道の整備・活用が上げられています。

このうち、藩校養老館については、現在工事が進められおり、来年度中の完成を目指しております。郷土館については、整備に向けた保存・活用計画書が策定済みで、藩校養老館の完成後に整備に着手する計画となっております。

次に、津和野城跡については、出丸の石垣整備が今年度から3年間の計画で進められしており、城下町遺跡については、旧城下町全域を周知の埋蔵文化財の包蔵地として保存に努めております。

最後に、旧山陰道の整備については、現在進められている主要地方道柿木津和野停車場線の整備が終了した段階で、整備計画の策定に着手する予定です。

なお、このほかにも、本年、国の史跡に指定された亀井家墓所及び永明寺を初め、伝統的建造物群保存地区の特定物件である津和野庁舎の耐震化の問題など、多くの課題を抱えており、費用の面においても、人材面においても多くの課題があります。

必ずしも、全て計画どおりには進めることはできませんが、さまざまな制度を活用しながら計画を前に進めていきたい考えでございます。

次に、回遊型観光の環境整備についてでございますが、津和野地区を中心として平成27年度から、国土交通省の事業を活用してサイン整備を実施しており、これまで主要な駐車場における総合案内板の整備、駐車場から各観光施設への誘導サインの整備を進めてきました。本年度においては、橋北エリアを中心として、各通りの名称を示すサイン及び主要な施設の解説サインを整備することで、おおよその計画が実施されることとなります。

また、日本遺産魅力発信推進事業を活用して、津和野百景図に描かれた場所を紹介するエリアサイン8カ所、スポットサイン6カ所も整備されております。さらに、本年度採択された歴史文化基本構想を活用した観光拠点整備事業においては、津和野地区と旧天領の畑迫地区、日原地区を相互に結びつけ、観光客を誘導させるための事業にも着手いたしました。

津和野地区から各地区へ向けてのサインの整備やそれぞれの地区での拠点整備、ガイドの育成、まち歩きプランの充実などの各事業に、観光協会やまちづくり団体と連携しながら取り組んでいくこととしております。

三つ目の津和野ブランドの確立についてでございますが、議員御指摘のとおり、津和野町の観光産業の競争力をより強化し、魅力を高めるためには、津和野ブランドをPRできる商品開発の強化が重要であると考えております。現在、町では国の地方創生推進事業の認定を受けて、農林課が中心となり、津和野町農商工連携推進協議会を立ち上げ、

商工観光課が連携をしながら、生産技術の向上と津和野ブランド商品開発、販路拡大などの事業に取り組んでおります。

まず、県6次産業化事業を導入した津和野栗再生プロジェクト推進協議会による津和野栗のブランド推進ですが、今年度は特に、商品開発に重点的に取り組むこととしており、講師によるレシピ提供と業者を含めた試作品のモニタリング等を行って、具体的な商品開発につながる動きを進めております。

次に、里芋を活用した芋煮についてであります。去る11月3日と4日に、東京都内で、TBSラジオが主催する「ラジフェス2017」に、日本三大芋煮連絡協議会で出展し、各市町1,500食を来場者に振る舞いました。イベント自体も、2日間で9万4,000人の人出があり、本町のPRに効果があったものと認識しております。

芋煮においては、現在、レトルト商品の開発を進めておりますが、既に、東京のイベントでも使用した試作品は、かなりの完成度で仕上がっております。

今後は、日本三大芋煮のセット商品のふるさと納税返礼品への導入や、町内での土産品としての販売等も視野に入れながら、協議会において、パッケージデザインや販路等を含め、商品化に向けて一層開発を進めてまいります。

また、現在、町が進めております「日原賑わい創出拠点づくり事業」の実証実験として取り組みました四万十式の「ツガニ汁」ですが、先日の「きてみん祭」において、振る舞いととも、アンケート調査も行ったところでございます。アンケートでは高評価が多かったことから、今後は、賑わい創出事業の一環として、漁協等の関係機関とも連携をし、商品化に向けて段階的に取り組みたい考えでございます。

四つ目の広域観光連携についてでございますが、津和野町は、島根県・山口県の両県、関係自治体と連携事業を行い、周遊観光を目指し、相互に協力しながら誘客に努めております。本年は、山口県デスティネーションキャンペーンを展開しており、萩・津和野イメージアップ事業を中心に萩市との連携、また、SL山口号運行等に関して山口市との連携、益田市から岩国市に至る市町で構成したピュアライン岩国・益田観光連絡協議会の活動を通じた周遊観光の提案や、駅レンタカーの平日運用など、二次アクセスを充実させる取り組みを行っております。

来年7月には、山陰デスティネーションキャンペーンがスタートし、島根県石見地域とともに周遊観光を広くアピールし、観光客の呼び込みを行う予定です。

将来的には、山口県央連携都市圏域事業の中で、山口線の利用促進を通じて、山口市、また、宇部空港と萩石見空港を連動させるための宇部市との連携など、新たな取り組みも模索しております。

また、本年、亀井家入城400周年記念事業を通して、鳥取県鳥取市鹿野町、兵庫県廿日市市との関係が再認識された中、特に廿日市市については、民間主導により、「第1回津和野街道早駆け大会」がことし開催されました。来年度は、津和野町をスタートし、廿日市市をゴールとする第2回マラソン大会が、より（「これ、廿日市市でおうと

るね」「廿日市市でおうとりましたよ」「兵庫県と言った」と呼ぶ者あり) そうですか、失礼しました。広島県廿日市市でございました。来年度は、津和野町をスタートし、廿日市市をゴールとする第2回マラソン大会が、より規模を拡大し計画されております。

このほかにも、県内さらには中国地方の日本遺産認定自治体との連携など、検討を進めてまいり所存でございます。

○議長(沖田 守君) 8番、御手洗剛君。

○議員(8番 御手洗 剛君) 津和野町歴史文化基本構想に基づく一連の事業、着実に推進がされておるといふふうにも理解いたします。特に、現在、藩校養老館の整備なり、城山の城壁の整備、これが進んでおるところでございまして、待ち遠しい状況にもございますし、期待をするものでございます。

この基本構想に基づいた推進の中で、いろいろと課題があるようにも言われております。特に、費用面につきましては、当町におきましたら大変な文化財を保有しておるといふことの中で、その耐震化等で多額の費用がかかるということは推察できるものでございますが、回答の中で、人材面においても多くの課題があるとされております。このことについての内容といたしますか、それについてお尋ねをいたします。

○議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) 人材面についてでございますが、本町、本課の課長補佐は、教育委員会の次長補佐と兼務で事業を行っておりますので、先ほど教育長からの答弁にもございましたが、観光課と教育委員会連携をして事業を進めさせていただいております。そんな中で、若干、門外漢がお話をするのはいかかとも思いますが、連携をする中でも話題になっておりますが、やはり人材的に、それに携わるスタッフが、これだけの量がございます。それと、あまたの事業を今、行っておる状況でございまして、商工観光課としてもなかなか厳しい状況が続いております。

御指摘のある、なかなか休みがとれなかったり、時間外も多いというようなこともございまして、苦勞もしておるところでございまして、やはり教育委員会におかれても、そういう専門的な分野で携わるスタッフが、まだまだ厳しい状況にあると。また、現在ちょっと体調を崩しておるもんもおりますので、そういった中での課題というふうに御認識をいただけたらというふうに思っております。

○議長(沖田 守君) 8番、御手洗剛君。

○議員(8番 御手洗 剛君) スタッフ不足ということが、解決できるもんが何よりなわけではありますが、今お聞きしますと、なかなか充足できない実態もあるようでございます。何らかの手だて、外部的な人材を求めるといふふうなことも必要というふうに理解したところであります。

それから、現在整備がされておるいろんな施策の中で、特に、町独自ではない、県の事業になろうかというふうに思っておりますが、来年度、当初3月末には、念願の県道柿木津和野停車場線中座ルートが竣工するというふうなことに思っておったところで

ございますが、若干、様子を聞きますと、竣工時期が延びるというふうなことにも聞いておるわけでありまして。そういった中で、この開通に向けて環境整備といいますか、9号線から道の駅に通じる道路の周辺整備ですね。これについての考え方を、県土木等との協議がなされておるかどうか、これについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 一般県道柿木津和野停車場線、済いません。先ほど「主要地方道」というふうに町長申し上げましたが、正しくは「一般県道」でございますので、訂正をし、おわびを申し上げたいと思っております。

この柿木津和野停車場線ですが、来年の7月末を目途に完成をするというふうに、島根県のほうから聞いております。この完成に当たって、完成すれば供用開始をされるということでございます。そこに当たっては、長年かかって県道改良しておりますので、草等も茂っているところもでございます。

先般、津和野土木事業所のほうと、そのことについて話をいたしました。7月末で供用開始ということになりますから、それに当たっては、特に、なごみの里周辺、道路ののり面等が草が茂っている状態でありまして、その点については、除草を県のほうにおいてされるということにしておりますので、その他、あと国道9号線までのところずっと見ていただいて、環境にふさわしくないような状態にあれば、対処していただくというお話になっておりますので、お知らせをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 完成に向けての対応、特に草刈り等、また、竹林等もある中で、せっかく新しい道ができて観光客の皆さんがたくさんおいでになるのに、草ぼうぼうのところへ来られるようでは、大変、町民としても残念な思いをするところでございますので、できるだけ措置を事前にやっていただきたいというふうに思っておりますし、特に、草等につきましては、竣工当時だけの対応では済まないというふうにも考えられます。年に数回は、そういったことも考えながら、対応していただけるように、折衝方もひとつよろしくお願いしたらと。

また、予測されますのが、大型観光バス等が入れば、やはり現在のトイレの状況で済むのかどうか、こういったトイレなり駐車場ですね。こういったことの状況を見ながらやはり対策を講じていただくように、交渉方もお願いができればというふうに思っております。このことについて見解ありましたら。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 今の御指摘のございましたところ、島根県等にも協議をしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） トイレに関してでございますが、今、現在、アクセス道ができた上では、道の駅のトイレが一番近くということになると思います。このあたり、管理については、つわの暮らし推進課のほうで、第三セクターの中で管理をいただいて、メンテをいただいておりますということだと思います。そのあたりについても、観光課としましても、徐々に観光スポットそれぞれの公衆トイレについては整備を進めておりますので、その中で何か新たな需要があるようでしたら、また担当課とも協議の上で対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） トイレの問題につきましては、なごみのほうへ入りました駐車場の中に、中じゃございません、屋内じゃなしに外部に、そういった施設、現在あるわけでありまして。これは、町なりが設置したものではなくて、国交省といたしますか、そういったところの、一つの必要なものとして設置されたものでございますので、県を通じてといたしますか、そういった動きが必要でございますので、その点も留意しながら対応方をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、基本構想の中でも特に重要なのが、回遊型観光の充実ということでございます。津和野町は、豊かな歴史文化や美しい町並み景観を楽しむため、ゆっくり歩いて楽しむ回遊型観光地を目指しております。個人観光客の多くは、団体もそうであるかもしれませんが、津和野に来られる、観光するメーンの箇所として太鼓谷稲成神社、掘割を泳ぐ鯉の殿町通り、津和野庁舎や郷土館、カトリック教会、本町通りの重要伝統建造物群、そういったところに主に行かれておる現実があります。その結果、極めて滞在時間の少ない観光形態にもある実態でございます。

ことし11月25日からは、JR山口線にD51の復活で、SLファンの動向は極めて活発で、カメラマンを含む観光客の増加が顕著であるというふうに感じております。JR津和野駅周辺整備に合わせて、来年度には、先ほど申し上げました、待望久しい国道9号線からの道の駅津和野温泉なごみの里に通じる県道柿木津和野停車場線中座ルートが竣工し、新たな道路整備により、本町への誘客が大いに期待されるところであります。入り込み客の増加をいかに観光に結びつけるかが課題であると認識をしております。

当町の今年度当初予算における新規事業として、JR山口線との接続及び町内循環バスの走行等、交通体系再編実施計画のための調査業務委託料が計上されております。既に、調査結果は終了しておろうかというふうに思っておりますが、その調査結果に基づく今後の展開についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域公共交通というところで、議員御質問にありました町内の循環的なバス、あるいは山口線との接続ということで、ことし当

初予算でコンサルの委託料を上げさせていただいて、今、大体中間報告から最終報告というような形の中で、取りまとめを行っているところでございます。

山口線との接続、町営バスで山口線と接続するところの部分については、先般、9月議会でも一般質問で取り上げられて、来年4月1日からの運行目標ということで、今、バスの運行ダイヤ、あるいはそのバスの運行ダイヤに伴って学校の通学等が、時間が変わってきますので、学校現場との協議というようなところで、どの便をどの山口線のダイヤに合わせるかというようなところを、今、検討をさせていただいているところでございます。

2月ぐらいには、地域公共交通会議のほうに諮って、4月1日にダイヤ改正という運びの中で、スケジュールを今、進めているということが、まず1点でございます。

もう1点は、先ほど議員御指摘にありました、国道9号線からなごみのほうに道がおりてくるということで、現在、特急おき号、それからSLやまぐち号という長距離列車等に接続するというようなダイヤの中で、石見交通と連携をしながらこの運行ができないかということで、検討をしている最中でございます。

先般、商工観光課あるいは観光協会ということで、この運行ダイヤ等について協議をさせていただいたということと、もう1点は、石見交通が、今津和野町内線を運行しておりますが、それがこの循環的なSLやまぐち号、あるいは特急おきに接続するようなダイヤにならないかということで。町営バスというよりも、既存の民間のバス運行を、そういう形にダイヤ改正をしていただくような運びができないかということで、協議をさせていただいているところでございます。

これに対して、運行経費あるいはダイヤ変更が可能かどうかということについては、まだ回答を得ておりません。そういったところは、なごみの道の駅を起点といたしまして、こういった津和野町内線の石見交通のダイヤの中で、先ほど申し上げました特急おき、あるいはSLやまぐち号という乗客の方を運べるような体制がとれないかというところが、私どもの、今回、周遊的なバスの取り組みの考え方ということであります。これについては、まだ観光協会、商工観光課と協議を先般行ったばかりということと、石見交通にもこの件については、今、投げかけを行っているところでございます。

来年4月のところでどういうふうになるか、予算的にもまだ不明瞭なところがございます。そういったところで、ダイヤ的なところはある程度検討させていただいている中で、現実になるかならんかというところを、具体的に今から進めていきたいというところが、進捗状況のところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君、先ほどの、中座バイパスの開通に伴う道の駅のトイレの増改築の要望ね。あれ、道の駅担当、担当課長、国交省との話か何かは詰めているんかどうか、つわの暮らし推進課長から答弁させます。どうぞ。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） トイレのところですね。シルクウェイ日原については、駐車場の前に、川側のところになごみよりも少し大き目のトイレがあるかと思います。

議員御指摘の部分のトイレ自体は、なごみの駐車場入って右手のところの道路に面したところだと思います。規模的には、日原の道の駅のほうが相当大きい規模になっています。

私ども担当課でございますが、国土交通省との交渉というところでいいますと、建設課のほうがするというようなことでございますので、課題認識は私どもも受け入れさせていただいて、建設課とも協議しながら、この中座バイパスでおりに来たときの交通量等ふえた段階の中で、利用される方も多くなるというようなところは、今後多くなるというふうにも思っておりますので、その辺については、建設課と協議をしながら、国土交通省に働きかけていくというように考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） せっかく、迎え入れる道路ができますので、それに向けての対応を、できる限り万全な形でやっていただきたい。特に、中座道路ができて開通しますと、開通してからばたばたするような対応では、観光客の皆さん方も混乱をされるのではなかろうかな。また、あわせて新たな周遊観光文化財を見て歩く周遊的な対応を図るとすれば、かなり精力的にその準備をする必要があろう。先ほどの一般質問にもございましたように、なごみなり、道の駅の受け入れ体制といたしますか、観光案内というふうな形もあわせてやる必要もございますし、相当な時間も必要、研修も必要であろうというふうに感じておるところでございますので、万全を期していただければと思っております。

それから、今、観光業者も大変、十分な需要、利益を得るに至っておるかどうか。それも、なかなかままならない状況もかいま見るわけですが、商業的には、駅前通りや本町通り、殿町通りが、観光のメイン道路であろうかというふうに思っております。それと同時に、観光客が、やはり津和野に來られてゆっくり時間をかけて観光されると、こういう姿を今以上につくっていくということが、政策的にも必要ではなかろうかなというふうに感じるところでございます。

しかし、本町通りにおいても残念ながら空き店舗が存在する。それも、現在休業といますか、されておる店舗が見られたり、これは、大変町民にとっても寂しい状況に感じておるものでございます。

町が今後、主体的に、その空き店舗を活用する方向へ精力的に動けないものか。地権者との交渉を行って、店舗借用の了解の中で、観光関連の起業や創業を目指すIターンの皆さん方も含めて、その参入を募集し、参入支援を行政としていく、このことの中で、大型の空き店舗等の解消、それによって広く開放するような形の中で物事が進む、それによって商店街の再生も図られるのではなかろうか。観光客にとっては、ゆっくりと町

並みを散策するとともに、店舗へ気軽に入店し休憩してもらい、あわせて買い物を楽しんでもらう、こういう津和野ならではのゾーンづくり、これが必要ではなかろうかなと感じるところであります。それが、ひいては観光客のニーズに即応する動きでもあろうかと、おもてなしのできるものにも、つながるのではなかろうかなというふうなことでございます。

こういった新たな取り組みについての見解について、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 商工観光課としますと、予算の中でも事業化をしておるところでございますが、商工業活性化推進事業というものの、県の補助事業も入れて行っておりますが、要は、空き店舗等の改修を行えば、町と県がそれぞれ半分ずつ折半をしまして、200万まで2分の1補助、家賃や改修費等の補助も出るということで対応させていただいて、これまでも随分の数、その事業を導入されて行われた方もいらっしゃいます。現在も、何店舗かそういう計画があるということも、商工会を通じてお話もお聞きをしております。そういった部分では、積極的に御利用いただきますように。

また、いろいろ経営・起業に向けて商工会等にも御相談した際は、我々も一緒になってお話をさせていただいて、進めておるということでございます。

大きな物件等、高岡通り等にも存在するわけですが、このあたりにつきましては、以前、実際に活用しようというような声も上がったところでございますが、やはり、何かと消防法等の改修を伴うと多額な費用が生じるというようなことで、断念をされたというようなことも伺っております。

なかなか、一朝一夕に片づく問題ではないということではございますが、いろいろアンテナを伸ばして、何かあればできるだけことはさせていただこうと。また、当初行っていただく上では、固定資産税の減免条例もより緩和をさせていただいておりますので、そういった部分で御協力ができればというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今、回答ございましたが、以前にも本町通りの——具体的なことを出してよろしいかどうかわかりませんが——酒屋さんがございましたね。これをどうにか、今の状態ではもったいない、ああいった広いスペースにいろんな店舗が入りながら、店舗といいますか、いろんな業種、観光関連の業種の方に参画をいただいて、その中に観光客が入られて、いろんなところを楽しめるというか、そこで休憩し、トイレも当然、個々に、公共的なトイレを建設というよりは、店でもそういった利用ができる、こういったことも必要ではなかろうかなというふうに感ずるものでございます。

昨年度でありましたか、議会のほうでも、御縁のある三重県の明和町に参りました。今からの観光関連の取り組みについても勉強させていただきましたが、それにあわせて

伊勢神宮のほうにも参拝しました。伊勢市においては、伊勢神宮に参拝の方が参拝後に訪れる、民間でつくられたんであろうかというふうに思っておりますが、いろんなお土産等、また、本人が楽しめるスペース、これがつくられておまして、大変楽しんでおられる光景を見受けました。こういったことが津和野にあれば、もっと時間を有効に、訪れた方が利用できて楽しんでいただけるんじゃないでしょうか。ひいては、買い物していただいて経済効果も出てくる、こういった動きができないものかというふうな思いで、今、質問したところであります。

何か、見解ございましたら。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 本町通りあたりにも、議員の御指摘の大きな酒屋さんといいたいまいしょうか、造り酒屋の空き店舗があるということは、我々も認識しておまして、もう四、五年前になりますでしょうか、随分、調整をさせていただいて、かなりのとこまで、正直、活用に向けて詰めさせていただいた時期もあったんですが、やはり、所有者さんの実家、今お持ちの方が、やっぱりそこで育てられたというやむかたなき思いの中で、最終的にはちょっと活用させていただく契約まで至らなかったというところでございます。この物件については、文化庁、重伝建地域内でございますので、文化庁事業の中で、何らかのことができないかというようなことで、実際見ていただいたその後のことなんですが——見ていただいたような例もございますが、なかなかまだ、結論的なものに至ったということは、ちょっとお聞きをしておりません。所有者の方も、そういった方向で利用はできないかということは少し思っておられるようですが、なかなか、直接的に町がお借りしてということには、今の段階ではなり兼ねておるといところが正直なところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 断念した経過もあったようでございますが、やはり、町の再生、観光事業の再生の上では、やはり引き続いて、なかなか困難な道のりかもしれませんが、ひとつ取り組みをしていただきますようお願いをしたいというふうに思います。

それから、先般、観光協会との会合、所管事務調査をさせていただいた中での意見であります。

正月が、津和野町では一番の観光客の誘客ができる月であり、圧倒的に1月が多いわけです。そうした中で、太鼓谷稲成神社には参拝したが、その参拝が終わった後に行くところがない。町の所有している観光施設は、鷗外記念館なり安美等、そういったところへ行きたいんだけど、誰も職員の対応がないというか閉館していると。これに対する対応をどうにか早急に観光協会としてもしてほしい、観光客が望まれている現実があると、そういった御意見が多くありました。

職員配置の問題で、大変であろうかというふうに思いますが、ひとつ一考いただいて、何らかの対応ができるように早急な検討が必要と感じておりますので、その点についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 安美や記念館について、1月1日、元旦の日だけは休日という形しております。基本的に、そういった御意見があるということは承知はしておりますが、まず、条例改正等も必要になってくる部分もありますし、職員の体制自体が、まだ十分に練り上げられた状態になっておりません。こういった意見があるということも承知をしておる中で、また、今後どういう形がとれるかというのは、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、ことしの1月1日ということには、現状の中ではならないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） やはり、観光地津和野として、観光客といいますか、来られる方を中心に物を考えるということが、やはり、それに沿った動きを行政としていかななくてはならないというのが、使命でもあろうかというふうに思っておりますので、前向きな、また、いろんな関連する課のこともありますし、いろんな協力も必要であろうというふうに思っておりますが、御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次の2項目めに入りたいと思います。ふるさと納税についてであります。

自分の生まれたふるさとはもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設をされましたふるさと納税、本年度よりファウンディングベースの協力を得て、重点的に取り組むとしております。

自主財源に乏しい本町にあっては、ふるさと納税がふえることは大いに期待をすることでございます。現状についてお尋ねをいたします。

1番目に、ふるさと納税担当部署における今年度からの役割分担並びに納税をふやすための手法はどのようなものでしょうか。

2番目に、納税に対応する返礼品の品ぞろえ状況についてお尋ねをします。

三つ目に、本年度における現在までの寄附総額並びに寄附した本人の当町での用途、この指定状況についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ふるさと納税についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。今年度におけるふるさと納税の体制については、つわの暮らし推進課を制度担当課として、係長1名、主担当1名、副担当1名、集落支

援員1名を配置し業務を行っております。また、寄附を受け付けるポータルサイトとして、株式会社トラストバンク、株式会社JTB西日本、全日空商事株式会社、株式会社Yahoo! JAPANの4社と契約をし、各社が提携するウェブサービスを活用し、寄附の受付から決済処理までの代行をお願いしているところでございます。

また、平成29年9月より株式会社ファウンディングベースとふるさと納税のPRに関する業務をお願いしており、町のふるさと納税に関する情報を発信するフェイスブックページの更新業務や、今後のふるさと納税をキーワードにした町のPR企画等について協力をいただいております。

二つ目の御質問であります。平成29年12月11日時点において登録のある特産品は93品目、参加登録事業者は32事業者となっております。このうち4品目が在庫終了等の理由により取り扱いを停止しております。

三つ目の御質問であります。平成29年12月11日時点の寄附総額は1,249万円、寄附件数は627件となります。寄附の用途ごとの状況については、1、指定なしが15件、86万5,000円、2、町長が別に定める事業が149件、228万3,000円、3、医療福祉の事業へ100件、132万700円、4、観光の振興または文化振興へ99件、186万9,000円、5、産業振興に関する事業へ105件、172万3,200円、6、自然環境の保全の事業へ128件、221万200円となっております。

なお、1件の申し込みの中で寄附金を複数の用途へ分けて寄附をいただく場合もあり、寄附の用途別件数と申し込み件数は必ずしも一致しないことがございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 昨年に比べまして、まだ1年たたない中、4月から始まりまして10カ月余りであろうかというふうに思っておりますが、1,249万円、昨年が1,000万程度であったというふうに思っておりますが、やはりその効果が出ておるか、取り組みの強化でこういった額にもなっているかなど。また、3月時点までにはかなりの上積みがあるんじゃないかなというふうに感じるものもございませぬ。

そういった中で、ファウンディングベースの方々には、協力をいただいて連携を持っていただいておりますということですが、ファンディングベースの方々には、つわの暮らし推進課の中におられて活動されておられるのか、また別なところへおられてこういった企画等の、PR企画等の仕事をされておられるか、その点についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回ファウンディングベースと委託契約を行っておりますが、つわの暮らし推進課の中で作業しているわけではございません。業務的には、町長申し上げましたとおり、納税に関する情報を発信するフェイスブック

クの更新業務ということでございますので、別の部署で行っていただいておりますということでもあります。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） それから、返礼品の品ぞろえ状況、大変な数にもなっております。御努力が見えるところであります。93品目もあるというようなことで、32業者ですか。まあ、そういった中で、私たちが道の駅の陳列ケースに、CASを利用したアユ製品は見受けられるようになりました。大変うれしくも思ってこれを買って土産に持っていき、そういったこともふえてきているのではなかろうかなというふうに思っております。

また、フロンティア日原等における新たな取り組みとして、漬物等の取り組みもいろんな機会で見受けられるようになりました。観光客は地元産のお土産を求めておりますし、この広がりが大変重要であります。CASを活用した産地づくり、ふるさと納税の返礼品としての活用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長わかるか、あの1点だけよ。はい。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、イノシシのCAS冷凍した製品をつくっておる者が農林課付でおりますが、それが返礼品としてイノシシ肉のほうが出ております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） フロンティア日原等からもワサビのしょうゆ漬け等は、このふるさと納税の返礼品として出しているというのと、先ほど農林課長が申しあげましたとおり、イノシシの、天然イノシシのこだわりステーキ等も、ここはファウンディングベースということになっておりますが、出ているということでもあります。ちょっとワサビのしょうゆ漬けについては、これがCAS冷凍かどうかというところは、ちょっと私ども今、資料を持ち合わせておりません。済みません。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） いずれにしても、どこにでもない津和野町産ならではのやはり土産品をふるさと納税に限らず、観光客には提供できるような一つ増産対策、これは求められるところでもあります。

それから、寄附の用途の関係であります。文化財等の修復には多大な事業費を要するものでございますし、今、用途については、現在六つの用途方法が指定してきていただくような対応にもなるといふふうにも感じるものであります。今からこういった文化財の修復等に伴うものとして、その中でも、当面優先して取り組まなくてはならない物件、これを明確にして、例えば永明寺の屋根の修復というふうなこともあるかというふうに思いますが、そういったことを打ち出して納税を求めるといふような手法はないのか、検討はされないのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、私どもがふるさと納税を行っている部分については、納税者の方がどんな分野にというような形の中での、今、御指摘があったような6項目というような形の中で、指定をして入れてくるという方法と、それから、今はふるさと納税のクラウドファンディングというようなことで、例えば犬、わんこの命が救えますというような特定の事業、こういったことをこれ広島の神石高原町ですかね、ここがやっておられます。今、6億6,900万集まっています。広島県内の殺処分をする予定の犬を全部引き取って、飼い主等見つけて殺処分を行わないような取り組みということで、寄附の目標額を定めて、これはふるさとチョイスというこのサイトの中にアップをして、この町の自治体の事業として、こういったことに賛同してほしいというような形の中で、ふるさと納税を集めていくというようなことをやられていると。先般も文京区のほうにお伺いをしてお話を聞きましたが、ここは命をつなぐ「こども宅食」ということで、貧困の御家庭の子供さんに食事を届けるというようなことで、一応の目標額というものが2,000万ぐらいの目標額をこのサイトにアップしまして、今現在5,600万集まっています。

このサイトには、複数の自治体、数多くの自治体がこういったプロジェクト的なところを立ち上げて寄附を集めるような手法が、このクラウドファンディングというような形の中で自治体が行っている事業です。私どもの先ほど議員御指摘になったような町の課題として、いろんな事業があると、その事業に対して寄附を募ると、特定の事業に対しての寄附だということで集めることは、こういった部分の活用によって可能ではないかというふうにも考えているところであります。

今から財源的には、きょうもお話があったように、バスの待合所をつくるんだというようなこと、あるいは高齢者の見守りあるいは買い物支援という事業をこういったところにアップをして、寄附金を事業的に募っていくというような手法も考えられるのではないかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） ふるさと納税をされた、寄附をされた方の思いというのはいろいろであろうかというふうに思っておりますし、返礼品を期待、中には返礼品を期待されない方もあるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、今、返礼、寄附をされた方に礼状と返礼品を送って、関係がそれで終了というふうなことになっておるのか。

それから、仮に文化財の修復等に寄附された方に対して、礼状、返礼品はあってもいいんですが、しかるべき時期に、修復状況を見に津和野においでください、そういった事後対応といいますか、やはり観光地津和野でございますので、そういったことの重大事業に対して協力いただいた方に、二次的に案内というか、状況報告をしながら津和野に来ていただける、また、ふるさとへ帰っていただく、そういったことの対応も考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員御指摘になられたように、今まではどういった寄附でこういった活動にというような事後報告というのが、去年ぐらいまでなされてなかったような状況もあります。今は全部、公表もさせていただいて、現状今、こんだけの寄附が集まっていますということでお知らせもしている。メールマガジンも寄附をされた方にも、今、ふるさと納税あるいは津和野町の状況としてお知らせをしているような状況がございます。議員御指摘になられたように、やはりふるさと納税で御協力いただいた方々に対して、今後のそういったおつき合いということも重視しながら、このふるさと納税をしていただけるような取り組み、努めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） それでは、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。御苦勞でありました。

午後4時06分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



平成 29 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)
平成 29 年 12 月 19 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 29 年 12 月 19 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
-

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） おはようございます。通告に従って、9番、三浦、質問いたします。

まず始めに、津和野町の情報発信について、2項目あります。

まず、インターネットで津和野町のホームページを開くと、津和野町に関する情報がたくさん掲示されております。トップページの中に、8カ所の津和野町内の広告欄というよりインフォメーションコーナーがあります。一つが津和野ハイスクール——津和野高校のことですけれども、津和野今昔、ICT津和野、そして入札情報、まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン、GO島根、ITエンジニア転職フェア、そしてふるさとチョイス——これはふるさと納税の案内ですけれども、これらは更新されているのかわかりませんが、その中の一つの「花嫁の似合う街津和野」は、2015年9月までは花嫁

撮影、以降は、撮影が続いていますが、この「花嫁の似合う街津和野」の企画の現状とホームページ更新の時期はどのようにされているのかをお聞きします。

2点目に、東京事務所のホームページを開くと、年も押し迫っている中で、いまだにお盆休みの知らせが告知してありますけども、東京事務所はおくれているのかなという
ことで質問させていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。本日もどうぞよろしく願いたい
します。

それでは、9番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の情報発信についてでございます。

まず、「花嫁の似合う街津和野」についてでございますが、「花嫁の似合う街津和野」
プロジェクトについては、平成27年6月、津和野町、津和野町観光協会、米子市に本
社を置き、事業主体である株式会社スマイルキューブの3者が本町での結婚式やウエ
ディング撮影を推進し、観光誘客や本町のイメージアップ等を目的とするため、協定を結
びました。

本年度は現時点で4回、町内においてウエディング撮影を行っております。撮影に際
して、町内の写真スタジオほかの事業者が株式会社スマイルキューブと提携し対応され
ております。

協定に基づき、町のホームページとリンクした「花嫁の似合う街津和野」のホームペ
ージについては、事業主体である株式会社スマイルキューブが管理を行っております。
ついては、御質問のホームページの更新に関して、同社に確認をいたしました。同社代
表によりますと、基本的に新郎新婦の同意がとれた場合のみ写真等の掲載が可能となる
ため、同ホームページの中に掲載されたフェイスブックをクリックいただくと、直近で
本年11月16日に同社のスタッフが撮影した了解済みの写真がごらんいただけます。
今後、町内の写真専門家が撮影した正規の写真について、準備ができ次第、ホームペ
ージで公開されるとのことでございます。

なお、写真について、専門家が撮影し、人物により近づいた正規の写真は公開したく
ないが、スタッフが遠距離から捉えた引き気味の写真であれば、フェイスブックでの公
開は了解いただける場合もあり、全てホームページでは公開できないという事情がある
とのことでございます。

続いて、津和野町東京事務所のホームページについてでございますが、津和野町東京
事務所のホームページは、平成29年3月にリニューアルし運用を開始しております。
その後、改良を重ねており、イベントの告知、レポート等の状況がわかりやすい大き
目のバナーとして配置しております。

議員御指摘の盆休みの情報は、ホームページの中のインフォメーションのコーナーに
掲載されているものであります。このインフォメーションのコーナーは、主に臨時の開

所日や営業時間の変更等が発生した場合に更新されるもので、その都度、情報の古い順から自動的に削除されていく仕組みになっております。

今回は、盆休みの情報が載っているのは、閉所したり営業時間を変更したりする回数がなかったためにそのまま掲載されていたもので、更新する作業が滞った結果ではございません。12月13日現在、最新の情報としては、イベントコーナーに来年1月20日、同事務所が協力し開催する「高津川流域都市交流協議会 石見神楽文京公演」の情報が掲載されております。

議員御指摘のとおり、イメージとして古い情報が載っていると閲覧者に誤解を与えかねないとも考えられますので、今後は、そうした古い情報は削除し、インフォメーションコーナーの使い方を検討していきたいと考えております。

ホームページはフェイスブックの活用方法も含め、首都圏においては特に重要なツールとして機能させていかなければなりません。今回の御指摘も参考に少しずつリニューアルしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 津和野町は結婚対策事業として昨年から吉賀町との広域連携により新たに出会い創出事業を展開しております。これまでの縁結び支援体制の中から、このように写真撮影まで発展したケースはあるのか、ないのか、ちょっとお聞きいたします。

そして、東京事務所についてですけれども、先般15日の全員協議会において、東京事務所の活動報告がなされ、今後は、広報でも情報発信していくということが報告されております。答弁にあるように、古い情報が載っていると確実に閲覧者は誤解します。東京事務所ホームページを開くには、まずトップページの観光情報をクリックして、そうすると東京事務所の項目が出てくるようになっております。これはトップページのインフォメーションコーナーに載せるぐらいのことをしてもいいのではないかなと感じたんですが、その点どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしくお願いたします。

三浦議員からの御質問でございますが、まず、写真撮影に発展したというのが男女の出会いの場を提供するつわの暮らし推進課のほうが担当しております企画から発展して写真撮影に至ったかどうかというのは、ちょっとこちらも正確には把握しておりません。あくまでもこの「花嫁の似合う街津和野」というのは、先ほど町長の答弁にもございました株式会社スマイルキューブと町、観光協会が3者で協定を行った上で、推し進めております企画でございます。ただ、これ以外にも、山口の民間業者さんが稲成神社さんと協定を結んで、稲成神社での撮影をしたりということで、同じような企画をやられておるといのは認識をしております。それとまた別途、浜田の、益田でも結婚式場やっておられる業者さんが津和野で写真を撮ったりとか、先日もまた全

然別の方で町内の御出身、実家が町内——役場の職員だったと思いますが——の娘さんの写真を撮影というようなことも町内であったということは認識しております。そういうことで、それから発展したかどうかというのはちょっとわかりかねます。

それから、東京事務所のいわゆるバナー、クリックするボタンといたしまして、バナーの件でございますが、確かにおっしゃいますように、まずホームページを開けた段階で東京事務所のバナーがあるというのが、これは御指摘のとおりかなという気もしております。そのあたりが改良できるもんかどうかということは、広報担当のほうと相談をさせていただいて、可能であれば、対応したいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） この前の全員協議会での活動報告、画像でプリントアウトされまして、説明されましたけども、もっともっと発信するべきじゃないかなと思って、やっぱりトップページに載せるぐらいの勢いがないと、これが東京で発信、東京だけではない、全国から津和野町クリックしたときに出てくるわけですから、そこで津和野町がどういう活動をしていっているのかちゅうのがすぐわかりますので、ぜひ、検討してほしいと思います。

それと、どうしても企画というのが点と点になってしまって、どうしてもつながりが欠けてくるようなことが、この件に限らず、結構気づくことがあるんですけども、ぜひつながっていくような企画という展開が欲しいなというふうな思いがあって、これを質問したわけですけども、あと、囑託員文書は、毎月20日ごろに集めて配布されておりますけども、この津和野町のホームページの更新はどのようになっているのか、時期的なもの、それぞれ各課からお知らせ等あると思うんですが、どういう仕組みになっているのか、ちょっとわかりやすく説明していただければありがたいです。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野町のホームページということで、各課が行う作成から公開までの流れということで、御説明させていただいたと思います。まず、町内の中で、各担当課のほうで担当者のほうでまずホームページの更新内容を作成すると。それを各課長のところで一応承認ということで、承認申請を行います。課長がこの内容を承認した後、つわの暮らし推進課のほうの広報担当のほうにそのデータが来て、課長承認しておりますので、そのまま事務的には公開というところをうちの課としては担っているということで、公開の情報については各課で責任持っていて、課長の決済のもとで私どもは公開するという流れになっております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 次の質問もちょっとホームページと関連がありますので、次の質問に行きたいと思います。津和野町PR映像のパラダイムについてですけども、まず、これまで幾つかのPR映像が製作され、どのような形で発信しているのかをお聞きいたします。

2点目に、観光映像は、津和野町を知ってもらい、観光していただくための情報ではありますけども、住んでみませんかといった趣旨の映像はあるのかどうかお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町PR映像のパラダイムについてお答えをさせていただきます。

まず、PR映像の製作、発信についてでございます。これまで製作された津和野町の観光を紹介するPR映像の全てを掌握してはおりませんが、テレビ番組やCM、個人によるYouTubeやフェイスブックなど、SNSを媒体としたものまで含めると、相当な数に上ります。

近年製作した映像としては、日本遺産を紹介する映像2本があります。これは津和野町日本遺産センターで常時流されていますし、全国でのサミットや町民の方向けの日本遺産の学習会などでも紹介をさせていただいております。また、本年亀井家入城400年記念事業で実施された伝来400周年記念盆踊り大会の紹介及び参加者募集映像は、フェイスブックやホームページ、YouTubeなどで紹介されました。

また、日本三大芋煮、つわの芋煮と地酒の会、山口デスティネーションキャンペーン、朝霧リフト早朝運行等PRに際して製作されたテレビ動画CMは、山口及び広島、島根県内のテレビ朝日系のCMとしてそれぞれ10回程度、萩市及び益田市、そして町内のCATVでおおの100回以上放送しました。今後、春の初午や観光開き、流鏝馬神事に向けてさらに2本製作される計画です。このほか、観光協会によるPR映像はホームページ上で、山口線SL運行対策協議会などによるSLの紹介映像はSLのPRイベントの各会場などで紹介されております。現在、日本遺産センターとCATVサンネットが協力をして、日本遺産のサブストーリーに従ったまち歩きを紹介する番組を3本製作中です。完成後は町内のCATVで放送するほか、観光協会、貸し出しなどにより広く津和野の魅力を紹介していくこととしております。

続いて、定住促進の映像についてでございますが、現時点では、紙媒体、ホームページ等において、株式会社Founding Baseとの連携も含め定住促進のさまざまな情報提供を行っておりますが、映像については製作をしておりません。今後の検討材料とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） さまざまなところで映像が放映されていることに少し安心しましたし、ケーブルテレビで多く放送されることにも安心しました。

津和野町のホームページを開きますと、観光情報というのがあります。それをクリックしますと、津和野町観光動画、「津和野町公式ユーチューブはこちら」というところがあります。ここをクリックすると観光動画ではなくて、津和野ICTコミュニティの動きも始まっています。ICTに関する8本の動画はありますが、これが観光情報なんでしょうか。

ちなみに、インフォメーションコーナーにPV津和野散歩道の中に津和野の1日があるのみです。また、Founding Base、地域に必要なリソースが全て集まる基地というところがあります。これは、Founding Baseの活動展開の中にFounding Baseがかかわった津和野町に関する画像があるだけです。今回このような質問をしたのも、まちづくりに関して、先進地をさまざま検索をしておりまして、全国を。そうした中で、つわの暮らし推進課長に相談したりもして、たまたま佐賀県の白石町のホームページに出会うことができました。ここでは、「白石町で暮らそう」というインフォメーションコーナーがあります。クリックすると、「穏やかな田舎暮らしを求めて、白石町に移住してくる方がふえています。どんな暮らしなの、どこが魅力なの、いろいろインタビューしてみました」という紹介文があり、「佐賀県内最大規模の町民が参加したムービーができました」とありました。では、この我が津和野町のホームページではどうなのか。定住情報の中に、「地域が教えるオススメ物件」その中に、「左鑑ってどんなところ」という紹介画像があるのみです。私の検索方法がまずいのかもしれませんが、行ってみたいと思って検索するのと、暮らしてみようと思って検索するのでは、大きく違うかもしれませんが、観光対策と定住対策は違っていてもリンクするところがあるのではないかなと思いました。所見をお伺いしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございまして、私もなかなかそここの年齢でございまして、なかなかない部分があって、ちょっと十分ホームページあたりもわからない部分があるのですが、今のお聞きした話では、なかなかちょっとその辺うまくいっていないということがわかりました。大変申しわけないと思っております。大至急、担当課、また担当係とも相談をさせていただいて、そのあたりの対応というものをさせていただきたいと思っております。ただ一つ、いかんせんこういう動画をアップとか、いろんな部分をやるのがなかなか手間がかかる作業であるということと、やはり日々仕事の中でなかなかかなりオーバーフローもするような中で仕事もさせていただいておりますので、なかなか十分対応し切れていないという部分があるかとも思いますが、そういうことにはならないと思っておりますので、大至急対応させていただきたい。定住のことについては、ちょっと私のほうではわかりかねますので、またお聞きをいただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど御指摘があった内容についてでございますが、定住対策、冊子等は定住フェア等に持参をして、大阪、東京、広島もありますが、その三大都市のところで活用もさせていただいているということで、紙ベース的なところは、今までもそういったところで作成をしてきたということであります。議員が御指摘になったやっぱり行ってみたい、それから暮らしてみようというような形を見た方が持たれるようなものということで、私どもも先ほど御紹介のあった佐賀

県の白石町のホームページ、そういったところも参考にさせていただきながら、また、まちづくり委員会のやはり今左鐙のほうが載っているということでございますが、それぞれの地域で、地域の活動を特徴的にもやっておられるところ、たくさんあります。そういった部分も御紹介の中で、広報的なところは、今後やっていきたいというような思いもあったんですが、津和野のまちづくりというのがどういうふうな形で行われているかということ、12地域のまちづくり委員会を中心とした活動を、ホームページ等に載せることによって、津和野とはどういうところなんだというところの一つの情報発信、そういったところの部分で、見ていただけるようなものを作成もさせていただきたいというふうにも考えております。今後検討させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） どうしても津和野のここに生活していると、津和野中心に物事を捉える、これ当たり前のことなんですけども、Iターンで来られた方の1人が、なぜ津和野に来たんですかということで、やはりインターネットを通じてあちこちを探した中で、津和野があつて、気になるところがあつて、ここに来ている人もおります。特にF o u n d i n g B a s e事業にしても、なかなか発想できない部分を外部からの目をどう捉えて、新たなものを構築するかという視点がすごく重要なことだと思います。ぜひ、やっぱり発信する以上、外から見た目というのをもっと大事にしてほしいなと思います。

では、次の質問にまいります。

まちづくりについてです。第2回津和野町未来づくり協議会の開催が、昨年と比べ約一月おくれた理由は何なんでしょうかということと、地域提案型事業の予算執行が遅くなる理由をお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちづくりについてお答えをさせていただきます。

未来づくり協働会議につきましては、これまで7月に第1回、11月下旬に第2回目を開催しておりました。今年度につきましては、現在のまちづくり委員会の助成制度が平成27年度から3年目の最後の年度に当たり区切りを迎えることから、各まちづくり委員会より3年間実施した地域提案型助成事業についての評価シートを提出いただきました。また、このたびは新たにまちづくり組織交付金につきましても、自治会や町内会等合わせて117団体から事業評価シートの提出をいただきました。これらの集計作業等に時間を要したことから、開催が1カ月おくれたという経過でございます。

次に、地域提案型助成事業につきましては、申請書の提出期限を6月末日とし、その後、申請された事業内容について各まちづくり委員会にヒアリングを行い、7月に開催する第1回未来づくり協働会議において、事業内容について検討、協議を行った上で交付決定を行っているところでございます。当事業については、それぞれのまちづくり委

員会全体での取り組みを対象としていることから、各地域で総会等を開催して事業内容を決定していただいているところですが、申請書の提出期限を早め、未来づくり協働会議も早めに開催いたしますと早めの執行が可能となります。

今後、開催される予定の未来づくり協働会議において、次年度からの助成制度の改正にあわせて申請スケジュール等につきましても、委員の皆様と協議の上決定してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今年度のまちづくり委員会、運営費補助金とまちづくり組織交付金の決定通知は6月2日で、各委員会に振り込まれたのが6月23日でした。まちづくり地域提案型事業は、7月に各委員会のヒアリングをし、第1回津和野町未来づくり協働会議が7月24日に開催されております。そして、翌日の25日に決定通知がされています。振り込まれたのが8月15日です。約7カ月での、この地域提案型事業ですけども、8月から約7カ月での事業実施は大きな負担になっております。特に、9月に入るとさまざまな行事が組まれております。助成制度の改正にあわせて仕組みを工夫、検討していただきたいと思っております。

29年度で第2期の3年が終わります。評価シートの集計作業に手間どったのもそのためかと思っております。新たな仕組みが構築されていると思っておりますが、大きな変化はあるのか、差し支えないところでお聞かせ願えますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 集計結果をまずできたところで御報告をさせていただきますと思っております。地域提案型助成事業につきましては、この制度を用いて協議ができたということは大体半数に上がっていると。前段の議員さんの御質問にもありましたように、平成24年度から27年度のその結果と、28、29、30、この3年間の結果では、そういった協議の場として機能したとか、有効に活用できたとかというところのポイントが、あれ5点満点なんですけど、0.2ポイント程度上がっているというのが現状としてあるということでもあります。この地域提案型助成事業については、やはり継続を望む声というのは、地域から出された評価シートの文言で書くところの部分なんかにも書いてあるということでもあります。ただ、限られた財源の中で、このあり方というのはもう少し検討すべきじゃないかというところがあります。テーマを絞って行うほうが良いというようなところ、それから、この地域課題解決に向けて本気で取り組む地域まちづくり委員会には、事業費を傾斜配分すべきじゃないかとかというような、傾斜配分というのは、重点的に配分してほしいという意味なんですけど、そういった御意見が出ております。地域の中では、先ほど申し上げたように、やはり継続を望む声と、廃止を望む声が半々というようなところもございます。その辺がやはり50%、50%程度、この事業に対する考え方として地域の総括がされているのかなということと考えております。

それから、27年度から新しく制度として設けた組織交付金、これについては、一自治会等でございますが、6万円と住民1人当たり1,000円というような計算式の中で、配分をさせていただいているものでございます。地域や住民に効果があったかというような問いに対して、61%が効果があったということで答えられております。金額が妥当だったかというところについては、はいと答えられたところが34%、どちらかといえばはいということでこれが34%ということで、金額の妥当性についても、6割のところがこの金額的には妥当ではなかったかというようなお答えをして、この組織交付金、今後継続するかどうかというところの質問に対しては、やはりこれもはいというところが52%ということで、地域提案型助成事業と同じように、この継続についての考え方というのは半分半分に分かれているというような状況になっております。私ども、今からこれを未来づくり協働会議が今月の27日に行われます。今この集計作業に基づいた今後の考え方、あるいは今回予算編成方針ということで財政のほうから示されております。その、私どもに配分される予定の基準額というか、予算の総額というところを見ると、やはり交付税が下がるということで、4%か5%は歳出削減をしていくというようなところが本町全体の財政に課せられた状況ということで、私ども認識をしております。そういった中で、これを継続するかどうか、あるいは金額的なものをどうするかというところを今検討しているということでもあります。

先ほど、議員さんが御質問にありましたような実施時期のところでございます。なかなか3月に当初予算というのが決定をして、それからまちづくり委員会のほうに金額的なところをお示しをして、先ほどのようなスケジュール感で地域提案型については進んでいると。そのほかの組織交付金であるとか、運営費補助金、これについては、4月30日現在の人口で押さえますので、基本的には、まちづくり委員会としての事務というのはそんなにないということになります。数字的なもので計算根拠を用いて交付すると。ただ、この地域提案型助成事業については、まちづくり委員会の総体で、あるいは公民館と連携して事業を行ってくださいということです。話し合いの時間がどのぐらいかかるかということ、ここが、やはりまちづくり委員会の総会等でいろいろ実行委員会等もつくって、この地域提案型助成事業を考えられるところもあります。そういったところで、この意見集約をしながら、この地域提案型助成事業を組み立てていく、この仕組みのところは2カ月、6月30日交付申請ですので、2カ月間でできるかどうか、ここを早めると1カ月でやってくださいとかというようなことで、実施期的には早めることはできるということでございます。ここについても、議員の御提案でございますまちづくり委員会、未来づくり協働会議、こういったところの事務的な作業内容を含めて、提案型の実施時期、早めることができるかどうかということは、今回、27日に行われる会議のときにもお諮りをさせていただければというふうに思っています。この実績報告を含めて3、4、5のところは非常に忙しい月になります。地方自治体と同じように、ミニチュア版みたいところで、まちづくり委員会みたいところも同じようなスケジ

ジュールになるということで、事務的に煩雑になるかと思いますので、その辺は御意見を聞きながら、対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） どうしても単年度で解決してしまおうという形になるところになってきます。このまちづくり委員会の制度が出て、平成24年から26年を第1期とし、第2期が27年から29年で今年度という形で考えるならば、1年目は確かに難しいと思います。しかし、2年目からは早めることはできると思うんですよ。単年度で考えるのではなくて、やはり3年スパンで考えた中で事業実施、予算は当然単年度で落ちるんですけども、そこで、スピード感が出るのではないかと。つまり2年目、3年目は早くからスタートできるのではないかと。また各組織に早目の提案の集約等、それは協議するということがまちづくりでもあるわけですから、そういう視点もちょっと入れていってほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御提案のとおり、3年で考えるというところは確かにございます。この地域提案型助成事業のテーマ絞るとか、いろいろ考え方については、中身の検討というのはしていかななくてはならない、それにあわせてやはり継続事業としての考え方というところ、3年間で解決するような継続事業としての部分は、そういった方法でも可能かと思っておりますので、これもあわせて未来づくり協働会議でも議論させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 次の質問に参ります。

津和野町の教育についてです。津和野にある人、物、事に触れ、津和野を語れる子供を育てようという狙いで始まった体感プログラムの現状と今後はどうなっているのでしょうか。

2点目に、文化財にかかわる国、県、町、一般財源の割合と教育予算の学校教育、社会教育、文化財の割合はどうなっていますか。

3点目に、社会教育にかかわる補助金の精査はどうなっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、津和野町の教育についての御質問についてお答えをいたします。

1点目の体感プログラムの現状と今後はということですが、つわの体感プログラムにつきましては、平成24年3月に策定した津和野教育ビジョンの中の社会教育部門に記載されている重要項目であると認識しており、中期最終年であります今年度において、180プログラム策定することとなっております。昨年度までの各学校でのふるさと学習や公民館や地域における学びや体感活動等を取りまとめ、159プログラムをまとめております。

今後においても策定を進めていきますが、策定することが目的ではなく、策定した後、どのように学校や地域における学びに活用していくかが重要だと考えております。学びの協働推進事業でのエリア協議やネットワーク協議にて御相談をしたり、御意見をいただいたりしながら、学びの協働推進事業の目的でありますふるさとを愛する人材の育成が達成できるよう推進していきます。

2点目の、文化財にかかわる国、県、町、一般財源の割合はということでございますが、文化財にかかわる割合としては合併直後の平成18年度決算で国庫補助金2%、県補助金51%、町が起債ゼロ、一般財源47%となっており、平成28年度決算では国庫補助金42%、県補助金7%、町、起債25%、一般財源26%となっております。また、教育予算の割合につきましては、平成18年度決算では学校教育費が19%、社会教育費が18%、文化財7%、文化施設19%、その他、人件費等でございますが、37%となっており、平成28年度決算では、学校教育費19%、社会教育費12%、文化財28%、文化施設12%、その他人件費等で29%となっております。

3点目の社会教育にかかわる補助金の精査についてでございますが、補助金を交付している団体からは、該当年度の決算書及び事業報告、予算書及び事業計画等の提出をいただいております。それら資料をもとに適切に執行されているか、過大になっていないか検討し、次年度の予算要求を行っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） まず、体感プログラムについてですけれども、答弁されたように、プログラムをいかに活用するかが大切であり、次の課題につながっていくものと思います。津和野町学びの協働推進事業に大変尽力されました学社融合研究所の越田先生が急逝されました。御冥福を祈りたいと思います。今後の学びの協働推進事業の講師等、対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 昨年、越田先生には津和野町においでをいただいて、帰られた翌日にもう急逝をされたということで、非常に我々も驚いておりますし、社会教育の今後の指導をいただく方ということで、非常に困っているところでもございました。今年度になりまして、社会教育のいろいろな県のいろいろな会議の中で、岡山のほうで活躍をされておられる先生がおられるというふうな情報をいただいております。その先生に今後の越田先生の役をやっていただけないかということで、交渉を当たっておるところでございます。年明けにも岡山のほうに赴きまして、先生と具体的な話について、協議したいというふうな方向で今進んでおります。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 学びの協働事業も第2期に当たっているのではないかと思います。また、大きく転換する時期なので、その合併以前から旧津和野町から発した事業でもあります。ぜひ、さらなる発展を期待しているところです。

次に、国庫補助金と県補助の割合のことですけれども、まず、国庫補助金と県補助金の割合がこの10年で逆転しております。交付要綱が変わったのでしょうか、その背景にどういうことがあったのかがわかれば、お聞かせください。

それと、教育予算の割合で、社会教育費の18年度18%が28年度に12%に、その他、これが18年度37%が29%になっているのは多分公民館の関係ではないかと思いますが、そこのところと、また文化財の18年度7%が28年度には28%に、文化施設が19%が28年度は12%になっている理由はということが考えられるのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 総体的に言いまして、18年度の事業費ベース全体の金額と、それから28年度全体の金額の差がこういった率の差になっております。国庫補助金があるというのは、要は国の史跡関係、国の指定の文化財についての整備、修繕と、そういったものがここ数年間ずっと多い形になっています。合併条項につきましては、国の指定、例えば上段、指定は受けておりますけれども、工事等はかかっておりません。ですので、事業費ベースが、ゼロというところがございます。ですので、県の事業は行っておりましたけれども、国ベースの事業が18年度当初はなかったという状況です。ここ数年間はずっと国の関係史跡の修復修繕等続けて行っておりますので、全体の予算額も含めてかなり金額もふえているというところがございます。

それから、学校教育費などは耐震関係の工事とかもございまして、そういった国の事業も膨らんでおるとい部分もございまして、それから、社会教育費の部分については先ほどお見込みのとおりでございまして、公民館の部分があるというふうに考えております。それから、文化施設の割合が減ったという部分については、総枠の金額のベースが、要は分母が高くなっているのです、率的に下がっているという、そういったマジック的な形になってはいますが、そういうことでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 大変よくわかったようでわからないですけども、ただ、気になるのは、やはりパイが変わってくる中で、よく聞くのが学校現場です。10年の率では変わっておりませんが、特に枠配分等々で、縮小縮小という考えになっていて、片方では、文化財の整備のほうはどうしても目に触れることが多いというか、今度、来年の予算編成は大変厳しいことが予想されます。また、こういう枠配分方式で対応していくものだと思いますけども、社会教育にかかわる補助金も数年来同じ金額で推移している団体が幾つかあります。大きく見直す時期に来ているのではないかなと思います。これは町全体の他の補助金に対しても言えることなんですけども、一律カットではなく、内容を真摯に評価して、そして予算計上していただきたいと思うんですけども、厳しい財政の中で、予算編成に向けてやはり危惧なり不安があるかと

思います。ちょっと、その点、予算編成に向けて今から入っていくわけですが、ちょっと所見をお伺いしたいなと思うんですけども。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 諸団体への補助金につきましては、合併後数年間段階的に減らしてきた経緯がございます。その後、ここ数年はいわゆる減額の部分はとめて、維持をした形で来ております。ただ、今回も4%から5%の間で町全体の枠が落とされている部分がございますので、実際、教育委員会などはもう固定経費がかかり経常的な部分がほとんどでございます。逆に光熱費などが上がる部分もあったりする状況の中ですので、その辺はもういらわないととしようがないという現状でございます。御無理をお願いをして、今回の予算査定の中では、全体的な補助金の中のカットをせざるを得ない、そういう状況があります。ただ、100%どの部分の補助金も一律ということになかなかならないのも現実でございますが、まずは一様にカットをお願いをして、その中で出された内容を精査をして、最終的に決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回、学校関係の空調整備等が出ております。大変喜ばしいことではありますが、現場の声では、どうしても夏場のことばかり頭にあります。空調設備であると、どうしてもストーブがあったほうがいいのかという声は聞かれています。設備、大変貴重な金額を使ってやるわけですが、実際、現場でやられるやっぱり児童というわけにはいかないですけども、先生方から声を聞いて、また整備に努めてほしいと思いますし、ぜひ、子供たち、例えば、ここに今いる人も50年たったらほとんどの人はおりません。唯一1人は生き残るかなという気はしますが、そういう長い目を見た中で、やはり残っていくのは、教育ではないかなと思います。子供たちにかかわる学校教育ばかりではありません。社会教育、学びの協働事業、全て子供にかかわるところはありますけども、特に厳しい予算は重々、すぐわかりますけども、やはり未来の津和野を担える子供たちを育てるためのやっぱり予算は、ちょっと手厚くしてほしいなと思います。

次の質問に行きます。道徳教科化への対応についてであります。

小学校では、平成30年度から、中学校では31年度から道徳が特別教科になります。津和野町の対応をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 道徳教科化への対応についてでございますが、特別の教科道徳は、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で実施されます。今までの道徳との違いは、教科書が配布されること、評価を行うことです。また、授業においては、今までも行ってきたことではありますが、考え、議論する道徳をさらに推し進めていくこととなっています。教育委員会としての対応は、今年度は全小学校を教

育事務所の指導主事と本町指導主事が訪問し、全教員に対して特別の教科道徳について研修を実施しております。12月現在で町内小学校のうち3校で実施しており、残りの1校は1月上旬に実施をする予定です。来年度は中学校を対象に実施を行う予定であります。

研修会では、先生方から評価についての質問が多くありますが、道徳科の評価は道徳性の評価ではありません。他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受けとめて、認め、励ます、個人内評価として記述式で行うことが求められております。

また、道徳科の評価は授業での評価であり、日常の学校生活で見られる具体的な言動に関しては道徳科の評価とは別となります。道徳科の評価は、主に通知表を通じて児童生徒に返します。また、指導要録に記し、次年度以降の指導評価に活用します。

現在、各小学校では、来年度からの特別の教科道徳の実施に向けて、道徳教育の全体計画の見直し、他教科や特別活動との関連をまとめた全体計画別様の作成、新しい教科書に基づいた年間指導計画の作成等の準備を行っております。

町教育委員会として、来年度から使用される道徳科の教科書の配布、全体計画別様や年間指導計画の参考資料の配布を行い、学校支援に当たっています。また、授業に関すること、評価に関することについては、いつでも本町指導主事が相談に乗る体制でおります。

来年度は中学校が準備に入りますので、今年度の小学校と同様の動きを考えております。

特別の教科道徳の開始により、本町の児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度がますます育っていくよう、町内各小中学校へ支援をしていきます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 評価にとらわれて本音が言えなくなったりとか、息苦しい授業にならないか、心配するところですが、道徳が教科になるということで、受験の内申点の対象になるのではとか、不安も出てくると思います。研修会で先生方から評価についての質問が多くあったように、保護者にとっても気になるころであろうと思います。保護者への説明は十分に行われるとは思いますが、どうなのでしょう、お聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 要は評価点ですので、当然、全体の通知表の中に記されるということですが、5段階とか10段階とかの点数評価ではありませんので、文言でこういう状態ですという評価の仕方をされるということになりますので、それをどうという表現で受験にかかわるかというのはちょっと私のほうでも読めないところがございまして。それから、当然、気にはなる部分、新しい教科書ですので、気にはなるころは保護者の方はあるかと思いますが、道徳の教科書の内容をごらんになったことが

あるかどうかわかりませんが、本自体は、教科書の内容は、いわゆる読み物、小学校についてはですが、読み物で、国語の教科書に似た形かなというふうに思っていただければいいと思います。ただ、その読み物の中へ道徳的な視点を教員が投げかけて、それに対して子供たちがどういう反応をする、どういう答えをする、どういう行動をするというような形の中で、評価をしていく、そういった形になろうかと思っておりますので、それほど心配をされるようなことはないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） やっぱり教科が変わるということは、保護者のほうにはどういう形でお知らせするのかというのがちょっと気になるんですけども、逆に問題にする親がおれば、逆にまたそれも気になるんですけども、やはり教科が変わるということは、保護者に対する説明もある、学校がやるということなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 内容についての説明については、それぞれの学校で行っていただくような形になろうかと思っております。ただ、道徳は今までも教本でそれぞれ学校で準備をして、従来からやっておりますので、それが教科化に具体的に成るといふ形に今回なるといふことでございますので、それほど大きな変化にはならないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 道徳が教科となるということで、期待する部分もあり、子供たちの感受性にはすごく期待しているところです。

これで、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時10分まで休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序8、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 7番、寺戸昌子です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、防災対策についてです。近年、地球温暖化や経験したことのない集中的な豪雨、突風など、気候に変動が起き、台風も想定外の動きを見せるなど、異常気象による災害がふえています。今後の災害に備える防災対策の強化は不可欠と考えます。下森町長は、所信表明でも防災、減災最優先と述べられています。庁舎の耐震化の課題も上げています。そこで、以下の点についてお尋ねします。

一つ目、防災行政無線が新しくなり、全戸での設置を目指すとされていましたが、防災無線は全戸設置ができていますでしょうか。また、親機との双方向通信ができるアンサーバック機能を有した屋外拡声支局を指定避難所に整備したとのことでしたが、正常に機能しているか、災害時に誰が使用できるのかなど、管理運用面はどのようになっているのでしょうか。

2番目、災害対策本部についてです。災害対策本部は、現在どの程度の災害に耐えることができるのでしょうか。また、災害はいつ起こるか予想が付きません。今現在、災害対策本部が被災して機能を果たせない場合、どこが対策本部になるのでしょうか。以前は、山村開発センターが候補に上がっていました。

3番目、防災活動は地域での協力が重要になります。そこで、自主防災組織についてお尋ねします。

11月の広報つわので青原地区の防災訓練の様子が紹介されました。町内における自主防災組織の結成状況はどのようになっているのでしょうか。

4番目、地域防災の担い手として、防災、減災の知識と技能を持つ民間の防災リーダーとなる防災士についてお尋ねします。

町内の防災士資格取得者は何人必要と考えておられますか。また、現状は何人おられるのでしょうか。

5番目、子供たちの安全について。各保育園、小学校、中学校、高校では、子供たちを避難後保護者に返さなければいけない場合の計画はどの程度つくられているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災対策についてでございます。

まず、防災行政無線でございますが、戸別受信機の設置状況につきましては、居住家屋全戸に貸与する方針で申請のあった家屋に設置してきておりますが、11月末段階で申請3,148件に対して設置数が3,118件であり、申請のあったもの全てに対する設置には至っておりません。これまでに申請のあったもので現在まで未設置の家屋については、設置業者が不在連絡票をポストなどに投函した上で申請者からの連絡を待っているものや、引っ越しなどで連絡が付きにくいことが原因となっております。

居住実態のある家屋数の総数を把握することが困難であることから、現在の設置率をお示しすることも難しい状況でございますが、世帯数から算出すると87%の設置率となっております。

平成28年度までに設置が完了しなかった家屋については今年度も対応しているところでございますが、その後の居住の実態によって申請を取り下げる方も出てきており

ます。設置対象家屋数も流動的な中ではありますが、居住実態のある家屋については全
てに設置することを目標に設置を呼びかけていきたいと考えております。

屋外拡声子局等の管理運営につきましては、現在、瑕疵担保期間中でもあり、業者が
保守管理を行っておりますが、ふぐあい等の報告は現在のところありません。子局には
操作方法を記した説明書を取りつけてありますので、災害時には誰でも使用可能ですが、
操作になれる意味でも計画的な訓練は必要であると考えております。年に1回、一斉に
全子局を対象とした親局との通信訓練を行うことで無線機の操作方法になれていただ
くという取り組みも検討しております。これを繰り返すことで、それぞれの地域におい
ても操作になれた方をふやしていくことができると考えております。

次に、災害対策本部についてであります。津和野町災害対策本部は、災害の程度に
より、本部室を総務財政課内または本部長の——本部長は町長でございますが——指定
する場所に設置することとされております。

総務財政課がある津和野町役場本庁舎につきましては、現状では、どの程度の災害に
耐えることができるかどうかにつきましては、明確な基準がございません。

本庁舎は、土砂災害警戒区域内に位置しており、岩川上流部において、島根県が整備、
管理する砂防堰堤により土石流流出防止効果を発揮しているものと判断しているところ
ではありますが、近年の異常気象等により万全の備えと断言できるものではないもの
と考えております。また、本庁舎の耐震診断は実施しておらず、現状では、どの程度の
地震に耐えられるか判断しかねるところではありますが、建築から60年以上が経過す
る木造建築物であるため、耐震能力は高くないものと推察されます。

このことにつきましては、本庁舎の耐震化とあわせて検討し、対策を進めてまいりた
いと考えております。

また、本庁舎が機能を果たせない場合の代替庁舎につきましては、今年度中の策定を
予定している業務継続計画において検討を進めているところでありますが、浸水想定や
土砂災害警戒区域の状況、建物の耐震構造などに加え、インターネットや電話回線等の
通信網の整備状況などを考慮し、災害の程度や発生場所などにより複数の公共施設を選
定すべく、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織でございますが、津和野町内の自主防災組織については、平成2
9年5月31日現在、28行政区で9組織が結成されており、結成率は20%となつて
おります。

今後とも、防災、減災の基本である自助、共助の推進の観点から、地域防災力強化の
必要性の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災士でございますが、防災士につきましては、災害発生時にそれぞれの現場
の状況に応じてリーダーシップを発揮し、救助・応急活動など公的機関やボランティア
の方々と協働して活動するほか、平時には、防災意識の啓発や防災訓練の推進に寄与す
ることが期待されております。

自主防災組織や自治会などそれぞれの地域に災害時のリーダー役を担っていただける方の必要性を感じているところではありますが、高齢化や担い手不足など地域でさまざまな課題を抱える中で必要人数を整理することは困難と考えております。まずは、自主防災組織の結成が全体に広がっていくよう出前講座や防災学習等による自主防災組織の必要性の啓発などとあわせ、防災士資格取得に必要な研修講座や津和野町防災士資格取得支援助成金等の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、町内の防災士資格取得者数の把握は行っておりませんが、津和野町防災士資格取得支援助成金を活用し、平成28年度までに2名の方が防災士の資格を取得されております。

次に、子供たちの安全でございますが、町内の保育園につきましては、各園に危機管理対応要領が整備されており、この内容に基づき各災害時別の行動マニュアルが設置されております。

また、小中学校につきましては、全ての小中学校で防災計画を策定しており、うち5校は児童生徒の引き渡しについて記載しております。児童生徒を保護者に引き渡すためのカードを作成し、引き渡し場所や、方法等について明確にしておくことになっております。また、残り1校につきましては、計画書に記載はないものの、別途マニュアルを作成しており、保護者に直接引き渡し、記録を残すこととしております。

町内の高校につきましては、島根県の指導のもと津和野高校危機管理マニュアルが策定されており、各災害時別の行動マニュアルが定められております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 防災行政無線新しくされるときに、各世帯に希望を出してくださいということでお知らせをしていただきましたが、中には誤解されている方がおられて、拡声器のすぐそばだから要らない、うちはそんなお金もつたいないから要らないですよという、辞退をされる方がおられたりして、ちょっと最初進まなかったということを知っていたので、今現在かなり進んでいる状態をお聞きして、安心しているところです。せっかく整備していただいたんですけど、先ほどの双方向でのやりとりができるようになっている、とても便利なものを地域でまだ使える方がおられない、多分地域で使われたことが、使われたというか、訓練もされ、訓練というか、マニュアルを見て、どうやって操作するんだというのがわかっている方がひょっとしたら1人もいないんじゃないのかなという不安を持ちます。災害は、ずっと10年も20年も来ないかもしれませんが、ひょっとしたらあした来るかもしれないというのが災害ですので、ぜひ、早く地域でだれか扱える人を訓練というか、やっていただけたらなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今議員言われましたように、せっかく防災行政無線を整備して、それがなかなか使用できないという状況では、なかなか困難といえます。

か、設置した意味がなくなってくるというふうに思っております。そうした中で、今年度におきましては、各地域に出前講座あるいは防災学習等の開催ということで、4地域に出向いて、そういった防災訓練とか防災学習を今現在のところ実施をしてきております。その中で、今の子局から親局への通信確認訓練ということで、池河地区の日原カントリーパークの子局と滝元多目的集会所の子局で今年度におきましては、訓練を実施をさせていただいております。先ほどの町長の回答の中にもありますけども、今後におきましても、そういった機械が使用できるように、年1回、あるいは今の出前講座、防災学習を通して、そういった場をつくっていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ぜひ、全域で扱える方をふやして行ってほしいなと思います。そして、災害が起きた場合に一番重要になるのが災害対策本部で、そこが中心になって減災をしていくには、災害を広げないためには一番大事な場所になるのが災害対策本部なんです。本庁舎に今一応、本庁舎が大丈夫なら本庁舎ということになっていますが、その本庁舎のどのくらいの災害に耐えられるかが予測はまだできないということですが、2階に上がって、本庁舎の2階を歩きますと、何か揺れを感じるんです。人が歩いただけで揺れを感じる本庁舎の1階に対策本部があるというのは、非常に不安で、その災害のときのかなめでもあるし、そこで、たくさんの方の役場の職員の方も働いておられる現状があります。その辺、急いでいろいろとやっていただければ、いろいろ先日町長のほうから、庁舎の移転をする構想とかお聞きしたんですが、急いでいただきたいなという、安全なものになるよう急いでいただきたいなと思います。

それから、自主防災組織についてですが、結成率が20%ということで、やはり災害が起きてすぐ町の職員の方が駆けつけていただけるわけでもなく、ひょっとしたら駆けつけられない状態になるかもしれない、名賀で災害が起きたときも、やっぱり地元の方、地域の方が一番いろいろと、自分たちで何とかしなくちゃということで動かされたということをお聞きしています。その防災のかなめになるのがやはり自主防災組織ですので、結成率をもっと上げて行っていただきたいなと思います。その結成率を上げるためには、やはり専門的な知識を持っている町民の方が必要だと思います。防災組織を立ち上げたいけど、一体何をどうやって立ち上げていいかわからない、防災組織って一体何をするので、その辺からわかんなくなってくると思うんです。ぜひ、その民間で防災の専門的な知識を持つ防災士を各地域に1人ずつでもいていただきたいなと思ってお聞きをしたところ、町が把握されている方は2名しかおられない。とても不安を感じます。やはり、全体に防災組織をつくろうという機運を高めてから防災士をじゃなく、防災士の方が町内におられれば、それを組織をつくっていきこうという機運も生まれてくると思うので、ぜひ、防災士の方をふやしていただきたいなと思うんですが、ちょっと例を挙げさ

せていただくと、愛媛県の上島町というところなんですが、そこは7,000人余りの人口です。うちとちょっと似たぐらいの人口なんですが、そこでは、各地区ごとに防災のリーダーを育てておられます。何人おられるかはよくわかんないですけど、かなりたくさんの方が防災士の資格を取っておられます。ちょっと資格のほうで遠い話なんですけれど、それは、隣の吉賀町では、平成28年10月に吉賀町内で防災士養成研修というのを行われました。30人いないとその研修会は行えないということで、30人の方を集めて研修をされています。それは、町外からも30人の中には入っておられるそうなんですけれど、積極的に防災士を養成することに取り組まれておられます。今後、ふやしていきたいということも言われています。防災士が生まれて、今度はその連絡会も、たしかことしだと思えますが、防災士の方々をつなげる連絡会というのもつくりられています。

防災士というのは、個人の利益のために取る資格ではないので、なかなか費用がかかると取りづらいということがあります。この面を吉賀町と我が町を比べますと、吉賀町は全額補助をされているようです。幾らぐらいかかるのかというと、その研修費だけで6万2,000円かかると聞いています。我が町では、半額助成ということで、多分3万1,000円出していただけるんですけど、自分の利益ではないし、それからその資格を取ったからといって何がしかもうけることができるというものでもないで、地域のために貢献する資格なので、ぜひ全額の補助をしていただきたいな、そうすれば、お2人ではなく、もっとたくさんの方が生まれてくるのではないかなと思います。

吉賀町では連絡会をつくり、その連絡会にも補助金を10万ぐらいですか、出しておられると思います。隣と余り比べるとはあれなんですけれど、やっぱり専門的な知識を持つ防災士の方をふやしていただいて、その方に引っ張っていただいて、津和野の防災をもっと前に進めていっていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 防災士の必要性につきまして、議員のほうからいろいろとお話をいただきまして、私もそういうふう感じておるところであります。町内に2名の防災士ということで、先ほど御説明させていただきましたが、これはあくまでも町の防災の資格取得助成金を利用された方が2名ということで、実際にはまだ町内には防災士の資格を持った方がおられるというふうに思っております。ただ、何人かというようなどこまでの把握はしてはおりません。

それと、やっぱり防災士、あるいは自主防災組織を今後養成していく、取り組みはすごく重要になってくるというふうに思っておりますので、先ほどの出前講座、あるいは防災学習の中で、そういった町の助成制度についても説明をしていきながら、そういった自助、共助の推進の観点から、そういった啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 啓発ではなく、啓発も大事です。がしかし取りたいと思ったときに、手元にお金がこれだけ要するというを思うと、やっぱり二の足を踏む方がおられるので、その辺の何百万もかかるようなものではないので、検討していただいて、そこは進めていただきたいと思います。

吉賀町は、その前回は町内でそういう研修会を開けたので、たくさんの人を養成できたけど、これからもふやしていきたいということで、交通費の補助も検討し始めているということをお聞きしました。ぜひ、我が町でもその辺も検討していただけたらと思います。

それで、では、子供たちの安全のことなんですが、そのカードをつかって引き渡すためのマニュアルはできているということをお聞きしたんですが、そのマニュアルの確認を保護者と学校とは、1年に1回とか確認することがあるんでしょうか。もし入学時にそれをつくっただけで置いておくと、保護者のほうは忘れてしまうんじゃないかなという不安があるんですが、その辺を教えていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） その点につきましては、ちょっと把握をしておりますが、一応カードをつかって、保護者の確認は当然しながらということでございまして、毎年それを繰り返しておるかという部分については、ちょっと今現在では確認していませんので、お答えができないという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 災害が起きた際、大人は自分でいろんなことを判断しながら行動できますが、子供は大人に頼るしかないというか、子供さんも判断される方もおられますが、やはり大人の手助けが必要なので、その辺しっかり確認していただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

津和野町障害者福祉センターについてです。本年4月より長い間待ち望んでいた津和野町障害者福祉センター「はなみずき」の運営が開始されました。先日訪問させていただきました。利用者の方々の笑顔がとても印象に残りました。障がい者もその他の町民もともに支え合う町となるようにこの施設がかなめとなりますが、グラウンドゴルフ場の利用者との触れ合いなどはあるようですが、町民にはまだどのような事業が行われているかよく知られていません。そこで、以下の点についてお尋ねします。

一つ目、町民への周知について。清流会任せではなく、町が積極的に働きかけることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

二つ目、6月議会において同僚議員の質問に、町長は今後法人のほうで継続的な事業収入を得て、運営ができるように支援していくつもりと答えられましたが、現在、どのような支援をしておられるのでしょうか。今後の支援策はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町障害者福祉センターについて、お答えさせていただきます。

社会福祉法人つわの清流会が行っている障害福祉サービス事業においては、町民全ての方が受けられるものではありませんので、その当事者の方々に直接事業所の紹介をしているところです。

具体的に申しますと、役場の窓口で障がいのことや障がいにより就労が難しく生活困窮となって相談に来られた方、幼児健診等で医師より発達障害等の診断があった児童や小中学校より相談があった児童の保護者の方等に個別にお話をしているところでございます。これらについては、全てつわの清流会の相談員と情報交換を行いながら進めております。

次に、つわの清流会においては、現在、各事業の定員を満たしている状況ではなく、安定的な事業経営を行うためには、まずは利用者の確保が必要と考えております。そうした観点から、さきに申し上げた取り組みを行いながら、利用者をふやすための支援をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 当事者にもれなく案内をしていただいているようで、その点では、いいなと思うんですが、やはり、町内全体で障がい者の方をみんなで助け、それから、私は訪問させていただいたときにその場でエネルギーももらいました。やはり、ともに町内で生きていくということで、町民全体の方があそこではこういうことをしているんだ、障がい者の方が一生懸命頑張ってお仕事をしておられる、それから、子供たちも職員の方に見守られて、放課後、安全で安心な時間を過ごしているということを、しっかり町内全体の方が知っていただく必要があると思います。そうすることによって、相談に行けない方に地域の方が声をかけてくれるかもしれない。なかなか清流会の方は発足したばかりなので、忙しくて、なかなかお知らせを出したりとか、そういうことまでまだ手が回らない状態だと思いますので、町のほうで、町民全体にはなみずきを紹介していただけるようなことをしていただけたらうれしいなと思うんですが、その辺、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員がおっしゃられます広報というのが、ちょっとはっきり意味合いがよくわからないところなんですが、町長お答えしたとおり、この施設におきましては、基本的には、障がい者、当事者の方が必要な施設であります。ただ、そうは言いますが、今議員さんおっしゃられますように、いろんな方からの知ってもらうことによって自分の身の周りの方がそこへ通われるということも想定がされます。そういう中で、現在でも本年度におきまして、例えば民生委員さんもほぼ町内全域の民生委員の地区ごとにだったりで視察に来られちゃったりとか、個人

的にそういう気持ちがあられる方は、そういう情報をしっかりキャッチを御自分でされて、ボランティアに来られていただいております方も多数おられます。そういう中で、全ての方に、中で通っておられる方が障がい者の方でありますので、全ての町民の方が興味本位に来てもらうだけではちょっと困るなというところはすごいあります。ですから、そういうふうに、うちのほうとしては、町の障害者事業においてはこういうことがありますよというのは、いろんなところで発信をしているつもりなんですけれども、そこに余り関係ない方というのはやっぱりよくわからないという方がやっぱり多いのではないかなと思っております。そういう中で、はなみずきのほうも、当事者として、イベントをいろいろ開催しております。先般もクリスマス会等も開催したところでありますが、これまでも2回ぐらいケーブルテレビも来てもらって、ケーブルのニュースでも流したりとか、そういうふうに情報発信をしておるというところは聞いております。そういう中で、町としても、協力体制組んで今運営をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 協力体制を組んでやっておられるということで、これから、利用者をふやすためにも、しっかり協力して応援してあげていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

国民健康保険の県単一化についてです。国民健康保険の都道府県広域化に向け、平成30年度の保険料の算定を確実にするために、何度も試算が行われています。来年1月には、市町村ごとの納付金や標準保険料率が決定すると聞いております。先日、島根県の第3回試算が示されました。そこで、以下の点についてお尋ねします。

1つ目、現在、国民健康保険事業が抱える構造的課題をどのように認識されておられるのでしょうか。

2つ目、第2回、第3回試算の結果は、実際の1人当たり・世帯当たり保険税額と比較すると、どのようなものだったのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国民健康保険の県単一化についてお答えさせていただきます。

国民健康保険は、来年度より全国の都道府県内で統一され、広域化することとなっております。この背景にあるものは、全国で増大する医療費、少子高齢化の進展による現役世代の負担増、国保の構造的な課題があります。

この中において、議員御質問の構造的な課題については、年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、所得水準が低いことによる保険料負担が重いこと、本町のような小規模な保険者であると財政運営が不安定になるリスクが多いことなどがあり、これらの解消

のために財政運営を県が担い、保険料の賦課徴収、保健事業の実施を市町村が行うということで改革が行われます。

本町としましても、年度途中による急激な医療費の増大等による給付費の増加に、不安定な運営を強いられてまいりましたが、今後は財政基盤が強化されこれまでより安定的な運営が可能になると思われます。

次に、今月に入りまして行われた県の会議において、県の担当者から保険料の試算結果については、国の指示が何度も変更され、具体的な数字を提示できない状況にあるとの説明を受けておりますが、現在の資料をもとに現行保険税率と比較した場合、軽減なしの世帯で月額約2,100円の増、2割軽減の世帯で月額約480円の増、5割軽減の世帯で月額約410円の増、7割軽減の世帯で月額約450円の増となっております。

しかしながら、現在の県の標準税額の試算においては、所得割、均等割、平等割の率及び額が本町のものとは少し差異がありますので、これらについての対応は今後の町の国保運営協議会で協議していくこととしております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） この広域化は、来年度の4月からの開始が始まると私は聞いておりますが、かなりぶっちゃけてお話ししますと、わからない、一体どうなるのかわからない、私も国保に入っておりますが、来年4月から一体どうなるんだろうという不安を覚えます。その担当課でもちょっとつかめていないような気がするんですが、担当課としては、来年度どのような方向に行くかというのはわかっておられるんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 一応、担当課としてはきちんと把握しておるつもりではありますけれど、簡単に言いますと、何がかわるかと言いますと、これまでは町が保険税を集めてそれに医療費がかかった分を町がそこに国のお金もしくはその保険料から給付を払っていくと。ここで、入りと出が合わなければいけないわけです。ただ、これまでは前年度で予算を組みますけれども、今年度は今回補正予算で国保のほうかなり非常に今年度高くなっておりますので、急遽補正をして基金の取り崩しを出しておるところであります。そういう状況の中で、各市町村がそれぞれで医療費が増大にかかった場合に、それを支払うためのお金を用意をしなければいけないということになってきます。ですから、前年度は医療費が少なかったんで、このぐらいで予算をとっておったけど、次の年には膨大になったと。例えばことしみたいなきには、そのお金をその年度内に用意をしなければならぬ、ましてやそこで基金がなくなっていれば、じゃあその足らずのお金をどうやって払うのかというようなことをまた協議をしていかなければならないわけですが、来年度からは、基本的には、その保険税を集めるのは当然町がやりますけれども、支払いについては、今度は町が納付金という形で県の統一化された組織にお金を前々年度の医療費等を換算、または人口

とか、見ながらお金を集めまして、集めましてというか、津和野町は幾らですということ、年度当初、当然予算ができる前の段階では確定をします。その予算を町がつけておけば、その年に例えば医療費が増大になった場合でもその年の町としてお金を別途用意をするという必要はなくなってくると、1年間はまだ例えばこれだけのお金で津和野町は納付金はこれですというお金が来れば、お金をつけておけば、それをきちんと月割りで払っていくと。その年に急激に医療費がふえた場合でも、市町村で手当てすることなく、県のほうがその分を見てくれるということになります。その辺が財政的な安定ということになります。ただし、そうなった場合には、今度その翌年の前々年度の医療費の換算が大きいわけですが、それを見て次の次の年の納付金が決まりますので、その年には納付金が上がっていくということになります。町としましては、県の議員さん、県の標準税率のことを、これは当然気になされる方っちゃうのは多いわけですが、基本的に当面の間は市町村で同じようにその納付金に対して、うちが幾らお金を用意しなければいけないかということがありますので、うちの運営協議会の中で、お金が足りないようであれば、税率を上げるしかないですし、余れば基金として町で持っていくというような形はこれまでと変わることなくいくということになります。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 大きな受け皿になるので安心ということはわかったんですが、試算をしとられますが、県が、その試算結果で先ほど言われた保険税が大体平均的な家庭で幾らになるかというのを試算を出しておられて、第2回ときにはたしか津和野町では1,700円ぐらいと出たんですが、第3回においては8,000幾らとかいう金額になっていました。その3年も4年も先に実施するというのであれば、上下をそんなにするのは不安ではないんですが、その試算ごとに私たちが納める税額が変わってくる、かなり変わってくるというのにすごい不安を持ちます。これ、何でこんなに2回、3回でそんなに変わるかというのは把握されておられますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町長の答弁にもあったんですけども、先般の会議でもその算定方法について、国から指摘が県にあったようでして、大きく言いますと、納付金ベースで計算されたものを今後は1人当たりの保険料ベースでの基礎額の算定というようなことでありまして、これをちょっと中身を細かく説明するということは今できないですけども、そういうところで金額が変わっておるところであります。ただし、これは、今議員さん来年度からって言われますけれども、この金額、今の算定しておる標準税額で来年度からうちが徴収するということでは全くありません。これはあくまでも将来的に県下が一つの保険者になるわけですが、これまでも何回も申していますが、税率等については、各市町村で定める、それのもととなるのは、その市町村のかかっている医療費であったり、医療費がメインになります。この

やり方は基本的には当面の間は同じです。ですから、税率もこの標準税率は出しますけれども、県が、そこは関係なく、うちはうちでどのぐらいのお金が必要なんで保険料上げなければいけないとか、さっきも言いましたが、残れば基金に積み立てておかなければいけないという形になります。じゃあ、何で、この保険の標準税率があるかと言いますと、これにつきましては、将来的に県下が統一されて、本当に一つになった場合、医療費も各市町村の計算ではなくて、全県下で統一で計算された場合で、人口がどこが多かろうが少なかろうが、若い人がどこが多かろうが少なかろうが、現在の収納率がどうであろうが、収納率は恐らく反映は少しされると思うんですが、そういう中で、1本になったときには、大体この税率がこのぐらいですと、標準税額は幾らぐらいになりますと、こういう家庭だとこのぐらいが標準になりますというところが、松江でも津和野町でも同じ状況になったときにはこのぐらいになりますよということをお県が最初に示しておいて、今の段階で、ぐっと低いところは、いずれそこになるんで、近づけておく必要があるのではないですかとか、そういう形のために、参考程度に出しておるということでもありますんで、県のほうからも、保険料については各市町村が実際に必要な保険料額が確保できるようにこれまでどおりの方法で保険料率を計算する必要があるということが出ております。当然それは以前からそういうふうになっておりましたわけなので、今議員さん言われますように、来年度から来年度からって思われとるかもしれませんが、来年度この標準税額がどうであろうが、うちに影響しなくはないですが、これをもって国保の運営協議会にかけて、来年度必要な給付額、納付金になりますけど来年、それと照らし合わせながら税率をどの辺にしたほうがいいのかということを考えていくということでもあります。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 県でも、全体で一つになってしまって、私たち、各世帯が払う保険税が統一になるというのは、かなり先の話だけど、直近の来年度とかは、津和野町自体で、津和野町でできるということで、安心というか、不安が先送りされたという感じですが、しばらくは津和野町で私たちを守っていただけるというところでは、安心をしました。先ほど、町長がお答えいただいた中に、所得水準が低いことによる保険料負担が重いということをおっしゃっていただきました。本当に保険料負担が重いです。国保に加入されている方も四苦八苦しておられますので、その辺、津和野町として、私たちを守っていただけるものと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移ります。

医療介護施設についてです。先日、津和野共存病院、介護老人保健施設せせらぎ、日原診療所の施設の集中と効率化について、議会への説明があり、また、文教民生常任委員会で所管事務調査を行ったところでも詳しい説明をしていただきました。先日の15日の全員協議会でもしっかりと説明を重ねていただきました。現在、日原にあるせせらぎの入所施設を津和野共存病院の3階部分に移動したり、日原診療所をせせらぎの2階

部分へ移動したり、それから、せせらぎの入所される定員が99名から50名に変わったりと、大幅な、大規模なものになります。せせらぎが日原から津和野町に移れば、日原地域には入所できる介護保険施設がなくなります。日原地域の住民は、介護と医療の兼ねであるこの施設の集中と効率化に大きな不安を持っています。そこで、以下の点についてお尋ねします。

町民への説明は行われると思いますが、どのような時期と方法で行われるのでしょうか。

地域住民は高齢者が入所者を見舞いに行くことが困難になるなど、大きな不安を持っていますが、それらの不安を解消する対策はとられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、医療・介護施設についてお答えをさせていただきます。介護老人保健施設せせらぎの利用者は、要支援・要介護認定者の方でありますので、最優先に介護保険利用の窓口であるケアマネジャーに周知することが肝要であると考えております。指定管理者である医療法人橘井堂より、従来から行ってきたようにケアマネ会議での報告、説明、各居宅支援事業所、地域包括支援センターなど関係施設への説明を来年2月から行う予定であります。

あわせて、町広報誌や法人の広報誌である橘井堂だよりにおいて町民の皆様への周知徹底を随時行いたいと考えております。

二つ目の御質問であります。これまでも介護老人保健施設せせらぎには、津和野町全域の町民の皆様から御利用いただいていたところではありますが、当施設は、津和野町の施設であり、日原地区や津和野地区という合併前の旧町の考え方に基づくものではなく、大前提として町全体としてのサービス提供を行う場と考えていただくことをお願いしたいと思います。確かに自宅等からより近いところに施設があることを多くの方々が望まれることと思いますが、利用者の減少や益田圏域内の介護施設の増加等により経営環境が悪化する中で、今後も町民の皆様へ継続的にサービスを提供していくためには効率化をどうしても行わなければならないということが、このたびの施設移転の理由であります。このたびの施設移転により医療スタッフを初めとする人、物、金等の限られた資源を最大限に活用することが期待できることから、ここ数年で急激に悪化した収支を改善できる見込みであり、介護老人保健施設そのものの閉鎖という最悪の事態は避けられるという背景を、町民の皆様へ御理解いただくよう橘井堂とも連携し努めてまいりたいと思います。

なお、24時間サービスの提供が必要な入所施設はできるだけ集中し、日常的な送迎が必要となる通所施設は各地域へきめ細かく配置するという方針のもと進めてまいりますので、今後も通所施設はこれまでどおり現せせらぎに残す計画であります。また今後においては、介護系の入所施設においても地域とのつながりを重視しなければなりま

せん。入所させればよいという考え方ではなく、入所者と地域の在宅療養の人との垣根をなくし、地域で見守りながら支え合っていくということが求められると考えます。

こうした中、議員御指摘のとおり、施設と在宅、健常者と要介護認定者、在宅とさまざまな生活関連施設、買い物、通院等を結ぶ日常的なアクセスをどう確保していくかということを今後検討しなければならない重要な課題と考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 済いません。私の質問の仕方がどうも悪かったようです。合併の前の旧町の考え方に基づいて質問したわけではなく、今ある日原地区にあるものが移動してしまうという町民の方の不安をどうにかしていただきたいなという思いで質問させていただきました。もちろん、津和野町が所有する施設ですので、今回のように効率化を求めなければならない場合に、町内に移動することは否定するものではありません。せせらぎとか共存病院がこの津和野町内でずっと存続していただきたいという思いを町民は持っていると思います。閉鎖という最悪の事態は避けられるという背景を町民の方がちゃんと理解されれば、反対される方はおられないと思いますが、今現在、町民の方は、信頼できる確かなところからの情報をもっていない。例えば、私が「こういう計画が議会で出たんだよ」という話をすると、「それは寝耳に水だ、びっくりした」ということを言われます。その背景をしっかりと説明すると、「それは仕方ないね」というお話もいただきます。町民にしっかりと知らせていただきたいなという思いで、きょうこの質問をさせていただきました。その点は、広報とかで周知をさせていただきますと言われたんですが、一方的に広報でぼんと出すだけではなく、もうちょっと一歩踏み込んだことはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） これまでの歴史を振り返ってみますと、現在の日原診療所は、日原共存病院でありました。当然、そこには入院施設もあり、そのときに旧厚生連、老健の転換を2回、3回いたしました。やはり、町としては、このたび、医療法人橘井堂を指定管理者としております。運営をする限りは、指定管理者、医療法人橘井堂は、その専門部門であります。議員さんおっしゃられますように、全ての部分で、じゃあ津和野共存病院のほうに移転をしますという部分は、何を最優先をするかと言えば、先ほど町長答弁にありましたように、まずは利用者さんをより安全安心なところに責任を持って日原の老健から津和野のほうに移転をすることが、これは理事長初め利用者にとって一番大事なことであります。一般の住民さんのほうには、やはりそういう介護保険、あるいは医療保険を使う中で、そこを利用する方が、より最適な部分のサービスを受けるにはどうしたらいいかということが最優先でありますので、法人としましては、まずは居宅事業所、そしてケアマネジャー、地域のケア会議等でこのことをまずお示しをして、移転のほうには、このたびの橘井堂の橘

井堂だよりとか、町広報を通じて、施設は移転をされますけれども、いわゆる今の老健の入所者におきましては、約80人弱です。その中の7割が津和野町の地域住民です。これは、ここ10年間変わっておりません。その中で、町としてこのたびの施設の集中と効率化を出したのは、7割の入所者の中で80人といえば56人、その56人のうちのこれは全体的に入所と短期入所を合わせた数です。入所と短期入所を合わせた数が約56ということです。それで、入所の方は、今の状況の中では、津和野では35あれば十分です。日原、津和野の今の利用者の方は、責任持って津和野の今の津和野共存病院のほうに移転できます。ただ、せせらぎをこれまで利用した津和野以外の人にとっては、まずその圏域の施設に、責任を持って法人のほうから2月末までにはそういう話を持っていくということになっておりますので、どうか議員さん言われましたように住民への周知徹底はしますけど、まずは利用者さんを最優先にするということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ぜひ、利用者の方の安心をよろしくお願いします。利用者の方が安心して利用できるというのは、職員の方が生きがいを持って働いておられるということもすごく大事なことだと思うんですが、このことについて、きのう職員の方に須山理事長がお話をされたということをきのうお聞きしましたが、職員の方から何か声が上がっていただければお聞かせいただきたいのですが。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 職員の説明におきましては、12月15日の全員協議会を経て、町がいわゆる住民代表である議会の皆さんにまず説明をして、そこから職員、それぞれ説明していくということで、本日から、計3回を予定しております。院長のほうも全職員ということがありますので、集中的には1回目と2回目にして、どうしてもということで予備を3回ほどとっております。それで、これは毎年のことではありますけど、人事評価等で、職員には、医療法人橋井堂は毎年ヒアリングを行っております。当然、経営者会議、運営会議を経て、このたびの計画、これは町が単独で行ったわけではありません。やはり運営をされている医療法人橋井堂の運営方法について効率化をするにはどうしたらいいか、また、専門の意見を聞きながら、今回の計画に至ったわけです。当然職員の方はこの収支状況は数年前から把握をしております。単年度で2,000万、3,000万を出す、この方法でよいか、当然、現在の日原診療所の2階、あるいは東棟の2階、3階、3施設の中でのいわゆる職員配置基準は、3倍とは言いませんけど、やはり1.5倍以上の人件費がかさむということも理解をしております。全国的な介護報酬が決められている中で、いかに収入を確保して、そして人件費、どうしてもこの人件費が70%、80%を示しておりますので、これは経営者会議等でも、以前からこの部分においては、どうか解決方法ということで、このたびの計画に至ったということでもあります。職員の方も日原から津和野

のほうへ変わるということで、やはり今の勤労の方が、益田市在住の方が多いです。逆に今回変わったことで、その辺で、スタッフが維持できるかどうかと、反対には、今回変わることによってリストラがあるのではないかというような不安のこともありますけど、そこは医療法人橘井堂、須山理事長が中心になって、職員とのヒアリングを行っておりますので、その点は、御安心いただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） しっかりヒアリングを行われるということで、ぜひ、安心して働ける場にしていただけたらと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時20分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回、12月定例議会においては、6項目、大変多くの質問を提出しておりますが、特に、政策論議ということが大切な一般質問ではありますが、日ごろ思っている部分も含めて、少し問いただしてみたいなと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひします。

去る11月の25日に開催されました防災記念式典には、島根県知事代理、佐々木孝夫島根県土木部部長を初め、参議院議員青木一彦、島田三郎両先生に御臨席を賜りました。さらに、大屋島根県議会議長、加邊国土交通省総括災害査定官、番詰農林水産省災害査定官をお迎えし、盛会裏に終えることができました。まことに御同慶にたえない次第であります。まずもって、厚くお礼を申し上げます。

同時に、この機会にあわせて、現在まだ工事進捗中であります砂防関連工事、そして緊急治山工事における流路工等について、鋭意、県のほうを通じて要望を上げているところでございますが、まだ、大分時間もかかるようでございます。そして、まだ、その当時、災害査定から漏れましたシャンシャン谷という大きな谷がありますが、その早期着工についても、町長初め格別の御尽力を賜りますことを切にお願い申し上げまして、質問に入らせていただきます。

まず最初に、美しい森林づくり条例についてということございまして、この11月、12月の町広報にそのことが載せてありました。そして、計画期間が5年ということで、その構想が四つの項目で掲げておられました。その一つは、森林とつながる基盤整備、

二つ目は、鳥獣対策と広葉樹活用による里山管理、三つ目は、町内林業関係団体との連携と協働、そして、人と森を近づける拠点づくりということで項目が掲げてありました。

大変、構想として期待するところでございますが、それについて、この構想に基づいて、私としてはその5カ年の計画期間の中に、当然、年次計画がいろんな施策の中で数値目標も掲げてあるものと思っております、その辺について、今日的にどのような施策、そして目標数値、そしてそれに伴う関連予算等について、ある程度のところが当然あるものと考えておりますが、その辺はいかがなものございましょうか。

そして、同僚議員からも、今回、以前の一般質問の中にもありましたが、森林バンク制度というのが、鳥取県を中心にいち早く取り組まれておられるようでございますし、今回の森林環境税の創設等に絡んで、この森林バンク制度というものを国のほうも考えておられるようでございますが、この点について、どこまでこの本町において研究がなされているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

そして、3番目は、木質バイオマスの資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画ということで、環境省及び経済産業省連携の事業を、100%の補助事業だったかと思っておりますが、それを我が町が採択していただいて、今現在そのコンサルに委ねておるかと思っておりますが、その途中でも結構でございますが、進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

美しい森林づくり条例についてであります。

まず、一つ目の御質問であります、条例策定に向けた美しい森林づくり委員会やワーキンググループの委員による検討や住民アンケート調査、町内のまちづくり委員会での意見交換会などを通して、条例に続く美しい森林づくり構想を策定いたしました。

その取り組みは、議員御指摘のように4項目に分かれており、一つ目の森林とつながる基盤整備では、森林が利用できる場や活用方法などの情報収集、森林の所有者境界の明確化などを進める計画で、二つ目の鳥獣対策と広葉樹活用による里山管理では、鳥獣被害を軽減するために、関係者と協力して適切な体制づくりを行い、まきなどの活用に向けた検討なども行う計画でございます。

三つ目の町内林業関係団体の連携と協働では、森林所有や管理の問題など、町民が感じている不安や課題、要望などが相談できる場所を、町と森林組合が中心となって設置する予定で、四つ目の人と森を近づける拠点づくりでは、美しい森林づくり活動のモデルとなるような拠点を町内につくることにより、複合的な森林の利活用に取り組みたいと考えております。

これらの取り組みは、5カ年計画で実施する予定であり、3年が終了した時点で見直しを含めた検討を行う計画でございます。

次に、鳥取県智頭町では、民間で所有している山林を譲渡または貸与される方を募集し、それらを取りまとめて山林バンクとして、森林整備を行いたい団体への仲介に取り組んでいます。また、同県日南町では、民間で手入れができなくなった放置山林を町へ寄附していただくことを呼びかけ、町有林化して森林組合に作業委託を行う取り組みを始めております。

本町としましても、山林を保有しているものの、みずからは管理できず、譲渡または貸与を希望されている所有者が多いのではと感じており、これらの取り組みについて、その内容や仕組みなどを調査する計画を立てております。

現在、山林の地籍調査は2割程度しか終わっておらず、土地売買や譲渡等の際には、土地の所有者境界の明確化がネックとなっております。今年度発注した森林の航空レーザー計測で得られたデータにより、地表立体画面をコンピューターで見えていただきながら、大まかな境界を確認いただき、早期の森林活用につながることを期待しております。

三つ目の御質問であります。本町では、木質バイオマスエネルギー利用として、木質バイオマスガス化発電の導入を検討してきましたが、昨年度より、持続可能な規模を考えた場合、発電規模を480キロワットに設定して、経済産業省のFIT認証を受け、中国電力に対して売電のための接続が可能かを協議してまいりました。

結果としましては、中国電力が保有する電力系統の機器整備が必要との回答で、接続可能な時期は、平成34年3月以降、今から4年以上先になるというものでございました。その後、津和野町木質バイオマスエネルギー活用推進協議会を開催して、4年以上先になっても接続容量を担保しておき、発電所建設を目指すことになりました。

今年度は、環境省の補助事業を活用して、木質バイオマスガス化発電の収支や運営について調査検討を行っていますが、来年度以降に、プラント1基40キロワットの設置運用が可能かどうかについても検討しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 答弁をお聞きしますと、私が質問したことを、ただそれをなぞるという感じの答弁に聞こえました。

私は、だからそのための5年計画に対する施策、数値目標、何かのいろんな課題においてそれを目標として、それを数値目標に掲げ、それを年次的に消化していく、積み上げていく、そういうものが、当然、この構想の中にあるであろうということを聞いておるわけでございまして、質問をそのまま踏襲するような答弁では、私は、どうも最近の農林行政、ちょっと気迫が欠けるんじゃないかなと思います。いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられるように、議員の質問の中には数値目標等々をお聞きされている部分があるんですが、この森林づくり構想の策定に関し

ましては、目標数値等はまだ設定しておりませんで、それを表記することができませんでした。

議員がおっしゃられるように、今後は目標をつくって、作業道の延長、それから間伐面積の拡大、それから広葉樹の更新、そういったものを目標を持たなければ将来構想はつくれませんので、そういったものをつくりながら、このワーキンググループのメンバーで数値上げをしていけるよう、今から努力していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 努力ということでお約束になるかと思いますが、もろ来年度の新年度予算の中に、着実にこの構想に基づく予算というものを要求していく、そういうふうにしていかないと、もろもろ、まだ何年先まであるんだから、まあ、そこまでゆっくりやっっていけばええわとか、そんなふうには私を感じますので、何とぞしっかり来年度予算に反映するように、もろもろの現状の数値がどうなつとるがゆえに、これをどのような形で施策として持ってきて、それを成就させるんだというのを、そういう強い事業展開を希望します。

それから、森林バンク制度の研究についても、前回の鳥取県の取り組みをまた紹介しとるだけであって、私が、この一般質問の通告をしたその12月の7日以降、これに対して鳥取県の取り組みについて、担当課に聞くぐらいのことをしてもいいんじゃないかと思うんですが、何でその前向きな答弁になつとりませんが、どういうことでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ここに、鳥取県智頭町の例が載せてありますが、これにつきましては、担当課が視察に行きたいという要望を上げたそうですが、実際にはまだ活動がされていないので、今、視察に来られてもちょっとということでもあります。日南町につきましては、今後、今年度中に視察に行って勉強をして、ワーキンググループのほうでまとめるということでありましたので、その辺の御報告を期待しているところであります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） いかにも鳥取県智頭町なり日南町では、先駆的な取り組みとして1歩も2歩も進んでおる状況かなと、私は期待しておりましたが、まだまだ模索の段階ということで、国は、この森林環境税創設にあわせて山林バンクというか、森林バンクというか、その制度をどうしても創設したいというふうなことが新聞紙上等でも上げておられますので、そんな情報をいち早く取得されて、津和野版のバンク制度に持って行っていただけたらと思えますが、何とぞよろしくお願ひします。それから、3番目でございますが、木質バイオマスの資源の分の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業でございますが、これについても、このことは従来

からのきょうまでのやりとりの中で私が承知している部分と、全く新しい進展はないように感じますが、環境省と経済産業省の連携事業ということで説明を受けたところでございますが、7月25日の2号補正の国庫補助金では、農林水産省のCO₂何とかちゅうことで、ちょっと環境省と経済産業省との名前がなくて、農水省の関係の事業のようにも受けとめられましたが、国庫補助金1,399万7,000円、その財源をもって委託料1,286万3,000円、この相手先にきょうの時点で、相手先からも何ら中間報告的なものはないのか、こちらからも問いただしていないのか、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にあります津和野町木質バイオマスエネルギー活用推進協議会というものを、今年度、2回行っております。その中で、コンサルのほうの報告は2回受けております。ただ、この報告を受けても、協議会メンバーの方々はこれで果たして運営がちゃんとできるのかと、もうちょっと詰めた検討が必要ではないと言われておまして、1月もしくは2月に3回目の協議会を行うわけですが、そのときには数値を精査したもので報告を受けれるものと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 担当課長として2回報告を受けたという中には、やはり地元、この自治体としての条件整備とか何かもろもろ、そういう課題が提起されたのかなと思いますが、率直なところ、これはやっぱり難しいでとか、いや、これは検討するに値するでとかという、その感触はどんなところでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 一つの問題点としましては、山陰丸和林業が、今月をもってあそこの工場を閉鎖するというふうに言うておまして、我々がつくった計画では、山陰丸和林業からもチップの供給というのを入れておりましたが、それをほかの素材生産事業者または自伐林家が数量をふやして補うという、そういう計画の見直しが必要になったということが一つにはあります。

それから、バイオマスガス化発電につきましては、熱利用という部分がございまして、熱利用をほかに持っていくということはなかなか難しい、これは発電所内部で使う燃料の乾燥に使うこと、それから乾燥に使う熱が7割とすれば、あとの3割を使ってチップ乾燥を行ってほかのものへ、例えばペレットをつくるとか、乾燥チップをよそに持って行って、それで発電をすとか、そういうもろもろの計画をまとめ上げないとなかなか安定操業はできない。発電所自体は操業は可能であるかもしれないけども、ほかのものをつけ加えないと安定した形にはなかなか姿がつかれないということで、その辺の調査検討がまだ必要だということで、コンサルのほうには、引き続き調査した上で数値を上げてほしいというふうをお願いをしているところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この特別委員会で、そういういろんな議論が交わされたところでございまして、先ほど、町長の答弁にもありましたが、中国電力との接続協議において、ちょっと先になるけども接続可能ですよと。中電側としては、その接続に対する条件というか、その接続に対する費用として50億円近いものを自社で捻出して工事をする、そして我々は、それに接続するために負担金として150万でしたか、それに伴う協議等についても21万ばかりの経費が、最終、本当けんけんがかくの議会で、大方の本当、不満というか不安を持ちながらも、最終的には本町のやっぱり新しい産業として、その90%以上を占める森林を生かすと、そして美しい森林づくり条例を推進していくということで、やはりこれは一つのモニュメント的な事業だと思いますので、ぜひともいろんな国が考えておられる森林環境税が、2024年ですか、向こう7年先になりますが、それから中電の接続の部分は34年ということでございませう、4年ないし7年というようなスパンがありますが、そういう目標をやはり掲げて、しっかり地についた森林行政をこれからも推進していただきたいと思っております。

これについては、以上で終わります。

続いて、庁舎と開発センターについてでございますが、中電技術コンサルタント株式会社から、津和野町庁舎基本構想に係ることで、現時点で何らかの方向性は示されているのか、あわせて、山村開発センターについてはどのような検討をされているのかということで、7日に一般質問を通告いたしました。同僚議員からもいろいろありましたが、12月の15日の全員協議会において中間報告という形で示されました。おおむねのところは理解したところでございますが、まず、せっかくの機会でございますので、このことについて御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁舎・開発センターについてお答えをさせていただきます。

現段階での方向性につきましては、庁舎規模の設定の検討及び本庁舎、第2庁舎、津和野庁舎の更新手法の検討を中間報告として、先般、議会に報告をさせていただいたところであります。

それぞれの更新手法のうち、現段階では、本庁舎と第2庁舎については、本庁舎として災害時でも業務が継続して行えるよう、防災拠点としての機能が必要であり、改修により建築費を抑制しながら、本庁舎機能と建設部局、議会を一つの場所に集約できること、さらに、医療部局のこれからの方向性などの要因により、それぞれの機能を現日原診療所に移したいと考えております。

そして、津和野庁舎は、重要伝統的建造物群保存地区にあるとともに、国指定の登録有形文化財でもあるため、文化財としても残していく必要があります。また、殿町通りに面した観光の中心でありながら、同時に行政機能を持っていることが特色でもあり、

そのことは多くの人に理解されていると考えております。よって、現段階では、法的制約を踏まえ、施設増設等を検討しながら耐震改修を行い存続させ、庁舎として使用継続することを考えております。

今後、中間報告についての意見を参考にしながら、内部で検討を重ねていき、具体的な耐震・改修計画を立てていきたいと考えます。

また、山村開発センターにつきましては、庁舎建設の方向性が決定した後、具体策を検討してまいりたいと考えております。現在のところ、お示しできる状況にはありませんが、このたびの庁舎の中間報告について、議会にも一定の御理解をいただいたと判断をしておりますので、山村開発センターに係る対策についても、早急に具体的検討を進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今、町長は、15日の全員協議会においての中間報告にあわせて、全員協議会の中でいろんな議員からの意見等々を一応受けとめていただいて、大体、意見が終わったところで、この一定の御理解をいただいたと判断しておりますというようなことで御答弁いただきましたが、あのとき私は、全員協議会の中では小さい数字を見たり掘ったりする間に質疑はしませんでした。もう少しいただいた資料を見ますと、まず第一に津和野庁舎と本庁舎を、一応、分庁舎方式で残すと。そのことは町長も選挙の公約として言われたので、それをまず基本にしとるわけですが、今回、私の質問は、本庁舎そしてこの第2庁舎、そういったところを更新の案として、いただいた資料を見ますと、総合評価の中で、ペケ、三角、丸というのがあるんですが、三角は少しはまだ検討するに値するのかなあと、一つ一つを私なりに精査したところですが、もっとも、今の段階で、町長としては日原の診療所の1階の改修をし、議場は別個に増設して、ただ、2階以上は、何と、強度的関係で使いづらいということで2階以上は改修しない、けども、見ると、屋上は1,500万円の改修費をかけ、そして今ある向こうの本庁舎とこの第2庁舎を解体するのが8,300万円、それを合わせて6億6,000万円と数字が出とるわけですが、それが第1番だと。

そして、これを大方進めるんだということで、きょうの答弁だったかと思いますが、私は、一つ、日原診療所を解体して新築する、庁舎新築は9億3,450万、本庁舎と第2庁舎、そして診療所の解体費2億1,720万、合わせて11億5,245万というのが、この中間報告の中にある12番のあれなんです。私はこの12番をもう少し検討してみる価値があるのではないだろうか。

というのは、この第2庁舎は975.36平米あります。解体経費は、ごく一般的な平米単価3万円の積算基準にしてありますが、約3,000万、これを倒すんだということで先ほどの11億には盛られとるわけですが、これまでの全協の中で、開発センターの今後のことについて、少し、皆さんからどうするんだという意見の中で、この第2

庁舎を当面は開発センターに準じて、皆さんの集会所的な機能、厨房機器というようなものはありませんので、家庭科的な料理実習なんかはしづらいのかなとも思うけども、集まるスペースとしては、これは十分検討に値するのかなと。

そんなものが仮に3,000万が解体費で盛られておりますが、なしとして、さらに新設費の単価は、どのこの項目見ても、大体、全国の公務用建築物の工事費を単純にその延べ面積で割って、単価41万4,000円、そんなところで試算がなされておりますが、当然、それは公務用の建物ということで、コンサルとしては安全なところを踏んだとこだと思うんですが、もう少し、どういう構造なのか。

私が思うには、木造でできるようなことはできないのか、そして、その木造の中には、現在、直交集成材というCLTなんかもあると。そんなことを建設費にもう一度フィードバックし、さらに、まだきょうの時点で中間報告には上がっておりませんが、これからできたものの維持管理費というものが、これから来年3月までに検討されるのかなと思うんですが、例えば、その最有力候補である日原診療所の1階を改装して、新しく議場を増設して、2階、3階は何も使わない、そういうイメージをしたときに、結構、ランニングコストもかかったり、今の外壁のままおくというわけにもいかないだろうし、まず第一、上のほうは暗闇の何かモニュメントがついておるような感じで、果たしていいのかなあと思ったりして、やはり、今の時点では、もう一つの9番目の最有力候補でありましたが、あれだけで次のいろんなことを検証するというんじゃなくて、私が提案している12という部分も並行して検証されたほうがいいのではないかなと、私は思います。

そしてさらに、解体して、せせらぎが今3階建てになっていますが、せせらぎの利活用の集中と効率化ということで、3階部分をどういう形にしようかというのは、今、検討しておられますが、全体のこれからの利活用を考えたら、住民の交流スペースがいろんな使い方を検討した暁には、交流スペースとして、現在100平米ぐらいのことを考えておられるようでございますが、その平米数も確保できるのではないかな、そんなところを考えると、まあ新築というのは耐用年数が60年、こんなものを建てると町民感情からしてもう許されないと、そういうような町長の思いもあるのかわかりませんが、この際、来年の3月までの最終決断までに検討していただくことも、私はいいのではないかなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。（発言する者あり）総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 失礼します。先ほど、議員のほうから、維持管理費、いわゆるランニングコスト部分ということでございましたけども、議員おっしゃいましたように、維持管理部分については、まだ試算はしてきておりません。ただ、維持管理ということでありますので、現庁舎に係る維持管理等を考えた場合に、それほど、第2庁舎を統合した場合に、そんなに変わるものではないんじゃないかというふうな考えではおりますけども、具体的に試算はしておりません。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど、総務財政課長が答弁いたしましたように、まだ、検討に入っていないというところが、今、ランニングコストということにもなりますので、きょうこうして一般質問で板垣議員から御質問を受けて、そこで即座にそのお話には乗れませんというような門戸を閉めてしまうようなことではなくて、そういうランニングコストというものを、もう少しコンサルさんとも相談しながら、実際、診療所の移転のほうが、毎年毎年、新築よりも大きく維持の、このランニングコストが膨大になるようであれば、それはまた検討の余地も出てくるというように思いますから、その辺の検討は、また引き続きしていきたいというふうに思っております。

ただ、現時点での材料は、先ほどの日原診療所を解体して新築というのが、見積もりで約11億5,000万という、現実としてこれぐらいの金額がかかるだろうということでございます。そして、ここの議場を移転したというその前提の中での、現日原診療所を改修して使うという場合には、大体、これが約6億6,000万円という数字になっているということでありまして、まだ、これから開発センターの代替機能は検討していきますけれども、もし、ここを使うということになれば、ここの第2庁舎の解体費はそこから減っていくと。それから、私としては、まだ現本庁舎のあそこの解体というよりも、活用ということを含めておりませんで、そういうことになれば、またその解体というものも減額されていくということにもなるというふうにも思っております。

それだけ、やはり事業費の差が出てくるということでございまして、ここはやはり、その現実是非常に大きいという考えでもございます。できるだけ、やはり起債を落としていきたいというところでもございます。

この29年度も、例えば過疎債、これはケーブルテレビの関係がございまして、例年、津和野町が過疎債を使っている額のもう倍以上、これは県に認めていただいたんで大変ありがたいと思っておりますが、しかし、実際に起債が、過疎債だけでも例年よりも倍以上の起債をもうするというものであります。これは来年度も再来年度も続いてくるということでもあります。

庁舎は合併特例債であります。過疎債であろうと合併特例債であろうと、まさにその部分は実質公債費比率にかかわる部分という意味では変わらないという部分ということでありまして、そこに、今後、将来のやはり財政の影響を考えたら、起債を少しでも落としていかなきゃならない、そしてまた合併の特例を、これも御承知のとおり現在12年目でありますから、昨年からの段階的に合併の特例のさまざまな特例措置が減額をされておいて、もう3年でいわゆる合併特例が全くなくなるということでもあります。

実際、来年度予算編成にかかっておりますけれども、非常にその辺の財政の影響が大きく出てきておりますので、いろんな住民の皆さんに対してのいわゆるその補助金をはじめ、見直しもせざるを得ないというような状況になっておりまして、住民の皆さん

にそういう負担というか、いろいろのいわゆる影響を理解していただかなきゃならん中に、庁舎を新築で、まさにこれだけの金額をかけるということが、本当にその理解が得られるのだろうかということでございます。

その一方で、ここ数年の動きと、それからここ将来の数年の動きとして、県内の自治体、町村でいいますと、飯南町がちょっと前に新築で、木造で新しい庁舎を建てられています。それから、今後におきましては、西ノ島町、それから隠岐の島町は20億円ぐらいかけてというような話も聞いております。これは実際定かではございませんけれども、新庁舎を新築で建築するというような御計画もあるというふうに考えておられます、そういう意味では、今、庁舎が更新という時期に来ている、ほかの市町村は、新築ということ的前提を考えられているので、正直、うらやましいなというふうにも思うわけでございます。

しかし、津和野町がほかの市町村と現実として状況が違うという部分は、やはり平成25年に豪雨災害があったということでございます、ほかの市町村とは状況が違うのが今の津和野町だということを、現実をやはり厳しく受けとめたときに、なかなかこの新築での11億5,000万というのは、今の町にとっては相当過大な負担になる事業だというふうに受けとめてもいて、残念ながら、そこに思いを向けていくことは難しいんじゃないかというふうに、私自身は考えているところでございます。

ただ、最後にもう少しフォロー的な話になりますが、ランニングコスト等はもう少し検討はしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 結論を得るまでに、多角的というか多面的な検証をお願い申し上げます。

それじゃあ、3番目の防災行政についてを質問いたします。

先ほど、同僚議員からも防災行政無線のシステムが設置されたと、まさにそのように私も認識しておりますが、屋外拡声子局が町内の指定避難所24カ所に設置されて、私もつい最近、その場所でこれをあけてみてどうしたものかなと思って、後ろのほうに鍵があったもんであけてみたりしましたが、果たして、すぐ、いざいうたときに、誰がこれをいつどういうふうにするようにして使えば、どういうふうな状況が可能なのだろうか、そんなことを非常に不安を持ちまして、やっぱり何か訓練、平常からの訓練というものを、やっぱり町として危機管理の中で考えていかなければいけないのではないかなということで、このことについては、今後どのような対応を考えておられるか、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災行政についてお答えをさせていただきます。

屋外拡声子局には、親局と相互通信のできる無線機が設置されており、無線機のおさめであるボックス内に使用方法の手順書が取りつけてあります。これまで、自主防災組

織の出前講座に出かけた際などには、子局の無線機の使用法の説明や、親局との通信体験を実施してきておりますが、全ての子局を対象とした説明会等はありません。今後、使用法の説明会や体験会等の要望があれば対応してまいります。設置数も多いことから、ある程度広範囲のまとまりで対応できればと考えております。

また、年に1回、一斉に全子局を対象とした親局との通信訓練を行うことで、無線機の操作方法になれていただくという取り組みも検討しております。これを繰り返すことで、それぞれの地域においても操作になれた方をふやしていくことができると考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 出前講座で、既に日原地区においては二つの地区で、この屋外子局とのやりとりをやられたようでございますが、地元から希望があれば出かけて行って教えますよ、そういうスタンスでいいのかなと思って。やっぱり危機管理のことからして、災害対策本部と実際に交信しながら、やっぱり何か訓練というものがなかったら、恐らく大変な事態が発生するのではなかろうかと思えます。ぜひ、御検討いただきたいと思えます。

それじゃあ続いて、歴史的風致維持向上計画についてお伺いいたします。

いろいろ、歴史的風致維持向上計画に基づいて、施設の整備等が羅列してあるわけですが、特に、駅周辺整備についてどうなっているのか。その辺、災害等もあり、さらに今回、CATVの不都合によって、そのほうの改修を優先順位を上げていかなければならなくなったと。その辺も背景にあった中で、これからの駅周辺整備がどのようなことになるのかお聞かせいただけたらと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、歴史的風致維持向上計画についてお答えをさせていただきます。

JR津和野駅周辺整備事業につきましては、現在、JRと大まかなスケジュールや条件等の全体計画についての覚書締結処理を進めております。締結が完了次第、JRアパートの解体工事等に着手予定です。

今後、個別案件については、随時、契約を結びながら、用地取得等を行い、整備工事を順次発注してまいりたいと考えます。工事に関しましては、各関係機関との調整等、通常の工事より期間を要することを想定しており、平成32年度末完成予定であります。なお、観光、生活面においても重要な施設であり、早期の完成に向けて努力をしてまいりたいと考えます。

なお、財源については、国の地方創生関連交付金を導入するとともに、過疎債を活用する予定ですが、今のところ、財源の確保に支障を来している状況にはありません。また、中期財政計画を常に見直し、実質公債費比率等の財政指標も注視しながら、事業を慎重に遂行してまいります。

整備計画については、津和野町歴史的風致維持向上協議会において議論を重ねており、今後も、同協議会に諮りながら、よりよい施設にしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この駅周辺整備のことについて、今までいただいた説明資料等について、しっかり私も把握しておらないところがありますので、何言っているかというようなこともあろうかと思いますが、少し、私の理解しているところを——大体、この駅前周辺の整備について、平成26年に旧SL館が長く利用されていないということで、あの土地を買おうということで500万ですか、540万ぐらいだったかと思いますが、そういうような費用から始まって、それを解体、設計して、解体工事費をつけてというようなことで、合わせて4,000万近いものをもってSL館が、今、解体されて更地になっています。

それから、27年度には津和野駅のデザインコンペというようなことで、235万2,000円ぐらいでコンペをして、山口市の方ですかね、コンペで優秀賞をとられました。その優秀賞に基づいて基本設計をやってみようじゃないかちゅうことで、スタートしているのかなと思っておりますが、平成27年はデザインコンペだけを私は拾っておりますが、平成28年については、その駅周辺整備の基本設計委託料ちゅうのが507万ばかりあります。そんな当初予算があったかもしれませんが、その後、補正でいろいろな歴史的風致維持向上協議会での意見を反映して、いわゆるJR駅の周辺整備の設計監理業務委託料1,060万3,000円、また別事業による駅舎耐震診断業務委託料367万2,000円、工事請負費では、駅舎周辺整備工事費減額1,350万1,000円などなど聞きますと、全くこの辺からもう見えなくなりました。

そして、28年度には、駅のトイレがJRの持ち物から町に移管されて、トイレが4,500万ばかりで改修されることになりまして、年度をまたいで改修ができたように感じております。

そうして、今年度は、JRの宿舎解体等の周辺整備事業補償業務委託料ちゅうのが400万計上されておりました。さらに、多目的トイレ用物件補償調査業務、そしてJR津和野社宅等不動産鑑定業務委託料199万6,000円、JR宿舎解体工事請負費6,480万、そして用地購入費で、そのJR宿舎の当地を1,976万4,000円で購入しようと、そういうことで今日まで来て、さらに今回、補正でロータリー部分の不動産鑑定業務、それからJR社宅等の補償調査業務委託料145万6,000円、もろもろ調査設計業務委託料が計上され、そしていよいよJR駅舎の整備事業実施設計業務、そして多目的トイレの整備実施設計業務委託料が4,600万ばかり計上されております。

何だかんだまだあるんですけども、JRの社宅と最初にあった4階建てですか、あのJRの宿舎ということで、長く町が借り受けてやっておりましたが、その宿舎とこの社宅ちゅうのは同じもんなんですか、どうなもん、違うもんなのかちょっとお聞かせいただきたいと思ひますし、それから、今回、その4階建ての宿舎の購入費は1,976万

4,000円と、この12月の補正でロータリー用の用地購入費が3,500万ばかり計上されておられますが、これらについての面積とか単価とかについてはどのようなものになっているのか、そんなこともちょっとお聞かせいただきたい。

そして、もともとJR宿舎の解体費が6,480万というのを、前回の補正のときに聞いたときに、ははあ、こりゃあ、普通、不動産取引の場合、あんたところ買うけえ、その建物はそのまま残ったまんまでええけえ買わせてくれというやり方なら、それはそれも一つのあれかなと思うが、普通、不動産物件は更地にして、それで土地は何ぼだと、そういう交渉もあってもしかるべきではないかなと思うんですが、その辺について、JRにけちつけるわけじゃないんですけど、普通、物の売買交渉ちゅうものはそういうものをして、なおかつ、できるだけ安いというようなことが住民感情からあるわけですが、その辺についていかがでございましょう。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、議員御質問のJR宿舎とアパートの関係ですが、これは同じもんでございます。いわゆるJR宿舎であったものを、その後町が借り受けて、通称でJRアパートという言い方をして利用していったと。今回、解体するものはそのことでございます。

それと、確かに、JRさんという相手があつて交渉でございまして、なかなかあちらも大きい、またかなりきっちりした組織でございまして、本社と支社とのやりとり等も含めると、なかなか時間がかかるものだなあということも我々も認識をしております。

また、国の、これ社会資本整備総合交付金の対象になっておりまして、そちらのほうの予算づけの関係もありまして、今年度は、ほぼ満額あちらのほうで、補助事業分45%補助でございまして、これを満額つけていただいた経過もございまして、ある程度、今回、ボリュームぐつとふえてきたということもちょっと御理解をいただき、より財源があるときという思いもございまして。最終的には、この計画を進めてまいる所存でございまして、ある程度、そこを巻いてかかっているということも、繰り越しということも出てくるかもしれませんが、御理解をいただきたいというところでございます。

それから、用地につきましては、ロータリーの用地が、大体ざつとでございまして、1,100平米程度ということで考えております。これについては購入と。アパートについては、当然、交渉の過程で簿価上は残ってまいります。そこはやはりあれだけの物件を解くということも考えていただいて、無償でということになっております。これとは別途、JRアパートの敷地も購入ということになっております。これは予算化をさせていただいておるというところでございます。

いわゆる、通常の取引とすると、更地にしてこちらにいただいた上でということ、確かに解く事業についてもJRさんのほうでどうですかということにもなるわけですが、ここはいわゆる財源の問題がございまして、町が事業主体になれば、解体をすると

ということについても、要は国の補助対象となるということもございますので、そういう部分で町のほうが購入して解きましょうということ。

できれば、当然、業者さんのにも、JRさんということになれば、JRさんのほうの取引業者さん等も出てまいりましょうし、そういう部分では、町が事業主体であれば、町内の事業者さんということも可能だということもございますので、そういうところを踏まえて、確かに多岐にわたるいろんな積み上げていっての事業でございますが、わかりにくい部分は、本当こちら申しわけない部分だとは思っておりますが、また、ほぼほぼの図面等も確定してまいりますので、また資料等で御提供もしながら、御理解を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回のJR駅舎の整備するための実施設計が含まれておりますが、まだ、所有権というか、その駅舎ちゅうのはどちらの所有物件なのか。そして、私が前から気になることが、いわゆるプラットホームというんですか、陸橋がありますよね、ああいうものもやっぱり何らかの形で障がい者の方に優しいようなやり方になるのか、その辺は今度の実施設計の中に組み込まれるのか、その辺、少しちょっとお聞かせいただいたらと思いますが。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 駅舎のほうについてでございますが、今後、方向性の中では、やはりこれは先ほどのまた財源の問題が出てまいりますので、事業主体とすると、町がやりたいということで、一応、お譲りをいただく、あちらとしては、土地は、うち、買い求めません。JRさんのままということにさせていただいて、ただし、それだからあちらも土地の使用料は取りませんが、うちもJRさんに一部、当然、駅業務で使っていただきますので、その家賃は取らないということで、お互いの中で相殺をするという形になってくるのではないかと、ここも個別の契約ということになりますので、もう少しお時間をいただきたいというところでございます。

実施設計の中に、いわゆる跨線橋——渡る橋ですが——というか、線路を渡る部分ですが、ここについては、現時点では入っておりません。ただ、バリアフリーということで、なかなかJRさんが、バリアフリー化するのは、つい最近山口駅ができたぐらいの状況でございますが、なかなか基準があつて厳しいと。

ちょっと基準を正確に覚えておりませんが、厳しいという状況ではおりますが、何か打開策はないもんかということもあわせて検討はしておりますが、事業費的には、今んとこ入っておらんところです。当初からそういう話もさせていただいて、議会でも以前お話をさせていただいたところもありますが、なかなか難しいというのが当初の話でございますが、その上で、何かもう少し検討してみたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 残り時間がもうなくなりましたので、あと、日本遺産の取り組みについてということで、実は、11月の5日ですか、永明寺という寺の本堂でちょっとしたプロジェクトが行われまして、私はすごく感動したとこなんですけども、やっぱりこれから文化、歴史そんなものを基調とした取り組みの中で、この日本遺産に認定されたあの百景というものを、やっぱり大切にしていってほしいなと思っておりませんが、その辺について、今後の日本遺産センターの運営並びに事業展開について御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日本遺産の取り組みについてをお答えさせていただきます。

津和野町日本遺産センターでは、津和野町日本遺産推進協議会による日本遺産魅力発信推進事業の成果をもとに、津和野の歴史や文化、自然や食の魅力発信を進めてまいりました。本年度が取り組みの3年目であり、文化庁の補助が終了することになりますが、認定市町は来年度からはこれまでの事業を生かして「自走」すること、すなわち補助金をもらわなくても、日本遺産を活用したまちづくりを自主的に進めていくことが今後も求められております。

日本遺産センターでは、PR及び企画業務の一部を民間に委託するとともに、集落支援員制度を活用して施設案内やPR業務、町民を交えての商品開発などにも取り組んでおります。また、集落支援員のうちの1名は、ハンガリー出身の外国人で、外国人の視点からの情報発信や津和野におけるインバウンド対策について、アンケートや調査による課題の抽出とその解決方法について検討を進めております。

日本遺産センターには、平成27年10月の開館以来、およそ4万人の方が訪れておりますが、中でも議会や認定市町の視察が50件、学校や公民館の研修が30件を超えており、これまでの津和野の取り組みを参考にする地区や地域で利用される機会もふえてきております。そのようなことから、来年度についてもこれまでの取り組みの成果をもとに、日本遺産センターを継続していきたい考えです。

また、事業については、民間と一緒に進める取り組みにシフトさせていきつつ、運営については、将来的には指定管理や民間資金の活用などの手法を検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） よろしくお願ひします。

それじゃあ最後の質問です。

生活バスについて、どうもいつも前回から聞いておりますが、車両が青空駐車になって、本当、デマンドバスなんかはいつ動いておるもんやわからんような状態でございますが、何とか、あのデマンドバスの空白期間における利用方法はないものだろうかと思っておりますが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、生活バスについてお答えをさせていただきます。

生活バスの車庫につきましては、日原地域は道の駅シルクウェイにちはらに隣接した敷地に建設し、バスターミナルとしての機能を合わせた拠点施設として整備しております。津和野地域につきましては、森村地内と中座、邑輝、山下と幹線やデマンド運行の起点になる付近を車両の待機場所としております。

車庫の整備につきましては、道の駅なごみの里前の敷地を活用して、バスターミナルとしての機能構築と合わせた整備を検討してはありますが、事業費が9,000万円程度になることもあり、現時点では事業実施を保留としていただいております。

町としましては、具体的な年次計画を定めていないのが現状ではありますが、整備の必要性を含めて引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

デマンドバスの空白期間の活用策につきましては、日原地域の車両につきましては、日原市街地線での活用等、おおむね全ての車両が毎日平均的に運行しているところでございます。津和野地域の車両につきましては、幹線を運行する車両はおおむね毎日運行しておりますが、デマンド運行となる長福・中山線と西谷・川尻線は、予約があったときにのみ運行しておりますので、予約がない場合には、他の路線を運行する車両の車検・点検や故障した際の代替車両として使用する以外は、待機車両としております。

議員御指摘の空白期間の活用策につきましては、デマンド運行が前日の夕方5時まで予約をさせていただくものとなっているため、該当する車両を目的外で使用する場合には計画が立てづらく、目的外の使用は限定的なものになると思われま。

今後につきましては、学校の部活動や課外授業等の送迎に利用するなど、使用目的を限定した上で、有効活用の方策について検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、1時20分まで休憩といたします。

午後0時19分休憩

.....
午後1時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序10、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議席番号2番、川田剛でございます。通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず、観光振興についてであります。

平成24年度策定されました第1次の観光振興計画を見ますと、国の宿泊観光客数、国民における重点分野、国の年齢区分人口があり、津和野町におけるものは、観光入り

込み客数の推移と宿泊客数の推移が掲載されております。しかし、消費動向や観光事業者数、観光従事者等は掲載されておられません。

国においては、観光ビジョンを策定し、訪日外国人旅行者数や訪日外国人旅行消費額、宿泊数、リピーター数、国内旅行消費額、これらの増加を目標に、三つの視点と10の改革をうたい、さまざまな施策を展開しております。この背景には、訪日外国人消費動向調査、宿泊旅行統計調査、旅行観光消費動向調査など、さまざまな統計調査を実施、分析してきた結果と言えます。

津和野町においては、平成21年には町内全事業所数が613事業所あり、3,523人が従事しておりましたが、平成24年においては町内全事業所数が466事業所、2,666人が従事と、事業所も従事者も減少してきております。

入り込み観光客数は、平成21年度では138万2,000人、平成24年度には121万4,000人と、こちらも減少してきております。この関連性を考えたとき、他の産業も同様であります。観光産業における数値がなければ、関連性の有無は当然のこと分析しようがありません。ちなみに国においては、平成24年度の経済センサスから、全国の観光地域経済調査を実施しており、その中には旧日原町地域の観光統計調査を掲載しております。

さて、このたび観光振興計画を策定し事業実施するに当たり、津和野町における消費動向調査、観光統計等をとって分析しているのか、まず確認させてください。そしてあれば、どのような統計であるのかをお示しください。

次に、また観光税制についても、日本を出国際に、1人当たり1,000円を徴収する観光促進税について、平成31年4月から徴収を始める方向で調整を進めると報道されております。さまざまな議論があるようですが、観光特定財源が創設されていくことにより、国内の観光振興施策がさらに充実されていくと予想されております。このことについて所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光振興についてでございます。観光振興計画の見直しに当たっては、過去5年間の取り組み、効果について検証を行い、商工観光課を初め、観光協会の会員12名にヒアリングを行うとともに、業種別によるワーキング会議を8回、専門家を交えてのワーキング会議を3回開催してまとめております。

また、観光における現状や動向については、地域経済分析システム、島根県観光動態調査、日本遺産センターお客様アンケートなどの最新の各種データをもとに分析を行いました。その結果については、計画策定の資料とすべく、津和野町観光振興計画策定業務報告書としてまとめております。

国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた目標の確実な達成に向け、「観光戦略実行推進、歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」を開催し、これらのタスクフォースから打ち出された施策を中心に、政府の今後1年をめどとした行動計画として、「観光ビジョン実現プログラム2017」を策定しております。プログラムでは、文化財の観光資源としての公開、インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化、キャッシュレス環境の飛躍的改善、多言語対応による情報発信など、より具体的な取り組み内容を示されており、それぞれの取り組みに対して、内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省、文部科学省などにおいて、支援制度を充実させていく動きが出てきております。

津和野町の「津和野町観光振興計画」は、こうした国の動きも見据えながらまとめたものであり、既に外部専門家招聘事業や社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付金、街なみ環境整備事業、伝統的建造物群基盤強化事業など、観光地域づくりに対する支援メニューを活用した取り組みも進められております。

そのほか、広域的な取り組みや人材育成事業などについて、観光戦略会議で現状の課題を踏まえつつ、事業メニューを共有しながら、津和野町の施策として実施できるものについて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、この津和野町観光振興計画第2期計画のほうから質問させていただくわけなんです、国別外国人宿泊数、これは以前の一般質問でも質問させていただきまして、これにはインバウンド客のさまざまな要望、日本に来たきっかけですとか、そういったものを含めて以前は質問させていただきました。

津和野町において、ヨーロッパからの宿泊、入り込み客数がふえている、また外国人もふえているということなんですけれども、国別によってはわかるんですけれども、アジアの方が少ない、ヨーロッパが多いというのはわかるんですが、国内においては、どの地域の方が多くて、どの地域の方が少ないといった、そういった統計がここにはあらわされておりませんが、そういった統計というのは、やはり分析されてこの事業計画なのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問でございますが、町長の答弁にもございましたように、今回、議員の皆様にもお配りをさせていただきました町の観光振興計画と、これと別冊で報告書がございまして、そちらのほうでは、観光事業所ほかたくさんの方に実際お会いしてヒアリングをしております。そういった個別の方が発言された生の情報を含めて、個人名も記載した上で報告を受けておりますので、それを計画つくる上では、皆さん見ながらということはやったわけですが、部外までは出しておりませんので、今回お配りする中には差し控えさせていただきました。

そういったことで、さまざまな情報、統計も含めて、別冊でちょっと整理をさせていただいて、今回の計画を練らせていただいたということで、全てをつけておりませんので、先日皆様にお配りした場合は、観光振興計画と別冊の資料1という形で、データ部分のみをお配りをさせていただきました。

そちらのほうで捉えますと、観光の入り込み客の来訪先ということで、国内におきますと、近隣の島根県、まず県内、広島県、山口県からの観光の入り込み客が多く見られ、遠方では関東圏内の神奈川県、東京都、埼玉県等が多いと。九州圏内からは福岡県、佐賀県、関西圏内からは兵庫県、大阪府等からの観光入り込み客が見られると、遠方では特に関西圏域より関東圏域からが多いというようなことで分析をさせていただいております。

これにつきまして、国の——町長答弁にもございました——地域経済分析システム、これある程度会員とかパスワード等を設置すると、国が整理した統計資料のデータベースがございます。リーサスと申しますが、こちらのほうにアクセスをして、比較的新しい観光情報が得られますので、おおむねそういったものから、今回の計画練る上でも、情報を引き出して分析をさせていただきながら、計画を練らせていただいたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 次に、この課題についてでありますけれども、以前第1期計画の課題、それから、このたびの課題とあるわけなんですけど、基本的には津和野町が持っている課題というのは変わらず、周遊型の観光にしたり、滞在型の観光にしていきたいという課題というのはわかるんですけど、例えばデータの的にも、この資料にあります12時、休日は1万人以上、平日は9,000人というのがピークで、18時の休日7,000人、平日が8,000人と、いわゆる昼の時間帯が多くて夜の時間帯がない。グラフでいいますとこういう山なりになっているために減っている宿泊の時間帯をふやせば滞在型になっていくというのはわかるんですけども。

一方で官公庁においても、観光地域経済調査というのを、先ほど僕が御紹介しました24年の調査であります。24年の経済センサスの調査ではあるんですけども、確定の発表は27年ということで2年前であります。経済センサスですが、毎年行っているわけではないんですが、その中で、膨大な量でこれだけの量があるんですけども、さまざまなデータをとられています。統計ですから、抽出の仕方というのが、全自治体というわけではなくて、4階層に分かれた観光産業に分類される、なおかつ観光地点、この津和野町の旧日原地域でいうと道の駅に該当すると思うんですけど、その観光地点がある地域の中から選ばれた地域が900地点ぐらいあるんですけども、その中の一つに日原地域が選ばれております。

このデータ、こういったものがあるかといいますと、一つ一つは紹介できませんので簡単に抜粋していきますと、この島根県旧日原町の事業所数46事業所、観光産業が4

6事業所あって、そのうち昭和59年以前からあるものが23事業所、昭和60年から平成6年が6事業所、平成7年から平成18年が17事業所、それ以降はゼロ、そういった資料ですとか、ここにはその46事業所のうち、個人が17事業所、法人が29事業所。また、46事業所のうち、宿泊サービス・飲食サービスが13事業所あり、輸送サービス事業が2事業所、小売が31事業所。この総数の46事業所のうち、10人未満の事業所が42、10人以上が4事業所。213の従業者数があるうち、個人に勤めているのが22、法人に勤めているのが165。

これいろいろ本当あるんですけども、売り上げですとか、例えば売り上げでいいますと、総数46事業所の観光事業所の売り上げが14億8,000万円であります。個人の売り上げ1億7,900万円、法人の売り上げが13億円の売り上げ、割合としては法人のほうが87%の売り上げを占めていると。そして、この14億8,000万円のうち、10人未満の会社が13億円、10人以上の会社は1億円ということになっております。

そして、この総数の外注費が総数7億5,300万円、これが外に出しているお金です。自分のところでやっていないお金です。この費用7億5,300万円の費用のうち、市区町村内で使われているお金というのが1億1,400万円、都道府県内で使われているお金というのが3億5,000万円、都道府県外には2億8,900万円、割合で言いますと、町内に落ちるお金というのは15%、県内に落ちるのが46%、県外に出ていくのが38%、さまざまなそういった資料がそろってしまして、何が言いたいかといいますと、これは観光産業だけではなくて、確かにこういうグラフで見れば時間帯的には確かに日帰り旅行が多い、だったら滞在型でというのは、漠然としてでもわかることではあるんですけども。

じゃあ、この津和野町内における事業所さんが抱えている問題というのはどういうところなのか。例えば、雇われている方々が正規なのか非正規なのか、こういった年齢区分で分かれているのか。それからこの課題の中にありました、イベントを行っていく上で、携わる人材が少なくなってきたというのは、確かにそのとおりだと思うんですけども、その少なくなっている人口というのがどれぐらいなのか。統計調査の中に何歳ぐらいの方々が休日町内にとどまるかというのは、統計局が出している数値を見ていけばわかると思うんです。これはあくまで官公庁から引っ張ってきた資料なんですけども、これを抜粋する上で、観光事業所というのは、もう定義されてしまして、僕なりに出してみたら、簡単に統計局の資料で町内の人口というのは、どんどん出てきます。

そうする上で、では日帰り観光客がどれくらいお金を落としているかというのは、日帰り観光客に対するどれくらいの方が従業者として働いていて、事業として売り上げがどれくらいあるか。単純に日原の地域、24年のものですから大分古いですし、正確なものではありませんが、基本的には1億円と13億円の違いがあるわけです。これが小売業が13億円、宿泊が1億円となると、津和野町に落ちているお金のパイ、確かに宿

泊のほうが1人当たりの単価は高いです。しかしながら、小売業のほうが勤められている方が多い上に、使われているお金も消費されているお金も大きいとなると、疲弊してくるときに一番ダメージを受けるというのは、宿泊という大きなところではなくて小売というところのほうが、一番大きなダメージを受けていると思うんです。そういった部分から見ていくと、滞在型にしていく上で、いかに小売にお金を落とすしていくかというシステムを持ってこないといけないと思うんです。

そうした中で、今回の観光計画というのは、確かに前回のものに比べれば具体的な目標策が出ているんですけども、滞在型だとか周遊型だとか、これはもう以前からもわかり切っていることで、そういった中で、じゃあ具体的にどのような策を講じていけば、こういった課題がクリアされていくのか、そういったものがあればお示ししたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指摘の点でございますが、今回の計画を練る上では、議員からも御指摘がありましたように、前回の観光計画について検証を行いながら、なかなか実現ができていない、できた、できたで、——まことに身勝手な言い方かもしれませんが——終わってしまっておったところがあるので、何とかこういう計画にはしたくないということで、今回は審議会方式で皆さんに集まっていただくというよりは、個別にいろいろ聞き取りをして、さらには現場の声も聞いて、一つ一つワーキング等もやりながら積み上げていこうということで計画を練りました。

そういった中で、議員の御指摘の統計資料、さすがに全てについて、我々もそこまではちょっと至らなかった部分があったかもしれませんが、そういうリソース等も使いながら、それなりの資料は集めさせていただいていて話もしたわけでございます。

今後の展開についてなんですけど、要は一つただ考えますのが、津和野の観光のウイークポイント、一番のウイークポイントは滞在時間の短さ、通過型になっておるというのは、本当以前から言われておったことでありまして、これを解消していこうということの思いは、やはり新たな計画の中でも、おっしゃるように変わらんとします。

というのは、単純に旅館の売り上げを伸ばそうということだけではなく、要は滞在時間が多くなれば、それだけ町内を回遊していただくことで、消費も伸びてくるであろう。それはひいては小売業に波及をしてくるという思いがあるからでございます、単純に宿泊業だけのことを考えてということではございません。

それと、当然今回の日本遺産というものを一つ大きな核にしております。これは町内にまつわる100枚の絵があるということ、まさにまち歩きのための大きなコンテンツになると考えておりますので、これを使って伸ばしていきたいということもございます。

それと、今回の計画の一番の肝だと思っておるんですけど、観光戦略会議というものを立ち上げさせていただいた。これについては、本当実務方、観光協会事務局、商工会事務局、我々も含め、さらには町内の大手の観光業に携わっている方についても、もう、

2事業者ですが、入っていただきましょうということで入っていただいて、さらには、県の浜田商工労政の観光担当あたりもアドバイザーで呼びをして、話をしていくということでございます。

そういったとこの皆さんに寄っていただいて、さきの昨日の議会答弁にもございましたが、中長期的にもう1年先を考えた観光素材の発掘をして、一つ一つを整備すると。共通のパンフレットがある程度できると。それをもってその中に挟み込むのは、大手事業者A社であればA社さんの思いのツアーを組む、B社さんならB社さんの思いを。観光協会は独自にまた何かを組む、旅館組合は、じゃあ宿泊パックを組もうかと。町は町として、じゃあ、朝霧リフトをこの中に組み込んで、来年の秋にはこれをもっと押ししていこうとか、そういったことを具体的にやっていこう。

こういうあたりを戦略会議の中で、皆さんで、具体的に出して一つのテーマをもとに、今までの蛇腹のスタンダードなパンフレットというのは、どうしても、来ていただいたら見ていただくのはオーケーであるし、ある程度個人の方に送るのは、役割は果たしておると思います。これをいきなりなくそうとは思いませんが、素材を整理したものでエージェントさんとか大手、個人の方もしかりなんですけど、来年の秋に向けてこういう商品をつくってくださいということを目に動き出そうということ、共通の素材をもって進めていこうというところで、その中で具体的なものをいろいろ出していききたいという思いでおります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） やはり、その素材の整理、以前、全員協議会で宮内課長補佐おられまして、東京事務所の関係で、やはり半年前の計画というのが大事なことで、本当にそのとおりです。実際に秋のあさぎりのツアーの準備をしないといけないと、もうこの時期から始まっている、もう冬ですけどね、雪が降る、じゃあ稲成神社をどうしていくかといった場合にも、ことしではもう間に合わずに、次のステップを踏んでいかなければ、来年の素材写真をどこで撮るんだという、夏には撮れないわけですから、そういった準備段階からしっかりしていただかないなと思います。

それともう1点なんですけれども、絶対的なパイが、人口が少なくなってきておりますので難しいと思うんですけど、観光の人材というんですか、観光というのはものすごく難しい業種です。飲食業でもあれば輸送業でもあれば、何でも観光業でいけばそれとおりの人なんですけども、観光に携わっていく人材、もちろんイベントスタッフとしての担い手というのも必要だと思います。芸能、技能の継承者も必要だと思うんですけども、観光地域に携わっていく従業者も含め、それから後継者、そういった問題についても解決していかなければいけないんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの検討や何かはその戦略会議で行われているんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まさに従事者というか、の問題でございますが、議員が先ほど統計で、分析をやるされた中にもあったと思うんですが、やはり津和野観光担っておるといふところは、どうしても家族経営というか零細な企業が多くなっておると。その中で従業員の方に勤めていただく上で、十分な労働条件の部分等も含めて、ギャランティー、給与面も含めて、そこあたりの対応はなかなか本当苦しい経営の中でということになると難しい。

そういう中で、今や人手不足という状況になっておりますので、本当、人を集めるのも大変であると。我々も地域おこし等で今まで募集をしておると、それなりの募集があったんですが、最近はなかなか本当その募集すらそうそう出てこないような状況が続いておりました、やはり国全体としての人手不足というのは、本当切実に感じております。

おっしゃるように、そんな中で、町としてさまざまな観光業を維持する上で、いかに人材を確保していくというのは大きな問題であろうと思います。やはり、卵が先か鶏が先かになるんでしょうが、いわゆるとにかく観光収入全体を底上げ、収入を含めて底上げをすることで、より利益がふえることで経営基盤が盤石になった上で、雇う方に対して、より多くの給与が出せたりという形ができてくれば理想なわけですし、そのためには、やっぱり入り込みをふやしていくということしかないのかなという思いがございます。

その一方で、後継者という点では、事業承継の新たな補助制度、産業後継者育成基金を町の基金を使って、いよいよスタートしました。第1号が今回、産業振興審議会で認定をされました。この方については、町内でお茶を製造販売する、まめ茶を製造販売をされておられる業者さんですが、この場合は、おじいさん御夫婦でやっておられたのに対して、お孫さんが帰ってこられて、新たに事業を引き継ぎますと。そのお孫さんの前歴も含めて、なかなか企画というかプランもされておられまして、大変プレゼンテーションのときはすばらしいプレゼンをされましたが、将来夢のある企画を持って金融機関からもぜひ頑張ってもらいたい、一つのモデルケースになるだろうというようなことで言っておられます。その方を今後とも商工業も農業に倣いまして、月、御夫婦であれば12万掛ける2年間の、これは生活費に充当されるの構いません。そういった形での助成をして支えていこうというような思いで、後継者対策のほうは、きのうも申しあげました設備投資をすれば、それに対する固定資産税の減免や、また個別商業包括的支援でも市場開拓や新たな商品開発、知的財産を新たにとろうということも含めて、応援をさせていただくようなことも別メニューではございます。

そういった中で、後押しをしていこうということで、次の後継者についても一つ今案件が出かけておるといふようなことで、この方についてもある意味観光業に携わる方というふうに思っておりますが、そういった部分で、まずできるところから後押しをして、本当に議員の御心配のように、何としても基幹産業でございますので、維持をしていくということで頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） その関連ですけれども、例えば、一つの技術職であれば、そういった研修所に行くだとか、そういったのを厚生労働省ですとか、そういったところから補助金があったりとか、助成金があったりする場合があると思うんですけれども。例えば、料理の修行だとか、そういった飲食の技術の修行、もしくは研修での修行ですね。松江の茶菓子のお店に修行に行くとか、そういった場合というのが、お金の換算の仕方というのはすごく難しいと思うんです。

例えば、飲食だけではなくても、物販、小売の部分ですとか、ガイトの研修だとか、そういったときに、そういった養成所ですとか、そういった研修所ってないと思うんです。そうすると同業他者のかぶらないような地域のところに行って、先輩から技術を盗むような形での研修というのも十分考えられると思うんですけれども、いわゆるキャリアアップといいますか、スキルアップがものすごく難しい業種だとも思います。それはもう、後継者のみならず、新たに就職される方の賃金の決め方にしても、ほとんどの方が初めて入ってこられる、その中でどういった人材なのか、何ができる、できないという部分で、何の資格を持っているからという部分では通用しない世界でもあったりすると思うんです。そういった部分でキャリアをつけていく、自分の腕を磨いていくという部分での、そういった修行というような部分は、助成はそれはきくんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今御質問いただいた件でございますが、最初申し上げたのは、事業承継の補助金ということで、これはある意味生活費の充当も、繰り返しになりますが、オーケーでございますので、とにかく2年間は基盤をつくられるまでは応援しますよと、もう生活の面から支えさせていただきますということで、当然、報告とかいろんな事業計画も出していただいたりという審査はあります。これはこれということ。

今、議員の御指摘の件については、もう一つやはり町全体として、これ農林系で使うことが多くて、過去私も1件、建設業の方がCADか何かを研修されるのに、後継者の方が御利用になられたというのを覚えておりますが、産業後継者派遣研修制度というのがございます。こちらあたりの中で、これ当然、計画を出されたものを産業振興審議会等で審査をさせていただく必要はありますが、無条件ということにはなりません、そういった形の中で、今言う他の地区の同業者あたりで研修して、何らかの形で研修としての形ができれば、これについても交通費とかいろんな部分、向こうでの宿泊、生活費というような部分についての充当も可能だったと理解しておりますので、そういった形で後押しは考える余地があるのではないのかなと。

いい御指摘をいただいたので、そのあたりについては、ちょっと我々も商工会さんあたりともいつも連携をして進めさせていただいておりますので、少しもんでみたいなどという思いでおります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 同僚議員の質問の中に、やはり人手不足ってのが出てきまして、いろんな業種で人手不足はあると思うんですけど、それぞれさまざまな補助、助成いろいろあると思うんですが、そういったところもまた視野に入れていただければと思います。

これちょっと観光については最後なんですけれども、この第1期、第2期はどちらのほうも課題はあります。解決策もあるんですけども、この第2期目のほうに、1期目の結果、それとこの2期目についても目標値といいますか、そこがちょっと言い方はあれですが、ぬるいといいますか、やはりその数値があって初めて達成したかしなかったか、したからどうだ、しなかったからどうだという話はないんですけども、やはりシビアに目標を実行していくためには、やはり行政としては数値をもって評価すべきではないかと思えます。これについて。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 一応目標値も設けて、また検証もさせてはいただいて、検証についてはA、B、Cというような評価でのレベルのことで終わっているのかもしれませんが。今の御意見でございますが、繰り返しになりますが、観光戦略会議というものを設けましたので、この中で年次的に来年はここまで持っていこうとかいうことを、ぜひ具体的にして、みんなでここを目指そうというような思いで、全体として目標を設置するというのは十分あるのかなという思いでおりますので、また議論の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） ありがとうございます。では、観光は締めさせていただきますまして、次の質問に入らせていただきます。

森林環境整備についてであります。

林地台帳整備に係る航空レーザー計測及び森林資源解析調査等業務委託契約が締結されました。いわゆる航空レーザー測量の契約であります。提案協議、プロポーザルによる決定でありましたが、他の提案と比べてこの業者が勝った点はどこなのか。また、この受注した契約者のホームページを見ますと、城郭や古墳など文化財調査としても活用できるとのことでありました。

また、長野県においては、2012年に長野県林業総合センターで考案されました、曲率図という傾斜図を重ねた「CS立体図」という立体地図データが0.5メートルメッシュ、10メートルメッシュともに無償で公開されております。10メートルメッシュにつきましては、全国の立体地図データが「G空間情報センター」から無償でダウンロードできる状況にあります。これは津和野町の10メートルメッシュも確認することができます。

この津和野町において、この航空レーザー測量で作成されたデータを森林資源解析調査以外でどのような利活用をして、データの使用はどのように扱うのかをまずお尋ねします。

また、他の林業先進地においては、森林3次元測定システム「OWL（オプティカル・ウッズ・レジャー）」というOWLという計測器を用いて、森林資源調査が行われております。

全国では、林業の測量はGPS及びGISの使用を認める自治体もあるようですが、島根県においては、いまだ「ポケットコンパスの使用」が原則となっております。GPSの制度も上がってきているこの現在、森林資源活用と整備の加速化のためにも、機器のデジタル化を進めていくべきと考えますがいかがでしょうか。

また、航空レーザー計測とあわせてOWLでの測定を導入し、貸与することで、全体的また部分的な森林資源解析が実施できると考えますがいかがでしょうか。

そして、政府与党において、平成36年から住民税に1,000円を上乗せする森林環境税創設の方針を固めたとの報道がありました。住民にとっては増税ではありますが、森林が9割を占める当町にとって、森林環境整備は喫緊の課題であると考えます。国会での議論はこれからであります、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、森林環境整備についてお答えをさせていただきます。

今回の航空レーザー計測等の入札は、3社による提案協議方式で行いましたが、落札された業者は他社に比べて森林解析の実績が多く、解析技術においても他社を上回っていると、審査員の評価にあらわれておりました。

今年度発注した航空レーザー計測により得られたデータについては、森林資源量の把握に使うほか、地形データを活用することで、林業面では、林業専用道や作業道のルート検索に活用すること。また地籍調査の前段となる山林の所有者境界を設定しておくこともできると考えております。

このことは、林業関係者にとって必要となるデータであるため、関係者への公開ができるよう配慮したいと考えております。ただ、プリントアウトしたものは提供できますが、データについては膨大になり、専用のソフトも必要になることから、データの持ち出しについては不可となりますので、御理解をいただきたいと思っております。

さらに、防災面や史跡等の活用が考えられることから、役場内のネットワーク上で閲覧可能となるよう構築することも想定しております。

次に、測量や森林資源把握のためにデジタル機器を利用したデータについてですが、島根県ではデジタル機器データでの検査は許可されておられません。現在はICTを活用した正確な数値の把握や省力化を目指す時代でありますから、町としましては県に改善いただくよう要望したいと考えます。

また、森林資源解析については、今回発注したもので、町内全域の数値の把握が可能と考えております。議員が言われるオプティカル・ウッズ・レジャーが必要かどうかについては、解析が済んだ後にデータを確認いただき、現地と照らし合わせた上で検討したいと考えます。

森林環境税については、森林を保有する中山間地域にとって、適正な森林の管理ができるよう、財源の確保をいただく上では必要な施策であると感じており、県町村会や関係自治体などと連携して、早期に制度化されるよう、引き続き働きかけたいと考えます。

森林に降り注いだ雨や雪は、時間をかけて里に流れ、海へと続きます。誰もが恩恵を受ける森林保全の必要性については、国民が森林に関心を持っていただくことも大切なことだと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、農林課長にお尋ねしますが、ちょっと通告しておりませんでしたので、もしわかればの範囲でいいんですけども、これまでの森林の伐木の搬出量とそれから搬出の面積、どれぐらいこれまで施行がされているか。今年度でも昨年度でも構いません。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 大変申しわけないんですが、お答えできる資料を持ち合わせておりません。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、失礼しました。通告していなかったものですから、それはちょっとしょうがないんですけども、この航空レーザー測量をしたことによって、確かにこれまで、人的な力では把握し得なかった情報、地理情報ですとか、一本一本数えなくても木の高さまでわかるという、本当に素晴らしいものだと思います。ですので、これを利活用していくというのは大事だと思うんですが。このたびOWL、オプティカル・ウッズ・レジャーというものが、どういったものかというので、議長、資料がありません、ここで出してもよろしいですか。

簡単に言いますと、ちょっと見えづらいかもしれませんが、こういった機器です。これカメラがついておりまして、1本足の棒を使って、ここにカメラがあつてくるつと回るんです。そうすると航空レーザー測量と同じように、10メートル間隔で木の大きさ、木の高さがわかるんです。これ航空レーザーでわかるじゃないかと思われると思うんですけども、確かに、今撮っていただいた航空レーザーの写真は確かにわかります。

そこで、古墳ですとか、城郭の大きさ、木の一本一本わかるんですけども、これは現時点の形がわかるのであって、これから今の僕が搬出量を聞いたのは、今、津和野町は先進地まではいかないにしても、以前に比べて、木を切る量がふえてきていると思います。そして作業道もどんどんふえてきていると思います。そうすると、去年よりも、木の量が減っているわけなんです。

ですので、今回撮った写真が、10年後撮影したレーザー測量が、10年後じゃあ境界に行ってみたときに、木は切られていますし、環境は変わってくるわけなんです。そうしたときにこれがあれば、今まではみんなではかりに行っていたものが、1人でこの機器をもってはかれば、今ある木はヘクタール当たり3,000本あったものが3割間伐をして、今の育成量はどれくらいだというのがわかるんです。

今のレーザー測量で撮って現在の状況はわかっても、恐らく今後施業していけば、計算の方法というのは、3割間伐だから掛ける30%にしてという計算にしていくと、年々数値がどんどん変わってくると。また測量ではかってくればいいですけど、毎回、毎回アジア航測ははかるわけではないと思いますので、そういった意味で、この地上での計測というの、必要になってくるのではないかなという意味での提案でありました。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 私もインターネットで検索して、この計測器の3Dの映像とか材積量の把握とかできるというのは見ました。

今回レーザー航測をした後に施業したところは、また計測しなければ正確な数字はとれません。そのときに、今はドローンで計測することもできる機器があるんですが、それとこちらとの比較をしたり、そういう形で施業したところの数値の変更とか、そういうことはしていかななくてはならないとは思っておりますが、こっちのほうは、どうも20メートルごとに置きながら計測して、また20メートル進んで計測してと、そういう地点を重ねると、一つの面積当たりの材積とかそういうことがわかるということですから、結構これはドローンに比べても早くスピーディーな計測になるんじゃないかなというふうにも感じておりますので、そういった部分で活用できれば、そういった導入をどういう形でするかというの、今後検討していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先般、香川県で育樹祭、植樹祭があったんですけど、そこで林業展示会参加させていただきました。この機器だけではなくて、本当に最新機器、いろんなものが、今林業の機械出ております。

じゃあその機会が全てあればできるかという、やはり高額ですから、それだけの機能、売り上げがなければもちろんうまくいかないでしょうし、じゃあ、その全てが全ていいものかという、やはりそれが島根県内において使えるか使えないかによっても違ってくると思います。

この森林3次元測量システムのすごさというのは、1人でできるというところにあります。今は実際には2人、3人で、地籍調査なんかでも測量するのは2人絶対要ると思うんですけども、これは1人でできる。なおかつ、パソコンを持っていけば、その場で現地確認ができる。これは航空レーザー測量ではできないものだと思っております。

今、これをというわけではなくて、こういったものもありますので、今後、津和野町が森林資源、森林整備を活用していく上では、検討していただきたいなと思っております。

ただ、その上でもやはり、島根県や国にも、データを使ったものが、今は個人的にし
か使えないものを、さまざまな県の検査、国の検査でも使えるように図っていただけた
らと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にもありましたように、現在はそういった電
子機器による計測が、もう主流となっておりますので、県のほうにもそういう働きか
けをして、そういう電子的な測量をしたもので許可を願うような方向になるように、
働きかけをしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） では、川田の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、2時15分まで休憩といたします。

午後2時03分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序は11、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 議席番号3番、米澤宥文でございます。通告に従い質
問をいたします。

本日は、2件の質問をします。

1件は、津和野大橋上流にかかるJR山口線第1津和野川橋梁橋脚に流木どめの設置
についてであります。流木どめとは橋脚の上流部に細いコンクリートの杭を設置し、洪
水などで流れてくる木や竹などを受けとめ、橋を流出から守るためのものであります。

津和野町では平成5年にかきかえがされました津和野大橋の橋脚上流部に設置して
あります。これは津和野町民にとってすごくなじみの深い橋ですが、めったにこういう
ものはつくってありませんが、津和野大橋上流にかかっております。しかし、今日まで
の洪水により破損し、大橋の橋脚に倒れかかっております。ということは、津和野大橋
の保護にかなりの効果があったものと思われれます。津和野大橋は観光や通勤、通学など
津和野町の重要な動脈路線であり、大切なものの保護の観点から島根県が流木どめを施
工されたものと思われれます。

また、京都の観光名所嵐山公園の桂川にかかります渡月橋の橋脚上流にも、流木どめ
が設置してあります。大切な、また重要なものには保護または保険が必要であると思っ
ております。

これから本題に入ります。

J R 山口線は観光津和野に、また地域住民にとって重要な公共交通機関であるとともに、津和野観光の代表格であります S L 運行、そして観光客の来町、通勤、通学、通院、買い物などになくてはならない町内最大の大量輸送機関であります。津和野大橋上流の J R 山口線第 1 津和野川橋梁橋脚保護のため、橋脚上流部に流木どめの設置が必要ではないでしょうか。

近年の豪雨災害で平成 25 年 7 月 28 日名賀地区を襲いました集中豪雨では、激甚災害の指定を受けております。また、同年の 8 月 24 日豪雨によって邑智郡川本町の J R 三江線、三江線とは参考までに広島県の三次市と島根県江津市間を走る J R のことでもあります。この鉄橋橋脚がポッキリと折れ不通となっております。

平成 29 年 7 月、ことしのことでありますが、九州北部豪雨では大分県日田市の J R 久大本線、これも参考までに久大本線とは福岡県久留米市と大分県大分市を走る J R 線でもあります。この橋脚が見事に 3 本倒れて不通となっております。津和野大橋上流の津和野川にかかる J R 山口線第 1 津和野川鉄橋の橋脚は、破損した三江線、久大本線の橋脚と類似しております。

J R 山口線、三江線、久大本線の橋脚はともに昭和初期前後に設置されたものと、調べてみると思われます。

全線開通後、山口線は 94 年、三江線 42 年、久大本線 83 年が経過しております。

コンクリートの耐用年数は 60 年と言われております。既に各線とも設置後、優に 60 年以上経過しており、橋脚は意外にもろいと推測をされます。

しかもこの間は、S L D 51 などが牽引で数百トンの列車が数知れず通過しております。経年劣化とあわせ、この振動によりまして橋脚がもろくなるのは想像ができます。

私も昭和 45 年前後 D 51 が数十両の大和紡績行きのタンクを引っ張って、すごい地響きで通っているのを何度も当たり前で見ております。

観光津和野のためにも、J R 西日本と設置の検討をする必要があると思われすがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 3 番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

J R 山口線第 1 津和野川橋梁橋脚に流木どめの設置についてでございます。

議員御指摘の橋梁橋脚については、西日本旅客鉄道株式会社、以下「J R 西日本」と称させていただきますが、所有管理する構造物のため、町としては権限が及びませんので J R 西日本山口地域鉄道部に状況を確認しました。

同鉄道部によると、「安全運行にお心遣いいただけることは大変ありがたいが、現時点で流木どめを設置する予定はない」とのことでございます。橋梁橋脚については平時より強度等含めて安全点検を行っており、集中豪雨等天候の変化に伴い、J R 西日本の基準にのっとり徐行運転、運行休止を決定いたします。天候に伴う河川の増水も同様

とし、まず危険と判断した場合は運行休止とするため、列車が橋梁橋脚ごと流されるという想定はしておりません。

また、天候の回復、河川の水位が下がった時点で再度安全点検を行い、破損等問題があれば修復作業の後、安全を確認の上で運行を再開いたします。

仮に橋梁橋脚が流されるおそれのある河川氾濫となれば、線路、駅舎等のＪＲ西日本が所有管理する全ての施設についても被害が及ぶ可能性があります。そのため同社の管理する数多の橋梁橋脚だけに特化した対策を行うことは、費用対効果の観点からも難しいとの回答でございました。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） まず、お配りしました写真資料もありますが、ここにちょっと拡大しておきました。これが現在の山口線津和野町の鉄橋でございます。何の、もちろん流木どめもしてありません。これと似たような鉄橋の橋脚が、先ほど言いましたＪＲ三江線邑智郡川本町井原川橋梁でございます。平成25年8月24日の豪雨で橋脚が倒壊しております。平成25年8月24日といいますと、津和野町の激甚災害の1カ月後でございます。こういう状態です。意外ともろく折れるものなのです。

次に、ＪＲ久大本線大分県日田市花月川橋梁、橋脚3本が流失しております。見事なものです。平成29年7月5日九州北部豪雨での被害であります。やはりこのような状況を見ますと、他所の橋脚被害を教訓にすべきではないかと思っております。

次に、これが津和野大橋、皆さんになじみの深い津和野大橋でございます。このように流木どめが設置してあります。この大橋は平成5年10月に竣工しております。過去の洪水でかなりの流木を受けとめ、橋脚に倒れかかっております。また破損をしております。津和野土木事務所にちょっと問い合わせたところ、今のところ修復する気はないとのことでありました。今後はどうなるかわかりませんが。

そして、これが京都嵐山公園の桂川にかかる渡月橋の流木どめであります。大切に重要なものには保護または保険が必要であると思っております。

次が、平成25年7月28日名賀川の大氾濫のときの名賀白井の農道橋の流木の堆積であります。水の力の偉大さ、すごいのはこれでよくわかります。

やはり平成25年7月28日津和野町の激甚災害でありました鷲原大蔭橋の流木の堆積でございます。橋脚の流出や水位を押し上げる原因となります。

以上の写真、資料ですが、私の質問の仕方が少し適切でなかったかもしれません。この質問の内容は、ＪＲ運行時のことではなく、洪水時の鉄橋橋脚の保護のことです。特に津和野観光の目玉でありますＳＬに支障の出ないように、津和野大橋上流のＪＲ鉄橋橋脚に流木どめ設置が必要と思います。橋脚損壊については三江線、久大本線の橋脚流出を教訓にするべきではないでしょうか。津和野駅から新山口駅の間に鉄橋に橋脚があるのは、津和野大橋上流だけと思っております。町内には中座に1カ所あります。ごみ焼却場のところですね。もちろんこれはトンネル方式ではありません。あと長門峡

の鉄橋にも橋脚はありません。したがって、それから上は上流部となるので橋脚はないものと思っております。

平成25年7月28日の激甚災害のときのようにSLが不通となり観光が寂れたことは、皆様の記憶に残っておると思います。そのようなことにならないための提案であります。

JRが流木どめの設置が不可能であれば、観光津和野のためにもできるだけ負担のかからない補助金を模索していただき、町が単独、また山口市と連携の上、設置の計画はされないものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございます。町長の答弁のとおりでございます。山口地域鉄道部とも話をさせていただいて、本当に大変いろいろ御心配いただくのでありがたい、というお話は部長からもいただいておりますが、いかんせん今回の件につきましては、こういうことで当面流木どめを設置することはない、ということでございました。町としましても現時点では財政的に厳しい中で何らかの模索が、また事業主体として町の所有物でないので、事業主体としてそういうことができるかどうかという点についても、ちょっとなかなか難しい部分があるのではないのかなと思います。それと河川管理という点でいくと県の管理ということも出てまいりますので、現時点ではなかなかこれについて検討するのは難しいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宏文君。

○議員（3番 米澤 宏文君） とはいいいましても、一応問いかけなり、相談をしてみないと前には進まないと思います。ぜひ一度、相談はしていただきたいと思います。

次に、集中豪雨は近年全国で多発しております。津和野町の激甚災害の後にも、東北、奄美大島いرونなどところで頻発しております。また近いうちでは、ことしの九州北部豪雨、このようなことで近い将来津和野町が再び襲われても全く不思議ではありません。平成25年7月の激甚災害においては主に名賀川地区沿いの豪雨でしたが、津和野川本流の木部畑迫地区の流域面積は、名賀地区の5倍から6倍はあります。もしもこのようところで豪雨災害が発生したならば、大変なことになると思います。このため、橋脚保護のための流木どめは必要と思います。

本年11月25日のSL、D51は44年ぶりの復活、そして26日のD51、C57の重連運行では、前代未聞の鉄道ファンや写真を撮る撮り鉄など、多くの人が津和野駅や山口線沿線に押し寄せています。

西日本で唯一本格的なSLが走る山口線です。西日本といいますともちろん関西、中国、四国、九州、この中を含めても山口線だけであります。しかも新山口、津和野駅間です。SLが末永く走り観光振興のためにもJRに協力することも、観光津和野にとって非常に重要であると考えます。

先ほどちょっと難しいということがありました。SLの恩恵を受けているのは、山口市のほうは走行距離は長いですが、恩恵とすれば津和野町がかなり多いと思っております。

そして、SLが安定して運行することで、津和野町のお土産産業、旅館業、飲食業そしてアユ、ツガニ、ワサビ、米などの農林水産業などの振興にも大きな貢献になると思っています。

そこで、先ほど言いましたD51、57の重連運転、これは定期的にされるのでしょうか、このときだけでしょうか。それともう一つ、山口線にはC56、C57、それからD51が招聘されれば、この三重連、他所にはない催しとなると思うのですが、これは実現できませんでしょうか。それから、旧客車のさよなら運転があったときに、東京から来た若者が2人おりました。実は「こういう催しがもう11月ごろあるぞ」ということで話したところ「絶対来る」という話もしておりました。それぐらい好きな者は東京であろうが関西であろうが、もちろん撮り鉄、写真を撮る人の車のナンバーを見ればわかります。この二つが実現すれば時々、いつもは無理でしょうが、大変山口線と山口市と津和野町の宣伝になると思いますが、この実現についてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの熱い思いは、ぜひとも地域鉄道部とは定期的に協議をして、大変連携はより密になっているというふうに私も理解しておりますので、その中でも再度御紹介をして何か機会があればそういうことも検討いただきたいということは、再度申し上げておきたいというふうに思っております。

なお、今月いっぱい、ことしは山口DCの期間中ということで運行期間が12月まで、12月いっぱい、その後すぐ初詣号がありますのでまたすぐ走りますが、いっばいの運行を延ばしていただくことで、実質、新製客車ができた中で、新たな中では体験コーナーもできましたので、客席数とすると100席ほど減ってはいるんですが、そういうこともあって運行期間を延ばしていただくあたりでも大変御配慮いただいております。山口市、津和野町にとっては大変このあたりはありがたいことだというふうに思っております。

次年度の運行予定については、あらあらのところでは我々も先日、先週ですがセールス対策の協議会がありまして、その席でも我々がより次年度の観光イベント等の対応が早くできるようにということで、ことしは特にもう12月のうちには、おおむねの予定はお聞かせをいただいております。ただ、これにつきましてはJRさんのほうのプレスリリース、公開の予定がございますので、詳しいところまではちょっときょうは御遠慮させていただきたいというふうに思っています。その中でいきますと少なくともD51は来年度以降もある程度の便数でこちらにやってくると。基本的には琵琶湖周辺を走って、D51はホームレールといいましょうか基本的には琵琶湖周辺を走っているのが通常でございますが、その上でこちらに参ってということがございます。C56につきま

してもまだ若干の運行はあるのかなと、詳しいところはお許しをいただきたいということだと思います。

なお、前回11月26日の重連につきましては、特に、貨物系の運搬をするD51と客車系のC57、これが重連で走って、かつD51のナンバープレートは最初走り始めたころの赤色であったということで、このあたりが大変マニアのほうからも珍しいということで、あれだけの大騒ぎになったということだと思います。ちょっと我々も町内の皆さん、中座地区の皆さん含め大変御迷惑をおかけしたようなところもありまして、今後運行するときにはぜひとも早めに情報をいただいて、こちらも対応を考えていきたいということをお話しておりますので、そういった情報はまた入ってくると思いますが、そういった重連というものは今後も予定はされるのではないかなと思います。ただし、三つの重連というのはなかなか、琵琶湖の絡みもあったりするようでございますので、難しいのかなということではないかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 津和野駅前にD51が展示がしてありますが、これはもうウン十年あそこに据えてありますので補修することは無理とは思いますが、多分質問しても無理なのでやめときます。

山口線がとても黒字路線ではないのはわかっております。したがって、JRにこの流木どめの設置をお願いするのは無理とは思ってございましたけれども、周辺の市町でできればと思って質問をいたしました。もし線路かいわい、そばの崩落等ありまして、鉄橋がしっかりしておれば修復はすぐだと思いますので、できるだけそのように相談を持っていていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2件目の質問に入ります。

観光地の西の玄関口の景観にふさわしくない道の駅なごみの里周辺の県道沿い植え込みの整備についてであります。

平成30年度に国道9号線と道の駅なごみの里を結ぶ中座バイパスが完成します。中座バイパスが完成すると国道9号線、萩方面、田万川方面から来町される方の津和野町の西の玄関になります。

なごみの里付近の県道萩津和野線そばの植え込みや県道萩津和野線の拡張完成記念樹の黒松の手入れがされておられません。

黒松近くの標柱4面に「祝主要地方道萩津和野線開通記念植樹」とあります。また1面に当時の島根県副知事、県道萩津和野線道路改良促進期成同盟会会長、萩市長、また1面に当時の衆議院議員、津和野町長、そして1面に「平成14年3月25日」が記されていますが、現在の状態では全く読むことができません。

黒松の定期的な剪定と、草ぼうぼうの植え込みは防草シートなどで雑草対策の上、植樹をし、観光津和野の西の玄関にふさわしい景観にされ、往来される皆様のおもてなしとされてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは西の玄関道の駅なごみの里周辺の県道沿い植え込みの整備についてお答えをさせていただきます。

国道9号から道の駅なごみの里を結ぶ一般県道柿木停車場線中座工区（中座バイパス）は平成30年度完了を目途に現在改良工事が進められております。

この中座バイパスの完成により、今後山口方面からの観光や物流等の利便性が高まり、津和野地区の南の玄関口として、これにつきましては西の玄関と言われる方も、町民の皆さん少なからずおられるのでそれも誤りではないのかもと思っておりますが、通常我々の立場からは南の玄関ということですのでずっとこれまでも呼んでまいりましたので、私どもの回答は南の玄関口ということにさせていただきたいと思えます。南の玄関口としてのその機能が果たされるものと期待をしているところであります。加えて接続する県道津和野田万川線の萩、田万川方面からの往来も予測され、当該県道萩津和野線は観光、物流のアクセス道路として今までに増して活用されるものと考えているところでございます。

御指摘をいただきました萩津和野線に接する植え込みについては、御案内のように黒松が植栽されておりますが、傍らには記念の標柱が立ててあり、標柱が見づらい状況になっておりますので、黒松の手入れは必要であります。過去においても黒松の剪定を実施したこともありますが、今年度において景観上の問題もありますので剪定作業をいたします。また、今後においても定期的な管理をしてまいります。

このほか、当該箇所付近の県道沿いには花壇や桜並木があり、平成14年度に島根県より景観対策施設の維持管理委託の協定を締結しており、今後も南の玄関口として景観にも配慮し、訪れる観光客のおもてなしとしてふさわしい維持、管理に努めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 中座の県道沿いの植え込みにはサツキなどが植えてあり管理されております。しかし、なぜかなごみの里付近の県道沿いの植え込みは雑草が茂るばかりであります。シルバー人材センターの方が1年にたしか2回ぐらい草取りをされているのを見かけますが、すぐに草だらけになってしまいます。西の玄関口の植え込みに町の花ツワブキが似合うのではないのでしょうか。先ほどはちょっと植樹とは言いましたけれども、11月には黄色のきれいな花が咲きます。黒松の記念樹についても春秋の剪定とツワブキを植えることを検討されてはいかがでしょうか。松の剪定は一般の家庭でも1年に2回、春の新芽摘みと秋の古葉取りをされる方は多くあります。皆さんも御存じとは思いますが、これがツワブキの花であります。11月ごろ咲きます。直径が4センチか5センチです。そんなに大きくはありません、もちろん。

ということで、松の剪定とツワブキの植樹を質問いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 米澤議員の御質問にお答えをいたします。

米澤議員さんのほうから資料をいただいておりますが、一番下のところに4枚の写真が載せてあります。左端と真ん中の写真は黒松が植えてあるところの植え込みになります。この植え込みの松につきましては、先ほど米澤議員さんのほうからありました、ちょうど今時期なのか春前になるかですが、剪定の時期がございまして、今年度剪定を行いまして御指摘のありました標柱が見えるようにしてまいりたいと考えております。

それから、黒松の下に草がぼうぼうと生えています。そこには当初は平成14年のときには白い玉砂利が敷いてありました。ここに防草シートをかけるのがいいのかどうかということは、黒松でありますのでやはり下のところは白い玉砂利がふさわしいのではないかなと思っています。ただそうするには定期的な管理、草を抜く除草の作業が必要になると思っています。今のところ、玉砂利に黒松が立っているという状況をつくりたいと思っています。

その近辺の植え込みにつきまして、以前から町のほうで除草等、それから花等を植えたりして、管理をしていたこともあります。なかなか管理が行き届かなくて最近では除草をする、草抜きですね、そうしたことをするにとどまっておりますが、御指摘もありましたように、そここのところにも白い玉砂利がございまして。ということで、今ツワブキはどうかというお話もありましたので、そここの辺もちょうど道路の沿線がございまして、ツワブキを植栽するというのも検討していきたいというふうに思っております。

加えて山田土木さん、会社がございまして、それから中座方面にかけまして歩道部分に桜並木がございまして。これも平成14年当時に、先ほど維持管理協定を島根県さんと結んでいるという中に入っております。これにつきましてカズラが桜の木の枝に巻きついたりして非常に見苦しいという御指摘もございまして、これも定期的には管理をして見ばえのいいように、これも管理していきたいというふうに思っているところでございまして。桜並木につきましてはこの秋に、少し前ですが枝、カズラを取り払ったりとか、そういったこともしております。いずれにしても南の玄関口にふさわしい景観をつくっていくということで、定期的には管理してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 先ほどの玉砂利の件ですが、それは確認しております。

玉砂利の下に防草シートが敷いてあるのもわかっておりますが、現在のままでは玉砂利も何も見えたものではありません。玉砂利の件は1回なくしてほかのことを考えないと、とてもじゃない、西の玄関口にならないと思います。よろしく検討をお願いします。

次にですね、中座バイパスのおり口のなごみの里近くを南の玄関口との答弁でございまして、JR津和野駅付近を北の玄関口と今後称するのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 町長答弁にもございましたが、通常私どもは今までなごみの里の方面を南の玄関口と言っていて、津和野駅側を北の玄関口というふうに称しているところで使わせていただいております。北の玄関口はＪＲ津和野駅がございます。この辺については駅前周辺の整備もしてまいりますし、南側のほうでも中座バイパスができることによって県内外から訪れる客がそこを通られると。北と南が整備されて往来が活発になっていくということで、そういうことは随分前から期待をしております、そのときから北の玄関口、南の玄関口というふうに称して私どもは使っております。

○議長（沖田 守君） ３番、米澤宥文君。

○議員（３番 米澤 宥文君） ちょっと反論ですが、私の思う東西の玄関のいわれにつきましては、数十年前ですがＪＲ津和野駅付近の建物の竣工式でここあたりを東の玄関口で、そして当時は青野山荘付近を西の玄関口とある人が言われました。なるほどと思ったんですが、そのまま私はそう思っておりました。日本の国旗の日の丸の太陽は東から西へ行きます。大相撲も東西の力士で分かります。また、関東関西の呼び名もあります。確かにＪＲ津和野駅となごみの里を結んでみますと、津和野駅は方向的には北北東方向、なごみの里は南南西方向となります。東と西がかかわってはおります。ＪＲ津和野駅付近が北の玄関は、観光地のイメージとしてちょっと合わないのではないかなと、まだ確定してないのであればですよ。とても寒く感じます。なぜかそのわけは「北」という字は北海道がつきます。東北、北陸、寒い地方ばかりです。そして北風や北向きの家、これも寒い。さらに、このことを言ってもいいかわかりませんが、北枕という言葉もあります。とてもいい響きではありません。また北東を鬼門ともいいます。あまりいいイメージは与えないと思います。したがって、観光津和野の玄関の名称を確定されるのであれば、今後、今されているかもしれませんが、東西の玄関口の名称、または東の玄関口、また南の玄関口、この両者が私はいいのではないかと。とにかく東を使ったほうがいいのではないかなと思います。北については先ほど言いましたようなイメージが強いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 米澤議員さんに反論をするというわけではございませんが、おおむね北の方向でありますし、南の方向でもあります。行政区でいいますと、駅周辺、私の住んでいるところは「北二」なんですが、行政区は「北」というのを使っているんですね。ですので北がどうのこうのと言われると、ちょっとどうかあるかなと思うんですが、別に「北」と決めてるわけではございませんので、一般的にというところで御理解いただければと思っております。

○議長（沖田 守君） ３番、米澤君。

○議員（３番 米澤 宥文君） 確かに今言われました橋北地区というのがあります。これももう決まった名前ではありますが、名称変更、行政区の変更は可能だと思います。

もしもですよ。そういうことで「北」というのがちょっと観光地には合わないのではないかと思ったので質問をいたしました。

次に、なごみの里近くの町道野坂線と県道萩津和野線交点の植え込みを、地元の町内会が防草シートを敷きサツキなどを植栽し、良好な景観維持に努力をされております。ただし、管理については一個人の方がボランティアでされております。まことにありがたいことであります。今後の樹木の成長も楽しみであります。皆様もそこを通るときには、やはりそれだけ苦勞されておられる個人の方がおられるということを思いながら見ていただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わり、今定例会、11名の質問全て終了いたしました。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日は、これにて散会といたします。御苦勞でありました。

午後2時57分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 29 年 12 月 20 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 29 年 12 月 20 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 130 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 131 号議案 津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 132 号議案 津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 133 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正について
- 日程第 6 町長提出第 134 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 135 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 138 号議案 旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 139 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 140 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)

- 日程第 13 町長提出第 141 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 142 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 143 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 144 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 17 町長提出第 145 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 20 町長提出第 146 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第 1 発議第 4 号 津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会設置決議 (案) について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 130 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 131 号議案 津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 132 号議案 津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 133 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正について
- 日程第 6 町長提出第 134 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 135 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 138 号議案 旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

- 日程第 11 町長提出第 139 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税
の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 140 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 7
号）
- 日程第 13 町長提出第 141 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 14 町長提出第 142 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算（第 3 号）
- 日程第 15 町長提出第 143 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 町長提出第 144 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算（第 4 号）
- 日程第 17 町長提出第 145 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 日程第 20 町長提出第 146 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
2 号）
- 日程第 19 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第 1 発議第 4 号 津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会設置決議（案）
について

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成29年第9回定例会4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、京村まゆみ君を指名します。

日程第2. 議案第130号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第130号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第130号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第130号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第131号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第131号津和野町水道事業の設置等に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この水道事業の設置に関する条例でございますが、給水人口が5,000人を超えるということで、簡水から水道事業に変わるということで、日原地区のほうがそういうふうになってくると思いますが、この簡水と水道事業の関係ですが、何か水質の例えば検査基準、こういったものが水道事業になることで変わってくるようなこともあるのか、あるいはまた業務上、こういうふうになることによって何か変更が出てくるのか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 今回の条例制定によりまして、今、前までで簡水事業が4簡水ありましたものを一つの簡水といいますか、統合しまして5,000人を超しますので上水場になるという形でございます。

水質等、一般の業務の中では簡水、上水になったからといって変わるものではございません。ただ、5,000人超しまして公営企業法に変わる関係上、企業会計の関係、それから集金その他の部分については大きく変わってくるということでございます。水質調査等につきましては、今までどおり、簡水時代も上水になりましても変わらないというふうに考えております。ただ、公営企業法に変わりますと、独立採算制というのが基本になってきます。その辺の関係で、今までは簡水で過疎債であるとか、そういったものを借りられる部分があったけれども、公営企業法になりますと、今のところ過疎債も使えないという状況の中で、一般会計からの繰入金、そういったものが基準内繰入金の部分については交付税の中で見ていただいておりますけれども、基準外につきましては、水道事業の中である程度賄っていかなくてはならないと。ただ、町長の判断によりまして、基準外繰り入れについても認めてもらえば一般会計からの繰入金もできるわけですが、そういった部分である程度規制がかかるということでございます。

それから、会計上につきましては、全て今度は会計管理者が、今度は環境生活課長が出納の管理者になります。その関係上、今度は出納室で今まで歳入歳出を行っていましたが、会計上の管理は全て環境生活課長が責任を負って実施するという形でございます。

それから、地方自治法、また公営企業法に変わりますと、あらゆるものが水道管理者であります、今回の条例では町長がその水道管理者という形になりますけれども、水道管理者の責任のもとで行うという形になります。

大きいところでは、市なんかは水道局長という形で、水道局が一つのものとして賄っておりますけども、津和野町のような小さいところですので、一応町長が水道管理者という形で、今まで納付していただいた水道料金につきましても、今までは町長に納付していただいていたものが、水道管理者に納付するという形、そのようなことが変更になります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、確認させてください。第6条の賠償責任の免除の部分なんですけれども、以前、議会の中で専決処分の賠償額が100万円になったと思うんですが、この10万円というのは、その100万円とはかかわりが出てくるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 公営企業法に変わりますと、条例で定めない部分については議会の議決が必要にならなくなるということでございますが、一応専決の部分につきましては、6条の中で賠償責任等についても掲げるということでありまして、一般の部分については100万という部分ございましたけども、水道についてはこういった形で条例で定めて、議会の同意を求めた中で実施をしていくという方向にしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 現在、人口減が続いておりますが、これが5,000人を切ったときには、どのようなまた対応になるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 人口が減少しまして、5,000人を給水人口が減った場合には、水道事業にはなりませんので、また簡易水道に戻るといった形でございます。

ただ、総務省の考え方としましては、独立採算制を考える中で、会計は公営企業に基づいた会計の処理という形で、吉賀町の場合、ことしの4月に公営企業法に基づいた会計処理を行っておりますけれども、あそこは5,000人超していませんので、簡易水道のままで実施をしているというのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第131号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第131号津和野町水道事業設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第132号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第132号津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、4条についてなんですけれども、基本的には見た目には環境生活課、内部でいわゆる公営企業ができるという格好なんですけど、この管理職手当という部分については、これは指定するものについてとあるんですけれども、指定がなされるのかどうなのか、される場合はどういうふうな形になるのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 基本的には一般職員と同様でありまして、この条例では給与等の設置ということでございます。

4条の管理職手当につきましては、一応公営企業法であります、今までは町長でありましたけれども、水道管理者ということでございますので、水道管理者がその管理者を指定をして管理職手当を与えるという意味でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第132号津和野町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第133号

- 議長（沖田 守君） 日程第5、議案第133号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。
- 議員（2番 川田 剛君） 済みません、何号かわからないんですが、今一つあいていると思うんですけども、この住宅というのが25年住めばいただけるというような内容だと思うんですが、この場合、新たに入られる方というのは、もう既に新居ではなくて中古といいますか、一度誰かが住まれた後のものになると。この場合というのは、どういうふうな取り扱いになるのかをお尋ねします。
- 議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。
- つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御質問でございますが、今回木部平野団地のうちの2号棟、道路に面して1号棟、木部方面に向かって2号棟、それで奥が3号棟ということになりますが、2号棟に住まれた方について、12月11日付で明け渡しというか、退去の申し出がございました。私どもは、このつわの暮らし推進住宅をつくった際も、いろいろ議員の皆さんから御指摘や御質問を受けておりますが、今回、昨年建設をしております。その昨年建設をしたときから25年というところで譲渡ということにしておりますので、今回、今から公募をかけて、おおむね4月1日ぐらいから入っていただくように今から公募をかけますが、それで入居された方につきましては、入居期間が前の人が住んでいた期間を、要はプラスしてといいますか、そこから25年ということですので、今1年幾らかたっていると思いますが、24年、23.5とかと、そういうふうな形の中で譲渡していこうという考え方でこの物件については設管条例を定めて、設置当初の説明もそういうふうに行わさせていただいているということで、今から公募をかけるということで、条件的にも小学生以下というようなところも含めて、どういったことになるか、私どもとしてはホームページ等、チラシ、あるいはそういった情報媒体を使ってこれについては公募をかけていって、なるだけ4月1日にはその2号棟、あいたところに入れるように努力をさせていただきたいというふうに考えております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。
- 議員（6番 丁 泰仁君） 今の質問です。25年満期で、それから途中で出ましたら25年に対する残期間が満期ということですね。そうしますと、これは今木部の問題ですが、ほかのところは、青原とか今まで建っている、そこも同じような形になるわけですか。それぞれの場所によって価値観が違いますからね。10年でも新品同様の価値を維持できるところと、それから10年たてば下がるところといろいろありますからね、非常に複雑な問題はらんできますよ。
- 議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 現状、今、左鐙、青原、そして木部のひらの団地ということで、3カ所に建築させていただいております。

私どもが入居を希望された方に対して面接をさせていただきます。25年は当然住んでいただけるということの中で、地域の方々と一緒に、誰を入居させるかという判断をしながら入居していただいている経過がございます。

建物については、ある程度の予算額というのをしっかり持った中で、建物については同じような同様の基準の中で、この3地区についても建設をさせていただきました。土地の形状、あるいは土地の状況によっていろいろ予算的には膨らんだところもございますが、この建物については同じような基準の中で建設をさせていただいているということで、先ほどの残期間というところの部分については、どこの地域での建物、物件についても、当然同じように当てはまるということで考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第133号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第134号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第134号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第134号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第134号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第135号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第135号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第135号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第135号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第136号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第136号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第136号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第136号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第137号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第137号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 人事院勧告によるものということで、今までもたびたびこうやって給与について改正がなされておりますが、そのことに反対という意味ではなくて、ちょっと確かめておきたいと思いますので、教えてください。

人事院勧告があったら、必ずその勧告どおりに何%とかいうものを上げないといけないのかということ、ちなみに、今回の昇給分の合計額はどのぐらい全体であるのか、その財源は交付税から裏づけされておいてくるものなのかを聞かせてください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。

給与の条例改正に伴う人事院勧告制度についてでございますけれども、今の公務員の給与のシステムが国、人事院勧告に基づいてそういった条例等が整備されるということでございますので、地方公務員、我々についてもそういった制度改正の準拠に基づいて給料の改正を行っているということでもあります。

絶対にやらなくてははいけないかということでもありますけれども、今までのこの経過的なものを見ておきますと、そういった方向性で改正が行われております。

それと、あと今回の影響額といいますかにつきましては、給料の改正で一般職は59万8,000円、それと期末勤勉手当につきましては421万2,000円が影響分ということになっております。

それと、交付税部分につきましては、該当なく一般財源ということでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。町長。

○町長（下森 博之君） 人事院勧告と本町の職員の給与の関係でございますけれども、基本的には毎年職員組合と私どもとで交渉をしながら決めていくということでございます。組合交渉をする前提において、基本的には人事院勧告をお互い尊重する方向で、合意に向けて話をしていこうということをお互いに大前提に取り決めているという中で、毎年毎年人事院勧告が出ますので、それを尊重しながら話を進めているということでもあります。

ですので、今回は人事院勧告が昇給という形で、上がっているという状況での勧告が出ておりますけれども、当然下がる場合も出てくるわけでございますので、それはそのときにまた組合交渉の中で、人事院勧告を尊重するというお互いの思いの中で、また話

し合いをしながら合意に向けてお互いが理解を深めていくという流れになっているところでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第137号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第137号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第138号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第138号旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第138号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第138号旧日原町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第139号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第139号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先日説明のときに、今現在この項に該当する企業は津和野にはないと説明をいただいたんですが、どのような企業が該当するのか教えてください。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） この不均一課税の条例ですが、条例の第2条のところに、括弧で法第17条の2第1項第1号の規定する企業ということがあります。それと、その下には17条の2第1項第2号に規定する企業とありますが、第1号に規定する企業というのは、東京23区にある本社機能に移転する移転事業が該当します。それと、第2項に規定する事業というのは、地域にある本社機能を拡充した場合にこの不均一課税の該当になるということで、津和野町の場合、こういう企業が今のところありませんので、該当しないということになります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第139号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第139号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第140号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第140号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番。

○議員（4番 岡田 克也君） まずは、企画費であります。企画費のところ、20ページ、21ページのところで修繕費が上がっております。これは、ペンション北斗星のテナント変更に伴う修繕料608万7,000円でありますけれども、9月で今ま

でペンション北斗星をやっていた方が出られまして、今益田のほうでレストランをやられておられるわけでありませけれども、その後、不在ということで、その修繕料だと思うわけでありませが、先般もケーブルの放送でもその後の実際にやっていただけの方の応募等がありませが、このことをどういふうに今後考えていくのか、この修繕といふのは多分その間の中で、あちこち傷んだところの修繕料だと思ひませが、その内容について、今後のスケジュールとともにお聞きしたいと思ひませ。

そしてもう1点でありませが、32、33ページのところの下から2行目、障がい者施設通所費用補助金9万6,000円でありませが、何となく読めば障がい者が施設に通所する費用だといふことの補助金だといふことはわかりませが、これからの3月末までの予算だと思ひませが、どのように何人ぐらいで計上しているのか、そういうところを内容をお聞かせいただきたいと思ひませ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ペンション北斗星の関係でござひませ。

まず、修繕料のほうから御説明をさせていただいたらと思ひませ。この608万7,000円の内訳でござひませが、まず最初に、厨房関係の修繕を行うといふことで、この金額が341万8,000円といふことでござひませ。水切りつきシンク等調理台、あるいは冷蔵庫、ガスコンロ、そういった部分が経年劣化といふことで相当傷んでおりませるので、その辺については取りかえを行うといふことで、この金額が341万8,000円でござひませ。

それから続きまして電話の機器でござひませが、この電話の機器がフロントのほうから各部屋につながるようになっておるんでは、これがまた故障をしておりませして、この部屋からフロントのほうに電話ができるように、電話機等の取りかえを行うといふことで、これが102万6,000円です。

あと、客室関係で修繕を予定しておりませ。ここの立地が結構湿気も多くて、なかなかカビが生えたりといふようなところで、1日中除湿器を回さなければならぬような状況の中で、相当傷んでいるといふことで、この客室等に係る修繕が163万6,000円といふことでありませ。

加えて、次ページにありませ委託料でござひませが、ペンション北斗星維持修繕等業務委託料といふ、これ55万といふことでござひませが、これがペンション北斗星のハウスクリーニングといふことで、入る前のところでクリーニングを行うといふことで、これについてはシルバー人材センターのほうに委託を行うといふことで予定をしておりませ。

公募につきましては、議員さんが今御指摘になられませように、今ホームページ上でもケーブルテレビでも公表させていただいております。1月の24日までにこの申請をしていただきませして、2月中旬ぐらひに決定をさせていただきたいといふことで今公募をかけているといふことでござひませ。問い合わせも数件いただきませしておりますが、こ

の公募状況については今手元に資料がございませんので御説明できませんが、今公募期間で、4月1日から新しい方に入っただいて営業開始させていただきたいという形の中で補正予算を計上させていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 2番目の質問であります。今回障がい者施設通所費用補助金ということで、これにつきましては、この4月より津和野町障害者センターにおいて、つわの清流会のほうで障がい者サービス事業が始まったところであり。ここに町内の方で今通所されておられる方で、送り迎え等も事業所がしているところではあるんですが、御自分で来られる方につきましては、バスの便もいいということで、町営バスを使っておられる方があります。この方につきましては、町営バス御存じのとおり片道200円になります。往復使いますと400円。事業所自体のB型作業所というのは、賃金をお支払いするところではなくて、これは最低賃金免除がされています事業所ということで、大体1日のその方の工賃という言い方をするわけなんですが、これが大体500円とか600円ぐらいで今分配をしておるところであります。

そういう状況の中で、町営バスを往復で利用された場合には400円実費で出さんといけないということがあつたりします。町内の事業所に限って、町内の方に限りその障がい者施設への通所費用を補助をするということでもあります。

計算方法につきましては、今現在4人程度、これは津和野側のつわぶきの里のほうにも、今、木部のほうから町営バスで行っておられる方もおられるわけなんですが、その辺を合わせまして、今のところ見込みは4人程度の、一応20日マックスで計算していますけども、月20日通った場合の3カ月分ということで今回の補正に上げさせてもらっております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） ペンション北斗星については、以前管理していただいた方が料理も大変上手で、そして対応もよかったということで、いつもさまざまな旅行関係の評価も非常に高いものでありました。そういうところから、年間通じてリピーターもたくさん来ておられたと思いますが、今回は町内だけに限っておられるのか、また全国で公募しているのか、そういうところもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 全国公募ということでもあります。できれば、町内の企業の皆さんでお考えいただきたいということもございしますが、やはり今回プロポーザル方式ということで、提案を受けて決定をするということになっております。その提案内容の審査については、ペンション北斗星、株式会社津和野開発が指定管理者となっておりますので、株式会社津和野開発と連携をして決定をさせていただきたい。前おられた方もじゃらん等のそういったネットワーク等も利用しながら誘

客していただいたという経過もございます。議員御指摘のように、そういった方で、私どもプロポーザルで審査をさせていただきますが、該当できる方を今強く望みながら、公募の状況を見ているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 感触は。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 感触は、今8件程度伺っておりますので、実際出るか出ないかというところはあるのですが、期待もしているところですので、1月24日までにはそういった部分について出そろうということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 59ページ、商工費ですね、委託料ですね。ちょっとこれ、駅前のロータリーの関係ですか、4,947万6,000円ですか、ちょっと大きいので聞いてみますが、これは設計業務委託料でしょうか、これ何社、1社でこれを行っているのか、それとも何社に区分けされているのか、まずそこを聞きたい。それから、町内の事業者なのか町外なのか。それから、今随分工事がどんどん出ているんですが、設計委託料というのが工事に匹敵するぐらい太くなっているから、どうなっているか。それで、大体今何%なんですか。総工事費に対する設計業務委託料というのは大体何%とあると思うんですが、それ大体どれぐらいなんですか。それをちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘の部分について、確かに何か大変高額に及んでおるといふところがあるように感じるのには自然なお考えかなというところはございます。

この点につきましてですが、主な部分が津和野駅舎整備設計業務委託料ということで、駅舎になります。この駅舎というのが、どうしてもJRさんの運行に関連するところがありまして、JRとすると、そういったところを修繕するとなると、どうしてもやはりJR関連の業者さんのほうに設計のほうを委託して、万全を期してほしいということがどうしても交渉の中に出てまいります。

当然、こちらとすると町内及びいろいろそういう過程で安価に抑えたいところではございますが、こればかりは、そちらからのそういった条件とまでは申しませんが、お話が出てまいりますので、なるべく運行に関する部分については最小限に抑えたいというふうにもこちらも思っております。なるべくお金をかけずに駅舎の改修をこちらの思うものにしていきたいとは思っておりますが、そのあたりがございまして、大変そういう部分でまだ、これはどの業者ということは決定はしておりませんので、あくまでも予算でございますので、そういうことを想定して、一応予算化をさせていただいておるところでございます。

なお、工事費に対します設計料の一般的なパーセンテージというものにつきましては、ちょっと私もなかなかそのあたりの実務がちょっと詳しくないので、私のほうからちょ

っと十分な知識を持っておりませんので、申しわけございませんが、お答えができないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今の部分、建設課長、このことに関するじゃなくてもいいですから、一般的に工事費に対して、大体設計料というのは何%ぐらいなんですか。5%とか何とかいろいろありますよね。大体御存じのところによろしいですから。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 工事のほうは、土木工事とかにつきましては直営でやっておりますので、我々職員でやりますので、それはお金はかかりませんが、ただ、そこに至るまでにコンサルさんに委託をして、図面を書いてもらったり測量してもらったり、そういったお金はかかりますが、これも押しなべて何%になるかということはこちらと言いたいところもあります。

それから、建築に関しては、建築士さんのほうに設計監理の委託をします。これは、パーセンテージがちょっと私、定かではないので、5%とかそういった数字になろうかと思いますが、そういったことになります。

ただいまの津和野駅舎の関係については、先ほど商工観光課長が述べておりますが、これも幾らになるかということは、ちょっといろんな条件があると思っておりますので、何%という数字にはあわせないものがあるかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） いいですか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） ちょうど質問しようと思ったところでしたが、ハード事業に対しては入札等で、こちらとしては予定価格というふうな格好の指定があるかというふうに思っていますが、この委託料、ソフトですか、これに関してはそういったこちらからの一つの段階を踏むといえますか、基準をつくるという、こういった対応というものはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 工事関係につきましては、指名競争入札、一般競争入札というふうな中で、設計自体も町のほうなり設計士さんをお願いして設計額を積み上げています。

いわゆる今の業務ですね、業務委託につきましても、指名審査会等で審査をして、その業者さんのほうに依頼をする、入札の依頼をすると、依頼といえますか、指名をするというふうな流れで今進めております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君、今の説明でいいですか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 委託料等については、指名審査会で決めるということによろしいんですか。業者そのものを。金額についての条件的なものはないというふうに理解していいんですか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 設計につきましては、今総務課長が指名審査会、最終的には指名審査会で入札の指名はしますけども、設計に関しましても、水道に関しましても下水に関しましてもですが、ある程度の業務で、この調査をするためには何人役、工人が何人役要るかとか、そういった部分で積算をして、公共事業の県の単価であるとか、そういった単価をその人役に掛けて設計委託に関しても設計をすると、それで金額をはじき出して入札をするという形になっています。

それと、先ほど観光課長のほうでJRの関係でという話がありましたが、今下水のほうでも稲成丁の下水の工事のある程度の企画なり、設計の調査をしているんですけども、稲成丁は陸橋が渡っております。あの下をくぐる部分については、一般の企業の設計はできないと。JRに言わせると、JRの関連の設計士でないと設計はさせないということがありまして、うちの場合、下水ちょっと通るだけなんですけども、大体10メートルぐらいの長さになるんですけども、その設計に関しましてもJRからはJRの関連会社が設計しないと認めないということで、どうしてもJR関係に関しましては、金額が一般の企業よりも高くなっていくというのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 57ページですが、観光費の工事請負費ですね、2,999万3,000円、これ、Wi-Fiですね、ちょっとこういう関係大変苦手なんで、ちょっと教えてください。

これをやることによって、まず最初に、どういう工事をやられるのかということと、これをやることによってどういう効果があるのかということと、これ第1期工事ということで、1期ということになっておりますが、この1期についてはどの範囲をやられて、それから次の2期、3期とかもあるのかなと思っておりますが、そういった計画についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 草田議員からの御質問でございますが、まず今回のWi-Fi工事というのが、第一義的に、とにかく例えば津和野駅に来られたら、駅からずっと本町通りや殿町に向かう、観光スポットに向かうところで、ポイントポイントである一定のいわゆるパスワード等を入れるということになると思っておりますが、を1回やっていただくと、そのポイントに行けば、もう自動的につながると、フリーでWi-Fiが使えるという状況に持っていきたいということです。フリーでWi-Fiというのは、いわゆるスマートフォンあたりがインターネットにいつでもつながることができる、例えばそこで写真を撮ったものをすぐにインスタグラムに上げるとか、SNSで発信ができたというようにすることもできる。また、外国人の方がいろんな情報を手に入れる部分でも使えると。いわゆるフリーWi-Fiの状態をある程度面的に捉えたいという考え方で、今回整備をさせていただくということになっております。

財源的な問題としまして、今回防災系の財源が国の補助事業を導入をしておりますので、やはりそこで防災的な観点からのストーリーを構築する必要があります。そういった部分でいくと、どうしても公的施設とか、その片一方で文化施設とか重伝建地域を面的に捉えることは、そのように捉えてもらっていいということはお話をお伺いしておりますが、そういった部分で、若干そういうストーリーに沿った形になりますので、そういったものがないところにつくるといえるのは、なかなかちょっと難しい事業で、この事業についてはなっております。

防災の観点から整備をしますので、ある意味防災情報、いざというときには、非常事態のときには、観光客の方に対してインターネットを通じて防災情報も提供できますよという環境整備をしようということになります。という観点でやります。

具体的なアクセスポイントとしますと、まず局舎としまして、センター機能を津和野町役場の津和野庁舎に設けます。津和野町役場津和野庁舎に設けます。それから、アクセスポイントが津和野町観光協会、津和野町日本遺産センター、津和野町商工会館、津和野町役場津和野庁舎、津和野体育館、津和野町郷土館、森鷗外記念館、それから少し飛びますが鷺原八幡宮と、公の施設、史跡、文化施設、美術館とかそういったものについては対象になるということで、そういった部分に設備をいたします。

それと、各アクセスポイントで、どちらかといいますと屋外に向けて発信をするという形で、その周辺に行くと自動的にWi-Fiがつながるという形で整備をさせていただきたいということでございます。

今回、第1期工事ということでございますので、今後財源、また財政上のいろいろな問題をいろいろクリアした上で、可能であれば、次年度以降も第2期ということで、さらにエリアを広げていきたいという思いでございます。具体的な次のエリアについては何点か候補地はありますが、今の時点ではまだはっきりしていないと、まだ決定はしておりません。そういうことで、ことしの段階では8ポイント一応予定をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 25ページの定住対策事業費負担金補助及び交付金で、若者定住促進対策奨励金74万の対象人員と、定住支援体制強化補助金、これはどんなものかちょっとわかりませんので、空き家活用助成事業補助金21万ですが、この内容と、それから56ページ、商工振興費の工事請負費、日原にぎわい創出施設整備工事の土蔵工事大規模改修に伴う450万円、これは現在進んでいる土蔵とはまた別物でしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 25ページの負担金補助及び交付金の定住関係でございます。それぞれ御説明をさせていただいたと思います。

まず、若者定住促進対策奨励金でございます。これは、転入、あるいはU I ターン、出産、そういった部分での補助金でございますが、今回、当初予算が297万5,000円ということで計上させていただいております。今までの交付実績でいいますと、交付実績に比較して74万円ほど不足するということになるんですが、今転入の奨励金が16名、それからU I ターンの奨励金を交付したのが19名、ふるさと就労が1名、こいこい祝い金が7名、出産祝い金が10名ということで、このうちU I ターンに係る部分の当初予算の件数比較をいたしますと、これがほぼ倍の件数、当初予算で見込んでいた件数というのが8件ということで見込んでおりましたが、今現在19件ということで、こういったところの金額の見込みのところを実績と比較いたしまして、補正予算として74万円計上させていただいたということでもあります。

続きまして、定住支援体制強化補助金でございます。これにつきましては、空き家の改修に係る100万円が上限として、2分の1の補助をしておりますが、50万円の補助ということでございます。

当初予算が500万ということで今回お認めいただいて交付しておりますが、現在申請済みの額が444万9,000円ということでございます。残りが約50万程度ということでございますが、現状的には、今そういった申請中というようところで把握しているのが7件ございます。五七、三五ということで350万ということになりますが、それ、今回の申請済みと、今から申請されるであろう7件分の350万という数字を差し引きしまして、不足額として294万9,000円の補正をさせていただくということでございます。

最後の空き家活用助成事業補助金でございます。これは、家具等を片づけるというか、片づけに要する経費を補助しているということでございまして、交付額は上限額5万円ということでございますが、これが当初予算では今50万計上させていただいております。申請済みが今21万円ということでございます。5件の21万ということでございます。

今後、先ほどの空き家改修の補助金でも350万という数字を出しましたが、今回そういったところで、片づけに要する経費も10件50万円程度かかるものと予測をしております。そういった関係の中で、当初予算から申請済みの21万100円、見込みの50万を引いた残りということで、21万1,000円、12月補正で計上させていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 57ページの工事請負費450万につきましてですが、同一の蔵でございます。以前、一回現地を議員の皆様にも工事中にごらんをいただいたときがあると思うんですが、特に山側の蔵の改修なんですが、これが古民家改修の難しいところございまして、土壁をとってみると、支柱がかなりひどい状況でございまして、なかなかまともな柱がシロアリ等でなかったような状況があります。

これは、やっぱり古民家改修という事業の本来の目的もございまして、新築をというわけにもまいりませんので、いわゆる工法的には、かなり難易度の高い釣り上げて、その間に柱をついで、さらに補強をするというような、いわゆる家上げというか、そういう工事をする必要がございまして、そういう必要性が出てまいりました。そういう部分での変更増ということでお考えをいただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 4点質問します。

18ページの一般管理費の旅費ですけれども、あと3カ月で今年度終わりますが、72万2,000円というのはどのような使い方をされるのかということと、20ページの企画費で、委員報酬が513万減額になっていますが、これは何がどういう内容かということ。それから33ページの社会福祉法人つわの清流会貸付金500万円ですけれども、前回全員協議会で説明のあった折には、まだ貸付金の規定とか、要綱とかいうものがないということでした。準備していくような話だったと思うんですけども、その辺はどうなっているかということをお伺いします。

それと、56ページ、商工振興費の日原にぎわい創出拠点づくり事業の委託料で、イベントスペースの実施設計業務の委託ということで515万円予算が上がっていますが、内容的に何か方向性とか決まっているのかということをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 19ページの旅費ですかね、72万2,000円。

旅費の増額につきましては、今年度におきまして、いろいろと出張の旅費の事由がふえたということで、主に島根県人会とか、各地域でそういった県人会が開催をされておりまして、そういった御案内が各地域からことしは多数いただいております。そういった部分に町長、副町長が出張に行くということで、そういった回数がかかりふえておるとのことでの増額になります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 21ページの委員報酬513万9,000円の減額でございます。

これにつきましては、まずファウンディングベースで当初配置を予定していた職員数、これ2名になりますが、この方々が来られなくなったというところで、設置をしなかったところの部分が報酬として128万4,800円ということでございます。残りの部分につきましては、ふるさと納税で2名分をファウンディングベースに委託することで確保する予定でございました。このふるさと納税につきましては、ファウンディングベースの契約も当初4月から行う予定でしたが、9月からということで、半年間ずれたというところと、このふるさと納税に係るファウンディングベースの地域おこし協力隊2名というところの配置が、こういった半年ずれたことによって不要になったとい

うことで、現在このふるさと納税の2名分については採用しないという方針の中で、残りの部分については金額的に不用額として落とさせていただいたということで、2つの要件を合わせまして513万9,000円減額をさせていただいたということでありませ

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 33ページの社会福祉法人つわの清流会の貸付金500万ということですが、先般の11月の全協で御説明させていただきましたとおり、要綱につきましては、本日のこの議会で予算が通ることを見越しながら、要綱を今制定したところであります。前回の全協のときにお話しさせていただきましたように、限度額は500万、利息はなしということで行っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 日原にぎわい創出拠点づくりのイベントスペースの実施設計でございますが、これにつきましては、まだ現在工事、もう少しで蔵も、若干12月、1月に入るかもしれませんが、蔵の部分完成しましたら、あの周辺、古民家側につきましては、もう修景の工事に入りまして、最終的にもう分割して使える形にもって行って、なるべく早く実証実験を含めて使い始めたいという思いであります。イベントスペースと言われるのが、いわゆるカフェ棟とトイレ棟ができる川側のほうから図書館棟へアクセスする部分の造成と修景ということになると思います。ここも地形的にくぼんでおりますので、あれはある程度なだらかなスペースにして、身障者等の車椅子等も入れるなだらかなスロープもつくったりという形で、要は芝生になると予定はしておりますが、その中である程度遊んだりもできて、カフェ棟の1階にアクセスできるようにしていこうと。カフェ棟の1階部分がある意味多目的に使える、余り大きいスペースにはならんかもしれませんが、多目的に使えるような形で、子供さんが遊んだりとか、喫茶の一部としても当然使えるんですが、それとプラスチック何とか図書館側からも見ても十分見通せる位置になると考えておりますので、そこをステージ機能を持たせたいと思っております。前にフローリングを張り出した部分を含めてステージ、神楽ができたり、バンドの演奏ができたりとか、そういった形にも使える形になると。そうすると、そこへアクセスするなだらかな部分が観客席として使えたりということで、前々から申し上げておりますように、堤防道ですね、堤防道や、またお隣の扇町駐車場や、図書館棟の前あたりも広くイベントとして使えるということで、そのあたりを一体的に植栽等も考えて修景をしていきたいと、そのための実施設計ということになっております。

そういうことで、おおむねの計画は基本設計、何度かレイアウトをお見せしておりますが、そういったものに沿って進めてまいりたいという思いではございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほど、社会福祉法人つわの清流会の貸付金について、要綱を定められるということですが、町内、ほかにも社会福祉法人があるわけで、一般質問でも言いましたけども、老人福祉についても資金ショートが今後起こるようなところもあり得るところで、その要綱が今回のことに限らず、やっぱり、もしほかのところそういう要望があった場合に、そういうことに対しても対応していくような要綱になっているのかということをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） この貸付金の要綱につきましては、それぞれの事案について一つの要綱という形になっていますので、今回につきましては、あくまでも社会福祉法人つわの清流会に対する貸付金の要綱、今後、もしそういうふうに他の社会福祉法人、介護施設なんかの資金ショートについての御相談を受けて、それが一時的なものであるとか、そういうことであるということで、町として資金繰りのためにということでお金をお貸しすることを決定した場合には、その時点でのその相手方に対する貸付金の要綱をまた定めるという形になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 73ページの工事請負費の中で、教育諸費のその中で、空調設備未設置校への空調設備設備工事1億3,000万円でありますけれども、これは津和野小中、日原小中であると思いますが、おおよその工事の概要をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、岡田議員さんからの御質問ですが、御指摘のとおり、青原小学校、木部小学校についてはエアコンは設置してあるという形で、津和野小学校、津和野中学校、日原小学校、日原中学校に各教室、ランチルーム等にエアコンを設置していくという形になります。津和野小学校に対しては、現在18台の予定です。中学校が17台、日原小学校が14台で、日原中学校が20台、今合計で69台の予定になっております。キュービクルについての整地という予定になっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、歳入です。13ページ、貸付金元利収入の社会福祉法人つわの清流会で、これ500万円の収入で上がっているんですが、これは今年度返してもらいからもう入れているのか、それとも別の、以前28年に出した1,700万円のうちの何か返ってきたのかを。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これにつきましては、今、京村議員にお答えしました要綱の中で、貸付期限が年度内ということになっています。このことも11月の全

協のときにちょっとお話をさせてもらったと思うんですが、一応年度年度で一旦お返しをいただくという形の中の出ていく500万を、ここで一応歳入のほうに上げておるとい形になっています。

○議長（沖田 守君） ほかに。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 先ほどの73ページの工事請負費の関係で、一つは小学校への特別支援教室の設置に係る改修工事費1,695万6,000円もこの中に入っていると思いますが、これは新たに対応されることだろうというふうに思いますが、現在の施設の中ではやっぱり無理であったからこういう改修をされるのかと思いますが、ちょっとこの実態についてお聞かせをお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 日原小学校校舎改善箇所については、手も足も不自由という形がありますので、各部屋の段差解消、それからトイレ、シャワーユニット及び脱衣所を設置したり、それから手すりの設置、あと給食受け入れ室というところがありますが、電気、給水、給湯、汚水の排水設備を設置という形を予定しております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 特別支援教室は、新たにこれ設置をされるということで改修をされるということですね。これ、今まではこういうことはなかったが、新たにこういうことは対応していくということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 新入生のための設置です。ですので、今まではありません。肢体不自由の方の入学のための準備です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ことし、新年度ですね、来年度、新たに入られる新入学の児童のため、それで、今までは肢体不自由の学級というのは日原小学校のほうにはございませんで、体が若干不自由ということで、それに対応したような設備を改修をするという形で今考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 52ページの林道費の関係であります。林道笹山山入線の関係で、工事請負費として750万計上されておりますが、例の竣工できてないところのり面の工事であろうというふうに思いますが、これの利用できる今度の竣工時期、これはいつをめどにしておられるかどうか、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 林道笹山山入線でございますが、今回の補正で750万計上させていただいておりますが、落石がありますので、これについて、8カ所ございますが、その落石があるのを待ち受けて、道路に出てこないようなフェンスを張るといことでの工事を750万かけてやろうと思っております。これができますと、

年度末のところで対策工事を終えたいなというふうに思っておりますが、それができた後、さらに寺田から笹山にかけての林道笹山山入線は、ほかでも落石があるかもしれないませんが、安全をやっぱり確認して、ちゃんと通行ができるようなそういった状態を見ていきたいと思っております。ことし3月には開通式を予定をしておりましたが、落石があるということで、全面通行どめという状態に今なっております。今回その落石対策の工事をさせていただいて、安全に通れるようにまずしていこうということで、できましたら、安全に通れるということが確認できましたら、また開通式延期という形にしておりましたが、これもちょっと開通式をしなきゃいけないなというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 21ページのペンション北斗星の修繕のことで、もうちょっと確認しておきたいなと思ったんですけど、厨房とか冷蔵庫とか客室をいろいろということは、かなり雰囲気が変わると思うんですよ。それで、新しい引き受けてくださる方が、これから公募で決まりますけど、その方といろいろ話しながら、それを設置したり修繕したりされるのかな、それとも、もうやってしまってからこんなところに入りませんかという形になるのか、やってしまってからだと、その次受けられる方が、いや、こんなんは嫌だなというのが出たりしないかなという不安があるので、その辺どうされるのかなというのが一つです。

それから、次、41ページ、不妊治療のところなんですけど、女性会議のほうで提案を委員さんがされていたのを受けてこれをされたと思うんですけど、その内容をもうちょっと詳しく、どういう治療に関してどのくらい、どういう補助をされる予定かというのをお聞かせいただきたいなと思っております。

それから73ページ、先ほどからも出ていますが、エアコン、すごい待望のエアコン、子供たち熱中症になるんじゃないかと思いつつも頑張ってきたわけなんですけど、エアコンをつけると、電気代がやっぱりかかってしまう。今の灯油代とかでも、冬は暖房で灯油代を使っているんで、それがエアコンにもしかわるとなれば、その電気代とどういう関係になるのか、少なくなるのか多くなるのか、また夏は絶対もう電気代が上がるので、今の灯油代だけでも学校のほうはもうこれだけしかないから、ちょっと我慢してねみたいない感じで、一生懸命節約しながら使っておられる状態なんですけど、その辺、電気代をきちんとつけることができるんだろうかという、エアコンのほうに。という不安があるので、その辺を教えてください。

それと、青小ののり面の工事なんですけど、たしかフェンスをかえるときに、あの辺きれいにされたんですけど、もう一回またいろわなきゃいけないというのがちょっと不思議なんですけど、その辺のいきさつを教えてくださいなと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の修繕につきましては、要は必要最低限といいますか、現状のものを、今ふぐあいが起きているところを修繕するということであります。

まず、厨房等につきましては、流し台等なかなか使えないと、コンロ的な部分も黒くなって、油がものすごくついて使えないようなところを取りかえていくということと、電話機についても、これはつながらない状況に今なっているということで、それを部屋とフロント同士でつながるようにしていくということ。あともう1つ、客室の修繕等行っておりますが、これも内壁の、要は壁紙を汚れている部分を張りかえていくというような、現状の仕様の中でそういった部分については修繕をしていくというのが基本的な考え方です。

私どもとしては、やはりそのペンションをどういうふうにしたらお客さんに活用できるかというのは、入られた方がいろいろお考えになることだろうと思いますが、この施設面に対して、例えばここをこういうふうにしたほうが良いというようなことは提案を受けて、そういった財源的なこともございますので、現状的には今あるものをリニューアルといいますか、現状に改善をさせていただいた上で活用していただくというような方針の中で公募させていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 41ページの不妊治療の助成金についてですが、これにつきましては、議員おっしゃられるとおり、今年度女性会議等行いながら、そういう中で出てきた意見として、一般不妊治療についての助成はこれまでも本町もあるわけなんですけど、特定不妊治療についてはいかがかというお話があったところです。これにつきましては、来年度の新年度からという考え方もあったんですが、要望もあつたり、やっぱりその女性会議のほうからそういう御意見があつた、かなり緊急の課題として町としては受けとめまして、今回の補正に上げさせてもらったところです。

これにつきましては、一般不妊治療というのは、いわゆるタイミング療法であつたり薬物療法、あとは御存じのとおり人工授精というものが一般不妊治療になるわけですが、なかなかこの段階で妊娠ができない場合には、そのワンステップ上の特定不妊治療という形になります。これは何をするかというと、体外受精ということになります。こうなってくると、かなりお金が数十万単位でかかってくるというところで、以前もちょっと説明させていただきましたが、県内では島根県のほうが1回につき上限15万で特定不妊治療の助成を行っているところなんですけど、今も言いましたように、この体外受精1回が病院によつたり年齢によつたりしていろいろ違うわけなんですけど、最低でも数十万円かかる。1回じゃあ受精ができるかといいますと、それができる可能性も必ずしも高くないと、そういう中で数回行われる方もおられるということがあります。本町は、この助成は何もなかったもので、県内の多くの市町村が、県の補助の上乗せ分としてこの特定不妊治療の助成分を持っています。それに合わせるわけじゃないですが、金額も

市町村別々なんです、本町としましては、県の助成金の上乗せ分として1回15万ということで、とりあえず該当者が特定不妊治療のほうの補助がこれまで年に1件、2件あるぐらいです、その上の段階の特定不妊治療ということになると、そんなに件数はないと思いますが、今回の補正の15万というのは、その1回上乗せ分の1人分という形で3月までです、申請あるかどうかわかりませんが、上げさせてもらっているというところです。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） エアコンの電気代のことではありますが、実際に使ってみなければわからないところがありますが、冬は石油ストーブと併用していくという形になりますし、設計士さんともお話をさせていただいておりますが、新しくキュービクルをつけてやると、今の電気料とそんなに変わらないのではないだろうかという話はしております。

青小ののり面のことについては、前々から青小の歩道側のほうののり面について、いろんな策をしてくれておりましたが、どんどんどんやせて下に落ちてくるという、歩道側に土砂が落ちてくるという形がありましたので、今回張りコンをして土砂をとめようという形で、今建設省とも協議をしているというところです。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 2点ほどお聞かせいただきたいと思いますが、ページの新しいほうで57ページの商工振興費の負担金補助及び交付金ということで、商工業の事業後継者支援事業補助金ということで、財源は基金を繰り入れるということかと思いますが、少し内容をお聞かせいただきたいと思いますが、毎年の商工会から要望書が出ておまして、ことしも来年度に向けて要望書の中に、事業承継活動支援に係る事業の推進についてということで、県では事業承継総合支援事業というのが設定されておられて、これで県下で60件ぐらいがこの事業の対象になられておるようでございますが、本町においては、中小企業活性化事業で、この事業の支援を受けて2件が課題解決に取り組んでおると、そういうようなことも要望書の中にうたっておりますが、この78万円に相当する事業のことについて、こういう県の事業とかとの関連性はないのか、そして、その事業はその事業補助金を受けられる方はどういう事業を対象としておられるのか、少しお聞かせをいただきたいということでございます。

それから、次のもう1点は、文化財保護費のことで、歴史文化保存協議会というので、貸付金が1,000万文化庁か国からいただけるお金を当面貸し付けて、それを年度内に返すというようなお話かと思ひまして、既にこの文化財保存協議会の主催によって、去る12月2日ですか、城下町と天領を結ぶ云々というようなイベントも行われたようでございますが、これ、1,000万ということで、ことしは上限だったのかもしれない

せんが、漏れ聞いたところでは、総事業費は2,000万で、その3カ年継続というように事業が受けられる。そして、その事業は、もともと津和野町が文化財活用基本構想というようなものを設定しておったがゆえにいただけるお金だというふうにも聞いておりますが、今後の向こう3年間におけるこの活用策というか、支援をどのように活かしていこうと思われているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問の事業承継関係、事業後継者支援事業補助金でございますが、これにつきましては、産業後継者の育成基金からお見込みのとおり繰り入れをさせていただいて、今回予算化を計上させていただいております。

内容につきましては、以前議会でもお話をさせていただいた、今のところ島根県下でもこういった基金を繰り入れたような形での生活支援といった部分での補助制度を持っているのは、津和野町だけだというふうに思っております。

そういった中で、今回はまず基本的に産業振興審議会でプレゼンを行っていただいて、委員さんの皆さんの同意がいただけた上で、その答申を町長に上げて、町長のほうで決定をいただければ支援が始まるという形でございます。まず単身で親族の方が事業を引き継いでやっていこうと、向こう10年間はおおむねやっていただきたいと。これがあまりにも何らかの事情で途中で頓挫するようなことがあれば、返還の義務も生じる旨書いておりますが、そういった形でやっていただきますと、生活費等の充当も結構だということでございます。

なお、事業の内容については、こういった事業計画を持っておられるかということは、審議会の中でチェックはさせていただきます。その場合、単身でありますと月10万円掛ける12カ月掛ける2年ということで、2年分でございます。これが仮に御夫婦で事業承継をしましょうということになりましたら、お二人で12万円でございますが、12万円掛ける12カ月掛ける2年ということで支援をさせていただくということでございます。

今回は、12月で既に一応決定をして、もう今度一応交付決定の御通知をお渡しする際も、また広報等でも御紹介はしたいと思っておりますが、製茶業製造小売をされておられるお孫さん夫婦、これが12万円掛ける12月分からということで4カ月ということで48万円、それから1月にもう1件出てくるという予定で今おります。これは、飲食業で息子さんが事業承継をしたいという思いを持っておられるということで、それを予定としまして一応上げさせていただいておりますので、これが10万円掛ける3カ月で30万、合計78万ということになっております。

なお、県の事業承継の補助金でございますが、これにつきましては、直接的にはリンクしておりません。ただ、県の場合は同様にやっぱりそういうことで支援をしようということで、商工会さんのほうがいろいろ手続されておられますが、これは具体的な事

業内容を進める上でのいろいろ補助金であったと、事業にかかる経費ということであったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 先ほどの歴史文化保存協議会の貸付金のことです。文化芸術振興費補助金としまして、文化庁から2月中旬予定で1,470万程度は入金予定ではありますが、先ほど板垣議員が言われましたように、畑迫旧天領地区、日原、旧天領地区と、あと等にありますが今年度の畑迫病院駐車場の舗装が1月に工事をする予定でありまして、2月中旬に入金予定がちょっと遅くなるということがありますので、そのためにこれに上げさせていただきました。

事業的には3年間ということで、約2,000万ずつの予定ではありますが、上段のVRCGの作成等、あと看板等の作成等を考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 2点ほどお聞かせください。

まず、83ページの森鷗外記念館費なんですが、その中に燃料費56万円があります。ほかの施設ではこの燃料費というのが出てこないんですが、なぜこの時期にこれだけの金額の燃料費が上がってくるのかということと、87ページ、これは人づくり事業費、教育魅力化推進コーディネーターの業務委託料が142万1,000円ほど減額している理由をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 83ページの燃料費でございますけれども、森鷗外記念館は冷暖房どちらも灯油なんです。ことし冷房も夏、猛暑でかなり燃料費がかかったというところ、それから今から当然暖房も必要になってくるというそういったところで、ここの部分が不足するというところで上げております。

それから、人づくり事業費のほうでございますが、当初予定をしておりました幼児教育のコーディネーター、この教育魅力化の事業を使ってやる予定で委託をする予定の方が、町内からちょっと転出をされるということになりまして、当初予定していた方の雇用ができないという、委託ができない状態になりまして、それを賃金のほうへ組み替えをして事業を進めたいと、これ県の補助事業をいただくことにして進めておりますので、そういう形で今対象の方を直接雇用という形で雇用することで、今から募集をしていきたいという形で考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 87ページ、1点だけお聞きします。

公有財産購入費ですね、堀庭園ですね、和楽茶屋ですか、購入費で300万上がっていますね。これで、大体堀庭園の個人の私有物というのはなくなるわけですか。全部町のものになるわけですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、今農地とこの和楽茶屋が個人所有で残って、個人と会社ですけれども、農地については農業委員会から農地転用の許可をいただかないと町の名義にできないという状況でございますが、その手続には今申請をしておりますけれども、どうも年内では若干間に合わないというふうに聞いております。和楽茶屋は今回買わせていただくと、今まで持っておられた部分全て町の所有に変わるということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 87ページの今の人づくり事業のことなんですけれども、この142万円が減額されて、今人材がない中で、この成果物といいますか、でき上がってくるもの、委託して、事業化になると思うんですけれども、そういったものが今どういったぐあいで進捗しているのか、この人がいない中で、今年度の事業というのができるものなのか、お願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） このコーディネーターの委託事業というのは、成果物をつくるという事業ではなくて、要はコーディネート業務を委託をするということで考えております。ですので、要は人を出してアドバイスをしたり、保育所と小学校をつないでいただいたり、保育のアドバイスをするというイメージで最初はおったわけなんですけれども、その適任者の方が町内から出られるということで、その委託をする予定だった会社のほうが引き受けができなくなったということで、ちょっと目的を変えざるを得ない状況になっておりますけれども、そのコーディネーター業務を直接町のほうで雇用してやっていただくと、そういうことで今人材を当たっておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 成果物という物ができてこないのはわかります。事業として、その橋渡しをするといいますか、そのソフトですよね、それを結局されなかったということなのか、それとも、事業を直接やるということになれば、委託でなくて自分のところでやるということであれば、今までは何もなかったのか、それともこれまでいろんな折衝とかいろんな、あるいは計画といいますか、こういうふうやっていくんだというものができ上がってきているものなのか、それともまだ何にもなくて、今からぼんとやる事業なのか、その点の確認です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） いわゆる事業イメージというのは、ゼロ歳児からの人づくり事業の系列の中で、こういう人が必要だなという話の中で出てきたものでございます。

実際に、今まで積み上げた事業というのは、この委託先についてはまだ委託契約を結ぶ段階でございましたので、正式に全然動きをとっていないという状況でございますので、全くそういった成果物なり動きがなかった状況です。

今回は、当初は1人を予定しておりましたが、この期間の間では1人はとても無理なので、2人を今予定をして募集をかけているところです。別の事業、つわ暮らのほうの事業でコーディネーターをお願いをしている方がおられますけれども、それと一緒にチームになって学校に入っていただいて、学校のサポートをしていく、それから保育園等にも出かけていただくと、そういったイメージで今考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 二、三点お伺いしたいと思います。

まず、49ページ、名賀地区の農地復旧に伴う表土改善工事が計画されておりますが、これがことしでも最終年度になるのか、今回計上してある表土ですが、恐らく真砂土を搬入されるのであろうと思っておりますが、面積がどのぐらいあるのか、わかればお知らせをいただきたい。

2番目に、57ページ、津和野にぎわいの創出事業、土蔵の改善でございます。これ、同僚議員も質問しておりますが、これは蔵のことであろうと思っておりますが、これを下部に先に工事をされまして、その後、下部が完成して上部のほうへ移っておられるというふうに思うんですが、これはどういうふうな意味でその1期、2期的なことにされるのか、何でその蔵一つを全体を一回切りの契約でされないのか、今回この450万円ですか、計上されておりますが、これは新たに入札でやられるのか、随意契約でやられるのか、恐らく入札ということにはならないと思うんですね。前をとられている工事のやっている会社の関係もありますので、恐らく随意契約でやられるんでしょうが、こういうようなことをちくちく出さんと、一個丸々初めから蔵の何はわかっておるんですが、どういうふうなことでこの分離的な方法でやられるのか、これについてお伺いしたい。

もう1点、59ページの公有財産購入で、津和野の駅前のロータリーを買われるようではありますが、面積がどのぐらいあるのか、わかればお示しをいただきたい。

それで、75ページの青原小学校の校庭のり面修繕工事があるわけですが、これは災害が起きたのか、ただ自然にのり面崩落をしてなったのか、その点はいかがでありますか、お聞かせをいただきたい。

それで、87ページの堀庭園、これも今同僚議員聞きましたが、和楽茶屋の購入費がありますが、この隣に駐車場がありますね、これも一緒に含むのか、面積的にどのぐらいの面積があるのか、建物の面積がどのぐらいあるのか、今後の使用目的も買ってみたいでないとわからんと思っておりますが、今後の管理委託についてはどのようなお考えをされておるのかお伺いをいたしたい。

以上です。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 後山議員さんの1番目の御質問でございますが、名賀地区の農地復旧に係る表土改善工事ということで、2,325万6,000円計上をさせていただきます。

これにつきまして、昨年度名賀地区の災害で復旧しました農地のところでございますが、搬入してきた土の状況が物理的に悪いということで関係者の方々からも言われまして、実証圃という形で昨年度において予算をつけていただきました。そして、ことしの春先から牧ヶ野にあります三つの圃場で表土の物理改善に係る実証圃させていただいております。表土が20センチの厚みで入っておりますけれども、そこを10センチすき取って、粗い砂を入れてみたり、それから土壌改良剤というEBAという種類の液体のものを入れてみたり、何もしないとか、そういったことで四つぐらいのパターンで試験をしております。これで作付は飼料用米ですね、タチアヤカというものと、それからコシヒカリ、この2種類の飼料用米を作付をして、育成を見ていますし、また耕作等の状態も春から夏にかけて状況を見ております。

これに当たっては、島根県の西部農林振興センター益田普及部の職員の方、それから農林課の職員の方等の御協力を得まして状況を見てまいりました。

また、刈り取った後でございますが、根の張りぐあいですね、稲株の根の張りぐあいを実際現地で穴を掘って、株の根張りの状況を見ております。

それから、飼料用米ですので、刈り取りのときの刈り取りの状況ですね、そのあたりもちょっと関係者の方々の御意見も聞いております。

それで、実験をしたんですね、実証圃した結果から、厚さ20センチあると言いましたが、これに10センチほどすき取って、さらに5センチ分の厚みの砂を実験では入れましたが、真砂土がいいのではなかろうかというところに至りまして、真砂土を入れて攪拌して、来年度の作付からしていただくような状況をつくりたいということに関係する方々ともお話をし、そういう結論に至っております。

真砂土を入れるというのは、土の中の、要するに空隙をつくって、そこにできると根がもっと張りやすくなるのですが、砂を入れた状態であると、少しその根張り状況が悪いなというふうにちょっと思っております。それで、真砂土を入れるということに至っております。

これは、今年度において先ほど言いました施工をさせていただきます、それで関係者の皆様方にお返しをすると、引き渡すということにします。したがって、次年度以降は町のほうから手をかけるということはありません。

それから、面積でございますが、対象になる面積は2万1,000平米あります。実証圃で実験したのは6,000平米でございますが、対象となる面積は約2万1,000平米ということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問の、まずにぎわい創出の工事請負費450万増でございますが、これは工事の内容は先ほど御質問ございましたので、お答えをさせていただいておりますように、これは決して1期工事、2期工事で新たな入札ということではございませんで、工事の過程で予定を想定できない工程が必要になったということで、変更契約を予定をしております。

それから、もう1点、津和野駅ロータリーの面積でございますが、1,100平米を想定して試算をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、青小のまずのり面のほうからですが、災害とかいうのではなく、長年の雨等によるのり面、どんどんどんどんやせていくという感じで、のり面崩壊という形です。

それから、和楽茶屋のほうについては、面積でいきますと93.14平米という形になります。

駐車場については現在取得をしておりますので、建物のみという形になります。

管理については、現在守る活かす会と今協議をしている中です。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第140号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第140号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで休憩といたします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第13. 議案第141号

- 議長（沖田 守君） 日程第13、議案第141号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。10番、京村まゆみ君。
- 議員（10番 京村まゆみ君） 歳出で、保険給付費なんですけれども、1億843万4,000円という高額の補正が上がっていて、高額医療費かなと思ったら、高額医療費のほうは2,413万円というようなことなんですけれども、何かこう、大体この時期にこんなに補正で大きな額が上がるもんだったですかというのと、今回その財源として、基金繰り入れが3,000万使われるようなんですけれども、基金から3,000万繰り入れた残りの国保の基金の残額があったかなという気がするので教えてください。残額がどれくらいあるか。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） 今回、一般療養給付費のほう8,600万ほど補正をしておるわけなんです、これにつきましての理由ですけれども、当初予算、通常ですと前年度、医療費については前年度を見ながら次年度上がる要因、下がる要因があればそこを加除しながらつけていくわけなんです、本年の予算も、昨年度を見ながらつけたところであります。しかしながらですね、今年度、実際に運営をしていきましたところ、例年ですと、例年といいますか、昨年度、一昨年度も含めてですが、大体一般療養給付費については4,500万から多くて5,000万程度、一回の、毎月の支払ですけれども、なところなんです、今年度につきましては、今のところ一番安かったのが5,000万、で、多いところで7,100万、大体6,000万程度は少なくともかかっているという状況の中で、今回決算見込みをつくったところ、3月までの支払いが、この状態ではもたないというふうになっております。あわせて、この原因としましてはですね、いろいろちょっと調べてみたんですが、昨年3月から9月、28年の3月から9月までの間に、いわゆる高額療養をされた方、毎月お一人で100万円以上の医療費を使われた方が、昨年場合は24人ほどおられたわけなんです、ことし3月から9月までの間に、その100万円以上の医療費をお一人で使われておられる方が38名おられます。で、その中には当然ながら、継続的に2カ月3カ月、長い人では6カ月ぐらいとか、療養をされておられる方がおります。また、その疾病要因ですが、がんと心臓病のほうはかなり多くふえておるところを、今のところ町として分析をしておるところであります。療養給付費ですので、これについては仕方がないといっちはあれなんです、当然病院で医療費払わなければいけないので、今回こういうような高額なところを補正をしております。それから基金についてですが、これは7月の決算のときにもお知らせをしておりますが、28年

度末残高が3,498万1,843円、で、今回3,000万基金を取り崩しますの
残りが498万円程度となるという予定になっております。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第141号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の
方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第141号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第142号

○議長（沖田 守君） 日程第14号、議案第142号平成29年度津和野町介護保
険特別会計補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第142号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の
方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第142号平成29
年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第143号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第143号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより、議案第143号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第143号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第144号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第144号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより、議案第144号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第144号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 145号

○議長（沖田 守君） 日程第 17、議案第 145号平成 29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 145号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 145号平成 29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 146号

○議長（沖田 守君） 日程第 18、議案第 146号平成 29年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 146号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 146号平成 29年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第19、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	農林業振興について	3月定例会まで
文教民生	〃	学校教育の現状と課題について	3月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	3月定例会まで

○議長（沖田 守君） お諮りをいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議員（4番 岡田 克也君） 議長。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 休憩動議を求めます。

○議長（沖田 守君） 休憩動議が出ましたので、暫時休憩といたします。時間はどのぐらい程度もちましましょうか。10分ですか。それでは11時20分まで、そんなにいらいますか。

○議員（4番 岡田 克也君） 25分くらいまでください。

○議長（沖田 守君） 25分。

○議員（4番 岡田 克也君） 一応25分。

○議長（沖田 守君） 11時25分まで暫時休憩といたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を開催をいたします。

4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 議長、休憩動議。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君より休憩動議が出ました。しばらく、暫時、どの程度必要ですか。10分間ですか。

○議員（4番 岡田 克也君） 暫時休憩でお願いします。

○議長（沖田 守君） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 33 分再開

○議長（沖田 守君） 暫時休憩を解き会議を続けます。

発議。（発言する者あり）だから、議運の発議をされたら議運を開くけえ、暫時また休憩を取るけえ、それから（発言する者あり）いやいや岡田君。（発言する者あり）

○議員（4 番 岡田 克也君） 議長。

○議長（沖田 守君） 4 番、岡田克也君。

○議員（4 番 岡田 克也君） それでは、追加議案として発議を行いたいと思いますので、議長のほう、よろしくお取りお計らいいただけたらと思います。

いいですかね。

○議長（沖田 守君） 発議の内容を言わんにや。

○議員（4 番 岡田 克也君） 発議の内容につきましては、津和野町の庁舎問題の建築移転等に関する件について特別委員会を設置したいと思いますので、議運に諮っていただき、追加議案として日程に追加していただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） ただいま、4 番、岡田克也君から発議が出ました。庁舎等の改修等に関する特別委員会の設置についての申し出がありました。

お諮りをいたします。

この件につきまして、賛同の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 全員の賛成であります。

したがって、これから暫時休憩をして議会運営委員会を開催させていただきたいと思います。よろしく委員長お願いいたします。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 58 分再開

○議長（沖田 守君） 暫時休憩を解き会議を続けます。

追加日程第 1. 発議第 4 号

○議長（沖田 守君） 予定されておりました本日の日程は全て終了いたしましたが、お手元に配付のとおり、休憩中に議員より急遽議案の提出がございました。議会運営委員会でお諮りをいたしましたところ、本日中に審議すべきとの協議結果でありました。

よって、発議案第 4 号津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会設置決議（案）を日程に追加し、追加日程第 1 にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、提出者から趣旨説明をお願いをしたいと思います。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたび、先日全員協議会にて庁舎等の移転改築等についての説明等がございました。町民の関心も高く、この件について特別委員会を設置し、詳細について調査し、町民の方々にお知らせをさせていただき、また議会の議会活動に資するため、この特別委員会を設置いたしたいと発議をいたしました。以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

ただいまの趣旨説明がありました。これに質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、発議第4号を採決します。本案件を原案のとおり決すること賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、発議第4号津和野町庁舎建設問題等調査特別委員会設置決議（案）は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の決定により、この特別委員会は議長を除く議員11名によって構成されます。正副委員長の選任をするため、ただいまから暫時休憩といたします。

午後0時01分休憩

.....

午後0時02分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長が選任されました。委員長に板垣敬司、副委員長に岡田克也、両議員をお願いすることと相なりました。

委員長板垣敬司君より挨拶がございます。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 年度当初から、年度当初といいますが、今回庁舎のことにつきまして、コンサルよりいただいた中間報告、コンサルが出され、示された

ものを内部の討議で周知されて一応の中間報告をまとめられました。その報告書がこれからさらに進化していくわけですが、諸々全協でも説明がありましたが、これから進めていく中で年度末には一定の方向が示されるというふうに聞いておりましたが、我々もその問題については大変強い関心事でございまして、示されたとおり、我々も執行部が検討される部分とほぼ執行部と同等の、やはり我々としても議会側としてその問題について慎重に審議する必要があるのではないか。特に諸々財政事情も確かに、28年度から始まりました普通交付税の算定替え、来年度は5割にもなるかという厳しい財政の中で、（発言する者あり）何か言えということでございましたので。

やはり、発議の設置決議案にありますように、諸々の視点の中で最終的には町民福祉向上の視点でやはり納得いくところでその方向性が見きわめられるべきではないかということで、今後とも議会としてこの問題について慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

平成29年第9回津和野町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞でございました。

午後0時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員